文學士　矢野太郎編

國史叢書

浮世の有様　四

國史研究會藏版

例言

一、本編には浮世の有樣卷之七八及び卷之九上の前半とを採收す。

一、本編載する處は天保八年より同十三年に亘れる雜錄にして、就中卷之七にありては大鹽動亂を細敍し、特に之に關する長濱屋八之助が見聞の記、廣瀨重兵衞見聞記、熊見六竹が筆記、野口市郞右衞門見聞の記錄を、卷之八にありては西の丸炎上、甲州一揆の落著、大坂砂持、丹州織田家の騷動、有栖川宮調達講一件の始末竝に大鹽動亂の落著を、卷之九にありては天保十年の歲柄、唐津侯預所の一揆、尾州家繼嗣の一件等を述べ、且つ滔々として奢侈浮靡に流れ然も天災地異の荐りなるを略記し、聽て天保十三年の所謂水野越前守の改革を記述せり。

一、一般讀誦に便ならしめん爲め、語尾を補ひ、文字を略ぼ一定し、又文中童蒙を惱ましむるが如き箇所には振假名を施す等、何れも旣刊の諸書に異なる事なし。

目次

浮世の有樣　卷之七

浮世の有樣　卷之八

浮世の有樣　卷之九上（前）

目次　續

浮世の有樣　卷之七

大鹽謀叛之計畫す

天滿組與力大鹽格之助隱居大鹽平八郎は、先年町奉行高井山城守勤役中用ひられ、平八郎計り提刀を免され、吟味與力外になきが如し。其頃京都八坂住居神女豊田貢と申す者、切支丹末流にて、大坂にて召捕り拷問に及び候へば、聊責苦に至るのみ不申口。平八郎佛學演舌にて終に罪に伏し、三郷引廻し磔に行はれ候。其頃但馬守轉役平八郎も隱居罷在候。去る申年當奉行跡部山城守學業才智と承り候て、内座へ招寄候て、公事相談も之有る中に、米高直市中施行の儀に付、平八郎が申す條不用是より怒り、再び罷出でず候。尤此度の逆意當奉行を相手取るには無之、天保四年の頃より企て申候由。當年も中々二月頃斯樣の儀に相成候譯合には見え申さず候。正月廿八日同心厄介の內、一味の者餘の儀にて家出致し、行方知れず候故、萬一彼が密謀企を洩らし候はんと心いらち候間、俄に相成候。且攝・河・泉・播の百姓

其政事を誹謗致し、自分の奉行頭人迄も討果し、大坂豪富の町人を燒打ち、其餘米等貧人に與へ、此節の難澁救ひ遣し可〻申間、市中騷動に及び候を承候はゞ、近郷・近村より馳付申すべく、夫々に配分致すべき由を心齋橋河内屋武兵衞を初、本屋へ植字板にて知れざる樣に申付け、作文致すべく候。紙五枚程の物を天より下し候等書致し、村々鄕々へ捨可〻申心掛に候。扨其事整候如何樣の企にて候はんの處、前書の出奔人より心急ぎ、二月十九日堀伊賀守新役故、山城守同道の處にて巡見の砌、同與力平八郎が宅の向なる、朝岡助之丞方に休息の節、一味なる河內般若寺村忠兵衞手下百姓旅行と申しなし、呼寄せ置き不意に押寄せ、兩奉行を殺し、留守は十八日夜詰なる與力一味たる瀨田濟之助・小泉淵次郎、兩人留守宅へ火を掛け申すべき手筈に候處、一味同心平山助次郞變心に相成り、跡部へ其旨密訴致し候間、夜中泊詰なる與力瀨田・小泉と閑室に入れ、吟味致候趣にて、山城守家來兩人を呼寄せ候節、帶刀を取懸り候て、兩人事露顯と心得刃向ひ候故、小泉淵次郞をば討寄せ、奉行所にて斬殺し申候。瀨田濟之助は逃出し、裏手垣を押破り、平八郎方へ參り候に付、

今は是非に及ばず。十九日の朝自宅より近隣人大筒を以て燒之煙の中に支度致し、自宅に火を懸け押出し、天滿天神堀川境迄殘らず放火致し、天滿橋迄押渡し申すべく存候處、御鐵炮方同心御城代家來橋の前後に固め居候間、よしや一重相破り候ても亦橋向にも之有り、爰にて手間取るも殘念とや存候はん、天神橋へ參り候處、橋折り切落し候間渡り難く、終に難波橋へ參り候に付、未だ杣の京橋へ斧を打込候に付、追散し押渡り、鴻池初め今橋筋の豪富の町人共へ大筒放火、燒立々々東奉行所へと志候にや、高麗橋押渡り候處、奉行出馬にて場合惡しく、平野橋を取て返し、思案橋より亂入る。淡路町にて奉行は玉造京橋與力等加勢出馬故、大筒を居ゑ、其人數打倒さんと向ひ候處、小筒與力·同心放し候儘にて引退き、思ひも寄らぬ横合を迫り、先に進み來候玉造與力坂本源之助·柴田勘兵衞、同心山崎彌四郎·糟谷助藏を始め、一同筒口を揃へ打立候間、雜兵等散亂に及び候。大筒打手·捧島縮緬小袖に黑き羽織著用の者、大筒を仕掛居候を、横合より右の仕合故組直さんと致候內、坂本源之助彼を狙候玉込致す內、用水桶脇に一人の賊小筒以て出で、源之助が大筒先に狙

大坂城守護の準備

居候を狙ひ、今や放さんとするを、與力同列本多爲助見留め、二聲程聲掛け候へば、源之助は一向大筒元を狙居候を存申さず、爲助是非なく賊徒へ小筒で玉込致し狙候。源之助・爲助、賊徒此玉の鐵炮一同にはつと打ち候趣にて、源之助は陣笠の左の端を賊に打拔かれ、爲助が鐵炮で賊徒の笠の上をすつて外し申候。源之助が鐵炮はかの大筒先の腰を左より右へ打拂ひ候間、忽ち倒れ申候處、與力・同心一度に聲を掛け立寄り申候。此時一同賊徒右往左往に散亂致候。山城守下知にて大筒先の首を取り、槍に貫き持歸り申候。此餘亂玉に打倒れ候賊徒兩三人、淡路町高麗橋へ散亂の節捨置き候は、百目玉車付大筒三挺・四五貫目玉木炮一挺・火藥・葛籠拾計り程長持二棹・旗二本・槍四五本・具足櫃二つ・大小一腰皆々奉行の手へ取入申候。此長持内に百姓へ散らすべき落文多く之有り候由、右にて市中も放火は之無く、廿日は餘煙廣がり、谷町迄燒け申候。

一、御城守護の儀は他へ洩らすべきにあらず候へ共、京橋は未だ米倉殿在府に付、明き申さず。追手玉造は桝形内へ大筒三挺出し土俵に居ゑ、外へは柵を結ひ、甲冑

諸士役宅を固む

へ火事裝束を著け、御城代家來與力・同心相固め、其餘は尼ヶ崎の松平遠江守手勢・岸和田岡部內膳正手勢罷越し、左右陣列。郡山松平甲斐守手勢闇峠迄勢を出し、御下知を相待ち申候。高槻永井飛驒守も近く口上の使を以て、御下知を相待ち申候。

一、跡部山城守云ふに任せ、玉造御定番遠藤但馬守・御目附中川半左衞門指圖にて、玉造與力は坂本源之助・本多爲助・柴田勘兵衞・蒲生熊次郎・脇勝太郎・石川彥兵衞・米倉伊次郎七人、同心三十二人、但馬守殿用人畑佐秋之助陣代として出勢致候。京橋與力廣瀨次左衞門・沖鐵之丞・淸水理兵衞・武藏八十之助、同心召され御役宅の固め致候。

一、山城守に附添ふ與力七人・同心三十二人平野町邊にて、西奉行伊賀守に出會ふに付、伊賀守手へ脇勝太郎・石川彥兵衞・米倉伊次郎の三人同心召連れ、先へ陣列渡し候節瓦町へ押行き、西方より立狹申すべき段、勝太郎申聞候へ共、伊賀守先づ見合候樣指圖之有る內、源之助打留散亂と相成申候。

一、十九日夜八つ時に至り、俄に指圖、賊集り候はん事氣遣はしく、御鐵炮奉行御手

洗伊右衛門組下召連れ、大坂より二里餘在方保科口口預り所長興寺村御焰硝藏固め罷越す。

一、筋鐵御門其外玉造固め與力・同心、隱居・次男・三男都て十五以上男子等罷出で候。筋鐵の手にて落行き候賊兩三人召捕り申候。

一、玉造丸御藏新御鹽噌奉行堀田甚兵衛・仁科次郎太郎以差遣手玉造へ篝焚き申候。

一、御本丸は御番衆十六人張御城代御上り、度々西番頭北條遠江守殿與力・同心相詰め、東番頭菅沼織部殿組與力・同心玉造を固め申候。

一、場所外固めの外、甲冑著用に跡部山城守は勿論御城內にては、東番頭（玉造方守候殿なり）遠藤但馬守殿計り、餘は火事裝束計り。

一、御藏奉行を以て、玉造御藏より五百俵差出し、雜人兵糧御舂屋に於て焚出し候は、御鹽噌奉行相詰め指圖致し候。

大坂大變に付姫路より人數

姫路より出勢

壹番手

武具小笠原助之進、組三十人・小頭一人・具足。同久松辰吉、右同斷。大目附根岸源太兵衞。使番鈴木善之介、上下二十人・具足。旗奉行深津補之助、右同斷。中目附小林權太左衞門・中野啓次・川端戸右衞門。硝方小幡孫次郎、上下五人。鈴木彌三郎、上下五人。高橋岩藏、上下五人。

貳番手

武具永井彌市、上下廿人。大筒三挺、人數不知。旗奉行福島市郎兵衞、具足上下三十人。武具谷九郎兵衞、組卅人・小頭一人・具足。右同斷高須與右衞門、右同斷。長柄奉行蘆谷卯兵衞、組三十人・小頭一人・具足。騎馬吉田孫右衞門、上下廿人・具足。同内海宗次郎、同斷。同間原覺右衞門、同斷。同岡田出來藏、同斷。同西松五太郎、同斷。同丹羽新助、同斷。同赤堀左源太、同斷。同重田三十郎、同斷。同井上理左衞門、同斷。同山口長左衞門、同斷。番頭河合孫一郎、上下八十人・具足・淵田伊三郎。大目附黑田權左衞門、組三十人・小頭一人・具足。中目附岡部順藏、上下五人。中目附荻原兵藏、上下五人。同田島藤馬、上下五人。太鼓方大澤善七、上下五人。

貝方大山伴平、上下五人。大筒四挺、人數不ㇾ知。騎馬人内高須隼宇野左馬藏、下人廿人。同同内三間定藏、下人廿人。家老高須隼人、家來百五十人・下部七十人・鐵炮廿挺・弓廿張・槍廿筋・高須隼人内書役永井梶五郎・同根淵貴八。一足一本、細井市太夫・深瀨精左衞門・佐治幾藏・本田辰藏・福田軍十郎・長谷川郡治・本間益五郎・大塚秀三郎・戸田惣左衞門・牛込十左衞門・戸倉左源太・岩松鋪三郎・福島信次・高橋伊三郎・境野源助・柴田九郎助・鈴木小市郎・八森傳五右衞門・村角權十郎・矢野又兵衞、右二十人槍一本。使番河合宗兵衞、下人廿人・具足。醫師中根善堂、家來十五人。鐵炮方下田五郎太夫・三保宗之進・熊谷來之助・高須傳内・松原善藏・豐田粧藏。武具布川丈太夫、組三十人・小頭一人・具足。乘方下境惣左衞門・田中銀介・三原友七。旗奉行治田牟十郎、組廿人・小頭一人・具足。硝方砂川金次・小林伊三郎・池谷周五郎。他事方高橋善右衞門、添人五十人・大工五十人。中目附三石友右衞門、上下五人。秋間磐八、上下五人。金井小左衞門、上下五人。米澤牟之丞、上下五人。宿割中村辰藏・關口萬助。

總人數二千五百人餘、馬百五十疋餘、長持五十棹。

大鹽叛亂勃發の狀況

右天保八丙二月十九日大坂在天滿與力町より出火亂妨一件に付、三月三日申の刻江戶表より早打使を姬路へ御入、卽夕戌の刻より寅の刻迄三番手迄御出立有之、一番手は西の宮迄二番手は兵庫迄乘出し候處、大坂より惡黨亂妨相治り候に付、入込に不及候旨被仰上候故引取有之候。

長濱屋八之助が見聞の記

一、天保八年丁酉二月十九日朝辰の刻、天滿町與力大鹽平八郞・同格之助・瀨田濟之助徒黨の者共、放火・狼藉市中亂妨致し候。先づ最初與力町大鹽向に朝岡助之丞宅へ一番に四方より大筒を打込み放火致し、東照權現宮を燒き、其外與力町殘らず放火。夫より西與力町へ廻り、方々火を放ち、寺町より天神宮・佛正寺・與正寺等へ火矢・鐵炮を打込み、十丁目を南へ渡り、方々大筒を打込み候て、天神橋を南へ渡懸り候に付、討手の衆中橋を切落し懸り候故、直に難波橋へ廻り船場へ渡り、一番に今橋通り鴻池善右衞門宅幷に土藏等へ大筒を打込み、天王寺屋五兵衞・平野屋五兵衞・山本三次郞等を始め方々打廻り、高麗橋筋にて三井・岩城等を始め所々へ打込み、上町

へ渡り方々打込廻り、米屋平右衞門を始め處々へ放火致し、又候船場へ渡り米屋喜助・炭屋善五郎・同彥五郎・茨木屋萬太郎・鐵屋庄右衞門等を始め、其外豪富の大家を目掛け、數十ケ所大筒を打込み廻り申候。誠に其有樣恰も軍の如く、右張本人大鹽平八郎の出立は、鍬形付の兜を著し、黑き陣羽織下に鎧を著し槍を携へ、其外徒黨の者共銘々下に著込を著し、陣羽織・野袴或は立付・火事頭巾等著用致し、雜兵共は茶色の法被(はつぴ)、或は紺の法被等一樣に揃へ、各〻白木綿の鉢卷を締め、槍・長刀或は刀・脇指・鳶口等の獲物々々を提げ、大筒五六挺・鐵炮廿挺餘、其外白木長持・革葛籠・白旗・半幟・吹貫等、其外兵糧に至る迄用意致し、凡人數三百人餘引率致し隊伍を亂さず列を正し、人を見掛け「味方に附けよ」と異口同音に呼罵り、否と言はゞ一討と拔身槍を振廻し、縱横無盡に斬廻り、悠々として市中を致横行致し、猥に亂妨・放火恣に致狼藉候故、忽ち一面に四方八方より黑煙と成り燒出し、折節風烈敷焰を飛ばし、猛火天を焦し鬨の聲地を動かし、以の外の大變に相成申候。大坂市中不殘燒亡し焦土に致し候と申觸らし、市中の騷動・周章不大方、上を下へと混亂し、諸人不意の事に候

大鹽の軍裝

大鹽の炮術方殺さる

へば、誠に恐驚し老若・男女東西に逃廻り、南北に駈迷ひ、別て老人・子供・女子或は病人抔歩行成難く候者は、逃ぐる事も不叶途方を失ひ聲を限りに泣叫び狼狽廻り、大筒の音に膽を消し、槍・長刀の白刃に魂を飛ばし、死人・怪我人夥しく誠に心痛ましく哀れと云も愚の事に候。　併右大變蜂起白晝の事といひ、諸人利欲を離れ今限衣服・家財等に至る迄打捨置き、老人・子供を相扶け、取物も不取敢皆我一と逃行き候へば、死人・怪我人等格別數多無之候。右惡黨者の爲に鐵炮或は槍・長刀・鳶(カ)(口脫)等にて手負ひたる者餘程有之由、或は火に包まれ井戸へ飛込み、又は船に飛乘り彌が上に乘込み候て沈み候船も有之候。　右の混雜を窺ひ盜賊共方々徘徊致し、恣に惡事相働き申候。　諸人木津・難波・住吉・堺・尼ヶ崎・池田・伊丹其外近邊の在に逃行き候者夥敷、誠に大亂世と相見え、此上如何相成候事哉と恐居候處、十九日八つ時頃淡路町一丁目にて、右炮術方鐵炮に取卷かれ打殺され候故、　飛道具は不殘御取上げに相成候て、諸人少しは安心の思を致し候。　今一時手後に相成候はゞ、大坂中一軒も不殘燒亡し可申候處、折能く討留候故外町無難に相殘り申候。　斯く大變に相成候事故尼ヶ

大鹽徒黨の警戒を嚴にす

崎松平遠江守殿・泉州岸和田岡部美濃守殿、兼て當地御手當の事に候へば不ㇾ申及、攝州高槻永井飛驒守殿・播州明石松平左兵衛督殿・丹波龜山松平紀伊守殿、其外麻田靑木甲斐守殿・和州郡山柳澤甲斐守殿等の諸侯方より、追々御加勢數百人武具・馬具用意にて警固に被ㇾ馳向ㇾ候。御城代土井大炊頭殿・御定番・御加番、御城固め嚴重にて、誠に美々敷事に候由。御奉行其外諸役人・諸家藏屋敷役人衆、銘々槍・長刀悉く拔身にて、鐵炮・切火繩にて方々相固め被ㇾ成候。誠に稀代の珍事に候。火消方面々精々相働候へ共、何分風烈敷其上右亂妨の者共火矢・大筒にて、爰を先途と放火致し候事故、容易に難ㇾ相防、同廿日夜亥の刻に漸く鎭火に相成申候。夫より右徒黨の者共討手の役人方へ令ㇾ出張、市中は勿論京街道・紀州街道・南都道、尼ヶ崎街道・淀川上下三十石船其外出口々々、官道・野道・間道に至る迄嚴重に御穿鑿、往來人武士・坊主は不ㇾ申及、男女諸賣人等に至る迄、一人吟味に相成申候。其外諸國諸侯方へも早々人相書を以被ㇾ觸廻ㇾ候間、其所の地頭・領主より在々・山々・谷々迄御吟味有ㇾ之候に、何國へ逃行候哉、右奸賊首領大鹽父子其外瀨田・渡邊・近藤・庄司を始め、一騎當千の族一人も

大鹽等跡をくらまし人心兢兢たり

相見え不レ申。船にて九州路等へも逃行候哉と、津々・浦々迄御吟味有レ之候。其外殘黨餘類の輩、或は一味同心致し候百姓共は、不レ經レ日して數多御召捕に相成候へ共、右肝心の張本人未だ手廻り不レ申候故、衆人如何相成候哉と渡世向賣買も餘所に致し、銘々すはといはゞ疾く逃行く用意のみ致し、日夜危ぶみ居候事に候。二月廿八日御觸には「右惡黨者共の內、重立候者は追々召捕或は自殺致し候へば安心致し、渡世向商賣其外是迄の通り雛祭り等可レ致樣」被二仰出一候。京都も右狼藉人蜂起致し候哉と、禁裏御守護不二申及一、諸寺・諸山門を閉候樣伏見・山崎・八幡迄、京都兩御奉行始め出張被レ致候由承り候。誠に未二曾有一の騷動に有レ之候。

一、右燒失船場にて中橋筋より東、北濱より南は安土町迄、東堀へ燒拔申候。上町にては京橋六丁目八軒屋邊より、南は本町橋筋北側迄、松屋町筋・骨屋町筋・御祓筋・善安筋迄、但し兩御奉行所無レ難天滿にて川崎より堀川一筋內迄不レ殘、北寺町・同心町・津國町・南市場迄不レ殘燒失、此度の大變尋常の火事ならず候へば、諸人狼狽、住宅を打捨、逃行候へば相應に商居候者も丸燒に相成り、哀なる事共に候。

大坂放火の慘狀

一、右類燒人の內極難澁にて、親類方へも可㆑便處無㆑之者は、道頓堀中の芝居・角の芝居・其外若太夫・大西の小屋々々へ御救有㆑之候て、皆々入込申候。凡二千餘人日々罷越居候樣承り申候。尤朝夕は白粥、晝は握飯三つ宛御與へ被㆑成候由。其外町人よりも米或は炭薪・香の物・味噌・鹽・茶等に至る迄施行差出し申候。然る處三月四日より別に御救小屋御修造にて、天滿組支配天滿橋北詰・同組支配南詰竝に南組支配・天王寺御藏跡、已上三ヶ所へ小屋出來に付、右の處へ御救置被㆓成下㆒候。誠に御仁惠の程難㆑有事に候。

一、右類燒に付、其外難澁の者へ、御城代樣より玄米二千石爲㆓御救㆒被㆑出候。其外町人より錢百貫文・十貫文・二百貫或三五千貫宛追々差出し候。加島屋作兵衞は錢一萬貫文差出し申候。

一、三月五日曉寅の刻、東照宮神輿天滿川崎社假宮造營に付、還御有㆑之候。御城代・兩御奉行・和田壽八別當其外諸役人御供にて、嚴重の事に候。但し右大火に付神輿生玉北向八幡社へ御立退有㆑之候。

張本人召捕らる

一、右奸賊の者の內重立ち候張本人御召捕に相成り、不ㇾ申殘黨・餘類の面々は追々御召捕に相成候。瀨田濟之助河內恩地と申す所にて縊死と云ふ。庄司儀左衞門は此頃紀州にて被₂生捕₁、當所へ御引立日々嚴敷拷問に相懸り居候由、色々浮說申觸らし候。瀨田藤四郞且濟之助の妻子召遣し、下女三人共に和州にて被₂召捕₁候由、但二月廿八日の事に候由、南都同心松田七九郞召捕り候由承り申候。

大鹽跡を眩ます

一、大鹽平八郞當時行衞不ㇾ知候故、或は渡海致候と云ひ、又は甲山に楯籠と云ひ、或は切腹致し候共云ひ、或は吉利支丹の邪法を學び、妖法を遣候て形を隱し居候共云ひ、浮說區々に候。右此度の亂妨致候趣意相分不ㇾ申候へば、世人かく落首致しけり。

我爲か人の爲かは知らねども切支丹やら何したんやら

一、右亂妨大變後も東御奉行晝夜甲胄を脫がず、嚴しき御要害之あり候。

松平主計頭來坂

一、御上使松平主計頭殿三月十六日當地御著。平野町總會所に御逗留。同十六日御歸府、但し右は今般の一件に付、御上使御出坂と云ひ、又御定番御引渡の御役共云ひけり、

綾川豊吉吟味を受く

大鹽父子自害す

一、相撲取綾川豊吉といふ者、兼て大鹽氏と心易く出入致候故、右發起騷動の節、直樣駈付候處、「味方に附けよ」と申し、無レ據承知致し、折を見合逃出し候處、一旦參り合候事故、御番所へ召され御吟味有レ之候由承り申候。其外右等の事共數多有レ之候。

一、大鹽平八郎父子大坂市中勿論、近國・近在・山々谷草を分けての御穿鑿有レ之候處、何處へ隱れ居候哉頓と行衞相知不レ申候。然る處天罰難レ遁、三月廿七日當地靱油掛町美吉屋五郎兵衞と申者の方に忍居候風聞有レ之候に付、同朝五つ時御奉行所より召捕の爲め、内山藤三郎其外組の衆數十人被二差向一候處、内より焔硝にて火を放ち、黑煙の中にて悴格之助の首を討ち、自分も共に自殺致罷在候。直樣火を防ぎ死骸相改め候處、大鹽父子相違無レ之由にて、御奉行所へ右死骸駕籠に打込被二相運一候（但し右駕籠は近邊の醫者方にて御借被レ成候由長棒乘駕籠に候事）、先づ右大鹽父子召捕られ候故市中穩に相成り、諸人安心致し申候。其節三郷町中御觸の寫左に、

口達

去月十九日市中放火亂妨に及び候、大鹽平八郎幷同人悴大鹽格之介儀、油掛

大鹽召捕に付いての口達

町美吉屋五郎兵衞方に忍居候風聞有レ之爲、召捕組の者差向候處、兩人共自殺致し相果候。其外徒黨の者共追々召捕又は自殺致し候間、其段令二承知一無二掛念一普請等致し、諸人共無二危踏一賣買等可レ致候。

右の趣三郷町中不レ洩可二申聞一候事、三月

右の通被二仰出一候間町々末々迄入念可レ被二相觸一候已上。

三月廿七日酉上刻　北組總年寄

美吉屋五郎兵衞自殺す

大鹽父子を圍置候美吉屋五郎兵衞と申者は、更紗染屋にて、元來大鹽へ心易く致二出來一今般亂妨の一件に付ても、陣幕或は幡幟・手掛等迄相染申候由御疑有レ之、先達てより御吟味有レ之候。其節町預けに相成居候內、如何致候て大鹽父子を圍置候哉、薄薄風聞有レ之候故、前夜より美吉屋近邊十重・廿重に取卷き御圍有レ之候由。翌廿七日早朝內山差向ひ、「尋常に切腹致候哉、猶豫に於ては討取可レ申候」と互問答に及び、最早天罰可レ逃處無レ之哉思ひけん、自殺致し相果て候。

一、玉造與力大井傳次兵衞久離悴大井庄一郎右徒黨の一味にて候處、三月三十日京

大井庄一郎捕らはる

都にて被召捕候由。右庄一郎儀今般の亂妨一味の風聞有之候故、玉造御定番遠藤但馬守殿御計らひを以て、「庄一郎親を召寄せ勘當致し候者なる哉」と御尋有之。親幷親類共へ早々搜出る首討取可差出候樣」可申聞候由、直樣親類共方々相尋申候處、一向に不相知、終に京都にて生捕に相成申候。遠藤殿の智略可賞。

米價騰貴し非人乞食なする者多し

一、去甲年諸國違作に付、米穀至て高直の處、右亂妨火災後、搗米屋に仕込有之候米穀幷町家自分一己飯料に貯置候米穀等、燒失致し候事夥しく有之候故歟、又は當春已來兎角雨繁く降續氣候不順に候故歟、當時米穀其外何品不寄、食料の品物は格別に直段高價に相成候て、小前の者共は勿論、一統に令難澁候。末々・小前の者は大困難に及び、或は渡世糊口の致方無之者共、非人・乞食に相成候者夥しく、又は子を川に投入れ、夫婦諸共水中へ飛入り溺死致候者も有之、又は縊死候者數多有之、皆飢渇に逼り世を無果思ひ候ての事にて候。實に哀なる事共にて候。別て非人・乞食等食物を囉候事も不相成、青腫となり、道路巷街に行倒れ、餓死致し候者日々數多有之。

世澆季に及び天災地妖愈多し

一、此節疫癘流行致し、病死致候者夥しく有之候。世も澆季に及び、天變・地妖・飢饉・疫癘・亂妨・火災と相成、此上如何相成可申哉と色々申觸れし浮說に雷同致し、諸人危踏恐居候事に候。乍併日月未だ地に不墜、神德尙炳然と有之候へば、太平の治世何事も有之間敷とも云、種々浮〔說脫カ〕有之候。

一、此節惡黨者方々所々致徘徊、强盜・追剝又は口過難出來候破落戶共、豪家へ大勢踏込み酒飯等を乞ひ、否と云はゞ致狼藉可申と押乞致し、或は搗米屋其外諸商賣の家々に猥に踏込、押買等致し、價等不相渡掠取逃行、或は夜陰追剝・押入其外小盜人（以下脫）

廣瀨重兵衞見聞記

廣瀨重兵衞が見聞記

二月十九日致亂妨候者、名前幷取上候武器類書上之寫

先手

中備

一、木筒壹挺　一、大筒貳挺、大鹽格之助・大井庄一郞・庄司儀左衞門（但右三人共外に十匁筒一挺宛携へ罷在候由。）

一、木筒貳挺、大鹽平八郎（大總將）・渡邊良左衞門・近藤梶五郎・白井幸右衞門・橋本忠兵衞・茨田軍次・深尾次平・安田圖書・上田孝太郎、（但良左衞門始、外七人之者儀は、大將分の由）杉山三平・西村利三郎・高橋九右衞門・柏岡源右衞門・同傳七・志村周次・堀井儀三郎・阿部長助・曾我岩助。但中備之内より立代り、後陣よりも相加り候由。尤槍・長刀携罷在候由。

後陣

一、木筒貳挺、瀨田濟之助・竹上萬太郎・平八郎中間（喜八・忠五郎・七助・金助・十四才松本麟太夫）

右之外駈集候人足百七八十人計御座候。尤此分右侍・百姓共にて、召捕當時入牢。

但松本麟太夫儀は、高麗橋通松本寛吾と申す醫師の悴にて、七年以前より平八郎方へ寄宿、學文等致し罷在候由。此度の一揆に加はり、淡路町堺筋にて御先手人數に打亂され逃去候、後召捕に相成候。

武器類

一、拾匁筒拾挺、（此分取上げ有レ之。尤多分與力屋敷にて集取候品に付、追々主相分り候分はもどし遣さる。）一、三匁筒七挺・槍長刀廿筋餘・大小十四五腰・具足八領・救民之四半幟壹本・旗三梳・帆木綿幟壹本・半鐘一・螺貝二・〆太

鼓一・葛籠二・長持一、
右之品々は皆取揚有レ之。此外に有レ之候へ共、雜物故不レ印。
一、板木師市田次郎兵衛・同河内屋喜兵衛・［　　　］・同源内、此四人は黃袋入。觸書を仕入れ候者、外一人喜兵衛雇人、江之子島東町船大工次助（此者大筒の臺火矢等拵候也。）
右夫々召捕入牢又は手鎖等被レ仰付レ候事。
平八郎元妾尼ゆう・前書橋本忠兵衛娘當時妾ゆき。　今川弓太郎但平八郎實子。
去十二月廿三日妻ゆき出產のよし。　下女五人但尼は下の者共攝州澤上村上田與右衛門方へ引取候よし。召捕。　〆十三　大尾。

落し文てふもの（別紙缺げ書寫有レ之。）

右の物大熨斗紙四枚半に、堅物板行するなり。尤五文字・七文字程宛、小刺にして板木彫刻せしものと相見え、板木の繼目と覺えて、行々に梟口ありて無器用なる認方に見ゆる。譬へば鰥寡孤獨に於て尤も哀みを加ふべくは是仁政之基と被レ仰置。右の口みぶりは前末同樣也。　そは彫刻師も何の書も不レ心付レ、請合候樣の手段と思はる、

落し文連判の名前

夫れにて板木師三人計り御召捕に相成、嚴しく手鎖被仰付候由。三月上旬の噂也。右紙面堅く卷物にして黄色薄絹の袋に入れて、裏に大神宮御祓、鋤にて、堅く張附ある。

但し連判の末に畫圖有之候。

連判名前

一、三月廿七日油掛町美吉屋五郎兵衛宅にて自殺〆貳人共與力大鹽平八郎・同同格之助。一、忍知村山中にて縊死、同瀨田濟之助。一、二月十九日未明遠國方役所にて御公用人に被打殺、小泉淵次郎。一、召捕與力大西與五郎・同心吉見九郎右衛門。一、河州田井中村にて自殺同渡邊良左衛門。一、行方不知同河合郷右衛門。一、三月八日自宅燒跡へ立戻り見事に切腹同近藤梶五郎。一、於南部召捕同庄司儀左衛門。一、返忠同心平山助次郎。一、召捕伊勢御師安田圖書・御弓組同心竹上萬太郎。一、入水吹田神主宮脇志摩・玉造與力大井岩三郎。一、召捕守口村白井幸右衛門。一、京にて召捕般若寺村橋本忠兵衛。一、召捕般若寺村柏岡源右衛門・同傳七・松田軍治・高橋九右衛門。一、行方不知弓削村西村利三郎。一、召捕猪飼野村木村主馬助・深尾次平。一、南部にて召捕上田孝太郎。一、行方不知志

村周次。

右連判狀は平八郎所持立退に付、此餘不分明の由。 右は生捕庄司儀左衛門白狀の由に御座候。

落し文入の袋

落し文入の袋左の通

裏に張
太神宮
八寸五ア
伊勢
天より被下候
村々小前の者共へ

御師曾禰二見太夫とあり

木筒

一、大鹽平八郎・同格之助は剃髮致し逃去候。 當日所々及放火燒拂、步行淡路町堺筋にて、先鋒の者三人鐵炮に當り打殺され、右に恐怖して皆々武器捨置き、石邊の井戸へ投込み逃去候由。 其節鱗太夫召捕り、大體當日の成行き相分り候。

一、取上候武器の外、棒火矢其餘火術道具樣々有之候。

一、木筒は松の木にて、丸さ差渡し一尺計り丈、半間餘、穴の差渡し七寸許も有之、

大井庄一郎　庄司儀左衛門　渡邊良左衛門　近藤梶五郎　白井幸右衛門　橋本忠兵衛

外には竹の輪入有之。尤離ぬきに有之候。

一、庄一郎は玉造口御組與力大井傳兵衛悴にて、先立より久離に相成候。

一、儀左衛門は全體平八郎槍の弟子にて、當日格別剛勢に相働、打節大筒火巡り兼候付、附木に火を附置き乍ら、火口を覗き候砌、過て火傷致し、片手不自由。且焰硝の煙眼中に入候哉。歩行少々不自由にて右人數逃去候節邪魔に相成候哉、於途中にまかれ候由。

一、良左衛門も剃髪致し、右村にて自殺致し餘人を頼候哉、首切有之。

一、梶五郎も其砌は一緒に逃去候得共、致如何候哉、立前一人當月八日夜窺に立戻り、居宅燒跡に殘候雪隠の前邊にて切腹致し候。殊の外見事に有之候由、首も鹽詰に致し有之。

一、幸右衛門は質屋渡世にて、至つて身上柄宜敷候由。是も伏見表にて御召捕に相成候。

一、忠兵衛逃去候折節、平八郎家内の者に出合ひ、一集に旅行。江州路にて京都め

松田軍次
瀬田濟之助
竹上萬太郎
獵師金助

御役手に召捕られ候由。

一、運次〔軍カ〕は御城代にて御召捕の由、其外は先の連判の上に書入候通り。

一、濟之助は一旦逃去候へ共、手當嚴しく且は諸向御手配にて出張。御役方多く難逃去、是も剃髪致し甚だ見苦敷相成り、忍知村山中にて縊死致し、死骸は當時鹽詰に相成候。

一、萬太郎、騷動の前夜平八郎方にて荷擔人一統酒宴相催候砌立去、翌日右一條を承り、血判致しながら當日朝未練發心致し、家族の家へも申聞逃去候抔と申陳べ、其場より逃去候。所々・方々へ立退き、無致方、又々中山寺邊若口と申茶屋迄立戻り候。同人方にて御召捕に相成り候事。

一、獵師金助は至て鐵炮の名人にて、平八郎より兼ねて被相頼候樣にも相聞、既に當て連參に付、歩行にて召捕に相成候。

一、百姓共百七八十八の內には、隨分剛氣の者も有之、是等は刀・脇指を貰ひ帶刀致し、且は槍など用ひ候由。

平八郎は今川義元の裔なり

大西與五郎

吉見九郎右衛門

一、大工次助の外にも兩三人有ㇾ之、召捕御調中に有ㇾ之候。
一、平八郎は今川義元の末孫の由にて、則ち實に今川弓太郎と名乘らせ、又平八郎所持の兜は、義元より相傳の由にも聞傳へ居候。是も取上げ有ㇾ之候。
一、連判卷は平八郎所持致居候哉不ㇾ見。當荷擔人追々召捕り上げ申候て、先づ名前計り相分り申候。
一、濟之助・淵次郎は連判に加り、企の次第助次郎返忠にて相顯れ候に付、十九日早天淵次郎一人奥向より呼びに參り、生捕に可ㇾ致と捕に懸かり候處逃去候に付、遠國方御役所に於て御手打に相成り、右の樣子聞付け、濟之助裏手土塀を飛越え逃歸り、平八郎方へ急に鐵炮を打出し候。
一、與五郎は連判に不ㇾ相加ㇾと申候へ共難ㇾ聞、專御取調有ㇾ之。乍ㇾ併騷動を聞付け逃行候砌帶刀不ㇾ致、過口にて先其廉にて當時入牢、忰善之丞も入牢に相成有ㇾ之候。
一、九〔郎脫カ〕右衛門右企の次第平八郎折を見合せ、諫言も可ㇾ致と、最初より右の次第は變心致し、身を隱し心得に候哉、當日騷動を聞付け、五百羅漢・堂島迄逃行候處被ㇾ

召捕候。

一、郷左衛門も同様右企は不承知に候へ共、師弟の間柄故、斷りの申様も無之、且は剛勢に恐怖致し、一應斷の上諫致し誡候處、殊の外平八郎に叱られ、少々手込に合候由、右騷動十日程前に出奔致し候。

一、助次郎は返忠にて、企の次第露顯致し、當時は江戸へ遣有之候由。

一、志摩は吹田村神主にて、平八郎伯父に有之。當日人數に加り、其後居宅へ歸り、養母を及殺害、其身切腹可致處死おくれ、其儘近邊川へ飛込候由。

一、觸書は所々・方々村方へ手を廻し投込、又は張置、百姓共を手に入候手段に有之。態と御祓札張り有之。

一、焰硝玉の鉛船など夥しく買込有之。革葛籠に入れ、皆々取込み有之。

河合郷左衛門
平山助次郎
宮脇志摩

江戸より到來狀の寫

於江戸
松平甲斐守家來へ

大鹽一件に付江戸より來狀の寫

大坂町奉行組與力大鹽格之助父隱居平八郎頭取、與力・同心幷百姓共徒黨致し、火矢

等相用、大坂町中所々へ火を懸け及亂妨候に付、早々人數差出し召捕可申候。時宜次第打拂ひ斬捨に致し、且著込も相用ひ候儀勝手次第可致候。尤樣子に依り候へば、出馬をも可致候。酒井雅樂頭・松平遠江守・青山因幡守・岡部內膳正へも人數差出し候樣相達候間、可被得貴意候。　二月

右同斷

此度大坂町奉行組與力大鹽格之助父隱居平八郎頭取、大坂町中及亂妨候に付、早速人數差出候樣越前守殿より、御書附を以被仰渡候。依是在所播州姬路早打差立申候に付、心得申上候。　於江戶　酒井雅樂頭

熊見六竹が日記　大坂出火

頭註此以下は熊見六竹が筆記なり

一、天保八年丁酉春二月十九日丁卯好天氣西南風朝五つ時、天滿與力町の東四軒家敷與力宅より出火。追々廣くなり、東天滿不殘類燒。尤此出火石火矢にて燒立候出火故、殊の外火早く、同日正九つ時頃難波橋より石火矢を引渡し、第一番に、鴻池善右衞門宅を石火矢にて三度打候處、忽ち燒上り、夫より三井・岩城等の吳服店又は鴻池屋庄兵

衞・同善五郎・平野屋五兵衞・天王寺屋五兵衞杯段々打立て燒立候處、暫時に船場一面其火と相成候。船場西は北にて中橋筋迄、夫より東へ段々寄り、下にては難波橋筋邊にて、南の方安土町南側迄不ㇾ殘類燒。夫より上町は八軒屋より段々、尤米平へ石火矢打込候由。天神橋燒落し、上町西は川端東へ東御番所迄、夫より下は谷町筋内本町迄、南は去年の燒場迄。誠に廣大の大火なり。但し兩御番所幷思案橋東詰にて四五軒不思議に相殘り候由。

一、抑〻當一件は天滿與力大鹽平八郎・同苗格之助（平八子息）・瀨田濟之助父子・小泉幷同心組近藤梶五郎・庄司儀左衞門・渡邊良左衞門等の逆謀にて、石火矢は炮烙火矢又は棒火矢の由。石火矢五挺共云ひ又は八挺共云ふ。第一番に與力町不ㇾ殘右石火矢にて燒打、夫より段々市中に及候由。天滿東照宮御靈屋天神社黃門御堂抔不ㇾ殘類燒。

一、石火矢を難波橋引渡り候節、天滿市の側東より引出候を見懸け候。人各〻遁候て見受候者有ㇾ之。又橋を渡懸け候處、向より石火矢引來候故、驚き皆々散々に逃げ候處、或人南詰にて遁路なく、西の欄干より飛下り岸岐にて見受候處、橋七八分位の

處にて西欄干の間より一と放し致し、北濱の俵屋と申す宿屋の西隣酒屋へ打當、艮の刻火燃出る由、夫より鴻善の西横町へ引附け、鴻善横裏より一と放し、又表へ廻り二つ三つ打込候處、早速燃上り候由。尤裏より打候故に立退き可ㇾ申由、案内致し候と申す事なり。

鴻池燒かる

一、鴻池大方丸燒け、土藏三四ヶ所燒落ち候。鴻池善五郎は向ひ故、直樣打込候由。扨鴻庄は其次に打込申候。尤其節未だ店の者多分殘り居候處、立退可ㇾ申案内致し候由。土藏目塗り致し候間もなき故に、土藏不ㇾ殘燒落候由。但し石火矢は土藏一ヶ所より打込不ㇾ申候へ共、餘は類燒の由に相聞申候。

一、鴻池本家鴻庄にて金銀澤山に奪去り候由、風聞相聞え申候。

三井兩替店燒失をまぬがる

一、鴻池より天五・平五を打潰し高麗橋筋へ出で、三井兩替店を打候積りにて、表の暖簾を引ちぎり居候內、石火矢を引通り過候て、兩替店は難を遁れ候由。類燒も不ㇾ致大に仕合なり。石火矢打候に暖簾邪魔になり候由、後來相心得長暖簾懸け申度きものなり。

三井呉服店へ亂入

一揆平野町にて散散に敗る

一、夫より三井呉服店を戸を大槌を以て二ヶ度打摧き候て、おたれの上の窓へ向け石火矢三打。其後入口より藏々へ打當て、殊に唐物藏は戸前を開き打候由。夫故一番に燒落申候。其次岩城を打摧候事三井同樣の事。

一、夫より平野町へ出候て、茨木屋萬太郎を〔脫カ〕候積りの處、茨木屋は早朝四つ時は立退き、長町下屋敷へ皆々遁行き一人も居合せ不ㇾ申、殊に表側餘程毀ち有ㇾ之候を見懸け、此處を行過ぎ候處、茨木屋の内より公儀の伏勢起り、忽ち玉藥持を鳥銃にて打伏せ、其外鳥銃凡二三十挺にて石火矢に附添居候百姓共を打散候處、石火矢引き乍ら淡路町へ難波橋筋を遁行候處、淡路町にて又々尼ヶ崎の勢に出會ひ、鳥銃にて打倒され、槍にて突かれ、此處にて大將と覺しき者一兩人打取られ申候由、此處へ死屍三つ、一つは首なし。此淡路町の東にて槍にて突伏せられ候死屍一つ。

一、此死骸の殘りの首は、廿一日晩方又々不ㇾ殘公儀より斬歸り候由。

一、此處にて大筒・石火矢一挺公儀へ御取上げに相成候事。

一、此處の近邊にて、廿一日に井戸より鐵大筒二挺引上げ申候由。十九日御取上げ

井戸より鐵大炮出づ

に相成候を、直樣臺の車を離し、井戸へ打込置き候のなりと申沙汰す。但し十九日に此處にて一挺取られ候由風聞候へ共、二挺取られ候哉とも被ㇾ察候。

諸橋の慘狀

一、蘆屋橋・今橋燒落ち、高麗橋・平野橋・思案橋等或は半分又は少々落懸け、危うく相成候由。但し通行はかなりに出來候由。

一、天神橋は燒落ち、橋杭水の上に一二尺計り相見え申し候。

一、此度の總大將大鹽平八郎父子天滿より行方なく落行申候。幷に瀨田濟之助・近藤梶五郎・渡邊良左衛門・庄司儀左衛門（三人は同心）以上落行申候。

一、十九日朝樋口氏與力某（善人の部）方へ火事見舞に行候處、同席に木屋善七（伏見町唐物屋）糟谷某の息小鼓抔居合候由。然る處表に鳥銃の音頻りに聞え候故、出て見候處、鳥銃處々に鳴り、拔身の槍・長刀・劒抔を持ち徘徊する者多く、石火矢を東より引來り打放し候を驚き、家來を連れ其儘遁出し、天神橋へ來り候處、通し不ㇾ申故西へ遁來候處、靑物市場邊にて一人拔身の槍にて乾物屋の表の物を突碎き居候が、樋口氏を見て、槍を以て向ひ來り候故又々取て返し遁候處、跡より追懸け來候故、最早間近く相成、

無據一刀を拔立戻り斬拂はんと致し候へば、勢に恐れ候哉遁行候由。其時自身も亦天神橋へ來り候處、通行出來候間漸く遁歸り候由。扨々危き事なり。自身の話なり。

一、篠崎の西隣山田屋大助と云ふ者、天神の社南門を出候時、東より石火矢を引來り大音聲にて「住來の者早く遁げよ危い〳〵」と呼はり候故、東を顧み候處、石火矢に旗を立て、大將と覺しき者鍬形打つたる兜を著し、羽織・袴の侍手に火繩と采配を持ち附添居候を十間計りに見懸け、驚いて一散に遁歸候由。

一、或人難波橋北詰へ出候處、東より石火矢を引來り候故、驚き西へ遁げ尼の屋敷にて見受候處、大將と覺しき「者焰硝を持來れ〳〵」と頻りに呼はり候得共、焰硝折節なかりしや、如何致し候か、其内橋を南へ石火矢を引渡しけり。橋の上なる人々一度にどつと遁行きしを見懸けたり。橋の北詰にて斯く呼はりしは、大根屋を打潰さんとの爲なりける由、後に風説せり。

一、或人曰く其時橋詰の青物市場へ、紀州侯の荷物を揚げ候に付、惡黨共石火矢に

凶徒紀州侯の荷物を打たんとす

て打たんとせしかば、荷物附きの人二十人計り、「是は紀州樣の御荷物なるぞ、慮外すな」と呼はり「打たんとならば、我々を打つべし」と云ひければ、其人に向ひ空筒を打ちければ、人々ぱつと散りけるとぞ。

一、或者難波橋を半分渡りける處へ、石火矢を引來り候故、驚き立戻り遁げけるが、こけたりける其上へ追々こけゝる。欄干を持ち漸々立上り一散に遁げければども、橋の南詰にて石火矢に追詰められ、欄干を越へ岸岐え飛下りすくみ居て、南詰の俵屋の西隣の酒屋を打つを見たりと云へり。

一、天滿十丁目筋鳥居通り北へ入る所に、山本屋治兵衞と云ふ木綿屋は、我等知る人なり。其向に紙屋あり、其家へ吉田屋藤兵衞船津橋北詰の砂糖屋出火見舞に行き酒飮み居候處へ、ばら〳〵と來る故、覗き見候處、一人店の紙へ焔硝を懸け火を附け候故、驚き候て「御助け御助け」と呼はり候處「助けてやる、裏へ遁げよ」と云ふ聲と「殺してしまへ」と云ふ聲と一時に聞え候故、其儘家内諸共裏へ遁出候處、石火矢を表の二階へ向け打放し候由、跡を見ずして遁出たりとぞ。是亦危き事なりける。夫故山本屋は丸

羽州の僧
雪堂惠源

燒に遇ひたる由、今廿二日迄山治に逢はず。

一、天滿南は大川、西は堀川、北は寺町通迄。東は川崎野原迄一圓に類燒。朝五つ半時より九つ時迄に燒込す、誠に早き火事なり。

一、羽州の僧雪堂・惠源と申すは、七絃琴の上手にて歲六十計り、書も能く書き申候。堺筋淡路町北へ入る西側の裏に寓居せり。出火の節手廻りの物を持遁げんと表へ出で、南の辻へ出かけ候處、辻の眞中に石火矢居置き有之候故、驚き立戻り軒下にイみ居候內、大勢辻にて石火矢を見物致し居候者有之、甚だ悠々緩々たる事なりける。暫くして石火矢を少し西へ引戻し候故、此隙にと一散に南へ走り、人影十人計りと思ふ程行過候處へ、南より鳥銃持ちたる人三十人計り來り候て、「辻へ出火此處を打て打て」と頻りに下知する聲の聞えけると、一時にぽん〳〵と夥敷鳥銃の聲聞えける時、南の瓦町の辻近くにてこけたるが、此和尙のこけた脊の上を、三四人も踏越えたりと覺ゆる時漸、起上り、北久太二丁目某寺へ遁行たりとぞ。察するに此所は彼首なき死骸の有りし處なれば、南より來りしは尼ヶ崎衆なるべし。扨此話を聞くに、

石火矢を大勢見物し居たる抔甚だ緩々したる事なり。天滿を引き歩行たる時も、甚だ優長なる事にてありける由は、車を曳くに無據捕へられて、暫時曳いて能き程にて遁げたる者の話なりけると聞きし事。

一、石火矢の前に小旗三本、三社の託宣を書ける由、大旗は上に二つ引き桐の紋附き、下に救民の二字ありける由、何れも白縮緬に染込の幟なりける由。

一、逆賊大鹽平八郎始め同人黨の出立は、肌に著込樣の物を著用、上に具足を著たるもあり。火事羽織もあり。色々ありけるとぞ。又兜を著たるもあり。兜頭巾もありけるとぞ。百姓の方は常體の日庸體なりける由。

一、蕗州子曰く「與力町へ火事見舞に行きたる時、出掛に石火矢を引行くを見たれば、一人白垢を數枚重ねたる者附添ひたり。大方賊首大鹽ならん」と云へり。

一、十九日出火天滿と聞き、我等天滿與力町邊に一向知音もなければ、五つ過堂島船大工町難波屋・鶉屋抔へ行き、火見より火を見るに、驟の事故暫時店にて話し居候處、角力取歸り「今日の火事は恐しき火事なり。鳥銃拔身にて一向近邊へ行かれ不

申、遁歸る由」申候。店方にて話しゝは、「與力町に喧嘩抔出來斬合候由、自燒して切腹致すならん。四軒屋敷故多分大鹽氏對手ならん」抔話したり。扱歸りにも處々にて其噂計りなり。歸宅後船場へ火移りける後、逆謀の由風聞人々驚き擾亂となれり。我等ゟ荷物片附け、廿二日夜此迄を認め終りぬ。

一、當一件は一朝一夕の企に無ㇾ之由、西御奉行樣御巡見の御通行天滿へ御出の節、七つ時にも相成候へば、其節途中にて變事を起し、直樣旗上げ可ㇾ申巧にて有ㇾ之候處(從ㇾ是上は風聞の說也) 十八日夜泊り番大鹽格之助與力小泉某・同心兩人其手都合內々申合せ居候處、立聞の者有ㇾ之、早速公用人槍を以つて小泉を突留め候處、格之介は稻荷の社を越え遁亡候由風聞。(此一條後に岡氏の文面にて實說相分り候。)

一、十九日御巡見は十八日御觸有ㇾ之候處、十九日早朝俄に延引の由、御達し有ㇾ之。

一、或說に云く、十八日夜小泉某返忠にて內々巧の段、御奉行樣へ申上候に付、大鹽父子幷瀨田(濟カ)才之助御召寄御吟味對決中、返答に行詰り候節、格之介刀を拔き、小泉某が腕を斬落し候に付、御奉行樣御怒りにて御手打に可ㇾ被ㇾ成候處、瀨田(濟カ)鍋之助抱

留め候間、其隙に大鹽父子遁去候由、瀨田は連判切腹致し候共申候事。

一、十八日夜守口村吹田の百姓に施行致し遣候間、十九日曉天より大鹽宅へ皆々可レ參候由申觸候由。夫故早朝より百姓追々大鹽宅へ參り候由。北より走來候百姓共、大鹽は何處に御出にて御座候哉と相尋走り參り候者、何十人共不レ知と風聞。

大鹽市民を語らふ

一、十九日朝大鹽宅にて百姓に申聞け候は、「此度萬民救の爲市中を燒打に致し候間、一味仕り石火矢の車を押行可レ申段申聞、不承知の者數人斬捨て候に付、百姓皆々恐れ一味致候由。後に大鹽家宅燒場に死骸六つ埋め有レ之全一味に背き候者と被レ存候。

一、十八日夜八つ時過天滿與力町にて、合圖の烽火三つ上げ候由。

一、十九日朝百姓の目前にて、自分の妻・格之助妻子等不レ殘斬殺し候由申候。或說には伊丹紙七と申す者へ、十四日頃大鹽平八郎婦人を五六人召連れ參り、預置歸候故、家內には兒女の類一人も無レ之共申す事。

大鹽の扮裝

一、十九日與力町へ火事見舞に參り候人、石火矢押行くを見掛け候處、石火矢に附添居候者一人、白無垢の袴幾枚も重ね候者兜を著し居候由。其傍に拔身の槍又は刀

凶徒の器具

を持候者數人附添ひ居候由。長刀も一人有之候由。白袴は大鹽平八郎也と申候由。

一、十九日多坂氏（與力にて善人方）へ見舞に參り候者承り候は、早朝多坂氏の門長家の壁を摧き、蘆の長さ三四尺計りにて、圓行燈位のもの一把擲込候處、忽ち火發し長家・屋根・床も一時に碎け候由、併し能防ぎ候哉、多坂氏一軒は殘申し候由。門前は拔身奔走致候由見請歸り申候。歸路裏の竹藪を切開き、遁退き候由。藪間龍吐水の幅より五六寸も廣く候に付、棄置候龍吐水を立戻り取歸り候由、此人は平生臆病らしき人に候處、今度は餘程勇氣の働に御座候。此一條自身の話なり。

一、十九日淡路町一丁目某家内夫婦・子供二人・下女口人の處、主人長病、妻は熱病にて平臥。下女も病氣の處火事近く相成候處、頃長柄村親類より參り、妻を駕籠にて連れ、主人を負ひ遁退候節、下女・子供兩人を背負ひ家を出でて半町計り參候處、拔身の眞中故下女病中と云ひ、旁、以斃れ候て、漸、起上り後を顧み候處、已に其家へ石火矢を打ち、黑煙纏ひ候。見ながら遁退候由。

一、同日天滿燒き歩行候節、旗三本三社の託宣幷に桐の紋の旗は前條に記する如し。

其外に題目の旗一本有レ之候由、見請候者有レ之の事、其外旗竿に卷附け有レ之候旗數本有レ之候由風聞。

一、十九日或人大鹽方へ見舞に行き候處、大鹽拔身の槍を提げながら、「其方は味方致すべくや不レ致哉」尋候間、恐敷候故、「御身方致すべし」と申候へば、□て振り、飯二つ兵糧と唱へ相渡し、又喰はせもさせ、扨「何ぞ武術を心得候哉」相尋候間、「弓を少々致候由」申候へば、早速弓矢を渡し候間、彼弓矢を持ち跡に付いて、十丁目筋邊にて隙を考へ遁歸候との事。

一、十九日又或者參候處、以前之通申聞け承知の上、金子二兩差出し、「是を持て」と申候間、其者申候には「金子は用意御座候」と辭退致し候へば、「然らば車を押せ」と申すに付車を押し、是も天神の東横町邊より遁出し、難なく遁歸り候由。

一、握り飯は五合の飯を二つ宛に握り候を、長持に凡そ五棹も有レ之と申す事。此五棹の飯出し候事、小人數にては相不レ成儀、如何致し候哉と申居る者有レ之、是は實說哉否哉を知らず。

一、伊丹の某と申す馬士兩人を正月何れの頃か召寄候處、一人は不參、一人は參り候處、金子五兩與へ、「其方に相賴候用事有」之候。近日に人足入用に候間仕立申すべく、其節可」申遣」由」申聞候て歸宅の後、不參の一人へ右金子見せ候處、其者後悔致し參候はゞ、「我も五兩貰ひ可」申に」と申居候由。其後十八日夕俄に右の者を呼寄せ、金子十兩與へ、人數何十人とか仕立て申旨申付候由。因て其者伊丹に歸り、彼一人にも申聞かせ、人足賴候へ共、夜中と云ひ急なる事にて人足一人前一朱宛可」遣申」候得共、一人にも出來不」申故、今一人の彼不參後悔致候者と二人連にて、又々大坂へ參り候道にて、間道より歩行き途中何か道々一人々々まき〳〵參候間、彼一人拾取り見請候處、お祓の裏に紙を附け、「今度萬民救の爲、大坂市中燒打に致候間、皆々加勢可」致候旨」書附け有」之候に付、彼者驚き遁歸らんと致し候處、先の一人大に怒り、脇指出拔き斬付けんと致候に付、早速遁出し漸〻遁歸り候由、先の一人は參り味方致候哉、又は他所へ出奔にや歸り不」來との事。

一、十九日朝大鹽內に居申候若き書生、是は高槻か淀かの五百石も知行を取候侍の

大鹽藏書を賣りて市民に施行す

子息の由。勿論一味同心の腹心の若者に候處、大鹽命分にて「兜を著よ」と申候へ共、著不ν申故、强て申候へ共、一向承知不ν致候處、引捕へ咽笛を抉り殺し候由。

一、當月六日大鹽平八郎所藏の書物五百兩計りの物を賣拂ひ、市中へ施行に金子を遣す由にて、書林四人に申付け、入札にて兩度に賣拂候由。尤先の一度に賣拂候節の金子、天王寺邊端々へ施行に遣候由。二度目の金子は施行に施し候事は無ν之との事、此一段正月下旬より略ゝ相聞え申候。施行の節長文句のちらし版木に彫り配り候由、此ちらし如何樣の書面なるや知らね共（淡路町邊の井戸より揚候書物別紙に寫渠亭に其書有ν之）施行は亂妨前故、人々能く存居候。實說無ν相違ν也。

一、同廿日の說に、「各施行の儀は、平八郎隱居の身分にて（天滿與力の隱居は格錄共無ν之者故、町人も同樣の事との御叱の由）氣儘の致方なり」と、御奉行にて御叱り有ν之候處、平八郎申し候は、「斯る時節柄上より被ν仰付ν、大坂中豪富の町人に申付け、大施行可ν致申處、左樣の事もえ不ν致、都て某の施行を御咎候事不ν得ν其意ν候」抔、上を不ν憚法外の言共申出候て逝歸り、夫より逆謀を思付候抔との風聞有ν之候へ共、中々左樣の急速の事にては無ν之哉との風

說、翌廿二三日頃相聞候也。廿日頃には專ら是無㆓相違㆒樣申觸らし候事。

一、又或說に云く、右施行の御糺しの節、返答に行詰り、歸り候後御奉行樣を怨み、弑逆の惡謀を思ひ付候とも申す事。

一、又或說に云く、西御奉行樣近來御出の節、兩御番所御立會にて、平八郎を召出し被㆓仰付㆒候は「其方儀未だ老人と申すにも無㆑之事故、斯る時節柄再勤致し、政事御手傳可㆑申旨」御叮嚀に御賴の處、平八郎大に立腹致し何か惡言を致し、不承知申し立歸り、其節より謀逆存付とも申候事。

一、又或說に、去冬平八郎東奉行所へ申出候には、「當時米價殊の外高直に相成候間、下々貧窮の者難澁仕候。何卒富豪の町人共へ被㆓仰付㆒、御城の馬場に於て大施行被㆓取行㆒、一人前餘程の金子與へられ、幷近年の闕所米を市中へ施行被㆑成候へば、一軒前二三俵も當り可㆑申候間、さ候へば市中餘程の潤にも可㆓相成㆒候間、早々取行ひ被㆑成度」との事故、御奉行にも尤に被㆓思召㆒、則ち十八兩替へ被㆓仰付㆒候處、町人共御斷申上候筋有㆑之。御聞濟に相成、闕殊の外立腹致し、夫より隱謀を企て、兩御奉行所幷豪

富の町家を、今度打破りに懸かりしなりとの風聞。
一、或說に云く、元來去年來出雲屋孫兵衞と申合せ、江戶へ廻米の手段有之候處、江戶にて出雲屋の同類被捕召此儀白狀致し隱謀露顯に及び候間、出雲孫は御吟味最中故、俄に旗上げなりとも申候事。
一、廿一日平野町邊の井戶より、鎧にて御出候由。尤公儀役人取出し罷居候を見受候者の風說なり。取出し候節、早速古葛籠樣の物へ被入候間、如何樣なる鎧なりしや相分り不申候事。或者の云く「是は鎧ではなし、鎖帷子にて揚羽の蝶の紋（賊首大鹽の定紋也）附きたるなりし」との事、又其邊の井戶より白縮緬の幟一本引出し候由。是も公儀役人取揚候を見請候者の咄の由、如何なる旗なりしや知らず。此等は實說なれ共何れが實說なるや分り難し。是やこれ啌にて誠にもありつくしなるらん。

岡翁助の書狀

玉造與力岡翁助殿より道修町五丁目原左一郎殿へ來狀の寫し。（但し原氏の子息の妻は翁助殿娘故緣者なれば）
昨日は御手紙只今始て歸宅拜見仕候。十八日夕泊番より歸宅不仕候仕合、十九日

午時東奉行山城守殿より、玉造方與力・同心御賴に付、無餘儀與力五人・同心廿人罷越し手傳仕候。 同日八つ時頃淡路町二丁目にて、大鹽組の者平士二人士分と思しき者一人打留め申候。 夫より大鹽方何れへ參候哉、相知れ不申候。 廿日夜には玉造町中燒討との流言に付、餘程の手當致候處、何の沙汰も無之候。 一昨日には東奉行・御城代より、段々の御賴に付、守口へ大鹽組在之由に付、打取可申樣被相願罷越し候處、守口庄屋三郎兵衞留守中へ參及吟味候處、何れも不相分。 夫より吹田村へ罷越し吟味致候處、是も同樣。 乍去此地にて平八郎伯父罷在候。 召取り申すべき心得の處、此伯父權八郎と申者、致切腹候由に付、引取申候。 昨日伏見にて平八郎家來二人、守口村三郎兵衞三人手に入申候。 未だ平八郎住居相知不申、扨々面白き事共に御座候。 十九日より時夜迄伏不申候へ共、草臥不申候。 右の事兩三年目に有之候へば、術を退け不申は大慶仕候。 一兩町奉行衆京橋組與力は腹卷計り著用致候事にて、玉造方は平八郎如きに、右樣の手當等は不致申候。 乍去平八郎組か打出し候鐵炮、玉造方陣笠へ當り打拔申候へ共、一人も疵負候者無之候。 唯今

より御城入に付、荒增申上候。尙拜面御咄可ㇾ申ㇾ上候　以上。

當廿二日　ひがし

西樣

右書狀の名當の處西樣と有ㇾ之は、原氏の事。東よりとあるは岡氏自身の事にて、懇意の緣者故、東西にて事濟候事と相覺え候。道修町五丁目は玉造より半里も西に相當り候故、如ㇾ斯歟。

一、廿一二日平野町邊井戶の內より、革葛籠一つ出申候由。內には書物類入れ有ㇾ之候と申す風聞。如何なる書物なる書物とも見たる人なし。

一、同じ邊の井戶より槍又は鐵炮抔も出で候由風聞。

一、難波橋通り何れか、路次の內に槍一本棄て有ㇾ之候と申す者あり。

一、勘助島にて大鹽組十四歲に相成候者被ㇾ召捕ㇾ候由。此者大筒を能く打ち候者の由、但し廿一二日頃也但し此者大鹽出懸列に□歲にて松本林太夫と有ㇾ之、其者ならんか。

石火矢鐵炮の者召捕らる

一、十九日八つ時頃、石火矢を平野町東より引來り、茨木屋の前より南へ一二挺引

行く處、淡路町二丁目にて此石火矢・鐵炮召捕られ候由。尤大鹽組遁退候節、自身に井戸へ槍・長刀・刀・石火矢・鐵炮の類拋込置き候哉共被ㇾ察候。大鹽組の遁退候節は、衣類も脱替遁退候哉とも申す人有ㇾ之候。

一、十九日七つ時頃、堂島巴の辻にて、鐵炮かたげ候平士二人其邊の者集り、討斃し捕へ候由。又蜆橋を北へ一人遁候者有ㇾ之候をも捕へ候との事。

一、吹田西の社の神主は其頃信濃守と申す由、平八郎弟也と申す事。此者前文岡氏書狀中に有ㇾ之。權八郎と申すは同人異名也。此者切腹と申す噂、其後養母を槍にて突殺し（一説には刀にて兩段に切候とも、）百姓一人に手負せ候處、村中の者驚き表門に集り、彼首騷動致居候內、裏の竹藪を切開き遁亡候由。其跡妻子被二召捕一、養母の死骸は御檢使立ち候て相濟み、吹田村は人出入一切禁制致し居候由。

一、傳法屋親類右邊の在に有ㇾ之。其大庄屋の後に御米藏有ㇾ之。其廻りに大池あり。其緣に人一人伏居候を危み、百姓二三人見に行き候處、大に叱候故皆々驚き引返し候へば、直接に咽へ刀を突刺し、其儘ざんぶとはまり候。早速神崎御張へ訴出で候

へば、役人御出被ㇾ改候處、切腹致し有ㇾ之、仍て首切落し持歸られ候。其後死骸を長持に入れ來る樣被ㇾ仰付ㇾ候て、大に騷動致候事右傳法屋へ見舞に見え咄有ㇾ之候。是誠の吹田村の神主也。

一、又或說に右神主宅吟味致し候節、庄屋二人一町程も手前に牀几に懸かり、百姓大勢先に立たせ候處、氣味惡しく候てどや〳〵申居候處、中に强氣の者兩三人竿の先へ提燈を括附け、わつと差出し候處、提燈の弓外れ候にや、そりやこそと遁出し候へば、跡の庄屋も牀几を返し、どつと一同に遁出し候。何の事も無ㇾ之候故又々詰寄せ、今度は漸々四五人內に入り候へば、味方の內よりやいと一言惡ちやり申候故、又々先の如く周章(あわて)候事、實に可笑き次第なりと申候事。

一、此玄蕃信濃守事、十九日早天長柄の渡場にて申候には、「我等も此渡場渡り候事今日限なり」とて、金一歩渡守に遣す。尤火事裝束に槍を持居候由。扨其後其邊の穢多村へ行き、穢多を驅催し加勢に參り、終日相働夜に入り、吹田村へ引取候由風聞す。

一、本町邊の人、十九日出火見舞に參り候處、石火矢に出會ひ、惡黨共不ㇾ知見物致し居候處、先に鐵炮二三十挺切火繩にて行き、次に旗立て大勢拔身にて火事裝束を著し參り、其次石火矢、其跡拔身刀三十人計り、其次革葛籠三荷、其次又拔身槍刀三十人計り、其次長持一棹、又拔身三十人計、其外色々物有ㇾ之候由、都合二三百人も有ㇾ之候由。難波橋を渡候間、跡に附參り候處、橋の中程迄石火矢放し候に驚き後へ遁戾り、本町へ遁歸り候處、本町辻にも亦、拔身槍・刀二十人計り立並び居候に驚き、其脊(うしろ)を通り候處、「前を通れ」と申候故前を通り、漸々歸宅致候由。本町の拔身は御手當の御人衆なりけり。扨天滿にては、諸人一向逆謀とは不ㇾ心付候故、優々たる事にて皆々見物致候程の事なれば、船場へ渡り候て人々始めて驚ける故、類燒は過半丸燒の由。

一、廿一日船場井戸より引揚げ候槍・大筒と申すは、十匁筒なるべし。石火矢は皆木筒なりけるとぞ。

一、十九日に大筒打ち步行き候節、東與力町にて二挺破碎け、西與力町にて三挺破候由。大筒都合八挺の處、五挺は與力町にて破れ、船場へ引渡り(しカ)には三挺にて有りけ

るとぞ。

一、或人廿五日與力へ見舞に行候處、主人は留守にて僕計り圍ひを致し居しが申候は、「船場は大に仕合に御座候。八挺の石火矢五挺は與力町にて、三挺引行候なり。八挺皆船場へ行候へば、大變無ㇾ此上ㇾ事、大坂中を燒可ㇾ盡も知れず」と申居り候。

一、「二十三四日頃野嗚邊か、惡黨の內一人切腹致し居候由風聞。

一、同日頃闇峠にて、一人縊死居候由具足著用の儘に候故大笑なりと申事

一、廿六日實說相分候。大鹽父子專ら江州彥根にて被ㇾ召捕ㇾ候由風聞致候へ共、是は人違にて候と被ㇾ存候。彥根家中の子息一人、大鹽門人にて大坂へ參り居候へば、亂妨の節相離り居候由。夫故彥根へ落行候哉と申す事、鳥井本より高宮へ越し、山中にて被ㇾ召捕ㇾ候と申す事此人ならんか。

大鹽召捕の風聞

一、四つ橋の下より刀五本水中より取揚げ候由。惡黨共の抛込み置候なりとの風聞、但し八本抛込み置候と申す事。

一、庄司儀左衞門の妻乳吞子を抱へ、下部一人を召連れ、兵庫の親類へ落行候處、一

向に寄不ㇾ付候故、有野屋德藏を相賴み候處、是も本人はえ不ㇾ留段々の賴みに、下部の持居候包み出預り置候。三人は宿へ行候處、早被ㇾ召捕ㇾ候。有野家內不ㇾ殘大坂表へ御召出に相成候。右は實說。其外惡黨共の妻子皆々緣者へ預置き候處、其頃早速被ㇾ召捕ㇾ候と申す事。

一、大坂宅燒跡に兜の鉢一つ・刀の身二本燒けて有ㇾ之候。見知候者有ㇾ之候。

一、勘助島にて召捕候十四歲の者、白狀に、「去年三月頃より炮烙・火矢の玉を數百も張りて計り居申候」との事。

一、一件以前に焰硝藏にて、革葛籠に二つ焰硝を相求候處、焰硝藏にて餘り澤山に買候故不審致し候處、何れか御大名方の御賴の由、焰硝藏にも買人大鹽故其儘に相渡し候由。但し其節角力取二人にて脊負歸候由風聞。

一、十九日淡路町にて被ㇾ打捕ㇾ候侍分と覺しきは、大坂近邊の神主にて、炮術師範仕候者打殺され候故、大鹽組大に力を落し、夫より落行候事。坂本源之介是も炮術師範仕候者、右同邊にて被ㇾ打殺ㇾ候。

一、廿五日召捕人二人（實説從是上）胴丸駕籠に網を著せ來候由。此召人は與力・同心にて、廿三四日頃大坂近邊にて手に入申候なりとの事。但し廿一日伏見にて被捕候大鹽守口村庄屋樣にては無之候。

一、忠間と申す人の咄に「難波新地の緣家へ見舞に行き承るには、十九日七つ時頃火事裝束にて、拔身の槍刀にて二十人程皆々に申候には、「權現樣を和泉の岸和田へ奉送、堅固（警カ）の役人なるぞ、驚く事なかれ」と申し、南へ行候。其邊の者誠にと存居候處、東照宮樣は生玉へ御越に候故、皆々不審致し居候處、大船一艘何丸共不知、行方の不分る船有之、是全く大鹽組船にて遁出し候哉と皆々存居候事。」

一、中國屋の親類茨木にて大庄屋、此村尙御城代の領分に候。其故右庄屋百姓數人召連れ又同御領の庄屋是も百姓を召連れ、御城へ御窺に出候處、定路は吹田村への討手にて差支候と存じ、京橋への道へ巡り候處、渡場の堅固（警カ）皆槍・鐵炮にて相改、無障相濟又候哉京橋にて、鐵炮の火蓋を切り拔身にて押捕に懸かり候故、我等御城代へ窺に出候由申し候へ共一向不聞入、皆々繩に懸り候。其故庄屋兩人は頭へ疵を請

上町石火矢の爲め燒かる

け、人足も餘程怪我或は袖を落され、又固障子被を拔捨抔を致し、大に騷ぎ申候。今朝河内より來る大鹽組の百姓、多く此所にて被召捕、同日故斯不思仕合に及候。然れ共御正しの上早刻相濟申候。

一、十九日石火矢一挺高麗橋を渡り上町へ行き、八軒家より邊を打ち、夫より米平を打候故、上町の類燒殊の外火早く、殊に大火に相成候。

一、十九日に加島久加作抔を打立候由流言にて、此邊の者大に恐怖致し遁惑候なり。按ずるに、石火矢八挺なればさも有之處、三挺に相成候故、西邊へ持來候事不相叶と被存候。

一、鴻善は石火矢打候を內より戶を鎖し、疊三疊宛重ね防ぎ、其隙に土藏を目塗り致候處、大鹽組大槌にて戶を打碎候故、疊前へ倒れ候處へ、石火矢打込候間、皆々裏へ遁出候由。

一、或說にはさにあらず。裏より打込候に驚き、皆々土藏戶前鎖し候て、目塗も不致遁行候故、藏へ火入候。但し三ヶ所也。亦二疊は重置き打候處、疊へ小さき矢の

如き物、幾つも火になり候が立候との事、遁後れ候者見請候と申事。

一、又或說に、鴻善奧方表より大筒打込候に付、大に周章藏へ遁込候處へ鐵炮を放し候。其故死去被ㇾ致候との風聞。但し後に實說は、衣裳藏一ヶ所・手道具藏一ヶ所・納屋藏一ヶ所此內米も漬物も有ㇾ之候故、漬物藏或は米藏抔と風聞致候。右三ヶ所火入申候事、

鴻池の藏を燒く

一、十九日平野町・茨木屋にて見居候者有ㇾ之。石火矢平野町東より引來り、直に難波橋筋を淡路町へ引行候や。茨木屋前にて鐵炮にての出合は、無ㇾ之候と申風聞有ㇾ之。前文に記置候とは大違の事なり。何れか實說なるやを知らず。

一、天神表門少し西北側の餅屋表通を、十丁目へ大筒引行候を見て、大に周章店の戶をさし切候。惡黨者偏執を起し、竹箒へ火を懸け、軒裏を燒廻り候。其故家裏は土手の石塀にて遁道無ㇾ之、家內不ㇾ殘燒亡候由。

野口市郞右衞門見聞之記錄

野口市郞右衞門見聞の記錄

一、天保八年丁酉二月十九日朝五つ時、天滿川崎御組屋敷大鹽平八郞宅より出火の

由、例の通り人足夫々差出し候處、右平八郎を大將と致し同志の者餘多、手に槍・長刀・白刃を持ち、大筒にて同人北側朝岡助之丞宅へ打込み、其外或は火を懸け亂妨に及び候に付、大坂三鄕火方人足の者共も難二近付一、前代未聞の騷動に相成申候。乍レ併家家へ亂入の已前旗樣の物を持ち步行き、無レ程燒打致し候間、大切の品持逃候樣申候て、其後白刃にて人々疵付不レ申樣追拂候申合と見えたり。扨平八郎一隊は組與力町東西共不レ殘火を懸け、天滿十丁目筋へ亂騷致し、一隊は東寺町天神境內・天滿御堂佛照寺邊へ火を懸け、木炮を車に載せ曳き步き、天神橋へ一集に相成押寄せ候に付、御公儀の令にて右橋板を役人村人足を以爲二切落一候。因レ之惡黨の銘々難波橋へ走り付南側へ相渡り候。但天滿市中へ火を懸け、亂防の砌は綏々相懸り候へ共、市の側へ差懸り候砌天神橋切落し候に付、火急に勢を進め難波橋へ渡り候也。依レ之大根屋抔不思議に免れたり。又天神橋詰より船を奪ひ、藍屋橋邊へ上陸致し候人數も有レ之。此者共東堀邊より上町へ亂入致候由、此時九つ時なり。扨惡黨の銘々北濱家々を大筒打込み火を懸け、今橋筋へ出で、鴻池善右衞門前に旗を立て、槍白刃にて亂

三井呉服店に亂入

妨大筒を放し候に付、家内の者漸く手許の者少しく持逃れ藏々等も締切り候迄無之無慚至極と可申候。勿論同苗他治郎・庄衞方、庄衞方には早朝より、土州屋敷へ納銀有之、大體七歩通りも相運び候處、右の次第騷動不大方、亂入の者諸藏を爲開火を付け候抔餘程盜取り候樣に相聞え候。藏數火の入候は此庄衞方一番夥しく見受候也。但庄衞手代の者話には、折節外の方へ參り此騷動を聞付け、東堀迄馳付候處、自分店金箱澤山濱より船に積み、又は散亂致候に付、乍怪馳付候處、右の仕合跡にて、掠取り候次第思ひ當りたりと云ふ。此砌川西には此邊騷動の儀無思懸候て、余も紀伊國橋筋かいや町にて善右衞門殿に引合候處、手代二人被召連南へ被走候を無何心挨拶そこ／＼に致し、追々東邊の沙汰承り、此時自分宅を漸く逃出で、阿波屋善五郎宅迄逃候途中なり。跡々で大に氣毒なる挨拶に及び候段心付候。高麗橋筋へ出で、三井呉服店にて食事を認め、衣類藏・唐物藏爲開火を付廻り、大筒にて驚かし岩城同斷一隊は、三井兩替店を騷がし候心得に候處、先手平野町筋の黨より火急に呼に來りたりとも云ふ。又焰硝處持の人足相後たりとも云ふ。夫故兩替店は免た

り。扨平野町を亂妨に及び、淡路町・堺筋へ出候處、折柄堺御奉行曲淵甲斐守樣御人足に御城付御鐵炮組與力坂本源之助・淺羽隼人、幷同苗三太郎惡黨共を散々に打散し候に付、此處に於て惡黨共行方不ㇾ知成行き申候。但此一條差起り候に付、兩替店近邊迄人數を呼に參り候哉と後にて心付候由。淡路町一丁目西北角同所南側に二人鐵炮疵にて斃居候。又堺筋少し西手には大の男鐵炮にて斃れ、右首を槍貫き諸人を被ㇾ鎮候。是東奉行の御計なり。殘り兩人の首廿二日朝斬取り歸り申候。西邊は此散亂にて、皆々無事なる事全く坂本・淺羽兩人の功なりと云ふ。此時は平八郎・格之助は上町邊を亂妨致し候由と云ふ。是も本町にて行衞相知不ㇾ申候由に候事。

御公儀御人數次第

跡部山城守樣、與力五十人・同心百人。後陣防方玉造口組・京橋口組。

右十九日未の上刻御手當、其夜より翌日迄通し

御本丸御殿、菅沼織部正樣。同櫻御門、北條遠江守樣百騎衆不ㇾ殘二の丸京橋口、土井能登守樣・小笠原信濃守樣。二の丸靑屋口、井伊右京亮樣、同玉造口。遠藤但馬守

様御名代御家老鷹見重郎左衛門

御番頭・御物頭・大目附・給人四人、都合七人替りにて詰める。北仕切御門・南仕切御門、御番頭・御給人三人宛詰通し。米倉丹後守様御組與力・京橋口御番所與力十騎、廿五人詰通し。山里の內東西仕切御門は土井能登守様・御家來小早川湊・同大生隼人・御給人二人宛詰替り。山里丸御家老大生仁衞門。丁木坂御門米津伊勢守様、築違御門遠藤但馬守様御家來。

大手先四手共土橋先柵を組有之。柵の外に百五十人詰。

土手南手松平遠江守様取方圍の陣・同西手渡邊備中守様御陣・同本町口岡部內膳正様御陣・土井大炊頭様御家老・長尾組高正様。

右御金藏北手魚鱗。

玉造口土橋先柵の外與力・同心持。御加勢として、松平甲斐守様・植村伊勢守様。

京橋口土橋先與力・同心にて持つ。御加勢、九鬼大隅守様・永井飛驒守様・稻葉丹後守様。本町橋御出張、北渕甲斐守様。西御役所、堀伊賀守様。東御役所等預り。

天滿橋持口、土井大炊頭樣御人數・堀伊賀守樣御人數。

高麗橋、淺羽隼人・同苗三太郎・萬才隼之助、外に與力十二人。

一、同廿日子の刻鎭火に相成り、雨降出す。廿一日大雨是にて人氣納まる。

町在に出せる口達

市中幷在々迄口達有レ之

惡黨者所持致候飛道具類不レ殘御取揚げに相成候間、此段安心可レ致候。此趣町々より相達し可レ申候以上　丙二月廿日

松平遠江守內　稻葉左近右衞門

賊徒人相書の廻文

一、十九日夜諸屋敷へ廻文人相書の寫

以二廻狀一致二啓上一候。然者今十九日大坂市中及二亂妨一候奸賊、元大坂町奉行與力大鹽平八郎・同格之助・瀨田濟之助、同組同心渡邊良左衞門・近藤梶五郎・庄司儀左衞門其外の者は逃去候に付き人相書左の通。

大鹽平八郎

大鹽平八郎。　年頃四十五六歲・顏細長く色白き方・目張强き方・眉毛細く濃き方・額開月代薄き方・鼻耳常體、脊格好常體。　其節著用、鍬形附き兜著、黑き陣羽織其餘著込不二相分一。

大鹽格之助

瀨田濟之助

大鹽格之助、年頃廿七歲計り。色黑き方・脊低き方・鼻目常體・上向齒二枚折有レ之・眉毛濃き方。

瀨田濟之助、年頃廿五歲計り・色靑き方・脊高く肥肉・目丸く大きく二皮目・月代薄き方・小額有レ之・眉毛薄濃き方。

渡邊良左衞門、年頃四十一二歲・色白き方・脊低き方・二皮目大きく出目・月代常體・出齒。

近藤梶五郎、年頃四十歲計り・色赤く丸顏薄・斑黑有レ之。脊低き方・目丸く常體・月代常體・角披有レ之。

庄司儀左衞門、年頃四十歲計り・色黑く頤(おとがひ)細き方・左の耳つぶれ・目細き方・月代常體。

右之者共當地幷御領內にても、見合次第召捕又は及二仕儀一相捨候共不レ苦候間、早々御領內御吟味有レ之。疑候何者入込候はゞ縱令人達にても不レ苦候間召捕り、大坂町奉行所へ可二差出一候。右の趣朝岡助之丞を以被二仰出一候。各〻拙者より可レ及二通達一候旨被二仰付一候條如レ斯御座候。良の刻御口達の上、御廻留より返却可レ被レ下候。已上

浦へ出せろ觸書

稻葉左近右衞門へ廻狀。只今兩奉行所より御指圖御座候。右は今朝よりの變事大火に付、艮の刻御人數被差出候樣御城代幷兩御奉行所へ向け差出候樣被仰付候。尤も手向の者有之候はゞ切捨候ても不苦候旨、是又御指圖に御座候。此段可得御意候との事。

二月十九日　諸家樣・御留守居樣・御役人中樣

浦觸書之寫

此度於大坂不容易儀相企候、大鹽格之助父平八郎へ致徒黨候悴格之助幷に瀨田濟之助・渡邊良左衞門・近藤梶五郎・庄司儀左衞門、其外名前不知者行衞不相知、船にて逃去候程難計候間、怪しき者は勿論廻船・小船・魚船等にて、他國相賴候共、決して貸申間じく、如何體にても手當致し取逃不申樣其所へ留置き、早々大坂町奉行所へ訴候へば、爲褒美銀百枚、手傳候者へ相應の褒美可差遣候條、此旨相心得津々浦々にも不洩樣早々相觸候者也。

但此御觸狀先格之通り浦繼ぎ無滯相廻觸留より、大坂東番所へ持參可致候也。

大鹽與黨の人員及び武器

惡黨者亂妨の次第

平八郎先手持參目標旗
桐の紋は今川家の心意
三神一は上の圖の如く、一は東照大權現とす。
又題目の印も有ㇾ之。

〔この處行列あれども前編二七九頁に出でたれば爰に略く〕

一、大坂勘助島天滿屋忠兵衛方に罷在候
　　松本林太夫 淡路町藤井省吾女房連れ子松本宮吾へ遣し候由
　當酉十四歲

右の者七ヶ年已前より平八郎に寄宿致し有ㇾ之候處、此度一味致し、十九日市中亂妨に及び候砌、淡路町堺筋にて散々被ニ打亂一候節逃去候由申ㇾ之。右林太夫白狀の次第にて右人數の次第組方相知れ候趣。

一、武口拾匁筒五挺、内二挺は成瀨正兵衞・八田衞門太郎方にて奪取る。外に三匁筒七挺・大筒・鍬筒は兼ねて丁打口みに公儀より拜借の分。

鐵筒

車に載せ用ふ

筒長四尺餘、臺共五尺。金象眼登龍の紋あり。其外七拾目筒、銀象車輪の紋。

再三相廻り候人相書

河井鄕右衞門 正月下旬出奔 年齡四十歲計り・顏白き方・鼻の上に疱瘡の跡あり・右の耳たぶ色變り有之。眉毛常體・目常體少し赤き方・脊中肉・月代薄く髮赤き方・舌常體。

大井正一郎 玉造組與力 年齡廿五六歲計り・脊高く瘠せたる方・顏細長く色赤黑き方・眉毛濃き方・眼常體・耳常體・舌靜なる方。

西村利三郎。廿四五歲計り・脊低き方、下略。

志村周次 江州小川村 三十歲計り・脊高く中肉、下略。

堀井義三郎（播州加東郡西村堀井源兵衛悴）廿三四歲計り・脊常體、下略。

曾我岩藏（平八郎家來）四十六歲計り・脊低き方、下略。

阿部長助（同斷天滿五丁目阿部屋久左衛門弟）二十歲計り・中脊中肉、下略。

喜八（平八郎仲間）五十二三歲計り・中脊中肉、下略。

佶助（右同斷）五十歲計り・脊低き方。

忠五郎（右同斷）四十歲計り・背高き方、下略。

落文の寫（前編卷之六、二七一頁に既出に付き略す）

右黃色の絹に包み上書

天より下され村々小前の者に至迄

太神宮　磯部九太夫

但この紙一枚に板を摺り、板木は横に四枚・五枚宛ならん。摺後につきたる者也。此寫初壹枚字竝び、大抵本紙の趣なり。

一、廿一日守口驛へ、松平遠江守樣御人數五百人計り出陣。但し京橋玉造與力・同心

是も人數打揃ひ差向ふ。

一、同日岸和田岡部内膳正樣吹田へ被差向候由。宮脇志摩は吹田神主の由に付、出陣藏屋敷方へも御賴み有之、屋敷方人數御加勢に差向もあり。

松本林太夫 十四歳 勘助島にて被召捕
瀨田濟之助 河州弓削村にて首くゝり
白井孝左衞門 伏見にて生捕
宮脇志摩守 吹田自宅にて養母を切害一里計退畑にて切腹
吉見九郎右衞門 新屋敷遊所にて生捕病死
橋本忠兵衞 淡路町にて戰死
渡邊良左衞門 河州恩地山にて自害
竹上萬太郎 中山宿にて生捕
瀨田藤四郎（才之助父） 河州にて召捕牢死
庄司儀左衞門 奈良にて生捕
小泉淵次郎 於奉行所用人竹島善之丞討取る
近藤梶五郎 自宅燒場へ歸り自殺

一、御加勢御備の爲、高槻・岸和田・尼ヶ崎・姫路・郡山。夫々御大名人數追々到著、後日には御斷に相成り、悉く被差歸候。近國山手御備方嚴重に往來を改められ候事數十日なり。

一、京都には六門御防備有之、御所司代晝夜御出役。人數懸る嚴重の段、奉恐入

次第也。

但し京都禁裏・仙洞御所各〻晝夜の差別無く、禁門有之内可笑き話あり。如何なる事にや、江州彦根の社頭神主異形の装束を著し、鯛を一懸け持參にて、公家御門より案內を乞ひ候に付、堂上御詰御役より與力に尋ねさせ候處、靈夢に依つて參內致候段申述べ、甚以て無禮不骨の段追拂候。右禁門中に付、掛り與力閉門狂人と相見え申候。

去十九日奸賊共市中及亂妨候始末申上候。跡部山城守・堀伊賀守

〔前編卷之六、二五八頁にあれば略す〕

大鹽平八郎父子居所相知れ、自殺仕候儀申上げ候。跡部山城守・堀伊賀守

〔前編卷之六、二六二頁にあれば爰に略す〕

口達寫〔前編卷之六、二九四頁にあれば略す〕

下げ札　類燒の者共家財廣場途中へ持出し、自身に番致し罷在候分掛り町へ申付け、右家財預り遣候間、致安心芝居へ罷越御救受候樣、其場所にて相違し申

凶徒竄滅を悟す

候。其段相心得置き申候事。

口達寫

去る十九日放火及ニ亂妨一候者有レ之候より、女子供等別て相恐れ今以て危ぶみ候者も有レ之哉に相聞き候。右惡黨共の內重立ち候者追々召捕、或は自殺致し候者も有レ之上は安心致し、諸商人賣買は勿論、來月雛祭り等の儀無ニ懸念一例年の通り相祝、取引等可レ致候。右の趣三鄕町中末々迄不レ洩樣可ニ申聞一事。

酉二月廿八日

但最初二月廿一日御觸は、類燒の者外へ荷物を持出し、雨天に相成り傘はなく、夥敷く難澁の者有レ之。道具等盜取り候者多く有レ之、中々言語に不レ堪レ述體故、御口達有レ之、實に難レ有仕合に御座候。

芝居は道頓堀芝居一統へ參り、町人へ申付け、預り荷物運渡し、中々御仁惠の程と淚を零(こぼ)し候。但二月廿八日御口達は、日々此一件に恐怖致し、大體は表を締め、兩替等も取引相止み、今や押寄來候哉と樣々浮說も風聞有レ之に付、被ニ仰

出レ候なり。右の外普請方へ高利を貪不レ申候樣、商人の同段肥類等又何國の普請方にても差支無レ之段、御達有レ之願、右京都ゟも大工職へ下り渡を致し候事。

東奉行の留任を奏請す

乍レ憚書付を以奉二願上一候
北組町々總代廿組通達年番町年寄共

一、東御奉行樣御儀、去る甲七月より當表御在勤被レ爲レ在候處、追々米高直に付、市中一統及二難澁一候段被レ爲二聞召一、米直段引下げ方格別御心配被レ爲二成下一、去秋已來追々御救方被レ爲レ在候に付、市中一統難澁の者共時節柄を相凌ぎ、且は莫大の御救米被レ爲二下置一候に付、自ら市中靜謐にて安堵仕り取續候段、廣大の御慈悲難レ有仕合に奉レ存候。然る處去月十九日市中亂妨の者有レ之、格別の御心勞被レ爲レ在候。依レ之追々人氣相鎭まり、其上類燒難澁の者共御救被レ爲レ在、御仁惠の程重々難レ有、後年に至迄無レ忘却レ乍レ恐奉二感悅一候。全く當地爲二繁米一の種々御心勞被レ爲レ在、町人共御仁德を奉レ慕候儀にて候。恐多く御座候得共、何卒當表久敷御在勤被レ爲レ被レ在下候はゞ、此上の御慈悲難レ有可レ奉レ存候間奉二願上一候段、町人共一統申上候に付、恐多く御座候へ共、私共爲二總代一、此段奉二願上一候。乍レ憚各々樣より宜向き御願上被レ下候はゞ、難レ有仕合に

奉レ存候、已上。

天保八年酉三月五日

大坂三郷町人總代
貳拾町年寄中名前

總御年寄中

西御奉行様は當御詰寔に近代と違ひ、米價凶饑に付御世話様有レ之候上、右の大變と申し晝夜無々御心勞と奉レ察上レ候事也。右變後牢屋敷は燒失、天滿橋高口(原カ)高津新地御救小屋等被レ仰出レ様の御仁惠の程、難レ有仕合とや可レ申候。

三吉屋五郎兵衛宅より出火

三月廿七日朝五つ時、靭油掛町三吉屋五郎兵衛居宅より火起り、早速役人・村火防方等馳付け、火鎮まり候。其仔細は右三吉屋五郎兵衛と申す者、兼て平八郎へ出入致し候に付、企一件の旗類・手拭類等を染候を受取り仕立て候に付、御不審にて町預け被レ仰付レ候(三吉屋は更紗形染物賣買也)然る處如何成心得にや、平八郎・格之助を二月廿四日よりかくまひ置き、密々一室にて爲レ暮し候處、女房一人の外家内八九人共相知る者無レ之内、下女三月出替りに付暇取り候を不レ遣候に付(右下女平野郷の者にて宿元へそと歸り候由)親里へ宿元の様子を語りしにより、親元所役人へ話候儀、但一説には、兼て五郎兵衛儉約の仁にて、殊更

大鹽最後の状況

米價高直の折柄、飯焚下男の者へ升合（ますあひ）を嚴敷申付候處、右大變後寬潤と相成候哉、一日分壹升計り焚き餘り候得共、何共不申出候段不審に存じ候折柄、三月出替りに差向ひ候に付暇取り致度く申出候處、給銀等相增し差置き候。尤右下男平野郷の者にて、宿元へ見舞旁、歸り、此節米價高直作並の話に成り、右俄に餘分に焚候ても嚴敷く主人不申出趣抔申候。平八郎染物掛候て、御咎一條色々話を友達へ致し候より、御代官處へ告訴候者有之候（御城代掛りの場也）夫に付き御城代掛りへ訴へ、御聞込みに相成候事共云ふ。

一、廿七日前夜より御城代方役人靱邊内密にて被取圍候を、御町與力へ内々御注進の者有之。猶又西御町與力内山彥二郎殿被差迎、内々前夜より火方等も手當有之候由。右彥二郎殿（今一人は網彌左衞門殿）五郎兵衞を被召寄、町内役場にて嚴しく及吟味、遂に白狀致し卽刻五郎兵衞宅へ被差向候。已前御合役夫迄に被差向候節、五郎兵衞勝手騷動の樣子にも相聞え候に付、平八郎物蔭よりそと相窺ひ候處、與力・同心被差向候に付、格之助飛道具と大聲にて相叫び、夫より一室にて焰硝に火を懸け、格之

跡部山城守賞せらる

助を殺し自分はけしからず周章轉倒の體なる處へ、彦二郎殿差向ひ差詰め、繩を懸け候やと被ㇾ呼候處、繩は懸かり不ㇾ申切腹致し候と申候。尙彦二郎差向ひ候段、平八郎祝著の由大聲の語合にて、火中にて自殺に及び候。夫より火中を引出し二人の死骸を駕籠に入れ、本町筋を高はらへ相送らる。

但折柄駕籠の用意無ㇾ之、醫者駕籠に平八郎死骸火中にて髮究ち燒ふすぶり候內、格之助は常の駕籠に載せ、跡より五郎兵衛も駕籠にて被ㇾ送。（五郎兵衛駕籠は垂れ上げむき出し也二人は外より見えぬ樣に釘付けの樣子）與力・同心附添ひ、火方の者は鉞（まさかり）・引綱等差し、御警固にて附屬す。於㆓油掛町㆒兩御奉行被㆓立會㆒、見分相濟み、平八郎面體燒爛致し候に付き御糺有ㇾ之。駕籠の四方へ木札大きく打付け姓名認有ㇾ之

大鹽平八郎死骸

大鹽格之助死骸

此通り四方に打付く。

江戸より御達の寫

跡部山城守

其方組與力格之助隱居大鹽平八郎儀、不㆓容易㆒不屆の企致し、放火亂妨に及び候節、

大鹽凶亂に就いての聞取風聞書

大鹽凶亂は一朝の輕擧にあらず

早速致₂出馬₁消防并捕方夫々及₂指圖₁、惡黨共速に散亂相鎭め候次第、彼此心配骨折の故の儀と一段の事に候。不₂取敢₁此段可₂申聞₁との御沙汰に候。

水野越前守

右書面御城代西御奉行へも參り候由。初文は跡部山城守組與力と書出しの由。

聞取風說書

一、大鹽平八郎此度の企は、兩三年已前より存じ立つにて、兼て江戶表へ罷下り、惡意の旗下衆（或は大名の家老共云ふ）出會の砌、世上の風儀百年來の有樣、畏多くも御上の向の取沙汰の評說に及び候處、平八郎の剛性を不₂怪賞譽被₁致候。尤於₂大坂₁先年切支丹掛り長吏等の裁斷抔を不₂怪自負致し（平八郎役中御奉行高井へも度々罷出）大に、當時安治川口新築山水利の談抔も批判致し候由。此時自分宿志憂世の說を內々相話し候處、粗、同志の仁も有₂之由（是は自分の慢氣例の氣質より人々陽諛を誠實と心得候段尤も拙き事也）其後格之助初め門人共町打火術稽古と稱し、公儀より鐵炮等を拜借致し、專ら火藥を拵へ候由。此時に當て御城代（土井大炊頭樣）御家來の內姓名某といふ人、學問談論の爲め內々對面有₂之、當時飢饉の者共奉行所裁判救命の

平八郎諫を納れず

不行屆き、米政の粗相なる事抔を自裁に被論候事も有りける。猶又當時東奉行所には西與力を御取用ひ抔にて、專ら東西幷局の御仕法抔を嘲笑し、自分の世々用ひられざるを憤りたる宿心を顯し、小人の拘々として死せん事を共にするを歎じける。桓溫の「醜を萬世に傳へん」と云へる氣象を被話たる處、右某殿大に同志にて、種々表向諛諂の詞も有りたる由此某も畢竟人心知らざる也。猶一大事にも相成候て、主人も後立てとはなられ可申抔の、一時興談もありたる由願右彌々高慢強く隱心の者夥しと心得たる愚さよ。扨機密一件を自分弟子共へ打開きたるに、誰敢て一人も仰天せざるはなきなり。併例の堅剛不敵の性質故、各々連判承知は不得止致したるなり。兼て西與力吉田勝左衞門・內山彥二郎其外役に立ち候者、東幷局に被取用候に付、東與力一統銘々不快の段度々雜談の內、平八郎方にて訴嘆致し候儀、度々の事也。因て此一儀無據承知に及ぶと云ふ。併し所詮事成。就は覺束なしとは皆々覺悟候得ども、其內にはこの一條もよもや發擧は無存懸儀と、互に思ひゐたるなり。中には直諫抔致し候者も有之候得共、嚴しきめに遇ひ、既に彥根侯家中宇津木香之助と云ふ仁、武術には委しく、兼て平八郎と學友なれば、長崎より歸路被立寄候處、平八郎宿志を被話候處、香之助大に被諫候に付、一應は平八郎も改過の體を見せ、門人大井庄一郎へ內意申

付け欺き、槍にて突殺したる事も十九日發起の已前に有りたり。斯樣の勢ひ故、皆皆不ㇾ得ㇾ止事同志の約決致したるなり。河井鄕右衞門抔は無二の門人なれど、正月下旬約を背き出奔したり。吉見九郎右衞門抔病氣にて引込み、内々平山助次郎は返忠を致し、餘程の一統實に一致と云ふにあらず。是平八郎我慢より拙策玆に及びたるなり。平八郎存念には、天滿亂妨の初、人數追々差加はり候積り、船場へ渡り、山中邊放火の頃は、手勢二千人計りも有ㇾ之より差加り候心得なり、可ㇾ笑々々。

西奉行大坂巡見の次第

一、西御奉行堀伊賀守頃日大坂著に付、大坂町々巡見有ㇾ之趣町觸にて、跡部山城守樣にも先例の通り御立言に付、十九日巡見當日の處、俄に相止み候。是則ち平八郎宅向ひ朝岡助之丞殿へ巡見、先例兩奉行へ立寄候機を考へ、兼て趣向の大筒火器を打込の手筈の由、既に十八日夜吉見・河合の兩子内訴より泊番御糺に相成り、瀬田濟之助は塀を乘越え逃去り、小泉淵次郎は近習等へ手向致し、鎭守稻荷社前にて被ㇾ討果ㇾ候。此珍説より彌〻御備に相成り、濟之助注進より平八郎方にも、十九日朝發起と成りたり。此一條は兩御奉行書上げて、具に御認の事。

高麗橋邊の張紙

一、高麗橋邊へ正月中旬頃張紙致し候文面、誠に御上を奉ㇾ怨、富家を散々に申し、今

大鹽藏書を賣却して人民に施行す

茶道具を入札せんとす

天下飢饉至極の折柄、公邊には江戸表廻米と唱へ、利益を被ㇾ計、江戸米掛り役人の非を被ひ、今上・仙洞御在所は一粒の米も不二差遣一との趣意、大坂豪富の銘々を取立て、身上過半位散財致し救民あらば、何國にても米の用意は出來可ㇾ申筈抔、其外役人取捌の批判相認め、近日此書得心無ㇾ之候はゞ、燒打ちに可ㇾ致との文面。自然此張紙取除け候者は、槍玉に上げ候由相認め候に付、皆々恐怖は致候へ共、捨札の儀内々公訴を以て、同心衆引口に相成候。此張札同志の者千人とあり。此節には一向無二心付一候得共、後日落し文の趣を以て、平八郎仕業と心附きたり。

一、平八郎企の已前、所持の書物四十貫目計り賣拂ひ、貧民一人前金一朱宛施行の趣、尤安堂寺町筋書林會所より、河內屋喜衞其餘書林共世話致し施し、切手引替へ候。此施行札、攝・河・泉在々へ夥しく施遣し候由。兼て板木彫二三人計、無筆の者差越し可ㇾ申樣申來り、右板木彫刻と唱へ、落し文爲二彫刻一候事。

一、二月十九日は兼て茶道具入札有ㇾ之筈（十八日と最初には觸れ候得共、十九日巡見に付、十九日朝の所拘り候に付、十九日の日取に相替の由）則ち、元賣懸り候處、人々打寄々々少々計り商ひに取懸り候處へ、右鐵炮今橋邊へ參

り、混雜夫れ切りに相成り、此入札代品物は米平の道具也。昨年已來追々評判有之名高き入札なり。

大當りの芝居大鹽の一件と酷似す

一、道頓堀中の芝居二の替新狂言戀女房作替へ大入にて面白く、斯かる凶歲の時節に、場所等も無漸、初日より十日計りに相成候處、此變にて其儘に相成殘念に候。但此二の替傾城玉手綱・梅玉・顯左門・歌六・富十郎・江戸登・三桝源之助・工左衛門抔なり。此仕組藝梅玉初段は至て實方にて捌等も有之、三段目塵に致し大謀叛に成り、顯左衛門奴にて、是も實と見るを謀叛人なる趣向。總體此度の騷動によく似寄るとすべし。大切は源之助目見狂言熊坂物見松に候。

凶亂勃發當時の騷擾

一、十九日・廿日・廿一日頃市中の大變筆紙に盡し難し。實に慶長・元和已來甲冑を著込み、鐵炮・火繩にて市中を徘徊之有る抔、殊更淡路町筋死亡の者共鐵炮にて被打殺、首無之者大道に其儘有之を現に見物致し、白刃にて處々武家方の往來近國御備人數等を見懸け候ては、すは敵の寄せ來るやと貴賤・老若泣叫び逃廻り、如何なる豪富の旦那・深閨の佳娘抔も素足風呂敷包を背負ひ逃迷ひたり。或は武家方組與力が

内室等、長刀を横へ腰に幾つも刀を差し、下女等は大風呂敷を負ひ、是も脇に刀・脇指を幾つも押込み逃げたる有様、此時に當つて萬貫目持も今日暮しも聊か變りたる事なく、落し文の書面の如く、豪富奢侈を專らに致し候者共、今日に至て如何ぞや。後日よき手本ならんかし。

一、大坂藏屋敷方留守居夫々御備御賴も有之、大混雜には候得共、何分火急の儀火藥等用意無之、大に難澁、役人等武術・馬術等如何程にや。總體藏屋敷の儀米銀差引き場故、防火の例は度々有之候ても、斯樣の珍變用意の人數等もなく、仲仕等も出入有之候乍ら、諸方兼持の者にて、皆々大に被相困候。御備方立派に被出陣被致候も有之、又は國元より兼々申付の趣意を以て、公邊へ被答、防火のみにて武備の儀は斷り被相成候も有之候事。但人數差出し被成、仲仕召連れられ候處、鐵炮を逆にかたげ人より被笑、俄に一統被持直候も有之、又鎧櫃は銀主館入抔の土産物入れ有之、俄に周章被致候も有之、槍等も無之、館入古き家抔の長押に懸け候も借りに參り候處、皆々弓の如く逸返(そりかへり)たるを爲持候もあり、又御城御組邊には、萬屋小

士初めて武を試む

凶亂の一件を萬歲に作る

落人生捕らる

衞方へ昔より質物に差入れ有ㇾ之を、急に被ㇾ受出ㇾ候もあり。是は此程過候て、皆々方々より受出しに參り、大に鎭時の利益なりと承る。具足屋・馬具屋十九日より大に忙しく、晝夜掛り種々の仕入を俄に註文有ㇾ之もをかし。

一、御城は柵を結ひ、幕陣立嚴しく、北條侯御指圖の陣立有ㇾ之、御役人方實地を試みられたるは此度初てなりと後にて御噂有ㇾ之候。余などは無ㇾ何心ㇾ見物致し候得共、靑龍・白虎と申す立て方の由、後日承ㇾ之。賊徒桐の旗印と注進有ㇾ之に付、もしや薩摩抔加勢ならんと公邊にも御驚き有ㇾ之由。

一、十九日大變中鐵炮御組抔、各〻晝夜を不ㇾ分奔趨の中に、右人數勢中此一件を萬歲の唱歌に作り、翌廿日認め、一見致したる朋友あり。實に言語道斷と人々笑ひ罵りたり。是は軍中の有樣を知らぬ人の、昔敵方寄來り騷動中連歌の會を催し、先刻より鐵炮にて烈しき折節、郭公を聞くとて茶湯の案内抔ある類、往古の記錄中には澤山なり。是等の趣と同意なり。其心味ひて知るべし。大變中拔身の槍抔の類都てさびたる故、眼へ見たる節は恐氣なきなり。

一、廿一日朝伏見豐後橋にて、三人の落人被ㇾ生捕ㇾ候。餘程金子所持にて、折節役人より被ㇾ追詰ㇾ橋の上より飛込み候處、兼て彼橋近邊は網を水底に御備有ㇾ之候に付、

即刻用意の綱網を被レ引上レ候處、魚の網に懸りたる如く、人々大に笑ひたりとぞ。

但是は白井孝右衛門並に平八郎家來の由。

大鹽書狀を老中に奉る

一、平八郎より十四日二月認の書狀江戶表御老中宛五通計り、外に金子餘程相添へ差立候由。右發動に付、公儀より追手へ差出し候處、先書を取返し候處、又々何者共不レ知奪取り、途中に書狀のみを捨て金子は何地共なく持逃候由。狀は夫の處より相達候由。此儀も後日承る。

討伐の議遲延の理由

一、御城代初、兩御奉行にも斯る大變企候に付、若し自然大名衆中の內荷擔の儀も有レ之候哉無二心元一、夫故餘程評議隙取り候由。跡にては種々論說申す族も有レ之候得共、十九日朝の儀は、人數徒黨の樣子も不二相知一、實に御配勞と被レ察候。

大鹽鷹司相公へ獻書

一、京都鷹司相公へも、一通書狀平八郎より前方差出し候由。是は封建・郡縣の儀を論じ、王覇の正道を擧げ、實心を顯し候體に認取り、保元の頃より公權を武威に被レ誤候成行き、復古の趣を飾り、米倉官等の舊記に准じ候種々漢文の由。寫取り定て後日一見も可二相成一候哉と存じ候。かゝる企も有レ之候はゞ、何れ雲上は兼て取入可レ有と見えたり。

本書編纂の由來

予此度攝州に有ㇾ之、幸なるかな大鹽父子が亂妨を見聞く事を。剩へ鐵炮の下を潜り、大小に反を打ち、鞘を放つて槍を持つ事、是誠に武門生前の本快ならん。此故予見聞の荒增しを書して、東都に歸路の土產となし、舊友等が笑顏を樂しまんが爲、此書を綴る。空有り實有る事は死骸に物を聞くの由なき事を察して笑ひ給ふ事勿れ。穴賢々々。

于時天保八酉三月

御代泰平を謠ふ

抑〻德川の流は堯舜の御代共云ひつべし。萬機の政穩にして慈悲の浪四海に普く、治めざるに平なり。君々たれば臣も亦水よく船を浮ぶとて、此難波津は其昔、仁德帝の御宇かとよ、三年(とせ)調を許されし、御代にも增すやます鏡、曇らぬ例し有磯の海の、濱の眞砂の數盡し、彌增しに運ぶ御寶は、千穐萬歲の千箱の玉の八百萬、八島の外迄波もなく、廣き惠は筑波山、繁き御影は大君の國なれば、土も木も榮え榮かうる津の國の、難波の梅の名にし負ふ、匂ひは四方に普くて、一花開くれば天保八酉の

春とぞなりにける。 時に御城代には總州古河城主八萬石土井大炊頭殿、御定番には江州三上一萬石遠藤但馬守殿、今一人米倉丹後守殿未だ御著無之事一萬石 幷大御番頭參州新城菅沼織部正殿・河州狹山北條遠江守殿、御加番には越後大野土井能登守殿・越後與板井伊右京亮殿・出羽長瀞米津伊勢守殿・播磨安志小笠原信濃守殿、御目附には中川半左衞門殿・大塚太郎右衞門殿。尤も町御奉行には跡部山城守殿・矢部駿河守殿には、去年交代有りて當二月二日堀伊賀守殿著坂、御初入の式日を負うて、同九日常例に應じ、御先役御案內にて初日御廻見中通の方相濟み、二度目同十四日東より南の方首尾好く相濟み、三度目同十九日西御役所濱通り、北は平野橋一丁目筋より雜喉場・魚市・江戶堀・土佐堀・常安裏町・會所御休み、玉江橋・渡邊橋・米市場・會根崎村露の天神・北野村神明社・天滿西寺町・北野村不動寺御通拔け、大融寺御休み、南木幡町・伊勢町・樽屋橋天滿組總會所御晝休み、夫より天滿天神桓木屋大溝の側通り、天神橋筋西町御組與力屋敷御見分、兩御迎へ與力宅へ御立寄幷同心屋敷御見分、綿屋町東御組同心屋敷。 心空町大溝の側、新御藏幷御材木藏・川崎御組與力屋敷・四軒屋敷・長柄町御見分有りて、天滿橋御渡り御歸館の道操りに相

大鹽のオ智

大鹽隱居

定む。然る處東御奉行跡部山城守殿御組與力に、大鹽格之助父隱居平八郎と申す者有り。其性質を承及ぶに當時秀才の聞え有りて、餘程和漢の學に通じ、武邊に宜しき門弟數多有之、隣國他郷に響いて能人の智慮なり。先年高井山城守殿在勤中、京都淸水の邊に本は茶屋女、改めて其名を貢と名乘る者、切支丹宗門を學び行ふの聞え有之、此儀露顯に及び、早速召捕り其折專ら詮議の事、此平八郎取扱ひ候始終承及ぶに、右貢を賺し宥めて此宗門の奥義を聞き、祕密傳授と書物等を熟覽して是を究め、夫より嚴しく詮議致し、終に事明白に及び、夫々御仕置被仰付。依つて此一件相靜候以後の勢ひ廣大にして、實に空行く鳥も翔を埀るの威勢有るに依つて、東都より是を糺さんが爲め密士を入れらるゝの處、果して失有るに依つて公邊の御沙汰に及び、依之悴格之助へ跡式相讓り、其身は隱遯の願を出し、隱遯の身と成りて遊山・遊興に事寄せ、他國他郷へ掛屋敷等出來置き、或は半年・三五月其所に到り候へば、白身居間近くへは一圓人を拂ひて、口入の仕方有之候風說、此期に及びて考ふるに、全く邪宗に陷りたる事紛れ有間敷き致方、莫大大恩の天下に弓を引かんと反逆の兆を

今川義元の裔なりと自稱す

爲す事、彼宗意新四郎等が再來にもや。如何なる天魔に見入られて、無謀叛に徒黨をなし、賊敵の名を後世に殘す事、誠に淺ましき次第ならずや。扨近年打續き凶作にて、今年も米穀諸品共に殊の外高直なる事、八旬の翁も曾て知らず。依つて東都には外神田佐久間町河岸通りへ百間有餘の御小家建連ね、數萬人の飢を救ひ給ふ。武家は素より有福・有徳の農商共に其分限に應じ、金銀米穀を貧窮の者へ施し與ふ事、三都會に不ㇾ限人情の常也。されば此平八郎も兼ねて内福に暮しける由、多年好で所持たり書物の類、或は家財・著物の類、夥しく所持爲し、幾莫の金銀を調達して近隣又は大坂町中貧窮の者、或は門下に出入る内國の者へ施として配送す。因ㇾ玆擧りて是を尊敬する事、高位・高官の人の如く賞讃す。今熟〻と是を考ふるに、人を釣入れて餌にして、全く救民の故にあらずや。誠に怖るべきの狼賊なり。太公望は餌なく共渭水に武王を釣りしにあらずや。餌を以て人を繰(あやつ)り引入るゝ事何事ぞや。是を知らざる百姓共餌に迷うて、二つなき一命を謀計に買はれて陷り、未だ夢の覺めざる者多し。扨又某が家系は知らざれ共、今川義元の末葉と申立て、其身は今川治部

平山助次郎大鹽叛逆の由を報ず

大輔と自號し、去年妾腹に男子出生す。是を今川弓太郎と名乘らしめ、此度の隱謀總大將と號す由。未だ東西も分難き小兒に迄、陷穴に引入れ苛責に困らす事、惡逆限前たる地獄道の有樣、此一事にても逆賊たる事顯然たり。然れば二月十七日に相成り、明後十九日は彌〻三度目北の方御巡見と相成り候處、爰に東御組同心平山助次郎と申す者、封書を以て組與力・同心幷浪人・百姓共徒黨致候趣、右山城守殿へ差出し、其身は同日出奔（江戸表へ罷越候趣申置き、出奔の由風說に、矢部駿河守殿御屋敷へ罷越し訴人の趣に相聞え候。）

評に曰く、此書如何なる事を認候哉難ㇾ計。乍ㇾ併風說を考候へば、天より給ふ事といふ檄文を認め、町人・百姓の政事を誹謗して、或は跡方も無き事を竝立て、己が庸才に誇りて人を蔑に嘲したる文面、又は兩御奉行御指圖方の不ㇾ宜、依ㇾ之諸色高直抔と凶豐の辨なく申立候書面、且亦御巡見を待受け、組屋敷へ御入の節兩方より挾み、火矢・鐵炮の類にて打留め、夫より大坂町中燒拂ひ、富家の財寶を以て軍用となし、首尾よくば御城迄乘取り可ㇾ申企て有ㇾ之趣等、逐一に認め可ㇾ有ㇾ之と被ㇾ考候。

凶亂の報を得たる態度

翌十八日、右の次第山城守殿より伊賀守殿へ御談合に付、「不㆑取敢㆒手當可㆑致旨」答へ候處、山城守殿被㆑申㆑上候は、「拙者存寄り有㆑之候間、今暫く御見合せ可㆑有候由」に付、其儘退出の上御手分け、御組與力吉田勝右衞門呼出し、右の企て實否相糺し候樣被㆓申付㆒。依㆑之吟味の處、格別の儀共相見え不㆑申毀、返答に及び候へ共、尙亦不安氣に被㆓思召㆒、又々勝右衞門へ再應被㆓申付㆒、夜に入り亥の刻能歸る。然る處丑の刻頃東御組同心九郎右衞門忰吉見英太郎・同鄕右衞門忰河合彌七次郞、右兩人若年と乍㆑申、西御役所中の口へ罷出で、「御家老へ直に申上度き次第有㆑之候由」申入れ候間、取次の者此段當番家老中泉撰司・公用人下山彌右衞門へ通ず。右兩人早速呼入れ致㆓對面㆒候處、言語道斷の趣委細認㆓內訴狀㆒、幷徒黨の者共の檄文相添へ差出し候間、撰司承屆け卽刻松本嘉藤太へ相通じ、出席の上亦々吉田勝右衞門呼出し立會にて、右訴人申す條伊賀守殿御糺有㆑之、無㆓相違㆒に依つて直に勝右衞門へ、「右徒黨の者共召捕り候樣、今晚中手當可㆑致旨」被㆓仰渡㆒、勝右衞門急に退出。右の訴人共は夜明け候て、總會所へ御預に相成る（後に江戶表に召登御詮議有㆑之）扨山城守殿へ、嘉藤太爲㆓使者㆒遣さる。右の

訴狀幷檄文共に持參の上入御覽、扨兩組一手當に致し、卽刻可召捕旨手當悉く御示談申上げ、退出致す。扨亦勝右衞門儀は御役所より引取るや否や、卽刻同人宅へ同組共集る樣相觸れ候間、不殘參會に付、又々東御組中呼向へ候へ共、是は御役所より御呼上げに相成罷出候段相答へ、一人も在宿不致。依之手筈大に相違致し、且は山城守殿如何の存寄りにて呼上げられ候も難計、殊更一組にては人數も不足の事故不得止事、組中一統西御役所へ相詰むる。扨又山城守殿夜明け、以使者伊賀守殿へ御出有之樣被仰越、尙亦同心二十五騎鐵炮持參にて被遣候樣申來り候。依之伊賀守殿には不取敢御平供にて、東御役所へ御出で、尙又天滿の方へ火の手見え候はゞ、皆々火事裝束・著込等相用ひ、本旗の手當より迎ひに參可申。同心共は夫々手當跡より遣し候樣被仰出御出に相成る。扨十八日東御役所泊番にて罷在候組、與力荷擔へ隨一瀨田濟之助・小泉淵次郎兩人に有之にて、山城守殿嘉藤太退散の跡にて、餘り心外に被思召候哉、內々小泉一人呼出し、右の企被糺懸候處、一言の申開き可有樣無之、赤面の體にて逃出で候に付、山城守殿近習熊野宗五郎右の淵次

大鹽一件露顯

徒黨放火す

郎へ斬付け、二刀にて仕留致し即死す。此物音に驚き、未だ當番處に休居候瀨田濟之助・小泉呼出しに相成候故、心付居候哉、寢卷の儘大小追取り、庭前の塀を乘越え逃去り候時刻、曉方にも可ㇾ有ㇾ之。右露顯の次第大鹽父子へ告知し候樣子にて、賊方には兼ねて十九日午の刻頃、御組屋敷へ被ㇾ爲ㇾ入候手筈故、右徒黨の者共并近在八ヶ村の（吹田村・三番村・般若寺村・三留村・弓削村・尊圓寺村・猪野飼村・今一村）百姓共へ、十九日施行致し候間、晝頃前相揃ひ候樣兼ねて觸置き候由に付、（此儀百姓召捕の上白狀致候）心組大に相違致す。俄に手立を替へ候樣子にて、朝五つ時頃より亂妨相始め、居宅へ火を放し、其上兼ねて用意致し居候火矢（此火矢地車の類守口村質屋白井幸右衞門方にて出來候由）大筒（大小五挺有りて此内一挺は、太右衞門太郎方にて、奪取候品、同一挺成瀨正兵衞品の由。）小筒等を以て、組屋敷家毎に、火矢打掛け、一圓火となし天をこがすの勢ひ、猶建國寺御宮へ自分居宅より火を打込み、暫く此邊へ同勢を屯し居候由。

評に曰く、御宮へ火矢打込候始終より、檄文の文面相違ひ、天下を狙ふ賊敵たる事、明鏡に照すが如く、尙亦此處參上致し候時は、兩御奉行共に是迄御出馬有ㇾ之事、必定と相口候由に相聞ゆ。

官軍部署を定む

され其段々に事の始終露顯に及び、中々出火如きの騒動にて無レ之、第一御城内の儀御心の外無二御要害一專にして諸方御手配旁ゝ被二仰談一候故か、兩御奉行共に、其中兩三度御城入有レ之。其内段々火勢盛に相成り、追々天滿寺町通り天神の方へ廣り、廣大なりと雖も其儘捨置かれ、先づ隣國大名方其外御手當注進追々有レ之樣子、別て手筈事夫々相調ひ候哉、又々御城入の上伊賀守殿より、玉造・京橋兩御鐵炮組五拾騎程御口受被レ成候由にて、東御役所脇馬場へ追々相固め、扨兩御奉行御指圖にて、天滿橋は京橋鐵炮組相固め、天神橋は切落し、賊徒不レ寄樣御手當有りて、夫より伊賀守殿亦々御城入。直に御退城東へ御入り、直に御退出にて御門前より御出馬の事、尤も馬場に控へ居り候玉造方御鐵炮同心二十騎程被二召連一御先へ立つ。

西御奉行

（京橋御組）同心拾人・（御組）同心三人・御馬印一人・一人・（御組）同心三人・（京橋鐵炮組）同心拾人、（御徒士）内藤久米藏・（御徒士）高田廣作・御槍・（御徒士）古川力藏・（御徒士目附）御手洗滂作・（同助役）江島金兵衞、（御中小性）伊藤安次郎・（御中小姓）豐田忠治、（御組與力二人）大筒二挺・（御供頭）山口泰助・（御馬口取）上御馬・（御供頭）鈴木與市・（御組與力二人）大筒二挺、御草履取・御長柄・御床机・（御納戸）吉副金三郎・（御近習）一色捨三郎・（同）谷口和三郎、（御馬口取）御笞・御

笘、（押）高崎嘉兵衛・御槍手替・（押）水上久藏、（公用人）有貝順平若黨若黨・御茶坊主・（公用人）下山彌右衛門若黨若黨、槍持・草履取・箱持・槍持・草履取・箱持、合羽籠其外人足附。

賊徒横暴

兩御奉行共に御供廻り、御同様何れも著込み鉢卷上げ、火事羽織著し、拔身槍・長刀の類持參し、帶劍に反を打ち御馬先へ進み、扨又賊徒の方は天滿橋鐵炮にて被ㇾ固、天神橋は切落し無二是非一難波橋に向ひ、又市中の者共は、賊兵に追立てられ燒立てられ、這々逃廻りて、天神橋落ちたるも知らず、或は水に落ち死するも有ㇾ之由。右往左往に逃走る者を、敵賊共是を捕へて、「味方致さば免すべし、無ㇾ左時は斬捨て候」抔と無理に引入れ、車を押させ或は旗を持たせ候由、其内逃走る者は、斬捨て候も有ㇾ之由。彼地車四挺へ大筒仕掛け、外に火矢道具・具足・太刀調度に、品々持運び候車も有ㇾ之。是を荷擔ぎの百姓共百二三十人、其外降參の者共多勢に曳かせ、既に難波橋へ差掛かる。此橋も役人村々へ仰付け切掛り候處、段々敵近寄り火矢・大筒の類打掛け候事故、不ㇾ得二止事一、此番を開く。

鴻池善右衛門方へ入る

夫れ彼賊徒終に越えて船場に到り、先づ第一番に鴻池屋善右衛門方家内追立て亂入致すの次第、全く盜賊の處爲、金銀を奪取り可ㇾ申存寄り

三井に亂入

にて、隈々相尋ね候へ共、兼ねて要害宜しくや有りけむ立退候跡、一切金銀の有り所難ㇾ知、手を束ねて出る由。夫より分家鴻池屋善左衞門方へ任寄せ亂入に及び、此方にては金銀餘程奪取り候樣子に相聞く。兩方共に火矢にて燒拂ひ、夫より三井店に差懸り候節、戶締り要害に相掛け、取片付等致し居候處、表の方掛矢にて打破り、其穴より槍を入れ、夫より八九人亂入。家內の者も恐怖して立騷ぎ候處、鐵炮打掛け手疵を負候者も有ㇾ之由。夫より火矢を打込み剩へ戶前等致し候土藏態々開く、火矢三挺程打込み燒立候由。夫より岩城へ向ふ。是亦火矢數本打込み燒亡して、段々高麗橋へ差掛り候時、西御奉行には東御役所より島町筋・谷町辻より西へ追々押寄り、御秡筋辻にて賊徒の方見渡され候處、高麗橋西詰に押寄せ候と見え、先へ白旗三旒此旗の事奥に委しく出す押立て、橋より東兩替町の方へ渡らむと勢ひをなす。依つて伊賀守殿被ㇾ召連ㇾ候。玉造方鐵炮組へ早く打留め候樣御指圖有ㇾ之。兼ねて仕込居り候事故、何か以て猶豫可ㇾ致哉、二十騎一同に火蓋押放し賊徒を目懸け、筒先揃へて打放込み返し打つ。此音に驚き恐れけむ。高麗橋西詰を河岸通り南の方へ逃出で、又々平野

平野橋邊の迫合

賊徒火術掛討たる

橋へ差向ふ。此時東御奉行と御祓筋辻にて御出合ひ、御談合の上二手に別かれ、山城守殿には濱通り南へ遠廻しに追詰め候手立にて、御別れ被成候。扨伊賀守殿には御祓筋を南へ平野橋へ被爲入候節、賊兵等平野橋を東へ渡り、米屋平右衛門方目懸け、火矢打放し候に付、伊賀守殿御下知迄も無之、又々此所にて鐵炮釣懸けて打放す。又兩替町の方より山城守殿御同勢是も目懸けて打放す。敵賊共遁難くや思ひけむ、小筒二三挺打放し平野橋へ引返し、東詰より賊兵の方も二手に別かれ、一方は平野町を西へ堺筋の辻へ出で、大筒仕向け寄手を待居たる由。又一手は川岸通り南へ淡路町西へ堺筋辻迄逃げ乍ら、所々にて火矢を放し、爰にて踏留まる。是も同筒先東の方・南の方へ仕向け、要害に懸からむとなす處へ、山城守殿御同勢米屋平右衛門脇手にて鐵炮合せ、逃出す敵を跡より追駈けて、思案橋御渡り、西は火氣盛んなるを小楯にして、備後町を西へ堺筋にて敵に追付き、鐵炮組に命じ給ひ挑戰ふ。時に天罪不遁處、賊徒の方火術掛大將梅田源右衛門と申す者、山城守殿手玉造口遠藤但馬守殿御組與力坂本源之助打留め、當時隨一の功名を顯す。惜むらくは

牢屋敷罪人を出牢せしむ

生捕りたらん事本快ならむ。外雜兵二人、是も同じく打留め候に付、殘黨原是に周章て、不ㇾ殘爰にて散亂す。此時伊賀守殿には平野町より牢屋敷御心得なく被二思召一、立寄り御尋被ㇾ成候處、科人共俄に先刻不ㇾ殘出牢させ、高原溜へ遣候由、牢屋敷掛同心申上ぐる。尙又御役宅も御心元なく、松屋町御役所脇より表御門前へ御見廻り、直に本町橋御渡り、東詰河岸通り北へ備後町西へ堺筋辻へ御出被ㇾ成候節、山城守殿御同勢敵賊被二打留一候處へ御出合にて、右大將分一人の首を御同前に御覽被ㇾ成、山城守殿御近習にて首を討落し、槍に貫きて持歸る。其外地車四挺・大筒三挺・焰硝類・具足・槍・太刀・長刀の類、不ㇾ殘捨置き候分取上げ、大筒・火器の分は兩御奉行御指圖にて、近邊の井中に沈め、其餘の品々兩御役所へ御取上げに相成る。員數書き後に出す。夫より二手に御別被ㇾ成、猶殘黨原御尋有ㇾ之と雖も、火中の儀上下四方に奔走して、何れを敵賊、何れを燒亡の人と分別し難し。され共飛道具の類所持致すか、又は口形の者等召捕り候人數十五六人、外に辻にて町人共召捕り差出し候者共も有ㇾ之、都合三十人餘。何も百姓體の者無二是非一荷擔致候者共にて、猶發頭人大鹽父

凶徒の頭立者を求む

防火の手配

子其外頭立ち候者、行衞一圓不ㇾ相知ㇾ依ㇾ之尙殘黨原御尋有ㇾ之折、御城代樣より御指圖にて、亂妨の手當として諸大名方藏屋敷家士へ居合の者差出候樣、被ㇾ仰出ㇾ依ㇾ之西御家老松本嘉藤太承ㇾ之、早速伊賀守殿右御場所へ駈付け、此段申上げ候處、其手筈の執計候樣、被ㇾ申付ㇾ依つて屋敷々々に觸出す。斯くて此邊殘黨と覺しき者も無ㇾ之樣子に相見候間、何れも是より防火の手配り肝要に御指圖被ㇾ成置ㇾ場所より、直に御城入有ㇾ之。扨十九日暮方觸出に相成候藏屋敷人數追々繰出し、同勢引率して御役宅を相固め、或は川口堀奉行の手に加はり、又は御代官の手に加はり、其外思ひ〳〵防火に相掛り、嚴しく相働くと雖も、東都の家並と違ひ、至て丈夫の建方にて、殊更往還道幅狹く、中々鎭火致し兼候樣子。且亦近國御大名方或は京・伏見・奈良・大和・尼ヶ崎へ人馬奔走する事、彼櫛の齒を挽くに似て、追々大名方御同勢も、十九日夕方より曉に至り、參著多勢に相成る。尤尼ヶ崎遠江守殿御同勢、初は三百餘騎に聞えしも、廿日曉に至り一千餘人皆甲冑にて追手柵門の南の方一行に陣取り、御城代土井大炊頭殿御同勢五百餘騎、同西北の方二行に陣取り、岸和田岡部殿御同勢四百

鎭火

餘人上へ本町の方へ陣取り、豫州松山藏屋敷同勢百餘騎、東御役宅前に陣取り、何れも優々しく出立で、尚亦岡部殿より二番手三百餘騎は、一心寺へ陣取り、辨當・長持入替の在所、岸和田より持運ぶ中にも、豫州御同勢一入目立ちて武威を顯はす。諸軍の有樣威儀顯然として當りを拂ひ、柵門の前に焚く篝火は、宛然白晝に異ならず。實にも天下の威德照耀きて、目を驚かす有樣、さも廣々たる馬ッ場に燒失の男女席を爭ふ。勿體なくも元和の昔も斯くやと思はれ、道行く老若泣悲しむあり。狂人の如きあり。唯常例の出火と事變りて、財寶・家財に不ㇾ拘逃走りて、命を全うするが如く、御治世打續き萬歲を唱ふべき中なれば、見馴れぬ劒戟に恐るゝも尤宜なり。扨兩御奉行には十九日曉より、廿一日曉まで彼此廿四時の間、度々御城入幷火事場御遊見にて、御立明しに相成り、御支度の節計り御役宅へ御歸のみ。漸く廿一日曉に悉く鎭火に相成り、皆人安堵の思をなす。され共彼發頭人大鹽父子幷に頭立ち候者、一圓行方不二相知一。依ㇾ之當町中は申すに及ばず、諸國道路の口々し敷く相守り、五畿・七道無二殘限一御手當御詮議專らなれば、譬ひ人天を翔るの術あり共、いかで

王法の網を遁るゝ事あらんや。 されば京・伏見・奈良の手より、徒黨の者共幷に妻子追々召捕り差出しに相成る。 され共未だ目指す者共は御手に入らずと雖も、 最早鎮火も致し候事、穏に靜謐の枝も動かぬ松平泰山府君の御代なれば、尚萬代も榮え行く此津の國の名にし負ふ、梅の床しき香を止めて、浪華咄しと筆を止め畢んぬ。

十九日賊徒散亂の節淡路町に捨置き候品

賊徒遺失の用品

右品數左之通

一、大筒臺上車但地車也。一、大筒臺覆貳但青革一枚白革一枚 一、具足四領。外ニ胴計り二つ。一、鳥目二百文包數二十。百文包同五十 一、太鼓一つ。一、口臺一挺。一、細帶一筋。一、付木大把一把。一、刀三本。一、脇指十五。一、木綿紺パッチ一足。一、長刀一振。一、槍六筋。一、大筒・鐵炮・木綿枕一つ。一、小筒鐵炮三挺但三匁玉。一、火繩四把。一、大筒引繩四筋。一、細引二把。一、紺網袋一つ。一、桐紋付黑木綿羽織一つ。一、著込一つ。一、座蒲團一重。一、腰提烟草入一つ。一、雜物乘せ臺車一つ。一、火矢一箱十五本。一、樫旗竿一本但丈三間。一、鐵棒一本。一、鳶口一挺。

右之通有之。

賊徒連判の人數

賊徒連判之人數

東御組與力 大鹽格之助・同人父隱居 大鹽平八郎・瀨田濟之助・小泉淵次郎・大西與五郎・大西善之助・同同心 近藤梶五郎・庄司儀左衞門・吉見九郎右衞門・渡邊良左衞門・河合郷左衞門・平山助次郎・玉造組與力大井傳一郎悴 大井正市郎・攝州吹田村神主 宮脇志摩守・攝州守口村貸屋 白井幸右衞門・河州三番村 安

田圖書・同村茨田運治・平八郎内弟子松本林太夫・牧方林山三平・上田五兵衛殿組御弓同心竹上萬三郎・河州三番村深尾治兵衛・同般若寺村橋本忠兵衛・同柏崎源右衛門・同同傳七・河州澤上村上田幸太郎・同弓削村高橋九郎右衛門・浪人堤半十郎・牧方主馬之助・浪人白井儀四郎・江州浪人志村周次・攝州浪人堀井儀三郎・高槻浪人梅田源右衛門・浪人堤半左衛門・江州弓削村西村利三郎・浪人額田善右衛門・兵庫の者阿部長太夫・同曾我岩助・浪人市田次兵衛・浪人卯木俵二・獵師金助。

大鹽格之助悴今川弓太郎酉二歳是を總大將に唱ふる由。

右の外攝州・泉州・河州の百姓共、其外浪人、十九日亂妨の節は、凡五六百人附添候趣、亦往來の者引留め、無理に加勢爲レ致凡三四千人にも相見ゆる。

叛逆徒黨の者共大概

大鹽平八郎及び悴格之助

大鹽平八郎改名して自ら名乘る由今川治部大輔と同人悴大鹽格之助

右兩人當十九日騷動以後行衞不レ知、種々御詮議强有レ之處、漸く三月廿六日當町油掛町更紗染屋三好屋五郎兵衛と申す者居宅奥の間に悴格之助共に相隱れ居候由露顯に及び、御捕として西御組與力内山彦次郎、幷御城代土井大炊頭殿御手人數多

小泉淵次郎

渡邊良右衞門

瀨田濟之助

被差出、右三好屋取圍ひ候處、兼ねて用意致候と相見え、居間を三重に圍出來居り、中々手安く難打入に付、多勢取卷き掛矢等相用ひ、右居間へ押掛け候內、所詮遁難と心得候哉、內へ多勢籠り候樣火矢を放たせ鐵炮打ち抔大勢に威掛け、兼ねての檄文に相違し蓬き振舞にて、悴格之助儀逃去るべき體をなし候樣子の處、平八郎一刀に切臥せ、居間の四方に焰硝類積置き、建具等取重ね、其上に火を放し、誠に廣言に引替へ見苦しき次第無申計事共なり。右出火且つ注進に付、兩御奉行御出馬油掛町於會所御見分、其儘高原溜に引取り、鹽漬に相成り居候事。

東與力　小泉淵次郎

右之者、十八日夜明方東御所にて、熊野宇三郎手に掛り卽死、委しくは前に記す。

同同心　渡邊良左衞門

右之者、河內國柏原畑中にて、致切腹居候處、同月廿六日相知れ、則ち死骸東御役所へ持歸り鹽漬、

東與力　瀨田濟之助

近藤梶五郎　庄司儀右衛門　瀨田藤四郎及び一族　平山助次郎

右之者、河州千八代の山にて、首縊死有ㇾ之を、前同日相知り死骸東御役所へ持歸り鹽漬。

東同心　近藤梶五郎

右之者、三月九日夜、我居宅燒跡へ立歸り、見事に切腹致し死す。尤是も其夜段々譯有ㇾ之由。

東同心　庄司儀左衛門

右之者、南部にて召捕られ、則ち三月五日東御奉行組より送屆け則ち入牢。

東組與力　瀨田藤四郎・同濟之助妻・同人悴小兒。豐後町に住居致候者浪人一人・外に男七人

右藤四郎儀近年病氣にて、先達て大和寶龍寺〔法隆カ〕邊へ隱宅致し罷在候由。前七人の者藤四郎召仕の者、又は日雇人足百姓等に有ㇾ之候。前儀左衛門同斷東御役所へ被ㇾ差出、不ㇾ殘入牢。

東御組町目附　平山助次郎

二月十七日右徒黨の事訴狀に認め、東御奉行所へ差出置き、江戸表罷越し矢部駿

河守殿へ駈込み、其後大岡主膳正殿へ御預に相成居候由、前委しく認め有之、略之。

吉見九郎右衛門

東御組同心　吉見九郎右衛門

右之者、長々病氣にて、北の新屋敷に罷在り候を、早速召捕りに相成り入牢。

宮脇志摩守

攝州吹田村神主　宮脇志摩守

右之者、二月廿六日同人家内斬殺し、其上にて切腹致し相果て罷在る趣、則ち志摩守首東御役所へ持歸る。

梅田源左衛門

高槻浪人　梅田源右衛門

右之者、二月十九日に淡路町堺筋辻にて、東御奉行手勢に、玉造鐵炮組坂本源之助打留め即死。則ち東御役所へ持歸る。

松本林太夫

平八郎内弟子　松本林太夫 十四歳

右之者、二月廿日勘助島にて御組町目附召捕る。此者幼年なれ共才智の者にて、亂妨の節口藥つぐ役に候由。此者白狀にて諸事逆賊共の始末相知る。入牢。

杉山三平
白井幸右衞門

竹上萬三郎

大西與五郎
同善之進

深尾治兵衞

浪人杉山三平・守口質屋白井幸右衞門

此幸右衞門、攝州質屋にて富豪の者にて逆賊に組し、金主方致し候由。右兩人の者伏見迄逃去るの處、伏見御奉行手にて召捕り、二月廿五日東御所被差立、則ち入牢。尤幸右衞門は坊主に相成り居候。

浪人　竹上萬三郎

右之者、早速召捕り入牢。

東御組與力大西與五郎・同人悴同善之進

右兩人之者、十九日淡路町散亂の節より、西之宮迄逃出で候を召捕りに相成り、其節道にて刀を捨て候を、百姓共見付け、則ち刀東御役所へ持參り、右の由訴出づる。右兩人吟味の節、右之譯合被爲尋候處、面目を失ひ一言の申譯け無之直に入牢。

三番村　深尾治兵衞

早速召捕り入牢。此者所持之品鐵炮六挺・竹槍百筋・半鐘一、右の品不殘東御役所へ持歸る。

大鹽の家人

（發頭人）大鹽平八郎妾・同格之助妻・右同人小兒・外に下男女五人、〆八人。

右之者共、二月十九日京都御町奉行にて召捕に相成、東御役所へ被差立入牢。

入牢の諸士

（播州加東郡西村）堀井儀三郎・（大和者）阿部長助・（大和者）曾我岩助・獵師金助・（般若寺村）橋本忠兵衛・（三番村）茨田運治・（同村）安田圖書・（澤上江村）上田幸次郎・（大鹽平八郎中間）喜八・同忠五郎・同七助・（濱人）堤半十郎・（濱人）堤半左衛門・（弓削村）西村利三郎・（同村）高橋九郎右衛門・（般若寺村）柏崎源右衛門・（同村庄屋）同傳七・（江州の者）志村周治。

右之者、何れも召捕り入牢。

瀬田濟之助中間

（瀬田濟之助）中間一人

右之者、十八日丹波にて京都御町奉行の手に召捕に相成り、則ち東御役所被差越入牢。

横山文濟

浪人醫者　横山文濟

右之者、十九日夜より廿日朝迄防火人足に紛込み、西御奉行所内にて火防致すふりにて入込み居る處、甚だ風體惡しく相見え候に付召捕り、其後東御役所へ送り、御

卯本俵二

額田善右衛門

大井正市郎

三好屋五郎兵衛
同妻

吟味の上及口上候て、西御役所へ火付け可申手筈にて入り候由口上候。

江州彦根浪人　卯木俵二

右之者、平八郎弟子にて有之處、亂妨の企て十九日迄心底不明。當日に及び示談致し候處、十九日朝諫言致し候て、雪隱へ行出る處を、平八郎槍にて突留め即死す。

浪人　額田善右衛門

右之者、首縊死す。

瀬田濟之助召仕一人

此者、京都町御奉行組にて召捕に相成り、三月廿四日東御役所へ被差越候。入牢。

大鹽格之助槍持一人

此者、三月廿八日大坂市中にて、内山彦次郎手にて召捕る。入牢。

玉造鐵炮組與力　大井正市郎

此者、三月廿六日京都にて召捕り、東御奉行所へ被差越入牢。

三好屋五郎兵衛・同人妻

永井丈左衛門

右之者、油掛町にて更紗染屋にて下職等多分召仕、久しく此町にて渡世致し來る處、此度平八郎惡逆企の旗染致し候由にて、　其譯不知□候由申開き致すと雖も、町預に相成り居候。然る處三月廿六日、大鹽平八郎・同格之助隱置き候事露顯に及び、御取方押寄せ、悉く白状致し、則ち兩人共召捕り入牢。

丹波篠山城主青山因幡守殿御使者　永井丈右衛門

於江戶表、去月廿六日御用番水野越前守殿より、家來の者被召呼、別紙御書付寫の通り被仰達候旨、一昨三日申越し候に付、人數幷武器等致用意、當御地へ追々繰出し申候。參著の上御指圖被成下候樣仕度くと、因幡守より申付け候。

青山因幡守

御達書之寫

大坂奉行組與力大鹽格之助父隱居平八郎頭立ち、與力・同心共幷に百姓致徒黨、火矢等相用ひ、大坂町中所々へ火を掛け及亂妨候に付、早々人數差出し召捕り可申、切捨に致、且著込をも相用ひ候儀、勝手次第可致。尤酒井雅樂頭・松平甲斐守・松平遠江守・岡部內膳正へも人數差出候樣相達候間、可被得其意候。

月　日

岡部内膳正申入れ候。此度其御地異變に付、御用番水野越前守殿依二御達書一召捕人數可二差出一の處、追々御靜謐に付如何仕るの旨、御城代土井大炊頭殿迄相伺候處、不ㇾ及二差出一口、此以後異變之儀有ㇾ之候はゞ仕向候樣被二仰聞一候。依ㇾ之人數手當仕置き差出可ㇾ申候。右之段口可二申述一以二使者一申入れ候。

岡部内膳正殿御使者
坂井照助

月　日

先達て御屆け仕り候、此度御地異變に付、因幡守在所より固め人數竝に武器等別紙の通り追々繰出し、當五月攝州十三村迄參著仕り候處、御地追々御靜謐に相成候に付、人數繰出すに不ㇾ及の儀、途中迄も繰出し候はゞ、早速差留め可ㇾ申、此後異變承及び候はゞ、早々人數差出し可ㇾ申旨、御指圖御座候に付、追々繰戻し、同七日夕右人數不殘篠山表へ引取り申候。此段御屆け申上げ候樣、家老共より申付け差越し候已上。

青山因幡守殿御使者
吉原彥助

月　日

弓十五張・鐵炮三十五挺・長柄十筋・大筒二挺、足輕十五人・同三十五人・同十人・番頭

一人・物頭二人・目附二人・使役一人・番役二十人・醫師一人・右筆一人・諸賄方五人・使徒士二人。總人數四百三十人。

大坂市中燒失の次第

二月十九日朝五つ時より、同廿日九つ時迄、天滿四軒屋敷大鹽平八郎宅より燒初め、川崎御組屋敷不殘、夫より北御組屋敷南側迄、尤東西御與力屋敷の內、川崎にて田坂勇作、北町にて河邊官右衞門、右兩人屋敷相殘り、同心屋敷にて南町の內四軒殘る。同北町の內南側にて二俣孫助一軒殘る。同北側にて東の端より市川木工右衞門・同庄之助、右二軒燒失。天滿南側川崎より市側筋十一丁目迄、北は長柄町より堀川迄十丁目筋にて、北へ津國町迄。船場は北濱より南へ安古町北側迄。西は中橋筋東側より東へ、東横堀上町にて東横堀より南にて谷町迄、北にて御弓の町迄。北は八軒家より南へ內本町北側迄。其間にて西御役所近邊松屋町西側より濱迄、本町北側より豐後町北の筋南側迄殘る。

燒失町家竈數

(大坂市中燒失の次第)

(燒失町家竈數)

一、御破損奉行森佐十郎殿組手代屋敷・一、同榊原太郎左衛門殿十軒・一、天滿總會所一軒・一、牢屋敷一ヶ所・一、公儀橋二ヶ所天神橋高麗橋・一、東本願寺天滿掛所・一、興正寺掛所・一、山村與助居宅・一、尼崎又右衛門同・一、御破損奉行鈴木榮助殿御役宅・一、御代官池田岩之丞殿同・一、東御組與力屋敷二十九軒・一、同同心屋敷四十六軒・一、西御組與力屋敷二十九軒・一、同同心屋敷□□・一、與力・同心武術稽古場三ヶ所・一、御鐵炮奉行御手洗伊右衛門殿組同心屋敷十軒・一、天滿天神社不ㇾ殘・一、寺町前御鐵炮組同心元屋敷・一、家數三千三百八十九軒・一、竈數一萬二千五百七十八軒・一、明家數千三百六軒・一、土藏數四百十一ヶ所・一、穴藏數百三ヶ所・一、納家數二百三十ヶ所・一、寺數十一ヶ寺・一、道場數廿二ヶ所・一、社三ヶ所・一、神主社家屋敷十軒・一、□□屋敷二屋敷・一、藏屋敷五ヶ所・一、銀座一ヶ所・一、秤座一ヶ所。

右燒失場東西七百六十五間、南北千十間餘、凡道法十一里程。

附錄

東都於二聖廟一賦ㇾ之趣

大鹽騷動に就いての戯書

小人隱居爲レ不レ善　其名大鹽平八郎　天滿大趣夜如レ晝　亂妨狼藉在レ誰防
分限長者家忽燬　橋々燒落更周章　東西南北人騷動　老若男女逆レ戰場
在番殿樣各潰レ膽　奥方聞及癪更强　上意之趣大名畏　出張用意人馬忙
君不レ見天草與レ正雪　天罪不レ遁無レ程亡　早斬レ張本レ獄門懸　欲レ輝レ關東御威光

當所之街賦

博學騷レ市中　人惑レ孔孟說　深雖レ搜レ其旨　何無レ高慢狂　落文痃癖甚
全羨レ豪家驕　開レ眼看レ終所　油掛裏屋隅

好レ趣向

天神橋下仲春水　天神橋上繁多人　悲聲高聽靑天外　人間驚動天滿裡
天滿大筒魂自飛　建國御宮金作レ泥　可レ憐番場傷レ心人　可レ憐大煩斷腹處
此日大鹽邀レ百姓　此時亂妨入レ商家　高家金銀大半失　飛去飛來共注進
的々雄旗白日映　娥々甲冑綿繡裝　河際徘徊總年寄　血邊顧步兩京兆
傾城傾國眞大變　爲レ烟爲レ灰其騷動　古今未レ聞レ人所レ恐　況復今日正相見

願成僧徒赴西國　願施一鉢再擧兵　與尼相向轉相親　與妾雙棲共一身
願落此所千歳樂　誰思隱宅一朝烟　萬民相悅晩春空　千秋萬古油掛塵

奸邪異案

心下有高慢而臍下無力（或曰恐是仁虛）全體奸相血脈將絕子息亦不禮也。是因陽症之不全解棒火矢通燒散主此

棒火通燒散之方

大棗・黄今・粳米・亡燒・武士・町家（各等分）、困窮・炮術（七分）、槍術・我術・天摩・魔王・巴豆・狂人、右件四橋邊にて川水にひだし、其形體腫脹するを竊ひて揚げて用ふと云ふ說有之。實驗せしむるに驗無し。近來宇智山先生之霜とし用ふ。忽ちに治す。（宇智山先生之祕炮霜樂製法。）右件先油掛にし、宇壺に入れ火鉢に上し、硫黄・焰硝類の武火にて燒き、眞黑に成るを度とし、火鉢を下し鹽に漬し貯置き、時臨て用ふ。

附曰く、四橋邊り川水に漬るの語は、河海・山谷・田園無殘隈穿鑿有之處、四橋下川中に浮く骸體腫脹して何者と云ふ事、唯見分。依之元妾何某へ是を令爲

見。元來平八郎事左の無歯。今此骸體右の歯無し故に無實驗と云ふ。宇智山は内山を云ひ、油掛・宇壺は地名。

七言絶句

才兼文武誰容猜　呼作方今天下士　飛炬一朝何所爲　長嗟千載汚靑史

難波がたよしかあしかは知らねどもからきめみせし大鹽のなみ

浮世之有樣 卷之七 終

浮世の有様　巻之八

天保九戊年

正月元日、晴曇定らず、午の刻少し雨降りしが直に止みて、夫より風吹出し、未の刻に至り霰少しく降りしが、之も暫しの間にて止みしか共、北風烈しくして終夜不止、二日に至り晴天となりて、風も少しは穏かなりしが、未の刻より又烈しく吹出でて、終夜吹通しなり。三日には晴天なりしが、又巳の刻より風吹出しぬ。九日晴午の刻より曇り微雪降りしが、酉初めより大雨大雷甚しくして、處々方々へ落ちぬ。されども火災・人死等もあらず、二更に至り雷雨共に止みしか共、北風烈しく吹出でて砂を飛ばし寒氣堪へ難し。十日に至り風は少しく和ぎしか共、曇天にて寒氣甚しく、昨今兩日は今宮なる蛭子社へ諸人群をなして詣でぬる事なるに、人の出盛りに

狂歌

至つて暴雨・大雷にて大いに混雜せしと云ふ。斯樣の天氣なるに明くる日も寒氣甚しくして、風吹きし事なれば參詣する人も至つて少く、淋しき事なりと云へり。十一日晴曇定まらず、未の刻微雪。十二日晴天なれども寒氣甚し。十三日晴れざれ共風は益〻烈しく吹きぬ。十四日晴曇定らず風甚しく、午の刻より雪。十五日晴曇定らず、寅の刻より雨、曉に至りて止む。十六日晴、風益〻甚し。十七日晴、風は前日に同じ、夜半過より雪。十八日曇、前夜より降積りし雪六寸計京都にては一尺三寸、北山に近き邊は、二尺計も降ると云ふ。十餘年已來の大雪なり。當月初よりして十七日迄は手水鉢其外の物迄、水氣ある物は悉く氷張詰め、寒氣堪難かりしが、十八日朝よりして風穩になりしかば、寒氣も緩かになりぬ。夫よりして廿六七日頃迄は日々暖にして、至つて凌ぎよかりしが、廿七日の夜よりして又寒氣甚しくなりぬ。去年の憂かりしも幸にして事なく凌ぎつゝ、新玉の春を迎へしかば、歳旦に長崎詞にて戲れ歌を詠める、

恐しき年はいぬにばつてん嬉しけれ之で世の中總てよか〳〵

同じく十八日の雪を見て

木々に咲き四方に散りしく六つの花のながめも年も豐かなりけり

當年の大小を詠める

豐かなる年二逢ふこそ嬉しけれ六十四州な二ごとも七九(なく)

米の實いり十一分まで五三(ござん)正後(しやう)の四五に八麥も澤山

米穀金銀の相場變動す

昨年飢渇に迫りし者共の袖乞・乞食と成下りて、哀れげなる聲にて泣叫び、晝夜の分もなく往來せしも、大方は死失せしと見えて、乞食の數も大に減少す。され共當初相場よりして米價又々上りて、肥後一石百七匁五分餘の米直段にて、雜穀等も之に准じ、一として安き價の物なし。近年金銀の品數多き上に度々吹替となりぬる故、相場も大に狂ひ、一昨年來は金一兩六十匁より一二匁の間なりしに、昨秋より冬に至りては、度々六十匁より内へ入り、□□の末には五十八匁五七分となりぬ。こは小判にて一兩の價なり。中にも段々と甲乙あれども、別けて一朱金の位賤しとて、金百匁に付小判よりは五百目餘も蹴落されぬる上に、諸人此金をば大に忌嫌ふ有樣なり。已に正月四日初相場左の如し。

正金五十九匁四分五厘、五分段々七分五厘、　引方六分五厘七分　地位七分　のべ五分七八厘・五分八九厘・六分一二厘・六分一厘　正錢九匁八厘・一分　白中印小口赤二十四匁引　一朱二百五十匁より三百五十匁引　大判廿七匁より三十匁　小玉無印より引

觸五十九匁五八分九匁より二分

右兩替方より、得意先々へ觸廻りし書付の寫なり。

道頓堀芝居の大當

一昨年の冬よりは昨年の冬には米高も登來りて、越年米もすこし多きと、極貧の者・非人・乞食等の數限りもなく死失せしとにてやらん、當春は昨年の春よりも世間も少し穩なり。されど共盜賊・淫奔等の事は甚しと云ふ。市川團藏といへる河原乞食は、江戸に於て御搆處の弟子と成り、大坂に歸來りて頻に太平樂をいひ、中村歌右衞門といへる河原者は、江戸に於て多く借金ありて、此度彼地に召下さるゝに付、名殘狂言なりとて道頓堀中の芝居にて興行す。此狂言大流行にて、五日も十日も前以てより見物の場所を取らざれば、之を見る事能はずとて、我一にと之を爭ひ、大入にて群をなし、此邊の有樣を見れば誠に別世界の如しと云ふ。冥加を知らざる馬鹿者共は限りなき事と云ふべし。二月朔日晴曇不定、二日も同じ天氣なりしが、夕方よ

り少し天氣の模樣雨氣を含みて暖なり。三月辰の刻雨、直に止む。申の刻より風大に吹く。四日曇、少しく霰降り寒氣烈しく、五日曇、六日より十日迄晴、十一日未明より雪降り、巳の刻に至り止みしが、夫より大風吹出し砂石を飛ばし、終夜止まずして十二日も大風なり。十三日晴天なれ共、矢張風は强かりしが、十四日よりして十六日迄は晴天なり。十七日に至り晴曇定らざりしが初更より風雨、十八日晴曇不定にて風至つて烈しく、未の刻霰降る。十九日夜中雨、今日は昨年大鹽が亂妨せし日に當れば油斷成り難く、大鹽平八未だ死せず、昨年油掛町にて殺されしは影武者なり、平八は加賀に在り、奥州に隱れし抔とて、種々の流言を言觸らし、又昨年加賀侯を毒殺せんとせし者ありしが忽ち相顯れ、其掛りの者共誅せられ、侯には本國へ引取り頻に武備をなし、武具を多く買入れ、加・能・越三國の百姓共より、一人前に日日五足宛の草鞋を作らせて、一足六文宛に之を買上となり、金銀貸借は悉く德政となして、今にも軍の起りぬる樣に專ら風說をなすに、又かゞ〳〵と云ふ節にて、怪しき唄大に流行す。之も加賀大亂の兆なりとて、江戸にて專ら取沙汰するにぞ、此

二月の日次

前田家の騷擾

唄を謡ふ事忽ち御停止となりしと云ふ。然れ共大いに流行し、追々上方へ流行（はやり）來り、京攝にても専ら謡ひぬる様になりて其評判をなすにぞ、京都にても此唄を停止せられしと云ふ。又早春より藝州にも一揆起り、石火矢を打立て城近く迄押詰め、櫓杯打崩せし杯いへる噂之有りしが、こは虚説なりしと云ふ。侯の勝手差支へ銀札不通用となり、之が爲に大いに騒動せしと云ふ事なり。廿一日晴曇不定にて、未の刻より大風吹きて砂石を飛ばす。廿二日終日大風吹き、未明より時々雪降る。

大坂市中盗賊すりの横行

晦日晴、近來盗賊・巾著切の類大に勢振ひ、住吉街道・天王寺邊は申すに及ばず、市中にても往來の者共白晝に剝取りぬる事、傍に人なきが如く甚しき事なりと云ふ。北野・曾根崎の邊には頭突連中と唱へ、大勢の黨を結び、頭を以て人に突掛り喧嘩をなして、大いに人をゆすり打擲せし上に金銀を奪取る、此連中には角力取杯打交り、甚しかりしか共、追々に此惡徒共は召捕へられしと云ふ。

東町奉行の土地繁榮策

東御奉行には昨年大鹽一件にて、大いに不評判なりし故、之を取直さんと思はるゝにや、玉造邊は物の運送惡しき處故、自ら不繁昌にて困窮の者多き故、之を繁昌せ

しめ町人共を悦ばしめんとて、猫間川一名鯰川と云ふの川幅を廣げ、二軒茶屋の邊迄船の著きぬる様になし、一昨年來酒の過造をなして、御取上となりし酒の明株を下され、川の堤には多くの櫻を植ゑ、諸人を此處へ浮かれ來る様になして、處の賑ひになさんとす。未だ事成らざるに其景氣を見んとて、大坂三郷市中の溢れ者共我一にと浮かれ立ち、酒肴を携へ見物大群集するにぞ、仰山に掛茶屋をなし、力持・見せ物等の小家をも立連ね、騒々しき有様にて、先年川口の浪除山天保山と云ふの出來ぬる時に等し。一奇事と云ふべし。

大鹽一件連類者を再吟味す

大鹽一件は昨年江戸より吟味役上られ、町奉行の手を離れ、鈴木町御代官屋敷にて御取調ありしに、何か是迄と相違せし事ありぬる由にて、是迄無事にて有りし者の舊冬押詰りて江戸に引かれ、再吟味となれる者抔有りて、御仕置も捗行かずと云ふ事なり。

三月朔日晴天なりしが、未の刻より曇り、日暮より雨、初更より雨愈強く風大いに吹く。十日晴、今日寅の刻、江府西の丸御臺所より出火實は大奥より出でし火なる由にて、辰の刻迄

江戸城西の丸火災

に御殿向殘らず燒失す。前將軍には吹上へ御立退き、御錠口を明けずして女中多く燒死し怪我人數知れずと云ふ。御門々々は悉く閉して、外より人を入れられず、諸侯殘らず門外に馳付けしか共、一人も門内へは入れられずして、何れも門外に控へられしと云ふ。明暦・延享の頃、御本丸・二の丸等、自火・類燒等の事はありしかども、西の丸燒失せしは此度始めてなりと云ふ。これ迄結構に建連なりし上に、昨年御代替りに付いて、前將軍御隱居の御殿新に御普請有りて、美麗を盡されしも一時に焦土となりしと云ふ。是非なき事と云ふべし。夫につき西の丸御老中堀田攝津守殿御留守居矢部駿河守殿など切腹せられし抔云へる風說なりしが、こは虛說なりしと云ふ。其外種々の仇口を書きて、張紙落首抔ありしと云ふ。矢部駿河守西の丸御留守となりて間もなく出火故、申譯なく切腹し、御老中堀田攝津守にも同樣に切腹せられし抔いへる噂ありしと云ふ。矢部の事を書きたるを聞きしに、

落首張

コレ金サンモ銀サンモヨク聞キネイ、一歩モ拔目ノネイ矢部樣ヲ、一朱意恨モアルカ知レネエガ、二朱ノ丸ヘヤルトハ五兩金違ヒダ。アラウ丁銀トモ力ヲ落シ、

暫々貨幣の改鑄を行ふ

豆銀デアラウナラ、大番頭ニモナル人デアロ。

〔頭書〕近來金銀の吹替度々の事なり、廿年餘り已前始めて二歩金・一朱〔銀脱カ〕出來し、間もなく小判・一歩・二朱等の吹替あり。小判は厚くなり、二朱目方少くなる。其後間もなく一朱銀・二朱金出來し、銀も同じく吹替となる。金銀の位下地より又大に劣れり。然るに又間もなく二歩金吹替となり、是も其性下地の金に比すれば、遙に劣れりと云ふ。又近來百文錢を新に吹出されしが、至つて是も不便利のものなり。又昨年に至り五兩金出る。目方金五兩に比すれば漸く三兩餘りの目方なり。又一昨年御觸有りて、小判・二歩金・一歩金・二朱銀等悉く御取上となり之も吹替になれ共、又二歩・一歩等の金は停止になるとも云ひ、新に一歩銀出來す。烟草入・紙入等の金物の如し。目方下地の二朱銀より輕し。如此に散々金銀の吹替ありて、其度毎に次第に其位惡くなり、目方も減じぬる事故、下方にて相場を〔立て脱カ〕天下の寶に甲乙を付けて、大いに相場下落するに至る。斯樣の事なる故、近來何によらず諸の品物高價ならずと云ふ事なし。是全く金銀の位

賤しきが故なり。和漢に限らず、古より金銀の位貴き時は品物の價賤しく、金銀の位賤しき時は品物必ず高價なり。是自然の理にして止むべからざるものなり。文錢も其性至つて宜しき故、聽て是をも御取上げとなりて、鐵錢計りになる由なり抔とて、種々の風說有り。こは如何成行ける事にやあらん、公邊計り難し。二歩金は文政の初、酒井讃岐守御老中にて始めて之を吹ける間もなく、水野出羽守其二歩金を引上げ、二歩金の文字眞なりしを草に變へて吹直さる。下地の金に比すれば位大に劣れり。又始めて一朱金を吹立てらる、前代未聞の惡金なり。夫より金二朱・銀一朱吹立となる。松平周防守百文錢を始む、小判形にして至つて不便の錢なり。水野越前守銀一歩を吹立てらる、下地の二朱よりも目方輕くして烟草入の金物の如し。

通貨と物價との關係

昨年大坂を亂妨せし大鹽が徒の御仕置も未だあらざる故、世間にては專ら、大鹽親子・瀨田濟之助など昨年死せしは僞りにて、今以て存生すなどと風說區々なる事なれば、西の丸の出火せし時、此者共の紛込みしにや、又は彼に同意せし逆叛人の

世間の風說

なせる業にやなど思ひ誤りて、さぞ大いに狼狽へて騷動せし事ならんと思はる。將軍家御代替りに付、諸國へ御巡見の御旗本の內、何某とやらん云へる人吳服町に止宿せられしが、大鹽平八郎は未だ死せずとて、江戶にては專ら風聞す。誠なるや承りたしとて、密に尋ねられしと云ふ、之等の事にても其騷動せし事共思ひ遣るべし。又町人共より堀田・矢部等の切腹せしといへるを此人へ尋ねしに、こは虛說にて、兩人共無事なりと答へられしと云ふことなり。

江戶表より來狀の寫

當月十日曉六つ時、乍ㇾ恐西御丸樣御湯の間ゟ出火仕り、直樣（但し御召上りの御湯の間に御座候、）吹上御殿へ無㆓御別條㆒御立退被ㇾ爲ㇾ遊候。折節西北風にて格別風も烈敷無㆓御座㆒候得共、時節と乍ㇾ申、御殿向幷に諸御役所御部屋々々御燒失に相成り、御櫓も一つ御同樣に相成り、御大切の御道具抔も夥しく御燒失仕る。乍ㇾ併御怪我人の有無聢と相分り不ㇾ申候。何分御場所に無ㇾ之、近邊ゟ駈付け可ㇾ申樣無ㇾ之故、無ㇾ據大火に相成り申候。早速大名衆・御役人衆總登城にて御見舞、御火消幷に定御火消・町火消不ㇾ殘總掛りに

て命打捨て相働き候得共、何分御場所柄にて骨強く井戸深にて、中々防ぎ兼ね、不得止事不殘燒失に相成り、誠に恐入り奉存候御儀に御座候。漸く同日七つ時に靜るなり。其節御大名衆・諸家樣不殘、立派なる頭巾・火事羽織幷に御用意に鐵炮抔は、大手口・桔梗口明放しにて御登城有之、中々御供廻り間に合ひ兼ね、一騎乘にて大亂軍の如く、下馬先群集誠に前代未聞の事に御座候。彦根樣も一騎御登城被遊、御供廻りは跡より馳付き、御裝束の儀は御供廻に至る迄、立派は第一番なりとの評判仕り居り申候。

材木賣買幷普請禁止

一、火消人足共今以御召上げに相成り、町役人相添ひ御府内中は日々跡取片付被仰付、御場所柄にて燒木抔は外へ持出し相成不申、不殘燒切に相成申候。右に付材木賣買幷普請止め被仰付候。右乍序荒增奉申上候。此餘は評判より大變に御座候。御推察可被下候。

三月十四日出　　　　江戸店より

大手御門幷に御高塀向御無難に御座候。併し高塀二三間計り損じ申候所御座候。

西の丸燒失に付き用金仰付られし諸侯

御角矢倉一ヶ所燒け申候。古き御城に御座候處、殘念の御儀に御座候。御女中樣方三百餘も御座候處、餘りの急火にて御丸燒の由。御役方樣御泊り番の御方、大小を御持ち逃出で來り申候御方は、宜しきと申す位の事に御座候。御存外の事に御座候。

御大老樣彥根樣・御老中脇坂樣は早く御登城の由、殊の外御評判宜しく御座候。是迄頓と無御座御事故、小子も罷出で、兩御丸大手に奉伺候處、諸家樣方誠に嚴重の御固めにて美々しく、前代未聞の御儀に御座候。扨々恐入候大變に御座候。

西の丸燒失に付三月十六日御用被仰出候諸侯左の通。

一、金八萬三千二百五十兩　紀州樣　一、同九萬七千三百六十四兩　尾州樣
一、同一萬五千兩　水戸樣　一、同十五萬三千七百五十兩　加州樣（此御家准清華御三家格に御座候）
一、同四萬七千兩　伊井掃部頭　一、同三萬四千五百兩　松平肥前守
一、同一萬六千五百兩　松平越中守　一、同二萬二千五百兩　酒井雅樂守
一、同二萬千十兩　松平左兵衛　一、同二萬千五百兩　松平隱岐守

一、同四萬八千五百九十兩　藤堂□□　一、同一萬五千兩　松平下總守

一、同二萬二千五百兩　小笠原大膳大夫

細川越中守（上納米七萬石）・藤堂□□・松平美濃守□□・榊原式部少輔、右四人上納米被レ致候に付、御時服十五宛拜領。

紀伊大納言殿・尾張大納言殿、右西の丸御座所大奥向御手傳被二仰付一。松平加賀守・松平越中守・酒井左衞門佐・小笠原大膳大夫、右同斷被二仰付一。井伊掃部頭、右同斷。松平肥後守・酒井雅樂守・松平隱岐守・藤堂和泉守・松平下總守、右同斷在國に付、以二御奉書一被二仰付一。松平讃岐守、西丸炎上に付、上納金仕度き旨、內願御聞濟にて二萬兩被二仰付一。右の外御用御掛り、國產松板（一萬枚）水戶、金三千兩づつ上納、寺社御奏行衆。金三千兩づつ、御奏者衆。萬石以下五百石以上、百俵に付金二兩宛上納、五百石以下百俵以上、百俵に付金一兩二步宛上納。

西御丸燒失に付いて、種々の浮說あり。御勘定奉行矢部駿河守金銀の吹替幷に大坂へ御用金被二仰付一候事を相拒みて、御老中と大に爭論し、其用ゐられざるを憤

西の丸焼失に付落首及び口合

り、西の丸へ火を掛けて切腹せし抔とて、とり〴〵の噂なりし。又落首・口合ひの類も澤山に拵へしと云ふ其中に、「このしろを焼いて親父が味噌つけた」。こは旗本の作の由、忽ちに相顯れ閉門せしと云ふ。又丸藥に仕立てし有り。西城丸・ぶし・こんきゆう・わうごん・さいかく、右四味丸藥となし、町人のしぼり汁にて用ふ。斯樣の類少なからずと云ふ事なり。

諸侯の貧窮と起債

諸侯何れも平常の時さへ貧窮にして、大坂の町人を賴みて勝手向の仕送りをなし貰ひて、漸々と參勤をなして公務をも勤むる位の事なるに、此度臨時の物入出來せし事故、早々家來を大坂へ遣し、兼ねて館入をなす町人は云ふに及ばず、其餘にも金持てる町人共へ金子借らんとて、種々に心を碎きぬれ共、町人の大家も多くは昨年大鹽が難に逢ひぬる上、諸侯よりも飢饉にて差引無レ之、此度手積りをなし、夫々へ出銀致したる跡にて、公儀より御用金被ニ仰付一候ては、大坂の町人總潰れとなる心しと、何れも身用心して之を諾はず。於ニ江戸一三井へ十萬兩、又當國にても此邊の大家へ二萬兩の御用金有り。何れ大坂は難レ逃とて專ら取沙汰なり。大差支大困難の事なるに、其中にて天神の砂持大流行にて、大坂中をあへかへし、鴻池

天神砂持の盛況

善右衛門・加島屋作兵衛・炭屋彦五郎、其餘大家の主共手代引連れ、砂持に浮かれ出でて處々方々を踊り廻るに、藏屋敷にても阿波の留守居・安藝の留守居等異形の樣にて踊り歩行き、與力・同心の内にも異形にやつし砂持に出で踊りしと云ふ。かゝる程の事なれば、中人已下は一向に人倫なく、男女混雜して大いに浮かれ廻れる中にも、女の赤裸にて踊り廻れる抔ありて、目も當てられぬ事共にて悉く狂人の如く、之を譬ふるに物なし。斯かる樣なれば砂持の評判諸國へ聞え、國々より態々見物に出來りぬる者抔多く有りて、大騷動の事なりし。西の丸御燒失にて、大御所には假の御住居にて御座します事なるに、上へも憚らず、近年飢饉にて四百十六文の米喰ひて、大に困窮せし事をば打忘れ、諸國の變を聞きながら百目の米を喰潰し、身の廻りには大いに金銀を費し、踊り歩き飛廻れる有樣、前代未聞の珍事怪しむべき事なり。

砂持の批判

又閏四月中旬の事なりしが、天神の砂持半ばに、前にも云へる所の彼の猫間川を掘りし土をも玉造稻荷の邊に持運ぶべしとて、阿波座・解船町へ命せられ、大勢行きて砂持をなすにぞ、石屋仲間・砂糖仲間よりも追々に人を出し、何れも紅摺

の衣服・縮緬の玉襷の揃にて、御加勢と印せし大幟を建連ねて、踊り廻れる有様騒々しき事なるに、御奉行・與力等見分の前をも憚らず踊りぬる事なりとぞ。斯様の事なれば時々喧嘩口論等有りて、怪我人少からず死人等もあり。然るに閏月廿一日大坂中の年寄を總年寄の宅へ相招き、三郷町々より一町毎に人足五人・踊子五人宛猫間川砂持の御手傳に出でぬる様にとの內意あり、すべて見聞する毎に、怪しむべき事のみなり。〔頭書〕猫間川を玉造へ切拔き、道頓堀川迄其流を通じ、船の往來自由に出來ぬる樣になして、玉造繁昌なさしめん爲なりとの表向の趣意なれ共、こは全く昨年大鹽が亂妨せし時、大川を隔てし事故、天神橋を切落して御城へ近く事なかりし故、南にも外堀を拵へ非常の備になさんとて跡部先生の思付にて、夫となく其事を隱して町人共を悦ばしめて、密に之を計れるものならん。先生が昨年の大狼狽せし事を思へば、若しや亂妨するも〔の脱カ〕ありて、南よりして押寄せなばいかんとも爲し難かるべしと、深く心配せらるゝ事ならんと思ひぬれば、可笑しき事になん思ひ侍べる。昨年亂妨をなして大に騒動し、諸人をして困苦せしめたる所の大鹽・能勢郡等の一件も今以て其儘にて御仕置もなく、諸國より追々變を告げ參る時に當りて、如此有樣、心之有らば大に恐れ思ふべき時節ならんか。

大手御番小笠原信州・西の丸下馬先阿部播州・紅葉山青山大膳・百人御番所揖田二郎兵衛、西の丸御成の警固。細川越中西の丸を固む。松平奧州品川・千住を固む。淺野

年賦上納金

因州登城、拜借銀左の通り。

銀百貫目、一萬石より一萬五千石迄。二百貫目、四萬六千石より五萬五千石迄。百三十貫目。一萬六千石より二萬五千石迄。二百五十貫目、六萬六千石より八萬五千石迄。百五十貫目、二萬六千石より三萬五千石迄。三百貫目、八萬六千石より九萬五千石迄。百七十貫目、三萬六千石より四萬五千石迄。右戊年より十ケ年々賦に上納、

旗本への配分金

御旗本衆へ御配分金

百石に付金十五兩（但九百石迄五十石に五兩增）千石に金百兩（但千四百九十石迄同）千五百石に百五十兩（但千九百九十石迄同二千石より五千九百九十石迄百石五十兩增）百石以下は增多し。御扶持方は切米の高に入れ、幼少病人は石高に入れ、御扶持方一人に米五俵宛、右江戸の金は燒失によりて、大坂・駿河の御金を宛行はる。

町人へ下賜金

金十六萬兩を江戸中類火の町人に給ふ。（間口一間に金一兩二步・銀六匁八分、）此節の大變、當時の大變、大小不同と雖も、其變は異なる事なし。右今世の異なれる事之にて思ひ計るべ

し。

江戸表より長門屋敷へ來りし書付の寫

高六萬石、（大坂御城代）井上河內守

天保頃七賢人　（御老中）太田備中守・（寺社奉行）阿部能登守・（留守居）米津周防守・（町奉行）大草安房守・（長崎）戸川播磨守・（御賄詰組頭）村田榮之進・（勘定）內藤隼人正

向不見七本槍　（御老中）水野越前守・（勘定）矢部駿河守・（大坂町奉行）跡部山城守・朝倉播磨守・（長崎）久世伊勢守・（勘定吟味）河野三右衞門・（奥詰組頭）田中休藏。

强慾之五家臣　林肥後守・土岐豐前守・水野美濃守・井上備前守・林大學頭。

越人前人如レ履二薄氷一、以二中庸一執二政務一、下民大鋪氣和、政備而後天下治。

評判　備後守・越前守・中務大輔

金銀吹替に付いての落語

一歩銀もすかねへ、矢部を貳朱の丸へやるとは五兩金違だ。然し丁銀共が悅ぶだらう。此上豆銀で長生し、當百（百文錢のこと）までも勤めたらば、一錢樣の御結びを小判だといふ、一朱意恨も消えて首尾の直つて、大判頭迄も出世されう。夫は兎も

矢部駿河守役替に付いての落首

角も金銀に小普請支配受合だ。

何事も皆矢部こべとなりにけり三ツのともゑが廻りわるさよ

自分から地金を出して新吹の吹直されて今日の役がへ

そろ盤を取上げられて今日よりはなんと駿河の不時の役がへ

今までは駿河のふじの山をとこすべり落ちたる二千石高

けふよりはよくの深きを矢部にして五座を大事に駿河一番

廣屋敷普請駿河出來ません留守にふつたら矢部にしませう

右は矢部駿河守留守居轉役

せいしつの破れかゝつた江戸合羽あめが下には心ゆるすな

西丸出火に付呼出されし人々

當月十日出火一條　三月十二日呼出し姓名

西丸御膳所御臺所人 相澤久助・里村定五郎・表御臺所組頭 山口正藏・同改役 中島伴三郎・同御臺所人 松坂長之助・御膳所御臺所人 里村勇三郎・由井久平・齋藤忠三郎・窪川瀧藏・乙津太三郎・田中九右衞門・

尋之上差返す。

西の丸炎上に付役人の處刑

御賄組頭當分の内出口鐵三郎・御賄進上役井上平藏　一通り尋の上差返す。

右於評定所初鹿野河内守・大草安房守・由田修理立會、安房守申渡す。

天保九戌年閏四月四日夜、亥の中刻頃麴町十丁目心法寺と申す寺より出火と申事す。折節西北風大いに烈しく、暫く大火に相成り、翌五日朝五ッ半頃鎮火。

四月廿九日被仰渡。

一、遠島　西丸御膳所御臺所人　相澤久助四十二歳　一、役儀取放押込　田久順藏四十二歳　一、押込同炎火之番依田彦兵衛二十九歳・同御膳所御臺所人里村勇三郎四十五歳・由井久兵衛六十三歳・病氣に付代小川孫兵衛・窪川瀧三郎二十八歳

右於評定所初鹿野河内守・大草安房守・池田修理立會、安房守申渡。

申渡之覺

西丸御膳所御臺所頭
磯部平右衛門

去月十日西丸致炎上之一件に付、支配之者共夫々御仕置被仰付候。右に付被遂御詮議候處、去月九日御夜詰引之節御用多きに付、御臺所向見廻り不申候由、火之

元之儀に付、兼而被仰出も有之候處、跡之始末殊に支配向之者共申付方も等閑の儀と相聞え、不束之至に候。依之差控被仰付候。

同御臺所頭
中村藤左衛門
榊原藤十郎

中村藤左衛門
榊原藤十郎

去月於同斷去月九日御夜詰引之節、當番磯部平右衛門御用多に付、御臺所向見廻り不申由、火之元之儀に付、兼而被仰出も有之候處、右體不行屆支配向之者共申付方も等閑之儀と相聞え、不束之事に候。依之御目通差控被仰付候。

町家へ被仰出之寫

町家へ仰書の寫

右於相模守宅、同人申渡之、御目附水野舍人罷越。

一、日本橋ゟ今川橋迄兩側但浮世小路共　一、本町兩側
一、道淨橋ゟ大横町通り地藏橋迄類燒の分、
右之場所土藏造の普請不苦、並家作之分、本普請見合之事。
一、本銀町北側之分　一、龍閑町河岸通り

一、紺屋町二丁目通り　　一、龍閑橋鎌倉横町
一、永富町新革屋町代地　　一、横大工町・新銀町・靑物役所南北の所
一、新銀町・雉子町通兩側　　一、三河町三丁目・四丁目、表町・四軒町

右之場所土藏造並家造共、本普請見合之事。

閏四月十四日

西の丸普請に付諸大名の獻上品

三月三日西の丸御柱立

西の丸御普請に付、諸大名より獻上物。

一、鐵三千貫目　松平肥前守　一、銅一萬貫目　松平陸奧守
一、疊表二千枚　細川六丸　一、銅一萬斤　松平長門守
一、綱苧二千貫目　松平越後守　一、金箔十萬枚　松平越前守
一、漆三十貫目　丹羽左京大夫　一、鐵三千貫目　松平相模守
一、石井筒二組　松平新太郎　一、靑竹三千束　京極丹後守
一、鐵五千貫目　森　內記　一、八布千匹　松平犬千代

一、高宮布千匹　井伊掃部頭　一、疊表三百枚　相馬大膳亮
一、同三百枚　仙石越前守　一、金箔十萬枚　鍋島信濃守
一、漆五十桶　松平下總守　一、綱苧三百貫目　秋田河内守
一、三寸釘十萬本　淺野内匠頭　一、鐵千貫目　松平淡路守
一、疊表三百枚　松平飛騨守　一、同千枚　藤堂大學頭
一、疊縁五百枚　有馬中務大夫　一、鳥の子眞似合五千枚　松平但馬守
一、唐紙一萬枚　松平千菊　一、大眞似合三千枚　松平辰之助
一、四寸釘十萬本　溝口出雲守　一、眞似合三千枚　岡部美濃守
一、鐵千貫目　松平式部大輔　一、小鳥部家一組　松平伊賀守
一、障子紙五十束　松平主殿頭　一、鐵千貫目　松平周防守

一、杉丸太（三間半末口一尺三寸）五十本。同（四間末口一尺）三百本・七寸角（長十二間）五百本・六（衍カ）寸角（二間）五百本・六寸角（二間）五百本・一尺二寸角（三間）百本・七寸角（口間）百本・杉五百本、右松平薩摩守獻上。

尾張大納言より獻上品

一、檜（三間一尺角）五百本・同（三間九寸角）五百本・同（三間八寸角）五百本・同（二間九寸角）五百本・木五百挺榿檜板子

一間半二百枚。　右尾張大納言殿

紀伊大納言より獻上品

一、栂三間徑尺四寸幅七寸二百本・同三間八寸角四百六十本、松三間八寸角三十四本・同七寸角二百本、栂三間七寸角三百本・同二間六寸角三百本、檜二間五寸角五百本・同二間六寸角五百本、松二間五寸角千本、松板長一間一五千枚、栂板長一間尺三寸一萬五千枚、栩板二萬枚、右紀伊大納言殿

一、大竹八寸廻り二千本・同五寸廻り三千本・同六寸廻り五千本・小竹三千本、右水戸中納言殿

一、檜二間半六寸角三百本・杉戸板百枚・杉大樹二百挺。　右松平阿波守

銅千貫目・疊緣二百端　石川主殿頭　一、漆二百貫目　佐竹修理大夫

一、金箔三百枚　本多內記　一、眞似合三千枚　本多八郎兵衞

一、判唐紙三萬枚　松平山城守　一、眞似合一萬枚　立花飛驒守

一、石灰三百石　松平越中守　一、障子紙十帖　松平丹波守

一、釘三千斤　本多能登守　一、白土千俵　戸田左門

一、疊表千五百枚　伊達遠江守

右之通獻上、安藤右京進西御丸御普請奉行、同年九月廿日大納言樣西御丸へ御

移徙

江戸御觸出之寫

奢侈の儀に付ては、前々ゟ町觸申渡も在レ之處致二忘却一、近來衣類・髮飾之類別て超過致し、其外町人共身分不相應の儀相好み僭上、高金之品相用候者有レ之由不埒之事に候。公儀にても御儉約被二仰出一、諸家にも格別質素節儉被レ致旨御觸有レ之間、町方も向後身分不相應奢儉僭上之儀急度相愼み、前々町觸申渡候趣堅く相守可レ申。若相背者於レ有レ之者、吟味之上急度可二申付一候。右之通御奉行所ゟ被二仰渡一候間、町中家持・借家・店借裏々迄不レ洩樣入念可二相觸一候。

儉約奬勵の觸

五月廿二日　町年寄役所

今般町觸之趣、名主共支配限り精々被二申諭一、此上遺失心得違無レ之樣可レ致。尤も町人共之儀は武家と違ひ、金銀融通を以て家業相續致候事に候間、一概に儉約質素のみ心掛候樣申渡候はゞ、業體に寄つては差支之儀も可レ有レ之哉に候へ共、譬ば町人共衣類之儀一體絹紬・麻布を可レ用之處、身分をも不レ顧紗綾・縮緬・縫模樣抔之類相用

候は、不相應之儀にて、則借上と申す者に有ㇾ之、又何にても用辨可ㇾ成品を華美風流に致し、高金之品相用候は則奢侈に有ㇾ之。右樣にては無益の金銀費のみならず、貴賤之無二差別一も御制風俗にも拘り候事に候間、右品商ひ候町人共に至る迄、右等の意味能々相辨へ、此度之町觸幷前々觸申渡之趣、無二遺失一相守候樣可ㇾ致候。若し相背候者有ㇾ之咎受候樣にては、名主・町役人共迄可ㇾ爲二越度一候。猶此者共より組合限り精々心付、下々迄行屆き、心得違之儀無ㇾ之樣厚く世話可ㇾ致候。右之通被二仰渡一奉ㇾ畏候。爲二後日一仍而如ㇾ件。

天保九戌五月廿四日

右は紀伊守樣於二御白洲一被ㇾ仰二渡之一

甲州騷動落著 天保七申八月廿一日の一揆也

五月七日申渡之覺

甲府勤番支配
永見伊勢守
名代
梶川庄兵衞

甲州騷動落著

永見伊勢守處罪

山口鐵五郞の處罰

其方儀、甲州村々之者共騷立ち甲府町方へ亂入可ㇾ致趣相聞き候上は、戶田下總守と申合せ速に市中へ出馬致し、組同心共手を分け差出し相制し、猶及ニ狼藉ー候はヾ、鐵炮を打掛候か亦は切捨候共嚴重の可ㇾ及ニ指圖ー候處、右樣之取計にも不ㇾ及、御代官方防ぎ方の儀申越し候砌、甲府東入口板垣村幷南入口遠光寺村へのみ人數差出し、徒黨之者共甲府町方へ押入り、綠町藤兵衞宅打毀し諸品燒拂ひ、市中及ニ出火にー候節に至り出馬致候故、既に與力・同心共防ぎ方不行屆之次第と相成候段、不束之至りに候。依ㇾ之御役御免逼塞被ニ仰付ー候。

右於ニ増山河內守宅ー若年寄中出座、河內守申ニ渡之ー、御目附水野釆女・一色主水相越。

小十人小澤勘兵衞組
山口鐵五郞

其方儀甲斐國御代官相勤候節、村々之者共騷立ち陣屋へ押寄候趣に候上は、假令病氣に候共、押しても出張致し候か亦は嚴重の可ㇾ及ニ指圖ー處、防ぎ方の儀木納手代高橋仁右衞門へ任せ置候上野村神主內膳父市川又六、防として罷越し候節、徒黨之者共不ニ押來ー候とて爲ニ引取ー、夜中油斷致し候故、終に陣屋元へ亂入致し、其節防方等不

井上十左衛門處罰

行屆、殊に病氣にて出張難二相成一候書面差出置き、追て右の次第以二來書一相尋候節、防方として自身出張致し候趣、或は西村貞太郎陣屋へ及二加勢一、手代・足輕差遣候樣品品取繕ひ候相違之答書差出候段、旁〻不埒之至に候。依レ之御番御免、小普請入逼塞被レ仰二付之一。

右於二增山河內守宅一同人申渡、御目附水野采女・一色主水相越。

御代官
井上十左衛門

其方儀甲州村々之者共騷立ち、支配所同國酒折・板垣兩村押通候節、爲二防方一手付手代のみ差出し、其身は追々御城內御米藏へ相詰め、最初酒折村等へ出張不レ致候故、出役之手付手代共利解申諭候迄にて、鐵炮等用意不レ致打拂も不レ致、制し方手弱な彌增多人數に相成り、甲府市中へも致二亂入一候及二仕儀一候段、畢竟心得方等閑の儀不束の至に候。依レ之御役御免小普請入差控被レ仰二付之一。

御代官
西村貞太郎

其方儀在府中、支配所甲州都留郡村々之者共幷同郡谷村陣屋先之者共騷立ち候趣、

西村貞太郎處罰

手付手代共ゟ申越し、其段申出で出立致候は、如何樣共差急可㆓罷越㆒候處、纔之道法五日之日數にて右陣屋へ著致し候段等閑之至、畢竟右體之心得方故、手付手代共取鎭め方不行屆國中及㆓騷動㆒候仕儀と相成り、殊に右次第封書を以て相尋候節、名和陣屋へ夜通し罷越候趣、兼ねて屆書差出作㆑置、右樣之儀は不㆓申越㆒哉之心得に候抔、其外彼此取繕候相違之答書差出候段、旁〻不埒之至に候。依㆑之御役御免小普請入逼塞被㆑仰㆓渡之㆒。

御扶持方被㆓召放㆒　井上十左衞門手付西原大治郎。　無㆑構　北村運平・三枝寛五郎・佐藤丈助。手代奉公構　秋山小八。　同　上越周助。　御扶持被㆓召放㆒　西村貞太郎手付松岡啓二・大瀧新三郎・中山鹿之助。　江戸拂　元山口鐵五郎元締手代高橋仁左衞門。　御扶持被㆓召放㆒　永見伊勢守組與力大竹傳藏・郡司和十郎。　御料所奉公構　村井東太郎・阿部仁藏・佐久間忠藏・直原喜作。　押込　同組同心藤井卷太・外三十人名代久保田彌門・中島梁作。　武家奉公構　伊勢守家來山本茂兵衞。　御扶持被㆓召放㆒　同留番所番人二宮三之助・名取慶助。　小宮山格左衞門・阿部遠江守組與力吉川忠太郎・小泉市左衞門。　押込　戸田七内家來宮野庫兵衞。　同　同人組同心堀田逸

平太・外三十人名代中島元助。

當三月安藝廣島に大騒動有りし由、專ら風聞せしが、其後の噂に銀札不通用にて百姓共少々騒立ちし迄にして、事なく治りしと云ふ事なりしが、此度或人よりして、其騒動の事を忠臣藏といへる芝居の七段目に見立てゝ、書記しぬる戯れ言を見せぬ。之にて其騒動の實事をしるに足りぬれば、其儘こゝに書附けて置きぬ。こは安藝領内の者の作なりといへり。

戊三月藝州宮島於二大芝居一假名手本忠臣藏末世となり、逆臣連の不忠臣藏七段目見達。

大序

家老有りと雖も、職に付かざれば其味ひを知らず、國賊祿に蔓れば智勇兼備も隱るゝ習ひ、亂れたる世を幸ひに逆意を振ふ役人の例を爰に書記す。されば諸國は米安し、頃は天保九年の春、上の御不德四方に響き、あらゆる草葉喰盡し、萬民塗炭の苦しみは、前代未聞の事なりける。されども執權闕藏人・今中大學・松野唯次郎愈、

奸智逞しく、嚴命なりとも己等が心にそまねば、空吹く風人を芥の振舞は、うたてかりける次第なり。

拔文句

一、日本一の阿房の鏡　　御家老

一、しやちばつてゐるいかいたわけ者　　今中大學

一、大功は細瑾をかへりみず　　澤　讃岐

一、死人も同前　　御番頭中

一、曆々樣の御中見る蔭もない私めを　　同　監物

一、れてござるさうな　　山下重右衞門

一、御國を取直す所存はないか　　御用人中

一、風に吹かれて居るわいなあ　　植木孫六

一、獅子身中の蟲とは己が事めたく／＼百石の九太夫本川で水雜水くらはせい　　松野唯次郎

一、御免候へたわい／＼　　池田直一

一、暫く座を立つて貰ひたい　　關　藏人

一、寐覺にも現にも　　年寄 木村丹波

一、銹たりな赤いわし　　大橋主税

一、御家の筋目、殿の御名代もなされまする御身の上　　淺野唯之進

一、善惡の明りをてらす　　築山爲藏

一、結構過ぎた御身の上　　辻五郎太夫

一、强欲者でござる　　天野兵衞

一、天晴大丈夫末頼もしい　　二川淸記　梶川角左衞門

一、御臺樣の御つひしよう　　承野千九郎

一、いつそ氣違でござろ　諏訪民次郎

一、下にはおかれぬ　木村一學

一、木にも萱にも心をおく　小池源六

一、花に遊ばゝ祇園邊の色揃へゝ出かけて貰ひたい　植木兵太郎・瓦道奉行木村幾三郎・靑野小太郎・宍長左衞門

一、とかく浮世はかうした物か　上坂加膳

一、筒井のはし店わすれぬ〳〵　石津五郎九

一、うつゝ拔かして　寺川直勝

一、あはういはんすな　岡田定六

一、足元もしどろもどろの浮拍子　蘆田太郎助

一、是は河共御氣の毒　阿部松岡家内

一、これはかたいは〳〵　横山十助

一、驚きは尤々まだまだ悲しい事がある　中島家内

一、精進する氣はみぢんもござらぬ　御祈禱寺明星院

一、どうやら面白さうな　黒田齋

一、ふし喰うた樣な顏して居る御侍　西山造酒

一、樣子を見屆け跡より知らせん　小笠原主馬

一、足輕ではないえらい口輕ぢや　植田小三郎

一、勝手が違つてどうやらあぶない　幸丈右衞門

一、御目さまされませう　湯川靜次郎

一、あぶないこはいはむかしのこと　河瀨左門

一、高うは云はれぬ　伴左内

一、やあ本心なこと　阿部半右衞門松岡源内

一、南無三寶しまうた　中野藏人

一、さぞ痛かつたでござんせう　中島登

一、おかろは思案とり〳〵に　積り方

一、なにしてござる　　御用達所　　一、嬉しい〳〵　　町方附

一、是は恥かしい所であひました　　小川來藏　小田八十右衛門　　一、くろしうない〳〵　　松島久助

一、人は一代名は末代誰ぞ出てこい〳〵　　總家中

落首

安藝地島かよふに民が泣く聲は幾夜ねためもあはぬ關もり

安藝足れば足るに任せて遣過し安藝足らぬからかゝる騷動

諸國巡見の役人へ渡されし書附

天保九戊年、公儀御代替に付、巡國御使被仰付候黑田五左衛門殿・中根傳七殿・岡田右近殿へ公用人より相渡候書付寫如左。

覺

一、公儀御代々御位碑所有之哉之事。

一、御朱印地寺社數并除地之事。

一、切支丹并類族之事。

一、百姓飢人等御手當之事。

一、御領分郡村名之事。

一、公儀御關所有之哉之事。但公儀手形歟領主手形か之事

一、御預所有無之事。

一、宗門人別每年御改有之哉之事。

一、孝人有無之事。

一、他國へ出口番所有之哉之事。但番人何人之事

一、船掛之浦々何れの所有レ之哉之事。但地名幷江戶・大坂迄船路里數之事　一、名產有レ之哉之事。
一、名有る大山・大川有レ之哉之事。但藥草有レ之候はゞ其品の事且山海品之事
一、金銀・銅鐵・錫鑛山有無之事。　一、巢鷹有無之事。
一、溫泉有無之事。　一、名所有無之事。
一、御預り人有無之事。
右之通り巡見之節、於二先々一被二相尋一候儀も可レ有レ之候得共、先づ書面之趣御達申候。御預處へ御參著の砌、書面の趣書付、御調御差出可レ被レ成候。其節此書附御返し可レ被レ成候。　已上。

十二月

京橋口與力何某といへる方へ訪ひしに、先年同家に召遣ひし下女、三田出生の者なるが、其家を暇取りて後、在處に歸りて緣付きてありしが、此者用事有りて天神の砂持見物旁〻出來る。三田邊の寺々へは大鹽平八郎昨年油掛町にて自滅せしか共、何分にも一身眞黑に燒焦れて、面體少しも分難く、其上平八郎は奥齒少々拔けてある

大鹽の餘類召捕らる

に、此死骸は總齒一枚も別條なし。故に甚だ疑はしければ、今以て存生にて身を隱し、坊主抔に成りて、寺の事故入込むまじきものにもあらず、若し怪しき者出來らば早々訴出づべしと云ふ御觸廻りしとて、此女語りしと云ふ。今迄身を全うして隱れ廻る程の器量ある大鹽ならば、昨年の如き無謀の働き何故にかあらんや。油掛町にて眞黒に燒焦れぬること、其首尾相應の事と云ふべし。大鹽一味の者何某とやらんいへる者江戸に出でて、烟管屋の仕にせを買ひて隱れ居しが、召遣ひの者不審に思ひぬる事有レ之、此者商人になれ共算盤を少しも知らず、其國處も詳かにいはず、金銀を多く持ちぬる様子なる故、大鹽が餘類とは心付かざれども、盜賊にても有らんかと不審故申出でしと云ふ。町御奉行所へ内分にて申し出しにぞ、直に召捕られ有體に白狀す。此の者の白狀に依つて、外方に隱れ住める坊主一人召捕られしと云ふ。大坂にても先年大鹽方に召仕ひし僕の、外方へ奉公して有りし者、召捕られ江戸へ引かれしと云ふ。

戸田三治郎と肴屋

京橋與力戸田三治郎と云へる者、出入所の肴屋掛取に來りしを、拂ひ難し、暫く相待つべしと斷りぬるを、强ひて申受けんといひぬる故、大に憤り槍を以て追掛けし

が追付き難かりしかば、鐵炮を打ちしと云ふ。此者亂心なりとて、座敷牢を作りて押込められしが、當四月町奉行の手に引渡しと成り。牢屋敷にて討首となる、大馬鹿と云ふべし。

箱根の火災

閏四月上旬、相州箱根大火にて町家大抵燒失す。折節土州侯同所の泊なりしに、出火故近習五六人引連れ本陣を逃出で、一町計り隔りし寺へ逃込みて、火を避んけとせられしに、爰へも飛火來り忽ち燃上りぬるにぞ、漸々湯本迄逃行き火を避けられしと云ふ。家來の向は何れも相隔りて別々に宿を取り、又銘々預りの道具を守り居る事故、早速にも本陣へ駈付け難く、手明の者のみ早速に駈付けしが、主人の行衞一向に相分らず、何れも大に狼狽へ廻りしと云ふ。風火殊の外烈しくして、持道具は云ふに及ばず道中金迄悉く燒失ひしと云ふ事なり。

川越の火災

同じく武州川越松平大和守城下失火有り。之も風至つて强く吹きしにぞ、以の外なる大火となり、市中殘らず燒失せしと云ふ。近來は火事とさへいへば何れにても皆大火にて、燒失仰山の事なり。恐れ愼むべき時節と心得べし。

本願寺の強欲

本願寺、將軍御代替りにつき拜禮、血判の爲に江戸へ往來とも廻り道をなし、金儲けの爲に所々を經巡り、富人は云ふに及ばず、婁々・嬶の錢金まで絞取つて歸りしと云ふ事なり。昔よりして怪有の宗門と云ふべし。

四月二日晴、今夕二更頃より阿波座出火にて、南北三町・東西六町餘、家數三千餘燒失し、三日申刻に至り漸々火鎭る。

當年は閏月ありて時候おくれぬるとは云ひながらも、餘りに寒過ぎる程にて、當月半ばに至れ共未だ綿入の重ね著をなす。され共麥の出來諸國一統に至つて宜しく、又諸侯にも西の丸御普請に付、過分の上納金する事なれば、何れも圍ひ米を多く賣拂はずんば、金の工面も六ケ敷からんといへる見込にて、米價も次第に下落の樣子にて、肥後米一石九十三四匁、長州米一石八十八匁五分位となり、人氣も大に穩になりぬるに、三月十一日頃は河内の道明寺・譽田八幡・藤井寺其外大和にても南都は申すに及ばず、所々に開帳ありぬるにぞ、何れも大に浮れ立ち、之に參詣する者引きも切らず。去る寅年の御蔭參の如し。

長崎出火御奉行所へ書出に相成候寫

當四月四日夜五つ半頃より出火、翌五日八つ時頃に火鎮まる。 小川町殘らず燒ける長岡燒ける小間物屋より出火、・惠比須町二三軒燒け、内中町西側計り燒・船津町新橋近邊浦町計り殘り・本興善町殘らずやけ、すが屋燒失。後興善町不レ殘やけ・新興善町のこらず參會所燒・豐後町同新町西側計り・堀町のこらず・金屋町同小坂屋燒失・今町同、仲間内竹のや喜・有田伊・馬場善・佐野善・菱喜・三木屋・燒失・本多博町同、大坂會所・江戸會所村上鈴清燒失。・本五島町同、黑田家老屋敷燒・浦五島町同、諫品屋敷燒失・佐野屋大半燒、筑前屋敷より北の方片側丈殘る、・麹島町同、中の燒山中勘定場土藏に火入、前夜荷送り致し置候反物・砂糖類燒く・凡二百五十貫目計の品の由・大村町同、堺會所燒失・島原町同・高木・後藤・高島三軒共燒失・半戸町吉川燒、濱藏燒、唐館渡鴿・昆布凡千兩計の品燒失し・江戸町出島より大波戸の方丈け殘らず燒殘り、餘は殘らず燒失。本下町船番屋敷長家三ト七軒共燒但し今町も二三軒丈け燒く・西東西は長久橋際にて取切、東は萬屋町へ渡る橋の際にて取切、築町より下町へ參る築町處より材木町の方丈け殘り、三地鹿島屋敷・對州屋敷燒け・外浦町上村屋・蒔繪屋・小口屋燒失、西御役處丈け燒殘り、御馬小屋丈燒失。〆二十五町、竈燒數千三百六十三軒、土藏五十八戸前、年寄三軒、土藏二戸前。 藏屋敷四ケ所鹿島・對州黑田・諫早・船番屋敷長屋三十七軒・死人四人・内一人不ニ相分。

右長崎の火事にて唐物類多く燒失せし由にて、藥種・砂糖・織物の類に至る迄忽ちに高直となる。

十三日晴申の刻より曇、米價も追々下落して肥後米一石八十九匁五分、長門米八十三匁五分位となりしが又九十三四匁・八十七八匁位となる。

江戸の火災

當月十七日午の刻、江戸日本橋小田原町より出火にて、大に燒廣がり、其夜子の刻に至り漸〻と火鎭りしと云ふ。餘程大層なる燒と云ふ事なり。〔頭書〕十七日小湊御門下より燒出し、西南の風烈しく北に燒廣がり、尾張・水戸等の屋敷前を過ぎて傳通院の裏手にて燒止り、小田原町よりの出火と一つになりし故、仰山に燒失せしと云ふ。此日御本丸も奥御殿燒失す。され共此事は大に祕して、其噂する事を嚴しく御停止にて、若し其噂する者あれば直に召捕られてお牢す抔とて、種々の風說がしましき事なりし。

天神砂持始まる

當所に於は廿四日より天滿天神の砂持始まる。晴天三七日の願の由、北の新地よりは石の鳥居を寄附し、靑樓殘らず遊女を出して之を引かしめ、老少男女の差別なく、種々の形をなして砂を持運び囃し立てゝ浮れ歩行く有樣、何れも夢中の如し。軈て節季に至らば其夢忽ち覺めて、臍を噛んで後悔する輩も定めて多くありぬる事なるべし。先達てより大に浮かれ立ちて、我一に見物に行きし。彼の猫間川は素より邊土にて行詰りし處なれば、三月下旬よりしては、一向に行きぬる人とてもなくて、森の宮の開帳も參詣する者一人もなく、至つて淋しき事なりと云ふ事なり。

江戸の大火

江戸出火

四月十七日午の中刻、日本橋小田原町二丁目より出火、南風強く同町殘らず、伊勢町・同鹽川岸・本船町・魚川岸・瀬戸物町・室町一・二・三丁目・品川町・同裏川岸釘店・北鞘地町・駿河町・兩替町・金吹町・本革屋町・本町一・二・三・四丁目・本石町一・二・三・四丁目・本銀町一・二・三・四丁目・神田紺屋町三丁目・下白壁町・三島町邊にて燒留り、夫より東風にて神田今川橋・元乘物町・鍛冶町一・二丁目共鍋町迄、夫より西へ蠟燭町・關口町・多町・竪大工町・横大工町・三河町殘らず、鎌倉川岸殘らず、龍閑町・松屋町殘らず、夫より神田橋外小川町通御屋敷方、遠藤但馬守・本多豐前守・平岡石見守・板倉伊豫守・榊原式部少輔・松平紀伊守・本庄伊勢守・内藤火消屋敷・本郷丹後守・白須甲斐守、右之外御旗本屋敷多分御燒失、同夜子の刻火鎭り申候。〔頭書〕西の丸御普請の材木、仰山に護持院が原に小家掛して、幾所ともなく積みて有りしに、之に飛火して火移りぬる故、龜山等の屋敷も燒失する樣になりて、殊の外なる大火となる。

先月下旬以來、天神の砂持大はずみにて男女の別なく、種々樣々の形をなして、大坂市中も花街も一圓に浮かれ立ち、大に震動す。其騷々しき事之を譬ふるに物な

し。何れも悉く狂人の如し。性氣正しくしてはなり難き事共なり。此末恐るべき事なり。幸町にても諭加權現の處替ありて砂持をなす、天神と一時にて大騷ぎなり。

閏四月江戸出火

江戸の火災

當月四日亥の刻、麹町九丁目より出火、折節西北風強く大火に相成り、同町より同四丁目迄南側殘らず、同町二丁目迄南側計り燒け、夫より山本町・平川町邊天神前通西側計り表通り共、三軒屋下通小田切樣御屋敷際迄、麹町貝塚迄南側通赤坂御門通際迄、尾州樣中の屋敷・稻垣樣・松平出羽守樣中屋敷・阿部大學樣、其外寺數多御類燒御座候。漸々翌辰の刻頃火鎭り申候。此段爲御知申上候。

但し尾州樣中屋敷・松平出羽守樣下屋敷類燒、稻垣對馬守樣・阿部大學樣御類燒、其外御旗本屋敷數多類燒之事。

廿四日雨、今日堂島の姦商米價を引上げんと博奕徒・芝居の木戸などの惡徒五十八計り雇ひ來りて、不法の業をなし、米價一石に付二匁程上りぬ。之に依つて公儀より百三十八人計り召捕らる。廿八日丑の刻江戸丸の內大名小路松平備前守殿屋敷燒失、

御靈砂持と寄附金の強請

隣家堀田殿類燒之由。

來月十日より御靈宮に砂持始まるとて、當廿日頃より此地一統に地車・囃子抔を出すとて、一統亂心の如く大騷に騷ぎ廻りて、町々毎に飛上の狼狽者共、軒別に錢を出せとて頻りに無理を言廻り、其人々の身分によりて、「廿貫・十五貫・十貫・七貫・五貫・三貫・二貫・一貫宛出すべし」と云ひ、裏家にて三枚敷哀れなる家に住みて、人に雇はれ又は按摩抔する位なる極貧困の後家婆に迄も、五百文宛出せとて、不法の事に及ぶと雖も、町内にて之を取締る事能はず、中にても尤も甚しきは、靭油掛町は大鹽を圍まひし美吉屋が町にて、未だ御仕置もなく當人夫婦は江戸に引かれぬれ共、子供等は町内預けとなりて、嚴重に番人を付けて之を守れる事なるに、公儀を憚らず此町より練物を出し、齋藤町は能勢郡一揆の發頭山田屋大助が町にて、是も未だ裁許なく妻子町預け被仰付、番人を付けて嚴重に之を守れる事なるに、此町よりも地車を出す。公儀へ對し恐れ入るべき事なるに、公儀よりして是等の事御咎めなきも、亦其意を得ざる事なりと云ふべし。七日晴、今日初相場米の立替にて、加賀米二

丹波織田家の御家騷動

俵七十六匁なり。又今日も惡徒兩人、米價を狂はせんとて召捕られしと云ふ。

五月中旬、丹波柏原織田山城守家老鈴木主税と申す者召捕られ、京都にて入牢す。主人山城守未だ幼年なる故、之を毒殺し己れが悴を以て之に代らしめんとす。此惡事爲んとせるに相迫りぬる時に至り、一味の者より內通に及び露顯せしかども、其騷動せん事を恐れ、密にして一人加賀の屋敷へ馳込みて、之を取鎭むる事を賴みしにぞ、同家よりして京都屋敷へ向けて捕手の者出來り、彼を騙し捕りにせんとす、織田家近來至つて貧窮の事故、京攝の間にて頻に金を借入れんとす、され共之迄館入の町人共何れも多くの金を借り納れしのみにて、之を返す事なければ、何れも之を頓著する者なし。然る處此度京都に於いて、柏原の御祓所（御祓所へも銀子入用の事なれば、金を借り出し候樣頻に申付けて之迄數々催促をなせしと云事なり。）に金を借出し申すべき由、兼ねて言ひ付けてありぬるにぞ、加賀の捕手之と相計り、「其手筋にて金子程能く出來す。され共一應御家老へ御目に掛り、直に御面談申せし上ならでは相成り難し。御祓處計りの引合にては取引なし難しといへる故、早々上京にて御借入れ然るべし」と言遣りしかば、之を誠なり

と心得て、直に上京せんとて、大勢の供廻引連れて柏原を出立す。加賀よりの捕手は途中に待伏せし、柏原の領分境にて之を召捕り、大小を取上げ乗物に網打掛け、何の苦もなく之を召捕り、京都へ連歸り所司代へ御手渡しせしと云ふ。一昨年既に但州出石に於て、仙石左京が惡事有之、其事忽ちに露顯し罪科に行はれぬ。これ隣國の事にして、柏原とは至つて近し。殊に左京は松平周防守といへる後楯を丈夫にして姦惡をなしぬれ共、天命遁るゝに道なくして、其罪に伏しぬ。かゝる前車の覆へれるを見ながら、一己の力にて斯樣なる惡事を工みぬること、はかなき者と云ふべし。之とても明君上に有りて賢臣之を輔する時は、此の如きの惡人有りと雖も、其惡を施す事なり難し。これ全く上下共に愚人のみ寄集へること故にして、かゝる惡事を生ずるに至る、淺ましき事と云ふべし。其上に程よく内通有りて、其姦計の頭人を知りぬる事なるに、其家にて之を誅する事能はずして、加州を賴みて之を召捕へ、京都へ御引渡となり、公邊を勞し奉ること、いかにしても餘りに拙き業にして、武門に於て町人・百姓は云ふに及ばず、犬猫までに恥思ふべき事なり。

御靈猫間川の砂持の賑盛

御靈砂持は云ふに及ばず、猫間川砂持如何程に華麗を盡しても若しからざれば、隨分賑やかになし申す樣にと、總年寄より內意有りぬるにぞ、三町も五町も一處になり、紅染の高張灯燈を長き竿の先に附け、之に御加勢と書記し、其上に種々思ひ〲の出車を金銀五色の細工にて之をつけ、眞先に持行く樣は指物・馬印の如し。其跡に引續き千も二千も紅摺の鐵炮・襦袢・同じき股引を穿き、五色縮緬の玉襷をかけ、紅摺手拭の鉢卷なし、又は種々の細工物を頭に戴き、中には羅紗・猩々緋・天鵞絨・錦・縮緬等の衣服を著用し、鉦・太鼓にて囃子立て、一統に「負けなよ〲」といへる掛聲にて、一群々々驅行く有樣なるに、其是を出せる町每に其寄場を構へ、大なる杉丸太にて垣を結ひ、掟書を張付くる。予通り掛りに砂場の寄場張紙を見しに、「未明一番の太鼓にて銘々仕度をなし、二番太鼓にて白髮町觀音堂へ集り、三番の太鼓にて人數を出し候事。但し辨當は何れも宵仕込に可ㇾ致事。」此の如き文面にて、一日猫間川砂持をなす事なるに、遙前より大騷に騷立ち、一日は足揃、二日目足固めなど名目を付け、三日計りは大勢一群に成りて、大坂中を負けなよ〲と掛聲して驅廻

砂持連中と大坂番所

御靈社の小穴

ることとなり。然るに「地車・囃子は申すに及ばず、御靈の砂持も猫間川の砂持も御番處へ出で來れ」と云ふ事なるにぞ、何れも囃し立てゝ行く事なり。中にても囃子方・練り物等の趣向、面白き練り子の美麗なる衣服を揃へたる抔をば、明日も來れと云ふ事なる故、何れも御番所の事にて氣の張りぬる事故、心には欲せずと雖も、據なく明る日又持行けば、「又明日も來るべし」と言付けられ、種々斷を云へるに困りぬるも有りと云ふ。御番所には砂持往來の競を見んとて、新に物見を出來なりしと云ふ。不レ怪事と云ふべし。御靈の砂持も雨天有りしにぞ、廿三日にて晴天、十日の定日なれ共、亦三日の日延を願ひ、廿四日よりは座摩宮の御旅處も砂持の願ひ御開濟にて、三郷市中大飛上りに飛上り、所々にて行合の喧嘩抔ありぬる故、如何あらんと恐れ危ぶみしに、廿二日の暮前に至り、德川刑部卿樣御逝去の由にて、廿八日迄御停止の御觸有る。されども浮かれ立ちぬる人氣故、之を少しも頓著せざる樣子にて、何處彼處の差別なく、鉦・太鼓にて、負けなよ〳〵〳〵とて大騷ぎにて、地車・囃子等御靈社内へ持込みしに、初更の事なりしが、蠟燭の火倒れて寄進小家へ移り、其

火芝居小屋へ移りて夫より表へ出で、餅家其外出し店等悉く燒失す。されば共大勢群集せし最中故、寄進せし處の金銀・米錢一つも殘さず之を取除け、火方と共に出精して火を防ぎしかば、外に餅屋一軒と出し店の類計り燒失せしのみにして、本社を始め末社に至るまで悉く別條なし。

社內觀音堂下の盜人

社內觀音堂の床の下に三年來隱れ住める盜人あり、兩人は俗にて一人は坊主の由、火事騷動に依つて露顯し、忽ちに召捕られしと云ふ。御靈は社內に盜賊を構ひ、觀音は盜賊の落し宿をなす、何れも不埒の事と云ふべし。男女・老幼、參詣・見物等大群集せし者共大に狼狽へ、總崩に成つて逃行くことなれば、押倒され踏倒され、怪我人多く有りし事なるべし。翌日に至り御停止と御靈火事にて世間も穩になりぬ。此度人氣の浮立ちぬる有樣にては、如何なる大變も出來ぬる事もあらんかと思ひ、密に案じ煩ひしに、此位の火事にて事濟みぬるは大幸と云ふべし。

猫間川を玉造へ掘拔き、道頓堀へ船の往來成りぬる樣になして、玉造の繁昌をなさしめんとの趣意なる由、こは定めて表向の事にして、內實の處は御城要害の爲

猫川堀拔の奉行の内心

に外堀の構へになれる事ならんと思はる。既に昨年大鹽が亂妨の節、大川の橋を切落し、夫故直に御城へ向ふ事なかりしかば、是等の事より思付き、若し昨年の如き亂妨ありて、御城の南手より押來らば之れを防ぐの手術なく、御城迄も押寄せらるゝに至らば如何んとも爲し難しと、其用心よりして之を申立てゝ、爰に至れる事と思はる。されば其銀の簪其外金物類に金銀を遣ふ事をば、嚴しく御法度仰出さるゝ中にて、莫大の金銀を捨て費し、縮緬・天鵞絨・羅紗・猩々緋の類ひ切散じ、是を身に纏ひ不法なる大騷をなす事は申すに及ばず、高金を出さゞれば手に入難き鼈甲にて作れる櫛・簪等の事は、聊か御頓著も之無き樣子なり。又近年凶年にて諸人大困窮せし上に、西御丸御炎上、夫に付いては種々無量の風說あり。其中にも「せいひつの破れかゝりし江戶合羽天が下には心許すな」。此の如き落首抔江戶にてなせし者有るなど、專ら善からぬ風評なれば、踊に紛らし人氣を鎭めんとの手段の由云ひぬる者もあれども、困窮の國々多く、又所々に一揆・內亂等有りて、諸國穩ならぬ時節なるに、大坂計り飛上り踊り廻り、人氣夢中になりて、うか

うか日月を送りぬればとて、何の益にもなり難き事ならんと思はる。既に先年川口に波除山天保山と云ふ出來して、市中大騷ぎにて莫大の黃金費しゝ事なりしが、是よりして入船の模樣至て善からぬにぞ、又二百間海中へ坡塘を築出す、之より後は其坡塘へ船を打付け、船多く打碎きしかば、忽ち之を取拂ひとなる。され共海中へ多くの捨石をなしたる事なれば、水際より下の石をば取上ぐる事なり難し、是何時迄も大なる川口の病と云ふべし。廿九日曇、辰の刻微雨、今曉丑刻土用に入今日より猫間川砂持又騷出す。御靈は未だ十日の內一日殘り有り、三日の日延も之有れ共、出火に付いての事なりと思はる其切に止になる。

六月天候の不順

六月朔日、終日雨、今日より晴天、十日の願にて座摩御旅處砂持始る二日曇、辰の刻より雨、未の刻より大雨、暮過止む。三日晴曇不定なれ共雨ふらざる故、猫間川・座摩等の砂持一處に混じ、負なよ〳〵とて大はずみとなる。

先月廿三日より廿五日迄は、大に暑氣を催せし故、土用前の奇特ならんと思ひしに、廿六日頃より冷氣となり、廿九日より寒氣烈しく、六月朔日・二日・三日の頃は、布子にても寒き程のこととなるにぞ、暴に米價十匁餘り高直になり、斯くては當年も如何

あらんと年柄を案じぬる者も少なからず。斯る中にても砂持は益〻壯盛んなり。猫間川砂持せる人の中にて、此節土用に入りて雨天打續き寒さ强し。先にて早り上りなば米に氣遣する程なることはあるまじけれ共、綿は又當年も不作ならんと、云ひし者有りしかば、「斯る太平の御代に不吉の詞を出す憎き奴なり」とて、其者引立行き、鐵刀にてしたゝか打叩きしかば、其群の者共大に恐怖して、悉く逃げ歸りしと云ふ。又松屋町にては先達て天神の砂持に若き者共、老分の制するをも聞かず、仰山なる地車を出し過分の物入有りしにぞ、此度猫間川御手傳も申付けぬれ共、町内の者をば一人も出さずして、働く一方なる雇人足を仕立て之を出せし處、總年寄へ其町の年寄呼付けられ、大に之を叱付けられ、無據其町も揃の衣裳・鉦・太鼓にて踊り行きしと云ふことなり。五日朝曇、晝頃より晴。六日晴天、一昨日頃より冷氣失り、大抵暑氣の模樣となる。

此度の砂持には種々の仇口出來せし中にて、二ッ三ッこゝに記す。之にて其有樣を知るべし。

砂持に就ての仇口

乍レ踊埴汁奉書候

願人　天滿菅原町
梅八屋紋之助

相手　津村町鎌倉屋權五郎借家
巴屋加右紋

一、私儀古來ゟ天滿住居にて、先祖ゟ惡筆引立渡世仕來り候處、昨年無實の難に出合ひ及二類燒一、甚難澁仕り、未だ假宅に罷在候て、三七日の間土砂渡世相始候處、私得意方は申すに及ばず、外方も段々御揃御用向賑々敷、昨年の無二御厭一も竹馬抔にて、一駄・二駄宛金錢大差にて御用に預り、既に右日限相濟候故、本宅普請に取掛り可レ申處、景氣とは多分致二相違一、賣掛代銀餘程不レ寄に御座候。なれ共數代の御得意方の儀故、押して催促も難二相成一、且は正遷宮家業方妨に相成哉と差控居候處、此度右相手加右紋儀、私同商ひ相始候由承り候。都て土砂商ひ之儀、當月兩三日後ゟ商賣大行に可二相成一筈の儀に候處、當日前々ゟ鉦・太鼓にて打囃し、浮氣は見せ掛にて私客先迄可二取込一工み、存外の致方に付、私ゟ否哉於二申すに一は、御輿或だんぢり抔可二持込一風聞も相聞え、重々心外に奉レ存候。且又加右紋儀も私に續候商人に御座候。

別て類燒も不ㇾ致候得共欲心にて、右樣に土砂家業相始候旨奉ㇾ察候。併末々に至つて土砂商ひの儀、不景氣に可ㇾ相成哉と存候得共、何分當時の勢ひ恐下にていじ砂持譯も無ㇾ之、何卒御町遊行樣の以ㇾ御慈悲ㇾ相手加右紋御召被ㇾ成下、如法に渡世仕候樣御利解大勢踊りは貸が多分に御座候。以上。

天神七代いじの五靈十日　紋之助

右でん町遠々相違無御座候　又出る町裝束目傘帶　古手屋

御町遊行樣　新造

砂持に付ての狂句

天保九戊四月廿四日より、天滿砂持三七日の間致し候處、道頓堀幸町諭如山社地是も同樣砂持相始候處、市中一統に殊の外大はずみ、種々の組々な趣向にて出候に付て、ねり物番付に形取候書付如ㇾ左。

夜見せひまの內　見附し臺

はやくねるもの　雲に掛出し霞にはしり

一、てんてこ舞子二人　親心我等は著ず とも子に著せて　ぶた尾屋　しやうらひ　一、陽氣火　足元は闇くとま まよおもしろや　あたま染　野瀨

一、しのぶ賣　蝶々で業種に困る客もなし　こそや　一朱　　一、湯あがり　あすも又踊るつもりの足休め　大黒風呂　入口

一、宇長天　砂持が金も持つたか知られども　とん藤　若蘭　　一、踊子二人　親父めが叱るとまゝよまゝの皮　それ木　せつ・この

一、浮れ女　男にもなりたやけふの思ひかな　黒藤　ひめ　　一、梅鉢の木　豊作を守らせたまへ天の神　粂らい　はずみ

一、白舞天　すし米も大かた百になりにけり　米も　やす　　一、乙女　砂持や國々までも鳴りひゞく　すゞや　かね

一、不時儲　借り集め犬や牛迄たかせけり　下駄屋　駒　　一、きぬた　色々と賣りて上げます忙しき　大丸小橋屋　忠つ

節季雛

節季所はやし

一、さア味線　ない庄　つけ　一、辨慶太鼓　こちや　しらん　一、かね　大ぶん　いろか　一、ふえ　はらい　つまらん

以上

仇口をゆふがさんやら恥もかきつくしのかみの無筆おゆるし

砂持と身延山の出持

砂持最中、甲州身延山よりも金儲の爲に大坂へ出來り、法華宗の寺々に十日・五日・三日程づつ巡行し、したゝか金を取り手繰り歸りしと云ふ。之が出迎へ見送り抔とて、堅法華の凡俗共我も〳〵と浮れ立ち、砂持に負けじ劣らじとて山上講の幟を建飾り、馬に米俵をつけ竹馬に金銀錢を飾付けて之を擔はせ、何れも一樣なる踏込

はき練行ける有様は、阿房の晝狐に化されしとは、かゝる事をいふものなるべし。

南無妙阿房連出行と云ふべし。

餅屋の報條

浮世替りもち所

一、菅原もち　價三七二十一文　一、しんけんもち　同此品遠方へ御遣ひ被ㇾ遊候共、足强し。

一、浮氣もち　同此品久敷受合難し。　一、猫間川包　同御望次第取々

一、河內製道明寺と有、　五十文。

□新製御靈餅

外に小餅いろ〳〵御進物見附臺にのせ奉ㇾ差上ㇾ候。

右の品々當春以來ゟ相始め候處、昨年に引替へ御町中樣我も〳〵と御揃ひにて、御入來御注文被ㇾ成下ㇾ候段、屋體の銘々ㇾ囃し奉ㇾ悅入ㇾ候。隨て冥加の爲め寄ㇾ進之ㇾ尙此度新製御靈神末もちとなそらへ、來る十日ゟ賣始め申候。尤御添物として未熟の論御おこし奉ㇾ差上ㇾ候間、晴天十日の間多町に不ㇾ限御用向御捨ㇾ置、賑々敷く御來

偏に奉レ希候。已上

御目印には紅摺挑燈差出置申候。

月　日

町人迷惑第二度目
大悦堂　藤原神主

若

げんさい
正札附
いろけなし

大方こうくわい橋
うはきます屋
えらうかうじ増同店

ざつ物類大安賣　　淡賣屋
呑屋

呉服屋の報條

一、氣違島類　市中
一、濃良島類　若
一、同はぢ晒類　女裸子(はだか)幷にぱつち
一、新好色々夕方地　おそろひ
一、大目玉紬類 幷にしゆんとめ類　息子・奉公人
一、婦えた島類　道化色々
一、しわ縮緬類　夫婦喧嘩・女房
一、陽氣島類　老若共
一、本もみ裏地類　裝束出來 首尾あしく
一、花賣秩父類　藝子
一、厚板帯地類　大方女仕立
一、苦勞繻子帯地　子供ある母

一、馬鹿多男帯地　　連なし一人好色々　一、當惑島御袴地　　五月節季

一、貧窮紬類　　質置裝束拵へ出る人

別て高値に奉二差上一候。　　三雲屋かつらや

御ぼん出い　うばしようらい　御神うき　市中　御あたま著　あんど鬘

一、御町中樣益〻御機嫌能く御踊り被レ遊、狂亂至極に奉レ存候。隨つて神主事御贔屓に厚く日增に增長仕り、賑々敷く御氣毒に奉レ存候。扨又世話方講中ゟ進寄る時節宜しき頃を考へ、砂持相始め飛上り舞上り連・あわて連揃へ澤山に出來有レ之候。御町中樣殊の外騷々敷く、老若男女に不レ限晝夜御厭ひなく御踊り御勝手次第、將又砂持猫間川・天滿川崎迄追々仕掛御座候間、御心の儘に御踊り被レ下度、別して奉公人宿預け足上り等の類多く追々出來申候。請人は多少に不レ限御用向被二仰付一可レ被レ下候。以上。

月　日

砂持風流連句集（此れは梶木町渡邊筋の四辻に掛けあり掛行燈に記せしものなり）

砂持風流連句

樂車やさても夜なかの人のおと　飛起
起て見ず寐て見ずほれのぬるさ哉　耳遠
道端のむく犬は人に追はれけり　押合
八九けん跡で褒めたる俄かな　天狗
八釜しい無茶にして置け家賃取　持友
練ものや裸で起きてはし二つ　酢二
紅襦袢きのふはひがし今日は西　蝶々
往來にきかばや衣裳のはで姿　親達
初夜と四つと爭ひよつに成に見　言譯
砂持にひめもす出たり／＼見　物九庵

鎌倉權五郎景政　氏子家中

近藤見物紀ノ浮助　荒神松之進橘ノ年久　無鬧一三太源輕粥　手塚彌九郎伴持行
馬場孫太郎大江手彥　淀谷庄司伴蛸住　高息嘗五郎平金持

菖蒲ヶ池

御當家の御代と成りて遙か後迄も、今の御靈の邊は池にして、其の池の中に島ありて樹木生繁り、小やかなる古き社ありて、池中菖蒲多く生ひぬるにぞ、世人此池を名付けて菖蒲が池と云ふ。　島に有りぬる社の神名も知れ難き程なることの由、（按ずる之は定めて荒神か又は天神の類なるべし。）　其社の側、森の中に小家掛けして、五郎といへる乞食の住處なりしにぞ、世人其社をさして五郎の宮／＼と呼びなせしが、其邊人家立連り、追々繁

昌するに就ては、所の氏神なりとて社を大に建立せしが、乞食五郎にては面白からざる故、誰云ともなく鎌倉權五郎なりと云ひくろめて、乞食五郎の名を打消しゝが、鎌倉權五郎と何の緣りもなき事にて、之も亦格別名の通りて、人の知りぬる程の事にてもなくして、之れを尊き神なりと敬する者も稀なるに、餘の氏神は座摩・生玉・高津・稻荷・難波・天神、何れも異なる靈神なる事故、乞食五郎・鎌倉權五郎位にては神主の肩身もすぼり、氏子も鼻の挫げぬること故、權五郎の御靈に變化せしは餘りに遠からぬ事なりとて、三十年計り以前の事なりしが、六十四五の老人の予に語り聞かせぬるにぞ、筆の序に此處へ記し置くものなり。

五月中旬の事なりしが、京都千本通三條の茶店に、二條御城詰の士兩人休らひて酒を飲みて居たりしに、堂上侍と思しき者、娘一人召連れしが、之も同じく其茶店に休らひしに、兩人の士其娘を捕へ、尻を捻り手を引張り、酒の酌せよなど種々法外の事を言掛け、無理に之を手込にせんとなしぬる故、之を振切りて、かゝる者共に出會し、彼此無禮咎めするも詮なき事と思ひしと見えて、何氣なく其茶屋を立出で早々

歩み行きぬるに、兩人の士も同じく之に引添ひ立出でて、途中に於て其娘に抱付き不法の事に及びぬるにぞ、今は捨置き難く、兩人の士を其所に投捨て其儘に行かんとせしに、何れも起上り大に怒り、「武士の身にして人に投げられしとては、其儘に爲し難し、尋常に勝負すべし」と、刀に手をかけ頻りに之を言募るにぞ、一方には事を好まざる事故、其場を避け遁れんとすれ共、兩人の士更に許さゞれば、「今は詮方なし。然らば其方共の望に任せ勝負すべし」とて、親子共裾をからげ股立を取り、襷をかけて身拵へし立向ひしにぞ（かゝる程の事なりしかば、人通り多き場所柄の事故、大勢立止りて是を始めより見物す。兩人の士共不埒なる事言語に絶せし事なれ共、之を堪へ忍びし事一通りの事には非ざりしか共、今は無ㇾ據場に至りし故、兩人とも腹を居ゑて身拵に及ぶ、至つて勇勇しき事なりしと云ふ。親子が斯る有樣なるを見て、兩人の惡黨共も案の外なる樣子にて、今更如何とも仕難く困りし樣子にて、見物の目に止りし程の事なりと云ふ。）雙方共刀を拔合せしが、始め其間を三間計りも隔たりしが、次第に雙方より進み寄りて一間餘りになりぬ。　こゝに於て互に暫しためらひて、勝負何時か果つる事あらんと思へる程に間取りしに、如何仕たる事にや、娘倒れて地に手をつきぬるにぞ、其相手踏込みて之を橫なぐりに切拂ひしかば、娘沈んで之を避け、直に踏込みて其相手の脇腹を尖通す。　相手之に堪兼ね、其疵口を押へて三

町計り逃行きしが、忽ち其處に倒れて動くこと能ずと云ふ。娘沈んで相手の横に斬付けし刀を避けしか共、娘の事なれば島田わげの大なる故、之を根本より切拂はれ、遙なる外へ其わげ飛びしといふ、危き事なりしといふ噂なりしが、雙方立向ひし迄の事にて、切合へるにてもなく、何の故もなくして倒れて手をつきぬる事あるべからず。こゝに倒るゝ程の不覺人ならば、身構へして斯かる事に及ぶべきことには非ず、餘りに勝負はてしなき事故、態と相手をそびかん爲め、手をつきて見せたるなるべし。其これをかはし直に踏込んで其脇腹を尖貫きしにて思遣るべし。其わげを切られぬるは、娘の事にて大なる島田ゆゑ、其刀にて切拂はれしものなるべし。娘が相手の腹を貫くと其儘に、親父も踏込みて今一人は其場にて之を斬倒し、親子とも刀の血をぬぐひ鞘に收め、身繕ひをなして其儘立去らんとせしが、親父振歸り之に留めを刺さんといひぬるを、其娘之を止め、「苦しからじ捨置き給へ」と云ひつゝ、親子とも其場を立退きしと云ふ。是等は全く其親の敎へ宜しく、其娘も之をよく心得て、平日の心掛よき處より斯かるをりに臨みぬれども、其恥辱を受

くる事なく、却つて諸人の目を驚かしぬるに至る。士は申すに及ばず、其家に生れぬる者は、女たりともかく有るべき事なり。公家侍には珍しきことなりとて、其評判高かりし。此親子に殺されし奴等も、定めて主人あるべし。此者共の大白癡なるは論なしと雖も、かゝる者共を召仕ひぬる其主人たる者の、大馬鹿なることを思遣るべし。

砂持と種々の催物

九日晴、天神の砂持より打續き種々華麗を仕盡しぬるにぞ、是等に負けまじとて、座摩の氏子色々と珍しき事を思付きて仕出せる中にても、十二月とて正月より極月迄種々の事共をなして、是を囃立てゝ練り歩行きける。至つて大層の事にて、諸人の目を驚かす事共なり。其外菓子商人虎屋より造り出したる虎は、家の大屋根と等しく、加島屋作兵衛が出入れる者共へ言付けて出しぬる大鯛も之に劣る事なし。何れも種々の囃子に大坂中を練廻りぬるに、顯如が叛逆に其門徒等が味方せし如く、此處も彼處も御加勢といへる大印を建連ね、ドンチャン〳〵太鼓・鉦など叩き立てゝ騒ぎぬる有様は、何とも快からぬ有様なり。十二日曇、午の刻より雨、冷風

奸商虚説を流布して米價を引上ぐ

夜に入りて益〻甚しく、袷・布子抔に非れば其冷氣に堪へ難き程のことなり。十五日曇、十二日より今日に至れ共冷氣甚し。堂島の姦商時を得たりと頻に米價を引上げ、肥後米一石百三匁、正米の賣買は百十六七匁と云ふ事なり。已に先月下旬より當月初にかけて、天氣宜からざりしに、別けて廿七日の大風は九州一統大變にて、肥後の城大に損じ、其殿主を吹飛す。此の如き大風なれば、人家の倒れし事は其數を知らず。又津浪にて田地仰山に流れし抔、跡形もなき惡説を頻に言觸らしぬ、惜むべき事なり。其外にも北國大じけ、當月二日降ふりしと云ふ。同日江戸にも紀州にも雪降りし抔專ら風説す。雪の事は知らざれども、大坂抔のかく冷氣なる事なれば、北國邊は嘸甚しきことなるべし。十六日曇、辰の刻より時々雨、申の刻より大雨雷鳴にて、初更前に至り大雨は止むと雖も、終夜時々少雨降る。十七日曇、巳の刻雨、休降不定、未の下刻大雨。昨今御靈の神事なれども、前以て砂持に騷ぎぬる故、一統大に弱り果てしと見えて至つて淋しく、人形船・地車の類一つも出づる事なく、少しも祭りらしき事あらざるに、兩日共雨天にて猶更物淋しき事共なり。

金澤の敵討

天保九〔年脫カ〕五月十三日、朝五つ時過加州金澤高岡町に於て敵討之事

敵　二百五十石　馬廻り組山本次太夫舍弟　山本孫三郎　生年三十三歲

討手　三十俵　御供押へ足輕　近藤忠之丞　生年三十五歲

仇討の原因

右忠之丞實父雲田忠太夫、七ヶ年以前山本氏へ取替銀在ㇾ之處、返濟方遲滯に及び、數度之催促致し候得共、最早十二月廿九月に至り手段無ㇾ之、右に付議定を破り候事共申立〔立カ〕て候得共理合に迫り、不ㇾ得ㇾ止事ㇾ夜半堀川笠市場途中にて透し討に討果候。然る處見使場にて口書の趣過言申聞、聞捨て難く候と申す事なり。元來忠太夫儀、當所御大名の家來小性組を相勤め居候得共、六十餘歲年老と申し、一圓手向ひ不ㇾ得ㇾ致、殊に闇討の事に候へば無ㇾ致相果申候。併し武士道を失ひ老體ゆゑ、主人其儀を憤り、組柄を足輕の由にて相答へ、無ㇾ是非ㇾ山本切德に事落著、誠に忠之丞に於ても無殘念千萬、如何之有るべき哉と取沙汰致し候。其砌忠之丞在江戶にて詰中に候へば、日頃實體の人柄御奉公全く相心得、歸國も不ㇾ致其儘に打過候處、同人妻儀さる人の娘にて其親達薄情の人柄故、不ㇾ取敢ㇾ娘に申含め暇を乞はせ候處、忠之丞

折好くも幸ひと心得、暇を遣し獨身に相暮し申候内、月日推移り當年迄無何儀、世上の如何樣なる評議も不厭御奉公相勤居候。中には朋友共噺に事寄せ色々諫め候節も、聊左樣の氣色も見えず、跡にて聞候へば是迄の骨折種々有之樣子、何分敵孫三郎夜分抔外出致さず、學校へ出候外多分他出の砌は、多くの連も有之故、兎角手掛りの時節無之、其内に或婦人を以て謀候事有之候得共、中々圖に落不申、彼此と忠之丞心配の程被察候。其外密に出でんと謀り候事候へ共、數度に候へば略之。于時天保九年五月十三日朝五つ時過ぎ、孫三郎學校稽古に出で、其節の衣類藍納戸に片喰の紋、馬乘單袴にて通行の處、道に待受け、則高岡町小堀平右衞門殿門前に出合聲を懸け候處、孫三郎若し人違には無之哉、推參なりと言儘刀を拔き放し候へば、忠之丞不透拔合せ、思込みたる刀の切先、不計も孫三郎受太刀となる所を疊掛けて切結ぶ。然る處忠之丞、孫三郎が眞向に斬付くる引刀にて、右の腕に深手をおほせ候へば、孫三郎堪兼ね其儘脇指に手を掛候處、飛還り組留め、終に首を討取り、孫三郎小風呂敷に書物を懷中せしが、血付きし首を傍なる溝川にて洗ひ、其風呂敷

に包み、又自分の刀を洗ひ拭ひ鞘に納め、其儘菩提處堀川智覺寺廟所へ持參、花を手向け其前に首を居置き、念佛を稱へ直樣本堂に拜し、終つて向の川を渡り行かんとする處を、多の見物跡を付けしが振返り見て、笑を含み安々川を渡り、夫より老母の方へ立寄り、早々に物語せし處、母も仰天し聲も不ㇾ合打臥候へ共、見捨て乍ら立出で、大樋町端奧深き宮境内にて、淺黃縞單物・萬布袴に血の付きたるを脫捨て、終に逐電致候。誠に白晝と申し、忠之丞勇々しき有樣、皆人感じ申候。且孫三郎舍弟此事聞くと等しく、拔身の槍を携へ駈付候へ共、行方不ㇾ知空しく歸り候由に候。依ㇾ之御縮方喧嘩追掛者役二騎早馬にて御駈付御座候得共、事濟みし跡故、先夫々其處御堅め有ㇾ之、忠之丞召捕の役人追々出立有ㇾ之候得共、是は掟と申す者、多分召捕は有間敷と申沙汰に候。前代未聞の事に御座候。

諸大名方へ被ㇾ仰出ㇾ書付之寫楮紙也

華奢の取締

近來質素節儉の儀取失ひ、專ら外見をのみ心掛け、奢侈聞敷き、族も有ㇾ之哉に相聞候。右の風儀に有ㇾ之候へば、自ら勝手向も不如意に相成候て、勤向幷武備の心掛、

家中領内の手當迄も心底に不任樣に可相成哉に候。常々儉素にても不如意に候者は不及是非候。儉素の儀を心掛け不行屆候。不如意の儀のみ相欲候は、一己の不覺悟にて候。享保年中に被仰出候通り、衣食は勿論、嫁娶の規式・饗應幷普請、其外道具類及び供廻り等の儀迄堅く相守り、儉素相用候て、下々風儀の手本彌々厚く可被相心懸候。

未八月

右之通天保七未年相觸候處、近來忘却致し、衣食住共奢侈相募り、又は供連候外見を飾り、自然困窮に及び候族も有之哉に相聞候。殊に此度西の丸炎上に付ては、莫大の御入用に候間、公儀にても格別御儉約被仰出候事に候へば、何れも厚く心を用ひ、來々子年迄三ヶ年の間嚴敷省略可被致候。且又右年限中は供連の儀、一統格外に致省略、減少の趣等銘々大目附・御目附へ相屆候樣可被致候。尤衣類等隨分麁服を著し、召連候家來共衣類見苦しく候共苦しからず候。都て無益の費を省き、武備非常の手當專一に心掛け可被申候。右之趣可被相觸候。

旗本への觸書

四月

萬石以下御旗本之面々へ申聞候覺半切紙

一、衣服・諸道具等隨分有合を用ひ、古く候共見分無構可用之、新規の儀可爲無用候。朔・望・廿八日、其外御規式等の節は格別、平日白小袖著用に不及候事。

但上著只今迄島類著用無之候。向後有合に著用すべき事。

一、家來の衣服猶以て見苦敷候とも、被用候程は可用之、并綿布取交候共、何れにも勝手能き樣に可申付候。尤女の衣服可爲同然事。

一、家作等不急儀は無用の事。

一、總て公儀へ懸り候儀は各別、家督・嫁娶を始め、一類中贈答只今迄の半分たるべき事。

一、家督・嫁娶の振舞は近年御定の趣を以、尚又輕く致すべし。其餘の祝儀等は吸物・盃事にて振舞無用に候。小身の輩は一向に無吸物・盃事たるべき事。

但、常々參會平日用ひ候給物の外、少しも取繕申間敷事。

一、可レ成程は知行所の者召置可レ然候。總て相對に召置候者も何樣にも用事相辨じ候はゞ、男振に無レ構可二召置一事。

右之通三ヶ年急度可レ被二相守一候。已上、

亥二月

近年町方・在方にて菓子類・料理等、無益の手數を相掛け結構に致候者共有レ之由に候。右之類其儘に差置候ては、風俗益、奢侈に相成り不レ可レ然儀に付、差留候樣可レ被レ致候。都て食物類高直の品賣買致間敷き旨申渡候歟、不レ用者有レ之者吟味之上急度咎申付、且又食物商人迄も相減候樣可レ被レ致候事。

一、往來にて無益の食物商ひ候者、近年增長致し候段不レ宜事に付、向後可二相成一丈け、相減じ候樣可レ被二申付一事。

座摩の宮奉仕の神主の不行跡

十八日時々雨にて、申半ば過ぎ迄降りしが、夫より雨止みし故御靈の渡御ありしかども、此間よりの雨にて川水高き故、淀屋橋の濱迄にて川の渡御はあらず、甫々たる有樣なり。十九日晴曇定まらず、夜に入りて雨終夜止む間なし。暮過に雷鳴有り。

虎藥師

二十二日晴、座摩祭ゝ至つて淋し。此宮の神主至つて不行狀著故、至つて貧窮し、己が諸道具・衣類等悉く賣拂ひ、屋敷は家質に入れて利銀さへ遣すことなく、神寳は申すに及ばず、神輿其外祭の道具迄悉く質物に差入れぬる故、昨年の祭禮には例年の渡御をなす事能はざりしが、今年は御旅所の砂持をなし、其上りし所の金子にて漸く質受をなして、當年は渡御有りしと云ふ。不埒なる事と云ふべし。博勞町難波天王の祭も至て淋しき事なりと云ふ。之も神主不埒にて、御咎を蒙り籠居中なりと云ふ事なり。廿三日曇、未明より雨、午の刻止みしが又時々降り、暮より雨は止み冷風吹く。廿五日晴、昨今天神祭、是は外々の神事と違ひ、地車十番も出でて至て賑はしき事なりし。廿八日曇、辰の刻ゟ雨休降定まらず、此四五日は先日頃と違ひ、漸々と冷氣、少しく殘暑らしき樣子になりしか共、何分不時候にて雨天續なりしかば、種々に宜しからぬ取沙汰をなし、米價四十匁餘り引上がる、姦商の所業惡むべき事なり。當四月の事なりしが、東御奉行の指圖にて、北新地三丁目に在る所の藥師堂を猫間川へ引移す。之にて人寄せをせんとの思付きなりと云ふ。元來此藥師は堀江に在りぬるを此藥師如何な

ろ故にや、虎薬師と云ふ。年來堀口にあれども格別之を信ずる者なし。北の新地近來至つて淋しく、遊處立行き難き様子なる故、之にても引受けなば相應に参詣人も有りて、自ら所の賑ひにもならんかと、人家を取拂ひ暴に薬師堂を建立し、娼婦等大勢群れ集ひ、囃子・練物等にて仰山になして連れ來りしが、よく〳〵不徳の薬師と見えて、一向に参詣する者も稀にして、處の繁昌どころにてはなく、處の厄介物なりし。三四年已前此處へ移せしなり。

猫間川へ清正を勸請

又御奉行より肥後の屋敷へ御頼にて、熊本の清正公を猫間川へ勸請有る。六月廿二日屋敷よりして猫間川へ送る。之は肥後の旅宿屋松屋何某とやらん云へる者の家に持傳へたる木像なりと云ふ事なり。清正は、太閤秀吉公股肱の一人にして、諸人能く知れる處なり。此度鳳城の南へ勸請せらるゝ事、彼神靈も嘸滿足なる事なるべし。是全く生前に智仁勇の三徳を兼備へしが故なり。此人の生前家中へ被申出し箇條書左の如し。

加藤清正家中の掟

大身小身に限らず侍共可覺悟條々

一、奉公の道油斷すべからず。朝寅の刻に起き候て兵法を遣ひ、食を喰ひ、弓を射鐵炮を打ち、馬を可乘候。武士の嗜能き者には別して加增可遣候事。

一、慰に可出存候はゞ、鷹野・鹿狩・角力、斯様の儀にて可遊山事。

一、衣類の事、木綿・紬の間たるべし。衣類に金銀を費し、手前不成旨申者可爲曲事。不斷身上相應に武具を嗜み、人を可扶持。軍用の時は金銀可遣候事。

一、平生傍輩附合客一人、亭主の外咄申間敷く候。食は黑飯たるべし。但、武藝執行の時は多人數可二出合一事。

一、軍禮法侍の可二存知一事、不レ入事美麗を好む者可レ爲二曲事一候事。

一、亂舞方一圓停止たり。太刀を取るは人を斬らんと思ふ。然る上は萬事は一心の置き處より生ずるものに候間、武藝の外亂舞稽古の輩可レ加二切腹一事。

一、學文の事可レ入レ精。兵書を讀み忠孝の心掛專要たるべし。詩・聯句・歌を詠む事停止たり。心華奢風流に成りて弱き事に存候へば、いかにも女の樣に成るものにて候間、武士の家に生るゝよりは、太刀・刀を取つて死する道本意なり。常々武道の吟味をせざれば、潔き死は仕憎き者に候間、能々心を武に極むる事肝要に候事。

右條々晝夜可二相守一、若右之箇條難レ勤と存輩於レ有レ之者、暇を可レ申。速に遂二吟味一男道不レ成者の印を付、可二追放一事不レ可レ有レ疑、仍如レ件。

加藤主計頭清正在判

侍中

天候不順なれども米價下落す

右の如き三徳を兼備へし名將にて、諸人其靈を尊び、神と崇めぬる程の人なれども、其子廣忠至つて愚人にして、其家滅亡するに至る、可ν惜事なり。

五月奥州に一揆起り騷動せしと云ふ。

晦日曇、巳の刻微雨、夜に入り大雨冷氣甚し。 肥後米一石百二十五匁、之は公儀より嚴しく御取締り有る故に、是より直段引上ぐる事なり難き故なり。さらば米一石を買はんといひぬれば、百三十五匁位價を出さゞれば手に入る事なし。 稻に實のれる時節に到り、此の如き雨天續にて冷氣甚しき時には、大に不熟なれども、當時にては少しも構ふ事なく、稻も程能く立延びて株も十分に張りて、さのみ稻の構ひになれる程の事には非ざれ共、種々樣々の風說をなし、米價を引上げんとのみ計りぬる事惡むべき事なり。 かゝる惡商共三五人程宛每度召捕られぬれ共、頓と絕ゆる事なし。 七月朔日晴、之よりして天氣定まり暑氣も烈しくなりて、一日・二日・四日とも晴天にて殘暑益々甚し。 こゝに於て姦商もせんすべなくて、米價十匁計り下落するに至る。

盜賊の横行

七月二日御城代井上河内守殿著、四日御入城有り、近來盜賊五七人程づつ一組になりて頻に徘徊し、處々方々に押入をなし、土藏の錠前を燒き切るなど甚しき事なりと云ふ。其外白晝に家々の書寢油斷等を考へ、密に物を盜める賊抔澤山の事なり。處に寄りては大抵戸毎に物を取られぬる事なりといへり。

浮說紛々

筑前米も大に下落せし故、筑後初相場よりしては次第に下落すべしと、諸人何れも其心なる故に、姦商共利を貪らん迚其裏をかき、九州筋は大雨降續き、洪水にて仰山に田地を流し、中國筋同樣の事にて至つて不作なり。北國は大しけにて寒氣冬の如くにて、苗かじけて一圓に延びず、奥羽は飢饉にて關東筋も至つて不作なり抔と、頻に惡しき風說を言觸らし、次第々々に米の價を貴うす。九州洪水の噂は虛說には非れども、稻は元より水草の事なれば、何の障れることも非ず。尤も久留米領は九州の內にても地形至つて低き處故、大に不作なりと云ふ。されども久留米の不作と他國の豐作と等しき事にて、格別に水の患ひなき年には、米の取入他國の三增倍も之有ありと云ふ事なり。此外米一條に拘はらず、宜しからざる取沙汰の

大鹽一揆の狂言大入

みなり。先御老中水野越前守不首尾にて籠居せられしが、終に切腹せられぬ。石川主殿頭と土岐山城守と、殿中に於て爭論し刃傷に及ぶ、赤穗已來の大變なり抔と少しも跡形もなき浮說を言觸らす。　又跡部城州は鼹鼠(むぐらもち)にして堀伊賀は薄羽織なり、其心は跡部は無上に土を掘反へして新川をなし、又堀には昨正月に、大坂へ參られぬれど何の仕出したる事とてもなければ、來たか來ぬか知れざると云へる事の由、斯樣なる惡る口を書記して御奉行所の門へ張付けしと云ふ。〔頭書〕一說に東は穢多奉行、其心はかはぜせりを渡世とすると云ふ事なりとぞ。　又高津には法華の老僧小庵に住めるが、公儀御法度を破りて不受不施の法を弘め、之に隨身せし僧俗六十餘人召捕らる。其中にて强盜頻に徘徊して、處處方々へ押入りて物を奪ひ、途中に於いて追剝をなし、多くの人々へ手疵を負はすなど至つて騷々しき事なりしが、穢多村・長町等に買巢落し岩等有りしが、漸々と手廻りしぞ少しは穩になりぬ。

昨年二月大鹽が亂妨の事を、軍書の講釋共早速に之を書記し、四五月の頃には九州邊にて之を講じ、大に流行りしと云ふ噂なりしが、當年は又市川海老藏抔といへる

芝居の者共九州へ下り、肥後熊本に於て芝居興行し、大流行にて數十日見物に行く者群をなせしと云ふ。外題は其曉汐滿干といへるとぞ。夫より下の關に到り又之れを興行す。此所には外題を大湊汐滿干と改め、藝も少々仕組を變へしと云ふ。是まで下の關にて芝居をなすに、三十日の芝居未だ二十日に至らずして、見物人大に減少することなるに、此芝居始りて百日に餘りぬれども、見物する人愈〻增さりぬ。（狂言の外題）

五里も十里も隔りし所よりして、大坂の騷動見物に行くとて、出來れると云ふ事なり。大序の幕を開くと、大坂安治川口の掛りにて、足利將軍此所に遊宴有り。執權職に阿曾部山城といへる者有り、此者叛逆なり。此者の思付にて、川口に浪除山を拵へ、木津川口に千本松を植ゑ、入船の便利宜しく、土地繁昌なさしめんとて專ら其催し有り。小鹽貞八といへる者其叛逆を知り、浪除山の無用なる道理を述べて、將軍の前にて大に爭論有りて、山城、小鹽に言ひ伏せらる。將軍之を大に憤り、其場に於て小鹽貞八に暇を出し、遊宴しらけしとて、場處を木津川千本松に移して再び酒宴を設く。小鹽一人捨てられて先の處に在り。貞八が女房悴弓太郎を召連れて（大鹽一件脚本の筋書）（安治川口酒宴の場）

山中善右衛門宅の場

出來り、色々の仕打有りて幕。其次山中屋善右衛門とて大金持の町人の宅にて、主人善右衛門は大馬鹿者作りなり。此者新町の太夫に惚込みて他愛なき仕打、手代に長兵衛・伊兵衛といへる有り。此者共は至つて律儀者なり。此店へ浪人せし處の小鹽貞八。筑前屋敷の使者と僞り、大金を騙りに來る。伊兵衛・長兵衛騙られて已に金を出さんとす。此家の出入に三字屋五郎兵衛と云へる者、其騙なる事を見顯して、密に伊兵衛・長兵衛へ囁きぬるにぞ、兩人共之を心付き、品よく其場を云ひくろむ。小鹽貞八は騙を仕損じ、悠々として立歸る。夫より廻り道具にて夜中の體、主善右衛門蚊帳を垂れて、太夫と寢て居る處の座敷の模樣なり。此處へ小鹽貞八大勢の手下を引連れ出で來り、蚊帳の四方を切落し善右衛門を踏飛ばし、刀にて脊打にし、太夫を己が側に引寄せ置き、手下共は土藏の戸前を打破り、金子十萬八千兩奪取り、貞八が前に之を持運ぶ。貞八是を指圖して手下共へ持たせ、太夫を引立てゝ出行くにぞ、阿房仕立の善右衛門手下に締上げられて居ながら、つまらぬ顏をなし、慄ひ慄ひ可笑き身振あり。手下の者小鹽に向ひ「此阿房奴は殺すべきや」と云ふ。貞

三井呉服店の場

八振返り、「其阿房殺すに及ばず。助けやれ」と言捨てゝ出で行く。それにて幕。三段目は三井呉服店の掛り、此家の番頭阿曾部山城が叛逆に與みし、大惡無道の者にして主家を押領するの工み有り。此家の娘至つて美しきにぞ、之をも己が妻にせんとて、頻に之を附廻しぬれ共、娘之を嫌ひて諾はず。店に新參の手代格助といへる者有り。娘之を戀慕し數々口說きぬれども、格助其心に隨はず、娘大に之を恨み恥ぢて死せんとするにぞ、格助其本心を明し、「我が此家に奉公に來れるも大望ある故なり。其望さへ叶ひなば其心に從はん」と云ふ。娘「其望いかなる事」と問ふにぞ、過分の金子入用の事を云ひ、「金藏の鍵を盜み出し我に與へなば、金は勝手に我取出すべし。此事聞入るゝに於てはわが妻とすべし」と云へるにぞ、娘大に悅び、「心易き事なり」とて、金藏の鍵を密に盜取りて、格助に之を手渡せんとするに、番頭忽ち是を見付けて、其鍵を取上げて大に騷動と成り、娘を折檻し格助を打擲せんとす。かゝる折から遠攻の太鼓聞え、大勢の軍兵此處へ攻來り、瀨田才藏といへる者、槍を引提げ一番に店先へ踏込み、大に勇を振うて突いて廻ると、舞臺は云ふに及ばず見物

の場中思ひも寄らぬ處よりして鐵炮數十打立てゝ、暴卒に大變の騷となる。夫より廻り道具にて、此度は座敷先金藏の前にて、格助は娘を後に圍ひ、亂髮大肌脱ぎにて必死の働をなし、其場を切拔け娘と共に立退く。之にて幕。其次に幕開くと、足利將軍御殿の掛りにて將軍出座、局頭三津ノ局に付いて、小鹽貞八歸參の事を願ふ由を云ひて、程よく御前へ執成をなす。將軍暫く思案有り、「外ならぬ其方が執成なれば、許して歸參を致さすべし。此後急度相心得、決して諫言致さゞるやう急度申渡すべし」との上意故、三津ノ局大悅びにて、直に貞八を御前へ召出し、上意の趣を三津ノ局より篤と言渡し、御目見をなし、將軍よりも直の上意にて、「此後急度相心得、神妙に相勤め、決して無用の諫言致すべからず。許し難き者なれ共、外ならぬ三津ノ局が執成故許遣す」となり。貞八大に悅び、平伏して之を謝し、直に開き直つて種々の諫言をなすにぞ、將軍大に叱り、「歸參申付けたる其席に於て、又もや入らざる諫言、今は其儘捨置き難し、手討にせん」と言儘に立上りて、太刀に手を掛け、已に之を拔かんとする處に、「先づ暫く御待あれませい」と、花道より聲掛け、阿會部山城悠々と出

で來る。貞八は少しも騷がず、「諫言御聞入なきに於ては、死は素よりの覺悟なり」とて、少しも動ずる事なく、始終平氣の體なり。阿曾部將軍に向ひ、「委細はあれにて承る。重々不埒の貞八、御憤は御尤なれども、御前の御手を下さるゝはいかにしても餘りに勿體なし。私に御任せあるべし」とて之を止め、貞八に向ひ、「只今御手討に相成る處なれども、古傍輩の好を以て、之を申し宥め遣す間、此處に於て切腹致すべし」と申渡すにぞ、貞八大に悦び、「素よりかく御諫め申上ぐるの上は、御用ひなきに於ては、御手討になる事は覺悟せし事なるに、士道を以て切腹仰付けらるゝ事、全く傍輩の好を以て貴殿の計ひ忝し。切腹すべし」と其座を去らず、差添を拔き腹に突立て、左より右へ切廻し苦しきこなし有るを、阿曾部山城大に悅び、之まで邪魔に成りし奴を殺しぬれば、今は我が思ひの儘なりと云ふ樣子にて、こゝに於て忽ち叛逆の色を顯す。貞八之を見濟し引廻せし差添を取直し、後ろ樣に山城を突貫き、左の手にて懷より血だらけになりし猫の死骸を取出し、側へに之を打付け立上りて、山城を切伏せとゞめを刺す。之に依つて御殿大に騷動し、大勢の捕手貞八を取卷

天王寺の場

き、大取合と成ると遠攻にて太鼓聞ゆ。之を相圖に棧敷場・舞臺の差別なく、思ひも寄ざる處より頻に鐵炮を打立て、大軍攻寄せ大合戰となり、御殿を打碎く。正面の襖ばた〳〵にて倒るゝと、向大坂市中の體にて、一面の火にて大燒打の體。暫く取合有りてばた〳〵にて道具替ると、天王寺の東御勝山の體、夜の景色にて至つて物凄し。小鹽貞八亂髮にて敵を切拔け、血刀を引提げ此處へ出來り、市中の燒くる樣子を眺め、一息つきぬる處に、どろ〳〵にて貞八が後ろに三津の局が姿顯れ出で、貞八々々と呼立つるにぞ、振返りて何事と問ふ。局貞八に向ひ、「今迄は深く隱せしが、汝は我等今川家に仕へし時、誰とやらんに忍び合ひ懷妊せしが、世間奥向を憚り、生み落すと其儘汝を捨てしが、後の印に斯樣々々の物をば添へ置きぬ。其方に其覺えあらん」といへるにぞ、貞八大に驚き、何事も符節よく合ひぬるにぞ、扨は誠の母なりと打解けて談じ、「將軍は今川家の讐なれば、其讐を報せよ。今汝に授くる物有り」とて一巻を取出して、之れを手渡しす。之切支丹の妖術の卷物なり。之を渡し何かと言殘し、暫くすると又どろ〳〵にて、局其處へ倒れ伏すと其儘白骨となる。之先年大鹽

が戴許せし切支丹豐田貢が事を取組みしなりと云ふ事也。遙か脇より龕燈灯燈を以て、其始末を始終見て居る者有り、之を宇治山藤三郎と云ふ。貞八と顏見合せ、雙方共無言にてこなしありて、其儘幕なり。

三字屋五郎兵衞宅の場

此度幕開くと、ちやり場にて何かちやら〳〵せし事の由、其次の幕開きぬると、此度は三字屋五郎兵衞が宅にて、藏の内に格助と三井の娘と兩人を匿まひ有り。宇治山藤三郎討手に出で來り、五郎兵衞取合有り。五郎兵衞が計ひにて、兩人共密に落し遣りぬる仕打なり。

川口の場

夫より廻り道具にて川口の體、小鹽貞八は甲冑を帶し、弓太郎と共に船中に宇治山藤三郎は大勢の捕手を連れて岡に有りて、互に鬪爭あり。小鹽貞八重ねて再會し、勝負を決すべしと船を漕出す。之にて藝終ると云ふ。

脚本の作に對する評論

右は戲場の樣子委しく聞きぬれ共、餘りにくだ〳〵しければ之を略し、只其大意を記すのみ。川口浪除山無益なりと云ふにつきて、神武天皇東征の節、川口に於て難船ありて、浪速の故事に始り、紀貫之が土佐へ下る迚、此處にて難に遭ひし抔、古今の證歌を引き、其外川口の事につき、水利の事を考へ、其難なからん事を欲し、古今種々に手を盡し、色々の評論あれども、川上に近江の湖水・木津川・加茂川・桂川等あ

りて、上より自然と土砂流れ出でて川口に湛へ、潮の差引につれて搖流し押上げ抔して、日夜に水筋種々に變化する事故、人力を以て如何ともなし難く、夫故古より其儘にして有る事なるに、多くの金銀・人力を費す迄の事にて、今浪除山を拵へ大浚へをなせしとて、何の詮なき上に市中の遊び場所となるのみにして、其無益なる事を論じ、山城を言込めし處、其外一體の趣向文盲なる者の作意とは思はれず。大鹽一件未だ其御裁許さへ之なき程の事なるに、人々の名字さへ一二字計り變へしのみにて、公儀をも憚らず、斯る事に及びぬるは如何なる事とも分き難し。

江州三上山の女泥棒

近江なる三上山に、十四年餘り住める女の强盜有りて、百人近き手下を引廻せしと云ふ。昨年十二月下旬、近邊の町へ此者の手下出で來り、鰤三頭を買ひて持歸りぬるに、商人の云へる儘なる直段にて一錢をも値切る事なく、速に其價を拂ひしにぞ、豐かなる年と雖も、其近邊にて一頭の鰤を買求むる者は至つて稀なる事にて、大方は切賣をなすと云ふ。殊に昨年は諸國飢饉にて、乞食となり餓死する者其限り知られざる程の時節なる故、鰤など買へる人は定めて稀なるべしとの見込にて、いつも

女賊公儀の不行屆を嘲る

仕入れぬる三分一計り手當致しぬるに、一向に之を求むる者なければ、商人も大に困り果てぬる事なりしに、其價をも値切らずして三頭迄求めぬる事故、之をいぶかしく思ふ處より、其買人を心に留めて見るに、何とも怪しき樣子なる故、其歸りぬる跡を見え隱れに付けて行きしに、三上山に入込みし故、山中に盜栖家有る事知れて訴出でしかば、地頭より之を取卷き、終に賊主の女幷手下の二人を召捕り、直に京都へ差出しと相成り、御奉行處に於て是を御吟味あるに、元來「京都西陣の產れなるが、十九歲より賊となり、三上山に隱れ栖みて當年三十三歲に至る。多くの手下を引廻し、年來盜賊をなし、手近なる三上山に住居せるを、十四年餘も之を知れる事なく、漸く昨年手下の鰤を買ひしに依りて御召捕となる。鰤を買はずば定めて今に知らるゝ事はなかるべし。公儀の御政道も不行屆にして、至つて鈍きものなり」とて、嘲り笑ひぬると云ふ。又「是迄賊をなし、押取又人を殺害せしこと如何程なりや」と尋ねらる。「年來の事故、其數限なし。されど共人を殺害せし事なし」と云ふ。是迄強盜をなして押取せし處々家々の名を吟味有るにぞ、女は笑を含み、「賊をなして人家

へ押入る者、大抵富家にして、金銀多くあらんと思へる家へ押入りて、財寶を奪へる事故、素より其名を知れる先々に非ず、何の故にか其町處其家名等を知り辨へんや。少しも用なき事なり。左樣なる馬鹿々々しき事御尋御無用」と云ふ。「然らば是迄多くの金銀を奪取り、如何やうなる事に遣ひ捨てしや」と尋ねらる。「是迄奪取りし金子は多くは貧人へ施し、又難澁にて借らんといへる者にも之を借しぬ。借らんといへる者に遣らんといへるも如何なれば、其言に任せて貸しぬれ共、借すといへるは只名目のみにて、元來富家の金銀たゞ取來れるなれば、始より遣る積りなる故に、其人々の處も名も知らず。書付など取りしは一人もなし。例へ如何程嚴しき責に遭へれば迚、此外に申す事なし。早く死罪に行はれよ。素より覺悟せし事なり」迚、其後はいかなる拷問に掛かりても、口を閉ぢて一言の答もせざりしと云ふ。されど手下の者共嚴しき責に遭ひて、何か白狀せしと云ふ。六月に至り、引廻し獄門となりしと云ふ。(至つて手强き女賊にて、大に評判す。此者の手下なりし男女の賊共大坂へ出で來り、死あばれにあばれ廻れる故に、盜賊至て多く、騷々しき事な

強欲なる商人と士

りなど、專ら風說せし事なりし。

尾州名古屋何町とやらんに、香具物を商ふ人と呉服屋とやらんと、二軒共至つて欲深き商人有りて、其利强き事甚しく、諸人之を惡まざる者無しと云ふ。されども左樣に利强き者共なれば、二軒共に至つて勝手向宜しく、金銀多く蓄積すと云ふ。七月十四日の事なりしが、徒士一人此家に七十五匁の拂あるにぞ、之を拂ひに出で來り、銀子を出し、七十五匁の拂なれ共、五匁丈は負けになしくるゝ樣にと、之を斷りぬれ共、一向に之を聞入れず、數〻押して斷りしかば、「決して一錢もまくる事はなり難し。」然らば其五匁の銀子夫程ほしくば進んずべし」と云ひしにぞ、其士大に憤り、「買物の直を直切るは相對の事なり。我は上より御扶持切米を給はる身分の者なり。其方共の合力を受くる身分に非ず、不埒の言を申す者なり。今は負くるに及ばず」とて、七十五匁速に拂ひ、「今日は用事有れば重ねて思ひ知らすべし」とて、其場を引取りぬ。十六日に至り、一統に精靈送りする事、世間一統の事なるに、町家にても此兩人を惡まざる者兼ねてなかりし事なるが、此度何れも申合せて、兩人の

丹州織田家ハ御家騒動

表へ精靈送りなし來りて、山の如くに積立てぬ。內より出でて之を制すれ共、數百人の事故力及ばず、門を閉ぢて密み居しに、士千二三百計り何れも手拭にて其面を包み、手々に棒・斧の類ひを持ちて兩家の門を打破り、家財・雜具は云ふに及ばず、家・土藏迄も打碎くにぞ、町家の者共大に悅び、何れも是に加勢し、數萬人の人數にて大あばれせしと云ふ。家內の者共命から〱逃出でて、早々上へ訴へ出しかども、兼ねて不評の者共なる故、何者がせし事共知れざる由にて、事濟みしと云ふ。百姓共の潰ちせる事は珍らしからざる事なれども、士の徒黨して町家を打潰せる事は、世間にも稀なる事なりと云へり。

丹州柏原織田家騒動の一件

當戌六月二日九つ時頃、脇坂中務大輔樣表御門潛りの方より、婦人一人素足にて駈込み、「主人一命に掛り候大事、御助け可ㇾ被ㇾ下候樣奉ㇾ賴上ㇾ候。委細は口上にて可ㇾ申上ㇾ候へ共、先づ荒增は願書に相認め候由にて、西の內紙にて書認め、上包美濃紙折懸にて持參仕候に付、先例の如く取扱ひ、自分參上の間へ入置き休息申付け、番人

其外諸事手當御座候。極內願の趣は、主人先々代出雲守樣御嫡子織部樣、公儀御目見も相濟み御勤の處、年過ぎて御死去被ㇾ成候に付、御次男大學頭樣を以て御嫡子に被ㇾ成、先代山城守樣と申候處、御實子樣御二方迄御座候へ共、是を差置き御舍兄樣への御孝心の儀に被二思召一、右織部樣御子を以て御順養子に被ㇾ成候處、無ㇾ程御家督御讓り山城守樣も御隱居に御座候。當近江守樣は如何思召候哉、御養父山城守樣御實子御二方御懇にも被ㇾ爲ㇾ在候へ共、皆廢人迄何の御沙汰も無ㇾ之、御實子を以て御嫡子に御願可ㇾ被ㇾ成御內存にて、兩三年以前ゟ內工相催し、松平伯耆守樣御家老河村又左衞門殿を以て內望相催候へ共、兎角御隱居山城守樣御部屋おほの殿事不承知にて、品々理を盡し御諫め被ㇾ成候事故、御內巧の妨に相成候迚、御勝手向に事寄せ、御在所丹波國柏原表へ追登せ候思召に有ㇾ之候處、此儀は難澁の由にて、此度は權威を以て押して可ㇾ申迚、伯耆守樣御下地なれば、來春正月中には早々御國元へ罷登り可ㇾ申由、若又及二故障一候はゞ、首に繩を付け候ても引立可ㇾ申由、嚴密に被二仰渡一候段、無二是非も一仕合、全く柏原表へ追登せ候後は、非業の死亡も可ㇾ仕。眼前の樣子內々風

聞承り候上は、主家の大事・主人の存亡、不容易企、寢食不被仕、卑女の身分にて對御上恐多く奉存候へ共、不得止事御訴訟奉願候。

右一條に付、御用人共より松平和泉守樣へ參上仕り、御內々相伺候處、此儀水野越前守樣へ相伺候樣御指圖故、直に罷越し前文の通り相伺候處、何れも御主人樣御殿の御事故、早々可申送御報は是ゟ可申述旨御挨拶に仍って、夕方御切紙にて家來召出し、使差遣候處、無程越前守樣ゟ御直書を以て、右の一條は兩三年已前ゟ內々流布も有之、則ち大切の一件にて候へば、不成等閑明日登城の上、御用部家へ御差出可然哉と思召候。 右婦人儀は御手厚被取扱御尤の由、被仰進の御切紙差出、使の儀は公用方物書心得違にて差出候由、右切紙の儀は取戾し使差遣候へ共、御留守居添役體の仁御掛合にて取戾し候由、翌三日登城の節御用部家へ御持參御列座、御內意有之、同四日夜五つ時過、御切紙にて家來召出し右の一條、未だ聢と致候事も無之哉、 寬宥の御沙汰被申聞、 急度家事穩便に取計可然樣被仰渡候。

山城守妾ほの 六十歳　ほの召使しま 三十歳　しま宿神田富山町二丁目代地家主革足袋商賣丸屋小右衛門

五月廿五日

織田近江守家來家老代用人岡田五郎左衛門 四十歳　佐々敬象 六十一歳　大目附槇田愼輔　高山八郎兵衛 三十八歳

留守居添役田村要右衛門 四十歳

右於評定所ニ一通尋の上揚屋へ入、出牢の心得を以て有馬其太郎へ御預被ニ仰付一、寺社奉行牧野備前守・大目附神尾豐後守・町奉行筒井伊賀守・御勘定奉行深谷遠江守立會、紀伊守申渡候。御目附柳生伊賀守罷越。

岡田五郎左衛門　佐々敬象　槇田愼輔　高山八郎兵衛　田村要右衛門

右の者共今日評定所に御呼出に付差出候處、入牢の心得を以て、吟味中有馬其太郎へ預け申渡候段、附添差出候。家來の者へ申渡候段家來の者へ申渡御座候。此段御屆申候。

織田近江守
生駒主鈴

京都町奉行所へ御呼出の上、彼地にて被召捕、道中網乘物にて五月廿七日著、同廿八日出評定所揚屋へ入、同廿九日御預け。

松平伯耆守五月廿六日より登城無之右一件御用掛り水野越前守

封廻狀

織田近江守召しま・近江守養父隱居、山城守妾ほの　尋の上大和守家來へ預け差返す。織田近江守家來家老生駒主鈴。尋の上森肥後守家來へ預け差返す。同家來家老代岡田五郎左衞門・佐々敬象・大目附槇田愼輔・高山八郞兵衞・留守居助田村要右衞門。尋の上有馬其太郎家來へ預け差返す。組頭須佐美茂三郞・賄頭奥勤兼帶富本卯兵衞・徒士目附加納幸六郞、尋の上揚屋へ差遣す。神田富山町二丁目家主七左衞門・同人女房かよ。尋の上町役人へ預け差返す。

六月七日

六月下旬の頃なりかと覺ゆ、酒井大和守殿へ御預となりし處の、柏原の囚人自害せしと云ふ。同じき頃松平大和守殿へ御預となりし大鹽掛り平山助右衞門も自害せしと云ふ事なり。

八月七日、夜三更上町出火、家數二十五軒計り燒失。七月下旬より此節に至るまで寒氣至つて甚しく、布子を著するになほ寒き程の不順の氣候なり。米價百二十五六匁位。十五日晴、今夕月蝕。

九州中國の不作

豐後國明礬山より水溢れ出で、至つて洪水の由。筑前國洪水にて、蘆屋邊三萬石計りの處溜水一丈計り、六月より七月にかけて田畠一面に浸りし事故、水引きて後稻株腐りしに、其腐りし株よりして新芽を生じ、穗を出す。其實入大抵七分作位の事なり。是等すら此の如き事なれば、九州より中國筋すべて七八分の作なりと云ふ噂なり。されども近年米價高直なる故、何れも身分相應に米を貯へぬると、諸侯にも近年は世間騷々しく、折々一揆亂妨等の事拯國々に有りぬる故、少し其心構も有りぬるにや、何れも米を貯へ持てる事と見えて、長州萩の城下にて白米一升百六十文、長府の邊にては百三十八文なりと云ふ事なり。

廿三日未明より雨、夜に入り風雨烈しく終夜止まず。米價此五口前には百十五六匁位に至りしに、次第上りにて百二十匁位と成り、一石の米を求むれば百三十目餘

に成る。之を白米になす時は百五十文餘に當る。盆後よりして堀川の砂持又々大はずみにて、近來に至りては身廻り行粧、天神・御靈等に異なる事なく、戎島よりは神事に出す處の人形船を飾り、囃したて行きぬる抔けしからざる事なり。廿四日曇、未の刻より雨、先達てより福島上の天神の宮へ蜂巣をかけしに、玉子形にして高さ一尺廻り二尺八九寸計り、又高松の屋敷山本半九郎能舞臺にも同様に巢をかけぬ。之は天神の巢よりも少々大なり。

大なる蜂の巢

山蜂の里に出でて巢をかけし事、是迄大坂抔には古來よりなき事なれば、大に之を珍らしがりて、見物群集すること日々に甚し。之に依つて天神の社內にては見せ物・力持等を始むる程の事なりし。又西の宮蛭子の社にも同樣に巢を作りぬる故、之も珍らしがりて大勢の見物絶えざりしに、廿四日何れより出來りしやらん、大なる山蜂數百其巢を破らんとするにぞ、巢中の蜂悉く出でて之を破られじと爭闘すれども、之に敵し難く、外より來れる一羽の蜂に十計り掛りて挑み戰ふと雖も、悉く螫殺されて之を防ぎ難く、殘る蜂皆散亂して巢を十分に破られぬ。同廿五日上福島天神の巢も同樣の事にて大戰有りしが、之も仰山

山蜂の闘爭

に喰殺されて巢を散々に破らる。其邊の人々大勢來りて、外より來れる山蜂を多く打殺せしかども、之を事ともせず十分に巢を亂妨し、悉く飛去りしと云ふ。予も其噂を聞きし故、其後通り掛り之を見たりしに、巢は大に破られ、蜂の死骸其邊に散亂し、奇怪なる有樣なりし。九月朔日辰の刻微雨、午の刻止み、未の刻より再び降、夜に入り止まず、二日曇、時々雨、昨年七月五日能勢郡亂妨の者妻子・餘類御呼出と成り、悉く手輕く御免有り。

江戸作割

江戸作割の寫九月六日

五畿內六分三厘・東海道六分・東山道五分五厘・北陸道五分二厘・山陰道五分・山陽道六分・南海道六分二厘・西海道五分

奥州三分六厘四分七厘・關八州五分九厘五分五厘　平均五分四厘七毛

大鹽一味の處刑

十五日晴、今夕大鹽一味の者の內、肥後御預りの者共到著す。十八日快晴、今日大鹽を始め其黨何れも御仕置有る。

與力大鹽平八郎・大鹽格之助・瀨田濟之助・小泉淵治郎・同心渡邊良左衞門・庄司儀左衞門・近藤梶五郎・攝州吹田村神主宮脇志摩・般若寺村庄屋忠兵衞・年寄源右衞門・百姓代傳七・猪飼野村百姓司馬三助・木村小路村醫師

文藏・（阿州守口村百姓）孝右衛門・（門眞三番村百姓）郡次・（同）九右衛門・（弓削村七右衛門事）利三郎・（無宿）正一郎、以上十八人鹽漬死骸・（御弓奉行組同心）竹上萬太郎以上十九人、於飛田磔なり。（平八郎下人）三平、於千日被獄門。（平八郎悴）今川弓太郎永牢。瀬田濟之助・竹上萬太郎其外被刑候妻子存生の分、何れも助命にて重中輕追放。大西與五郎、遠島。同悴善之丞、（中追放）美吉屋五郎兵衛存生に候はゞ獄門。五郎兵衛妻つね存生に候はゞ死罪。重中輕追放四十餘人。（此内にて三人改めて入牢・五人新に手鎖。）九十餘人（所カ）切拂、百六十人無事に御免。美吉屋五郎兵衛娘押込にて家に別條なし。油掛町年寄・五人組等過料にて相濟候由、尚委しきは別記に詳に記す。十八日には大坂市中は云ふに及ばず、近國よりも大鹽の御仕置見んとて大勢出來り、其群集せし有樣目を驚かせし事共なり。怪我人多く有りしと云ふ。予も見物に行きしが、十九人の磔、十八人は死人にて、漸く竹上一人存命故、甚だ間拔けし事なりし。

昨年七月能勢川邊（雨カ）南郡騷立候一件、當九月二日御戴許。

遠藤但馬守組同心本橋岩治郎、遠島。其餘山田屋・今井等の妻子何れも無御構御免。攝州鉢山村頭百姓定右衛門、右徒黨の者より廻文相廻候へ共、人足不差出

候に付、爲₂御褒美₁銀七枚、其身一代帶刀御免、苗字永々相名乘旨被₂仰渡₁。當年も違作の趣申立て、十六七日の頃迄には肥後一國百（石カ）三十八匁の相場と成り、次第に上りにて當年も二百位になるべし抔、專ら風説をなす故に、嚴しく御觸有りて忽ち十匁計り下落す。され共一石の米を買求むれば、百四十匁位も出さゞれば手に入れ難し。　肥後抔にては是迄米仰山に圍ひ置ける事故、當年出來せし米を取入る場所なき故、追々當所へ積登せぬる米、悉く一昨年の古米なりと云ふ事なり。

水戸侯の御觸書

水戸侯御家來へ被₂仰渡₁候書付の寫

巳年・申年兩度の凶作にて米穀共乏敷候處、此氣候にては此上何共難₂計、萬々一今年凶作に候へば、國中士民扶助如何せんと、日夜心思を苦しめ候。　天地の變災は人の力に不₂及候へ共、人は萬物の靈にて有₂之候へば、上下一致いたし候て人事を盡し候へば、其心天地に通じ變災も甚しきに至らず、變災不₂止とも人力を盡したる上にて、上下諸共飢に及ぶは天命なり。　君子は民の父母と有₂之候へば、假初にも國中數十萬人の父母と仰がれ候上は、爭か子飢に迫るを見るに忍びんや。是に依りて今

日々七日の間精進潔齋して、鹿島・□□(香取カ)・吉田等へ五穀成就・萬民安穏の大願を立候へば日々平世の食を用ひ候ては恐懼の事故、我等を始め一同今日々粥を食し候。上は天の怒を愼め、下は民の患を救ひ候心得に候。此上何程凶年にても、國中の米穀にて我等の食物には差支無レ之、又粥を用ひ候迚餘りたる米穀國中の濕ひにも不レ相成候へ共、重役始め國中の人我等の心を推察致し、人々心次第に米穀を餘し候はゞ、國中の飢餓の民は無き道理、例へば爰に兄弟十人有り、一人は富貴にて珍味美食を用ひ、二人は相應の勝手にて十分に飲食す。二人は平生の食を用ひ、其餘五人は飢ゑて死なんとする時、初の五人己々の食を分け、十人共平生々惡しき麁食を用ひ候はば、十人の命全かるべし。我等愚なる身にて國中士民の父子となせば、國中の士民は相互の兄弟同樣に思ひ、貧しき者は儉約して、富める者は我獨富まず、一粒宛も餘して世の中の濕ひに相成候樣心置候はゞ、國中に飢民有レ之間敷候。貴賤・上下によらず心あらん者は、夫々其處の鎭守氏神へ實意を以て五穀成就の願を込め、一粒宛も食餘し一人をも助けんと志し候樣致し度き事に候。

六月三日

近來米價次第に高くなりぬる故已に當十一日御觸有り

米價の儀、當春已來追々引下り候處、土用前後不順の氣候にて人氣相動候故哉、又候直段引上げ候。去年作方宜しく、當年迚も氣候見競候ては、存外出來方宜しく相聞え、新穀入津も相進み物澤山に有之候處、拂底にも可至との人氣にて、買持ち居候分は不賣出、猶買持候樣仕成候者有之候に付、糶買に相成り彌增直段引上候哉にも相聞え、以の外の事に候。堂島米方へも精々申渡置候事に候へ共、搗米屋を始め米賣買に携候者共、素人にても一己の利德に不拘、時節を辨へ直段引下げ候心得を以て賣買可致候。此上にも高直に可相成と見越候て、占賣又は多分の買方致し候者有之候はゞ、無用捨召捕急度可及沙汰候。右の通三鄕市中不洩樣可申聞候事。

米價騰貴と賣買の取締り

其後も引續度々御觸之有候へ共、米價次第上りにて無上に高く、肥後一石百三十八匁、小賣米一升に付百四十八文より六十八文位、土用前より土用中雨天續きにて北

國大しけ、米穀皆無なるべしなど相場の者共風說をなして、大に人氣を狂はし米價次第上りになりぬる程の事なるに、此節越後古千谷より本町呉服屋、中屋善兵衞方へ申來りし彼地の相場付を見るに、米四斗四升俵、代金二歩二百文。大豆・小豆六斗にて金三歩と云ふ事なり。大坂の直段に比すれば至つて安き事なり。只何事に寄らず一つとして善き噂をなす事とてはなく、專ら惡說を云ひ散らし、諸人を苦しめて己を利せんとす、姦商の所業憎むべし〳〵。

佐渡の一揆

八月佐渡國へ御巡見御渡海これ有りしに、一揆起り御巡見を追散し、奉行所を打潰し、御奉行擒にし大騷動に及びし故、榊原式部大輔台命を蒙り渡海ありしと云ふ。

京都明暗寺虛無僧一揆

同じき頃京都明暗寺に虛無僧共大勢徒黨をなし、甲冑・弓・鐵炮を多く用意し、甲州の虛無僧寺（明安寺平）を攻潰しに行かんとての事と云ふ。（又一說に、遠州濱松の普大寺を攻めんとて、徒黨せしとも云ふ。）こは西三十三箇國は明暗寺の支配、東三十三箇國は甲州の支配なる故、雙方共近江國に出張所之あり、互に虛無僧共を其支配地に入るゝ事を禁ずる掟なるに、其法度を破り、互に他の支配地を修行せんとす。是に於て前々より度々喧嘩をなし、動輒（やゝもす）れば虛無僧

を打殺すと云ふ。虛無僧共東國より西國を巡らんとすれば、京都明暗寺の弟子となり、其木則を受けざれば巡る事能はず。西國の虛無僧も同樣の事なり。されども互に其弟子となれる事なり難き掟なる故、彼を打殺し、其宗具を奪ひ取りて之を着用し、六十餘州を無事に廻國して引取りぬれば、虛無僧仲間にての面役となりて、大に出世する事なりと云ふ。此故に少しく手覺えある強勇の者共は、何れも其事を志す故、江州に於ては古來より度々大喧嘩をなす。され共いつにても東國の者強くして、西國の者共不覺を取りぬるにぞ、年來の遺恨堪へ難き所よりして、かゝる催をなせしと云ふ事なり。され共何時にても京都明暗寺下の者共不覺を取りぬる事故、其恨み重りぬる所よりして、斯かるもくろみをなせしと云ふ。然るに徒黨の中にも公儀を恐れぬる者有りて密訴せし者有りて、未だ其事に及ばざる已前悉く御召捕に相成りしと云ふ。虛無僧寺へ踏込み大勢御召捕となりし事、古來よりして其例あらぬ事なるに、惡徒等の所行によりてかゝる事に及びしは、心地よき事なりと云ふべし。

所司代の惡德と町奉行の貧民救助

所司代間部下總守は至つて貧乏人なり。京都洛中・洛外の差別なく、身代宜しき町人共へ悉く私の用金を申付け、不法に取立てんとするにぞ、何れも之を患ひ、市中至つて淋しき事なりと云ふ。偶〻花見・遊山等に行きぬる者など見當りぬれば、役人其跡を附來り、町所・名前等を書記し、直に其者を呼出し直に用金を申付けらる事なりと云ふ。市中一統大に困り入りぬると云ふ。近來打續き米價高く、困窮の者多く變死

する者夥しきにぞ、町奉行より嚴しく困窮せる者共の取調べありて、仁慈の御取計ひ之有るにぞ、自ら町々にても是等の者を救助するに至る。此故に奉行の評判は至つてよろしく、所司代の評判至つて惡るし。

早春より下關・宮島等にて、大坂騷動の事を作りて劇場せし者共、悉く召捕られ入牢せしと云ふ。さも有るべき事なり。

十一日晴、米追々登りぬれど、其價彌高きにぞ、下直に商ひをなしぬる樣にと數々御觸有り。又酒屋仲間より昨年は三分一の仕込なりしより、當年も米價高き故尙ほ其仕込を減じ、當年は四分一の仕込になすべしとて、此度は下より願ひ出でしと云ふ。され共米價下らざりしが、嚴重なる御觸有りし。一日二十匁計り下りし事有り、され共下りしといへる名目計りにて、肥後一石百四十匁も出さゞれば手に入れ難し。十五日曇、未の下刻少雨直に止む。初更梶木町御靈筋出火、直に消火。〔頭書〕十月十三日江戸麴町出火、春來兩度の火事に燒殘りし處、大方燒失せしと云ふことなり。

九州・中國筋其外諸國共米價高く、百四五六十文位なり。されども肥前鍋島の領中

計り、百文に商ひぬる樣に上より定められて、至つて穩なりと云ふ。これ全く田久美作が善政なるべし。

十九日晴、初更江戸堀二丁目に失火有り。直に消火、近來所々に少々宛の失火・付火等あり。又盜賊も大に徘徊し、處々に押入をなし、又喧嘩等にて人を殺害する事度度、所々方々に有りと云ふ。

米價調節　占買占賣惜の禁制

近來米價高直にて、當春已來は追々引下げ候處、土用前後不順の氣候等にて人氣に障り候哉、去年作方宜しく當年迚も氣候に見競候へば、存外出來方宜しき由の處、夏已來又々直段引上げ候に付、引下げ方の儀其筋の者は精々申渡候事に候。追々新穀出來物、澤山に可二相成一儀と揔底にも可レ至。此上直段引上げ可レ申抔との見越を以て、餘分の米は不二賣放一と彌增買持候樣仕成候者有レ之候ては、心得違の事に候。銘銘安堵の致二渡世一候冥加存ずべく、米價賣買に携り候者は勿論、百姓素人に至る迄、如何にも直段引下げ候樣力の及候丈は、賣買方勘辨可レ致候。一己の利德に占賣(買カ)又は多分の買持等致間敷候。

一、酒造の儀、去る酉九月相觸候通、追々及沙汰候迄、彌、三分一造の積可相心得儀は勿論、酴米買入の筋、掛米と唱候分を一時に買立候ては、自ら糴買に相成り直段引上げ候筋に付、其程を見計ひ追々に買入れ、直段に不障候樣勘辨の掛引可致候。

右の通無違失可相守。米價高直にては諸民及難澁候儀を相辨へ、專ら世上融通合を心掛け、平等の賣買可致候。若し利欲に拘り、如何の筋候はゞ急度可令沙汰候。

右の通三郷町中可觸知者也。

九月十七日

當九月口達を以て相觸れ置候通り、夏以來の氣候に見競候へば、存外新穀實入宜しく、追々諸藏廻米幷納屋物に至り候迄、夥しく入津有之物澤山に可相成、人氣に於ては古る米穀融通危ぶみ、今以平常の相場に立不還、小賣米等高直にて諸民難澁の時合に候故、當年も先づ三分一造居り被置候に付ては、一廉人氣も引弛む筈の處、兎角米穀可及拂等、素人共に至る迄見越の懸念を生じ、彼此人氣を募し候は以の外の事、然る處三郷酒造屋共儀、數年安堵に渡世致し候御國恩の冥加を辨へ、當年の

酒造高四分一造致度旨願出で、此外攝・河・播酒造屋共も追々同樣申出候模樣に相聞候上は、愈以て堂島越年米は存外澤山に可相成は勿論、莫大の食料も彌増候事に候間、方々・末々の者迄安堵致し、素人は多分の石數買持候儀は致間敷く、若し心得違の者於有之は、無用捨召捕、急度可及沙汰候。右之趣三郷町中不洩樣可申聞置事。

十月

物價調節と運賃の制令

近年當表へ入津の諸品不廻著の趣にて、諸問屋共追々及衰微、攝州兵庫の津又は泉州堺、其外最寄浦々にて廻船の者荷物直賣等多き故の儀に相聞候に付ては、沖取・川内相働候上、荷船・茶船運賃の儀、前々ゟ規定も有之候處、右船方の者共猥に相心得候哉、運送の遠近に付け迚高場・安場抔と唱へ、定式・汐待・常水にても川水濁候へば、水増と唱へ運賃定の外色々名目を付、米銀増方爲差出、其上日脚も有之時刻ゟ積泊候由を申し、泊賃を貪り、猶又洪水の節は二人乘・三人乘・五人乘と出水の多少に應じ、艀乘賃等別段米銀乍乞取人夫を減じ、積廻り候所業有之由、廻船の者又は荷

請致し候者迄も、右等の諸掛り運賃へ盛込み取引致し候故、自然と諸品直段羅り上候仕儀に相成り、荷主共は運賃高下の損益を量り、當表入津の船々終には他所へ積廻し、諸品賣拂ひ等致し候樣成行き、諸問屋共衰微のみに無之、土地一體の盛衰にも拘り不容易次第にて、上荷船・茶船の者銘々欲心に耽り候儀迄相聞え、既に米穀高直の年柄打續き、諸人及難澁居候時合をも辨別不致候仕方にて、不埒の至に候。上荷船・茶船運賃の儀は、前書の通り規定も有之、貪がましき筋申聞候儀は有之間敷筈に付、其筋の者へ嚴しく取締方申渡置候間、荷主は勿論、荷受等致し候者幷遠國取引の者は、右の次第年寄等へ相廻し、當表入津・廻船も聊無掛念廻著の上、都會の古規を不取失樣致し度き事に候條、諸荷物船積取計ひ候筋は、最寄働場所船持共へ篤と引合、運賃取渡可申候。萬一雇入候船頭・水夫共の內貪かましく、かさつの儀有之候はゞ其者召連、月番の奉行所へ可訴出事。右之通三鄕町中不洩樣可申聞候事。

十月

大坂の火災

當十五日初更、梶木町天川屋長右衞門町年寄なりと申す者の納家藏出火、之は折節藏の普請をなし、大工手傳の者共焚火をなせしが、其火の仕舞不行屆の故に燃上りしと云ふ。天川屋長右衞門事、近來不如意の事故、先達てより隣家なる己が借家の小家に逼塞し、本宅は明家なる故、家人も更に心付かでありしと云ふ事なり。一兩日已前より、長崎御奉行久世伊勢守殿當著にて、過書町銅座に滯留なり。かゝる折柄の近火なる故、早速に東西兩町奉行堀・跡部兩人共馳付けられ、其外町火消・諸藏屋敷等よりも大勢馳付、與力・同心其外四箇の者共頻に鐵刀を振廻し、往來の者を打拂ひ、銅座屋敷は其固め別して嚴重の事なりし。

東町與力萩野庄助と有栖川家役人との爭闘

有栖川宮役人と東町奉行組下與力萩野庄助と爭論の事有りて、大變を引出す。前に略記すといへ共、其事詳ならざる故再びこゝに出記すものなり。元來大坂に於て、宮樣の御屋敷といへる事は、古來よりして其例なき事なりしに、大川町兩國橋の邊に、大西屋金藏といへる至つて貧窮にて、其日を暮し兼ぬる程の難澁人にて、やゝもすれば飢餲に堪へ難き事故、其所の住居もなり難くして、西國にや行かん、京都へや走らん抔大に狼狽し、破れ著物に尻切草履にて淺ましき有樣なりしが、此者の兄に鎌田碩安といへる醫師、京都姉小路に住居して、

藪醫者鎌田碩安

有栖川宮の御家來分なり。此者世間にて云ふ大山師なり。此者享和・文化の頃は至つて貧困し、誰有りて彼が治療を受け候者もあらざりしかば、暴に寺を改宗し日夜六條なる本願寺へ參詣し、心にもあらぬ念佛を唱へ、一向專修の信心者の樣をなして六條參せし愚蒙にして、何の辨別もなき相應の身元なる婆々・嬶をたらし込み、講中の睦びをなし佛法信者の樣をなして、多くの人をたらし込み、年若き醫師なれども至つて有難き御方なりと評判せらるる工夫をなし、法談坊主の説法の如きは、少しく辯才ある者はいと易き事なるに、彼は元來醫業にて山子せんと工みぬる程の者なれば、少しくは文字もありぬるにぞ。門徒の法談位は物の數にもあらざる故、口に任せて有難咄をなし、涙を流して樣子振りしかば、婆々・嬶の類ひ之に隨喜し、有難き醫師なり。鎌田殿々々々とて之を尊敬す。本願寺又俗家にて、彼等が勤めぬる御再講・報恩講抔いへる席には遠方迄も參詣し、病人有る咄する人ある時、頼まざるに其家へ見舞ひ診察して藥を勸め、己が治療にて死する事あれば因果因縁を説き悟し、佛前に向ひ誦經して歸る。此山大に當りて後には志を得て、鎌田碩安と世間

米屋佐兵衞妻の惡謀

に名を知らるゝ様になりぬ。され共少しく心有る者、彼が所行を笑はざる者なし。山子の中にても至つて拙き業と云ふべし。彼大西屋金藏といへる謠曲屋素より之と兄弟の事なれば、其手筋よりして有栖川宮へ取入り、大坂なる謠曲(うたひ)の弟子共の手筋より、富家の町人共を取込み、名目にて借し付くる銀主を拵へ、之を山子の種にして、大坂に於て宮の御屋敷を建てんとす。此事處々の町々に賣家有りぬる事なれば、之を談じて其家を買求めんとすれ共、宮の藏屋敷故、其町毎に年寄・町人、後年の患ひ町内の迷惑を思ひ計りて、何れも之を諾ふ者なきにぞ、大西屋金藏も其山八九分成整ひ難きを患ひしと云ふ。爰に今橋筋の西に當りて、齋藤町といへる世間無類の名高き町有り。其町方一町にも足らざる小町なれども、纔か三十年餘りの間に、米屋佐兵衞といへる町年寄役を勤めぬる者の妻、其町の髮結と不義して其夫を咒咀殺ひさんと、藁にて人形を造り、幾所にも釘を打込みて之を己が家の神棚に隱置き、又庭前の櫻樹に幾所ともなく之にも釘を打込みしかば、其櫻も之が爲に枯れ果てぬ。是等の驗にや主佐兵衞氣拔の如くなりて、終に死失せぬ。又妾腹の娘

米屋佐兵衛手代の狂言自殺

一人、其頃七八歳位なりしを浴場に入らしめ其戸を固く閉し、之を焚殺さんとせしに、其家に召仕へる下女之を憐んで、之を助け出せしと云ふ。かゝる有様なれば其惡事大評判となりて、其女髮結の兩人忽に召捕られ入牢せしが、髮結は牢中にて病死して、其女は遠島となりぬ。 其跡娘一人・手代兩人・下男・下女等にて居たりしに、主なる人とては幼年の娘のみなれば、手代の內に欲心を生じ、私欲せし者有りて、朋輩の有りては己れが邪魔になりぬる故、之を遠ざけぬるにぞ、此者之を憤り、其惡事を一々に書記し、己れが腹に少しく疵を付けて、切腹して死せんとする狀をなし、苦痛に堪へ難き樣子をなすにぞ、下女・下男大に膽を潰し、早速近隣へ走行き之を告げしかば、町內騷立ち公邊に訴へしかば、早々檢使有りて兩人共町預けとなりしが、程經て公邊よりして夫々に御裁許あり。 惡しき手代は追放となり、切腹せし者も御咎を蒙りしと覺ゆ。 其後に至りて娘も追々に成人し、泉州石津の邊とやらんより養子來りて其家を相續せしが、間もなく先佐兵衛跡役の年寄死去せしに、斯かる大變有りて、公儀の御仕置蒙りし家に養子となりて其間もなきに、此者又年

寄役となる。之にて其町に人無き事を知るべし。されば此人其器量にてもあらばまだしもの事なれ共、素より菽麥だにも辨へる事の成難き位の人物なり。をかしき事と云ふべし。斯かる稀代の年寄なれば、世間にて一統に忌嫌ふ所の宮の屋敷を町内に引受けぬ。古今未曾有の事なりし。譬へ年寄此の如くなりとも、町人共の内にてせめて一兩人も思慮ありて、後難を思量れる者あらば、年寄いか程に思ふとも成就すべき事にはあらざるに、之にて其町に人なき事を知るべし。斯かる町柄を見込み、幸に其町に伊勢屋藤助とて、大西屋金藏に謠の弟子あるにぞ、此者に賴み同町に住める堺屋源兵衞（之は口入にて年寄佐兵衞が隣家なり。）といへる口入を取込み年寄たらし込み、島屋利右衞門借金だらけにて貧困に迫れるを見込み、只世間一通なる賣買にては、大抵五十目の家ならば、二三割も其値を高價になして、其味を見せぬるにぞ、町役人共迄其汁を吸はんと思ひて、忽に其相談整ひて十三箇年前に出來す。大西屋金藏鎌田掃部と改名し、留守居役となりしが、此者は斯かる山子を思ひ立ちて、仕當てぬる程の器なる故、大に人和を得、又餘り權威振らざりしが、其餘京都より出來り

有栖川藏屋敷留守居の不禮

し侍、其外新抱の者共宮の威光を笠に著て、商人の天窓を打割り往來の者の無禮を咎め、之を屋敷へ引立來り散々に打擲し、又出火の節には宮の印の高張灯燈を燈し、人夫を引連れ火事場へ到り、往來の人を打擲し、又町内の若き者共を屋敷へ引込み博奕をなさしめ、之が爲に大に難儀をする者少からざりし。亦大坂豪家の町人共も、近來諸侯多くは不實をなし、町人を騙し金を借入れ、其儘に其金をへたり、町人共に難澁をかけぬるにぞ、何れも此屋敷へ取込み、宮の名目にて諸侯へ貸付をなす。之に依つて大に勢を振ひ、調連講を催し其金にて米の買占をなす。其買占の事專ら世間にて風說ありと雖も、宮家の留守居故、近年の年柄にて公儀より頻に米買占の御吟味あれども、彼が事は町奉行にも宮家を憚れる故にや、少しも其調べ無かりしが、掃部も昨年病死して、其子修理其跡を嗣ぎて留守居となる。此者は年若きにぞ、其元をも打忘れ宮の威光と己れが富貴なるに任せ、大に權威振る事なりし。鎌田碩安は修理が爲には伯父なり、此者子無かりしにぞ、他家より養子をなせしに、年六十に及んで下女に手をかけ、男子を產む。之より其小兒を愛し、下女に惑溺へる

處よりして、自ら養子と不遇に成りぬるにぞ。六十に餘れる年に至り、小兒・下女を引連れ大坂へ下り、始め貸座敷に在しが後、中の島に借宅し、頻に門徒坊主を引入れ法談せしめ、大に人寄をなし、其名を賣りて醫業を弘む。

鎌田修理の傲慢

鎌田修理伯父甥の親しき間なるに、己が身を高振る處より年始の禮に彼が處へ行きけるに、三十間も手前より若黨を走らせ案内を乞ひ、其身取次に對し、「鎌田修理年頭の御祝詞申す、宜しう」と庭にて言置き立歸りぬ。　山子碩安も彼が其元を忘れ無禮なるを憤り、外にて之を吹聽し。伯甥の間なれども憎き奴なりと云ふ、されば其不快の樣子なり。　之等の事にて彼が人柄を知るべし。　梶木町の出火に大勢の人足を引連れ、火事に隣れる加島屋作兵衛が支配人、加島屋藤八と云へる者の宅に到り、此者の家を宮の御紋付の高張灯燈立てさせて、人足にて是を固め、往來の人を拂ひ、町奉行の火消人足迄打擲す。　之に於て東町奉行跡部山城守組下の與力萩野庄助と云へる者、藤八方に出來り、「宮の人足非常の場所に用事あるべき事なし。　邪魔になりぬる故早々引取るべし」と云ふ。　鎌田が答に、「當家には宮より大切なる書物を預か置けるゝ故、夫れ

調達講の仕置

を守護の爲に罷越したり、引取り難し」と云ふ。萩野が云ふ「有栖川の宮より町家の者へ大切の書類御預け有るべき道理なし。され共萬一左樣なる事にても之あらば、一應奉行所へも御屆け之有るべき筈の處、其儀なし。其書物とはいかなる書物なるや」と問詰めしにぞ、「御殿御修復御手當調達講の帳面類なり」と答ふるにぞ、「調達講公儀御法度の事にて、是迄嚴しき御制禁の御仰渡され有る事なり。故に宮に左樣の事なさるべき樣なし。夫共に其御催之あるに於ては、一應奉行へ御達も之有るべき處其儀なし。何分にも左樣なる事に携る段、藤八不埒なり」とて、直に會所へ引立行き段々吟味し、「直に入牢申付くべき奴なれ共、老人にて病人(藤八吟味嚴かりし故、大に驚き會所にて、氣絶せしと云ふ。)の事なれば、所の者へ急度預け置くべし」とて、家内は付立となる。夫より京都有栖川宮へ町奉行より聞合せ候ひしに、「いかなる事にや左樣なる事なし」との答なりしと云ふ。此故に藤八宅に在る處の調達講の書類御取上になりて、之に携れる者共悉く召出されぬる樣になりぬ。鎌田は總會所預けとなり、玉水町にて百足屋太右衞門・加島屋安兵衞・手代庄兵衞、大川町にて庄田藤助、平野町にて平野屋甚右衞門、

江戸堀一丁目にて加島屋市郎兵衛・同人別家加島屋萬助、布屋町にて有栖川屋敷守吉田屋源次郎、何れも夫々の町内へ御預けとなる。講の帳面類をば奉行所へ取上げとなり、其御調べ有りて、其講世話方の者は云ふに及ばず、講に加入せし者迄一一御吟味となるにぞ、其掛り凡六百人餘りなりと云ふ。加賀屋藤八は此一件に付き家財付立の節、御法度に背き斯かる米價高き折柄なるに、米切手多く買占め置きぬるにぞ、別段講の外に二三箇條の罪を増しぬる由。有栖川宮御屋敷には諸太夫兩人も下り來りて、騒々しき事なり。此屋敷の名代は大西屋金藏と云ひ（鎌田播部が下地の名前なり。只名目計りにて其人なきを年寄が承知にて捨置きしなり。）家守を吉田屋源次郎と云ふ。町内承知の事なる故に、金藏は名前計りにて此者の印形なりとて源次郎之を持參し、人別帳に之を捺し、十三箇年已來譯なしに過ぎ來りしが、此度の大變に付ては名代の事故、金藏を何時呼出に相成らんも計り難し、其人なくては町内申譯なく、年寄米屋佐兵衛如何なる御咎あらんも計り難しと、今更暴に膽を潰し、年寄大に懊ひうろたへ、町中會所へ寄集り、種々評定をなし屋敷へ掛合ひ、暴に屋敷内の者を以て大西屋金藏と云ふ者を拵へ

島屋理右衛門の不埒

たり。其騒々しく狼狽へぬる有様、淺ましき事にてをかしき事なりし。

米屋佐兵衛が前に年寄役を勤めし島屋理右衛門といへるは、此者の親父は玉水町島屋市郎兵衛手代なりしが、本家を守り立てし功に依つて別家して、後本家よりして一家竝となりしが、齋藤町にて兩替店を出し之を商賣とす。其子當時の年寄なり。此者大に身體を持崩し、諸人の金銀を取込み門口を閉し、本家を相手に分家・別家の爭ひをなして、本家へ對し不埒なりしかば、本家是を憤り、分家竝を取上げて元の別家とす。世間の人々の金銀多く取込みし故、諸處・方々より町内へ引合入り目安斷る事なし。中にも大川町加島屋又兵衛は銀子五六十貫目取込まれ、何程に掛合ひ詰れ共聊も取敢ざる故大に憤り、手筋を求めて公儀御八判を申下し、思ひ寄らず齋藤町へ御八判來りし故、島屋は云ふに及ばず町内大狼狽なりしが、忽ち御奉行所に雙方共御召出にて御調べ有りしに、御八判の取次致せし者に、又兵衛より多くの金子遣せしやらんにて、何か怪しき事これ有りて、其申譯立難く、加島屋又兵衛は申すに及ばず、御八判持參せし者迄入牢し、兩人共牢死す。其後に至りても島屋理

後家傘屋梅

右衛門（此頃は年寄役せし者は死去し其養子なり。眼科三井元壽が弟にて、此家へ入家せしなり。）之は頻に山子を集め、不正の事のみなし暮し、町内の厄介者なりしが次第に零落し、高津新地へ名前引取となる。中には恐ろしき工み事抔も有りしと云ふ取沙汰なりし。此家に立入る者諸商人は申すに及ばず、日雇挊をなす者に至る迄、一人も損せざる者なかりしとなり。

傘屋の梅といへる後家（島屋市郎兵衛出入の者なり）ありしが、此者至つて欲深き吝嗇にて、世間の人も之をよく知る所なり。かゝる欲人故少々銀子を蓄積す。其容貌至つて悪醜にて、其面を見ても嘔吐を催す程の有様なりしが、出雲屋新三郎と云ふ口入、其家へ入込み之を犯し、其銀子取出さんとすとて、世間にて其評判有る。然るに此後家堺より養子をなし置きしに、かゝる婆々なれば養子其心に叶はずして、之を親元へ歸すにぞ、此者かゝる六箇敷き婆々に仕へ年久しく辛抱せしも、其家に少々銀子蓄へある故なるに、今更離縁せられぬる事口惜しと思ひしにや、（出雲屋新三郎婆々をたらし込み、之を犯し其銀子を繰出すに、養子が邪魔になりぬる故、婆々に謀りて之を離縁せしめし抔、種々の風説あり。）或夜其家に忍込み婆々を殺害す。直に検使有りしが養子・新三郎等に不審掛り、兩人共召捕られしが、養子の所為なりし故此者磔と成り、新三郎

近江屋藤兵衛の不埓

は仔細なく差戻さる。

近江屋藤兵衛と云ふ乾物屋あり、此者四國・九州邊の商ひを專らにするにぞ、下よりの注文諸道具何に寄らず之を引受けて商ひす。故に太鼓・雪駄等迄の注文有りて穢多に取引有りしが、諸商人は云ふに及ばず穢多の代物迄取込み、後には南部の者の大楓子數十斤を取込み、之を質物に差入れて返さゞる故、其公事となり、南部より願ひ付となり、大楓子をば質屋にて其切を過ぎし故之を流し賣拂ひぬ。其銀子調ひ難く、其折節大楓子に直段を持ち、質に置きし時よりも倍々の價となりしにぞ、大楓子を返せとて嚴しく願ひ付くるにぞ、其工面出來難く、當人町預けと成り町內の者共每々南部へ引付けられ、後には人質の如くなりて（當人病氣の由にて行かざる故なり。）彼地に引付けられ、盆も正月も彼地にてなし、町內大難儀なる事凡一箇年計りも掛りしかと覺ゆ。此事漸く事濟するや否や、肥前大村の城主大村上總介殿の金子數百金を取込み、大村より願ひ付けらる。是迄諸侯の町家の金を借込み之をへたりて、町人共を困苦せしむる事は常の如くにて珍らしからざる事なれ共、町人の諸侯の金取込みし

は此者計りなるにぞ、町奉行所に於て御咎蒙れる中にても、己れはえらき者なりと云はれしと云ふ。之等の事にて町内の難儀例ふるに物なし。終に近江屋藤兵衛も斯かる曲者なれども　詮方なくして四國へ出奔せしと云ふ。之に於て彼が家屋敷を町内より大村へ引渡せる樣に成りて、漸々と事濟みぬ。

加島屋伊助の淫行

加島屋伊助といへる者あり、此者後家にて娘ある。家に、丹波より出來りて養子となり、子四五人を產む。此男其性善からぬ者にして、常に不良の事多し。別けて養母に不孝にして、主家へ對し不埒の事をなしぬるも數々なりしかば、主家の出入を差留めらる。其後妻病死せしにぞ、暫く寡なりしが、此間に己れが骨肉を分ちたる處の娘を犯し、男子を產ましめ、少しも恥づる事なかりしが、後に小兒を連れたる女を迎へ取つて之を妻とせしが、相變らず娘との邪淫止まずして、親子心を一つにして後妻を苦惱せしむるにぞ、其家常に騷動す。親類近隣嚴しく異見せしかば、無據其娘を奉公に出す。かゝる曲者なれば人の金・代物等を取込み抔して、町內を立退き横堀京町橋東詰に變家し、灰(炭カ)商賣をなせしが、程なく後妻一子を生む。其小兒二歲

位の正月上旬、伊助他行せし留守中、其家の下人妻子兩人を殺し、賊をなして逃去らんとせしが、忽に召捕られ磔となりぬ。

阿波屋伊助妻盜賊をなす、近隣之に物を盜取られざる者なし。其後曾根崎新地にて盜賊をなし、此事露顯して召捕らる。

三井三郎助借家に狂人有りて切腹し、三十日を經て死去。檢使を引受け騷動す。

三つ子を生む

播磨屋喜兵衛妻三つ子を生み、檢使を受く。三十日計りの內に三人共死去す。其後堺屋粂藏妻又三つ子を生む。されども之は死胎なりしにぞ、檢使等の騷ぎなし。纔かなる小町にして、天下稀なる三つ子を兩人迄產せしも奇事と云ふべし。

紀國屋武兵衛妻の不行状

紀國屋武兵衛妻出家をなして弟子大勢あり。此者子なきにぞ姪を以て養女とし、之に壻を取りしが、武兵衛存生中より此者と不義し、死後淫事甚しく養子も姪も大に困り果て、夫婦連にて其家を出奔す。此間にて種々評判あり。寺屋の師匠には珍らしき事なり。其後弟子も次第に離れ、町內の住居なり難くして播州明石へ引取りしが、巳年の飢饉に遇ひて乞食となりて、大坂へ出來りて町內を徘徊す。是を

も知らざる者と云ふべし。

森本市藏の妻

森本市藏といへる者の妻、之も出家をなして大勢の子供を世話をなす。主市藏は芝居の手うち連中の小使をなして、此家に芝居役者共平日に出入す。折々此家に於て淫事の仲人抔なすと云ふ噂有り、是も其行状大に道に背きし事なり。

八百屋平兵衛

八百屋幸助といへる者有りしが、此者ふと家出をなす。家内驚き一家近隣大に騒ぎ尋ね廻りしが、其行衛知れずと云ふ。跡にて聞けば川へ投身せしと云ふ事なり。此家の妻子詮方なくて當町を立去り、裏家の小屋に引取しが、其跡の家に平兵衛といへる者出來り、八百屋商賣をなせしが、此者至つて不人物にて、常に人と喧嘩口論をなす。後疳症にて陰嚢を切つて死せんとす。未だ切放すに及ばずして、家人庖丁を奪取りしと云ふ。陰嚢切放れずと雖も半ば切込みしが、其後又非に投身せんとして大に騒動す。此者の子大勢有り。兄は盗賊をなし入牢し、弟は町内の子供同士喧嘩をなし、石を打付けて相手の足を損ず。之に依り町内檢使を引受けて大なる騒動す。

阿蘭屋彦右衛門妻の不義悪行

阿蘭陀屋彦右衛門といへる馬具屋有り、此者白癡なり。之が妻は籠屋町にて疊屋の娘なりと云ふ事なり。此者至つて奸悪なる淫婦にて、此家の番頭新七といへる者と不義し、主の前にて少しも憚る事なく淫事をなし、番頭と兩人して主をば小兒の如く追廻す。姑に不孝にして之を追出し、姑の從弟なる者不仕合にて此家に厄介となれるを、納家に押込め飲食をも與へずして、之を干殺にせんとす。出入する者之を憐み密々握飯を與へしとて、直に此者の出入を差留む。其後番頭新七病に臥す。姑の程は心を用ひ看病せしが、其治し難きを知り、淫事のなし難ければ暴に之を忌嫌ひ、飲食藥をも與へず、早く死ねよとて之に取合ふ事なく、手代下女の類ひ之を憐み、飲食を進むる者あれば忽ち之を打擲す。斯るあくたれ者なれば、女の身にして米相場をなし、又堀江に於て新に魚市場を始むるといへる山子に引掛けられ、過分の損失をなせしかば、人を欺き金を借出し、後には家迄家質に入れ、處々方方より願付けられ、公訴絶ゆる事なかりしにぞ悪計をなし、己が淫せる勝三郎を此家の主とし、神邊より嫁を迎取り、間もなく其嫁を追出し、其荷物を取込みて之を以

て金銀の遣繰す。勝三郎は老婆と違ひ若き女を妻とせし事故、之を最愛せしに左様に成行きしかば、自ら不快の色を顯はせしにぞ、老婆之を憤り、勝三郎を見限りて上町邊の醫者を引入れ此者と邪淫す。彦右衛門の阿房故とは云ひながら、世間無類の惡女なり。終に町内の住居なり難くして、家財殘らず其醫者の方へ持行きぬ。此醫妻子ある者にして、之も大欲心にて此仕業なりしと云ふ。

篠崎長左衛門町預となる

篠崎長左衛門と云ふ儒者、世間にて人も知れる高名の者なり。昨年大鹽が落文の事に付いて、坂本源之助が名を騙り公儀を僞り、御咎を蒙り町預けとなる。能勢郡一揆の張本山田屋大助當町なり。昨年來町内へ妻子御預にて、漸々當九月二日に御免蒙りしかども、家財は今以て町預けなり。

法華不受不施の徒召捕らる

八月の始め法華不受不施大勢召捕られしが、町内にも一人有りて入牢せしが、町内へ近頃御預けとなる。此餘にも尙有るべきなれども、今思ひ出せし所かくの如し。其外博奕の掛り・借金の願付けられ等は、折々之ある事なり。有栖川一件も追々仰山に相成り、調達講の御取調べとなり、此掛り凡六百人計り悉

有栖川宮一件沸騰す

く闕處と成る。凡銀高三千貫餘目なりと云ふ事なりと。宮の名目にて出銀いたし諸侯へ貸附けし町人共も、定めて薄氷を踏める心地なるべし。此大變にて町人共も懲り果て、已來有栖川の名目を借れる者もあるまじければ、此屋敷も定めて衰微する事ならんと思はる。

有栖川宮家の諷歌

積上げし親の山をば子が潰し大壞れにて修理もせられず

大鹽が難をのがれて有栖川も元の鎌田となりはてにける

有川栖宮へ大坂奉行所より掛合之有ありし節、所司代間部下總守殿、宮樣へ參殿致され候にぞ、「大坂よりかゝる事申來れり。無事に取計ひくれられよ」と御賴み之有りしにぞ、所司代より大坂へ使者を以て挨拶ありしに、以ての外の事にて頓著なき趣なれば、宮に對して賴まれし甲斐なければ、若し參殿せば御殿へ引付け歸されまじと是々を思ひ、又如何なる事を此儀に致さる事も計り難しとて之を危踏み恐れ、病氣なりとて引籠られしとて、京都にて專ら風說すと云ふ。されかゝる事あるべき道理なし。こは跡形もなき事なるべけれども、何分此一件に付ては種々の取

酒造制限と惡徒の謀計

沙汰を大層に世間にてする事なりとぞ。

二十二日晴、今日山崎に於て大變有り。其故は伊丹酒造共大坂町奉行所より、「當年も米價高直にて、諸人困窮する事故、矢張當年も三分一の仕込にすべし」と申渡されしに、酒屋一統申合せ、「當年も斯かる年柄故、御國恩を思ひ奉る故三分一を減少し、四分一の仕込に致すべき由」申出で、神妙の事なりとて賞美せられぬる程の事なり。之に惡徒共兩三人申合せ、城州山崎八幡宮の御神領は、往古よりして守護不入の地なれば、酒家一軒有りと雖も八幡宮の神酒を造る由にて、無株にて何程造り出しても仔細なき事なれば、彼地に於て酒場を營み、過分の金儲けをせんとて七八人計り申合せ、大なる酒場を七軒建連らね、一軒に五十宛の唐臼を居ゑ、近國より京都へ登せる米を一石に付、五匁宛の直上にて之を押へ悉く買取り、七軒の者共晝夜の分ちなく酒の仕込をなせしにぞ、京都にては米拂底に及び、諸人大に難澁す。此事上聞に達し、京都より大勢捕手來る、六七十人計り召捕へ引立て歸りしと云ふ。山崎役人共の中にも、袴著ながら引括られて連行かれしと云ふ。七軒の者共此處にて數

萬の酒を造り、伊丹へ運び取り、之を處の酒にして江戸廻しになし、大利を得んと謀りし事なりと云ふ。惡徒の所行憎むべし。何分にも世間騷々しき事なり。

十一月朔日未明より雨、未の下刻止む夫より風吹く。今日北野邊にて人を欺き怪しき富を致す者共五十八人計り召捕られ、大騷動なりしと云ふ。

先月下旬より九條村に新川を掘拔き、海へ水を通せんと其催し有りて、御代官日々見分にて、其水筋に杙を打たせ、古田を潰し百姓共へ其替地を下さる。其替地何れもよからぬ處故、百姓共何れも大に難儀すると云ふ。

飛田の怪蟲の噂

同じき頃よりして、飛田·葭島等より長さ五六寸位にて、其色至つて美くしく人の面せる、遂にこれ迄見馴れざる蟲仰山に這廻る。こは大鹽等が亡念ならん。誰彼も之を見しなど專ら風說し、總代共の中にも其蟲の姿を書きて、諸人へ見せ廻りし者など有りて、何れも召捕られしと云ふ事なり。是迄惡徒の屍長く鹽漬の間に、何等の事もなく骨肉枯れ果てし者共の屍より、何ぞ左樣の怪しき事あらんや。只奇怪なる噂を聞きて珍しがる世間の有樣故、かゝる事を言出せる馬鹿者、之を聞きて誠

なりと思へる阿房共限りなき事と思はる。笑ふべし。

船大工の妻の珍事

伏見堀西千秋橋の邊に、近江屋源兵衛といへる者有り。此者の借家にて裏住居する船大工、平野屋□といへる夫婦暮しの者有り。至つて貧窮の由、之が妻といへるは、元來兵庫にて至つて下品なる遊女なりしが、此大工之を妻となせしと云ふ事なり。主も至つて人物善からぬ人物なるに、此妻も亦惡る者にて、常に大酒・博奕等をなして日を送ると云ふ。然るに此女懷妊して臨月に及びぬるに、主は他處へ働に行きて留守中なるに、暴に產の催有り。此女臍下に腫物有りて、是迄も之を患ひしかども、貧人の事なれば醫に托して之を療する事もなく、只賣藥の膏藥を買求めて、之を腫物に張りて居し事なりとぞ。然るに臍上より心下に於て痛甚しく、苦るしみに堪へ難きにぞ、近隣の人を賴み產婆を迎へし。三日程は七轉八倒し其叫ぶ聲哀れに物凄く、隣家の婦女何れも之を恐れて、他へ行きて之を避けしと云ふ。かゝる中にても氣の丈夫なる近隣の嬶一人と產婆と兩人して、之を介抱せしが、暴に心下破れ裂けて臟腑と共に子を出す。其子初聲を揚げし迄にて忽ち死す。其女

聲を放ちて、「腹裂けて子を產めり。早く外醫を賴み疵口を縫ひてよ。しかすれば命は助かるなり」と云ひしが、之を物言ふ納めにして、其儘次第弱りにて死失せしと云ふ。斯かる事なれば兩人共大に仰天し、直に片岡・岩田など云ふ外科出來りしか共、最早如何ともせんすべもなかりしと云ふ。天竺に於て摩耶夫人なる者、脇の下裂破れて、釋迦を產みし抔いへる奇怪の說を佛家にて云ひぬる事なれ共、和漢は云ふに及ばず、外夷の國にても斯る例有りし事、昔よりして之を聞ける事なし。此女臍下素より腫物有る事なれば、其腫物腐爛して潰れ破れ、此處より出でしとならば左も有るべき事なるに、其腫物は何の仔細もなくして、故もなき心下裂破れて、其處よりして子を出せし事、常理を以て之を論じ難し。其破裂せし時ぽんといひし音近隣へ響きし程なりしとぞ。斯る大變なれば早速に家主・年寄等へ其由を告げ行きしかば、何れも早速に出で來り膽を潰せしが、其儘捨置き難く、直に訴出でしかば、早速に檢使來りて、其疵を篤と改めしが、自然の事にして內より張破れしにて、外に怪しき事なし。されども餘り不思議の事なりとて、何れも呆れはて、其女の素

姓平日の行狀など篤と聞合せ。嚴密にして引取られしが、餘り怪しき事なりとて、檢使三度に及びしと云ふ。此女未だ其町内の人別に入らず、無人別の者故、死骸取片付に隙取り、又早速に「其男を呼寄せよ」と檢使にも沙汰ありしにぞ、之を呼寄せんと思へども、近隣の者も其行衞を知る者一人もあらざるにぞ、家主の事なれば近江屋源兵衞困りはて。此一件に付二十金計りも黃金を費せしと云ふ事なり。此家主源兵衞といへるは、北江戶堀五丁目近江屋五郎兵衞といへる明口座の別家なり。此一件の噺は、其產婦を診察せし岩田といへる外醫が、外方にて噺しぬるを聞きて之を書記しぬ。かゝる怪しきことなりしかば、此噂世間に高く種々の評判有りしことなりし。

金銀の金物買上げ

金銀の簪・紙入其外烟草入・諸道具等の金物に至るまで、悉く御取上げ同樣に下直に御買上に相成り、若し聊にても隱置く者之有るに於ては再吟味にて、何時となく家毎に公儀よりして家探し有りて、一品にても隱せる者は闕處と成りて、追放せらるる抔專ら風說有りて、其騷々しき事限りなく、諸道具の金物は云ふに及ばず。蒔繪

に遣ひし金銀迄も掘起し持出づる者有れば、醫師の身分にて有りながら、何の差別もなくして、藥箱の金物・匙・卦算に至る迄持出づる馬鹿者有り。是等は定めて藥店又は町人の醫者に變化して、何の辨もなく故實を知らざる狼狽者なるべし。斯かる事にて世間至つて騷々しき事なり。又加州侯には本國へ引籠り、專ら軍用の手當のみにて、是迄大坂へ登せし米を今年より一俵も登す事なく、近々に藏屋敷も引拂になる抔とて、種々の風說有り。京都三條の橋に落首を建てゝ、

君か代や松の綠も延び過ぎて梅にならうか竹にならうか

梅は加賀にて竹は仙臺の事なりといへる噂なり。又江戶表より申來りしとて、「銀なれば金となる、角なりて王つまる」と將棊にて口合を致し有り。又大坂にて咄に作り、「金銀の金物・簪何に寄らず、悉く奉行所へ差出し申すべし。每町に何れも羅紗・猩々皮・天鵞絨・縮緬等にて、砂持同樣の仕立にて衣裳を飾り、金太鼓にて賑々しく囃立てゝ奉行所へ持出よ」と云ふ事なり。何れも其如くなして大に囃立て、一度戾れ〱〱と云ひて種々の金物を奉行所へ持出でしに、奉行所

其囃子につれてさし上げい〳〵〳〵と言はるにぞ、奉行の側に總年寄共詰めて居たりしが、どでたん〳〵〳〵と云ひしとぞ。

西の丸普請金銀召上げ

此度西の丸御普請に付て、銅・鐵・金・銀仰山に御入用の由にて、京攝に於ては金銀箔さへも自由には買調へ難く、悉く關東へ差出す樣になり、銅は大坂に於て多くの職人共へ命ぜられ、悉く薄板の如く打延ばし追々に江戸へ運送す。此度は御殿向の屋根悉く檜皮葺の如くに板銅にて葺建て、殿中の金物は金銀を盡し、美麗限りなき御普請にて、金銀類の細工物悉く召上げ、是等の金物と成り、餘は銅を多く交へて通用銀の吹立となると云ふ噂なり。京攝は云ふに及ばず、日本國中御領の向は、町在共に右の如く金銀の金物類を召上げられ、其下に置かる處の價は正銀目方一匁に付六分位、性善からぬは三分位の御買上となるにぞ、何れも大に迷惑す。中にも蜆橋南詰の銀物商ふ者は、銀細工の品物目高六貫五六百目の物を取集めて差出せしに、其價として銀子一貫三百目下し置かれしにぞ、此家の主近來不快にて引籠り居たりしが、身代を取上げられて身上立行き難しとて、大に歎き悲しみしが、忽ち病氣差重り

しと云ふ。其外京都に於ても銀の簪少々貯置きしが其家に盗賊入りて、金銀・衣類・簪等を取りしが、此者召捕られ、簪を隠し持ちたる科に依りて、其盗賊の入りし家も直に闕所追放となりし抔とて、種々様々の風説ありて騒々しき事限りなし。又江戸西の丸の御普請、時節柄をも御厭ひなく餘り仰山なる御普請之有るにぞ、仙洞御所より御差止にて、十一月頃に至つては普請御休に相成りし抔云へる噂など有り。此實否は知らざる事なれ共、専ら言觸らせし事なりし。〔頭書〕仙洞御所は文政十三寅年の大地震にて大に損じぬるを、麁相なる御假屋建にして未だ其儘に打捨ある事なるに、西丸の普請右の如くに金銀珠玉の飾りを盡し、銅の瓦板を以て家根なれば檜皮葺の如くすと云ふ事なり。金銀銅鐵之が爲に相場上り、何れも高價なる事なり。〔頭書〕仙洞様より「西丸の普請至つて結構に出來する由、御所は假家にて捨置きながら、かゝる事に及びぬるは如何なる事にや。先づ西丸よりは此方の普請取急ぐべし」との勅諚ありしにぞ。西丸の普請も御遠慮にて休止せしと云ふ噂なり。さもあるべき事なり。又西丸普請に付て、大工・人夫の類日々怪我人・死人絶ゆる事なしと云ふ噂なり。こはいかゞなる事にや之を知らず。され共餘りよからぬ風説なり、恐るべし。

儉約と御老中評定

御老中評定の上にて、近年は年々に世間行き詰り、公儀にも不時の御物入續きなる故、公方様にも無用の御道具類悉く御賣拂にて、總べて物事是迄とは半減にすべしとなり。先づ第一に禁裏様をばぎんり様と唱へ、仙洞様をば五百銅様と唱へ、公方様は四方半様、御老中は二老半中、大名は小名、旗本・御家人の類も是に准じ、大納言は

中納言、大臣は大納言、中納言は少納言、少納言は宰相、宰相は中將、中將は侍從、侍從は大夫、其外士は一むらひ牟、百姓は五十姓と云ふべき由に相定りしと云ふ。公方様より仰出さるゝ樣は、「此度儉約に付て、御先代より傳來の諸道具と雖も、差當り無用の物は悉く賣拂ひしが、今一つ至つて大切なる物なれ共、是を賣拂はゞ大なる利徳得べしと思ふ故、是を賣拂ふべし」と仰せらるゝにぞ、「夫は如何なる物にて候や」御老中より御尋ね有りしに、「外の物にてはなし。葵の定紋なり。此度何事も半減なれば、三つ葵はいらぬ事なり。已來一つ葵にして二つは之を賣拂ふべし」との上意なるに、「こは怪しからぬ御事なり。三つ葵も一つ葵も之を付くるに直段・染賃等の甲乙なし。然るに之を御拂ひになりしとて、御紋の事故如何共なし難く、之を買ふ人は決して有るまじき事なり。甚以て心得難き御上意なり」と申さるるにぞ、「怪む事なかれ。賣りさへすれば買人は澤山なる事なり」との上意なる故、「其買人と申すは如何なる者に候や」と伺はれしに、「外にてもなし。町人共へ賣りさへすれば、何程にても悦んで買ふべし。此間物見に出て外を眺め居たりしに、町人共大勢連れに

て物見の下を通りしが、何れも口を揃へ、時節が悪るうて青ひ顔〳〵と申したり。之を賣らば大なる益ならん」と仰られしとぞ。物事に行き詰り困窮して困れる事を、近年京攝にて「青ひ顔ぢや」といへる流行詞有り。此詞によりての咄なれば、こは京攝の間にて作意せし咄ならんと思はる。

十月廿四日東御役所へ被レ召二出於御前一東西御奉行樣御立會の上左の通被二仰渡一候

四十一町總代

四軒町年寄 伊丹屋三郎兵衛
北久太郎町五丁目年寄 綿屋七郎兵衛
堂島新地中三丁目年寄 河内屋彦兵衛

其方共儀、去る酉二月十九日、悪徒共當表市中放火及二亂妨一、三郷町々其外燒失致す節、類燒の難澁人共施行物三郷出す段、一同奇特なる事に付、爲二褒美一四十一町は銀四枚、銀五兩被レ下候間割符致せ。右の段從二江戸表一依二御下知一申渡す間、一同難レ有承知致せ。右被二仰渡一候に付、左の通御禮申上候。

乍ㇾ恐口上

一、去る二月大火に付、類焼難澁人御救小屋にて御救被ㇾ爲ㇾ成下ㇾ候に付、爲ㇾ冥加ㇾ私共町々聊施行仕候に付、今日御召の上結構の御褒詞被ㇾ成下ㇾ候に付、其上御褒美被ㇾ爲ㇾ下置、冥加至極難ㇾ有奉ㇾ存候。依ㇾ之爲ㇾ總代ㇾ乍ㇾ恐書付を以て御禮申上候。以上。

北組八町組總代四軒町年寄　伊丹屋三郎兵衛
南組十八町組總代北久太郎町五丁目年寄　綿屋太兵衛
堂島新地中三丁目年寄　河内屋彦七

金銀徴集令

東西御奉行様

當閏四月御觸有ㇾ之候。百姓町人共金銀の品持扱候儀御停止に付ては、是迄心得違にて所持致し居候は御咎の不ㇾ及ㇾ御沙汰、右品金座・銀座へ買上に相成候間、不ㇾ隱置ㇾ差出可ㇾ申候。銀具の儀は簪其外細工物も多分の事に有ㇾ之候儀、全く正金銀相當の代銀のみにては可ㇾ及ㇾ難澁ㇾに付、別段爲ㇾ手當ㇾ代銀高に應じ、餘分の銀子も相渡り候趣に付、其心得を以て差出可ㇾ申候。銀細工商賣人是迄仕込み置候品は勿論、聊にても

金銀の品所持の分無ㇾ掛酌ㇾ差出可ㇾ申候。若し隱置き候儀相聞候はゞ、急度可ㇾ被ㇾ及ㇾ御沙汰ㇾの旨被ㇾ仰渡ㇾ候間、右の趣一町限り年寄ゟ篤と申諭し軒別に取集め、當十一月中西御役所へ可ㇾ差出ㇾ筈に候へ共、御役所へ差出候ては、數町一時に相成可ㇾ及ㇾ混雜ㇾ候に付、伺の上鄕々總會所へ差出候樣、且所持名前の儀も差支無ㇾ之樣、町名計りにて品數書付案文の通り取調べ、十一月十五日限り鄕々總會所へ可ㇾ被ㇾ御斷ㇾ候。尤差出儀却て相憚り其儘に差置き、後日及ㇾ難儀ㇾ候はゞ、以の外の事に候間、前段の儀も委細に申聞、銘々尤心得違無ㇾ之樣爲ㇾ差出ㇾ可ㇾ被ㇾ申候事。

戌十月廿七日

差出品の書式

覺

一、金何品　何町何數　一、銀簪　何本　一、同烟管　何本　一、同金具　何數
一、同香具　何數　一、同手遊　何數　一、同酒器　何程　一、同何品　何數

右町內家別相調べ候處、右の通差出候間、夫々品每に附札番附仕り差上申候。此外金銀具所持仕候者無ㇾ御座ㇾ候に付、此段御斷申上候。以上。

年號月日　　　　年寄 何 誰

總御年寄中

右案文の通り二通可ㇾ被㆓差出㆒、金銀相用候簪・烟管・香具金物の類迄、不ㇾ洩樣相調べ、其品々追て代銀渡候節、番附引合せ銘々へ年寄ゟ相渡候儀に付、年寄手前に番附致し置き、其品一つ毎に左の通りの附札可ㇾ被㆓差出㆒候。

何番　　　何町
掛目何匁

右簪・金具類等細かき品、町限り厚き紙袋に入れ、袋に町名相認め、混雜に不ㇾ及樣可ㇾ被ㇾ申、右於㆓町々㆒も格別手數相掛り候事に候へば、代銀渡方の節不ㇾ及㆓混雜㆒樣精々當時の取調べ入念の上被㆓申渡㆒事。

戌十月廿七日　　　北組 總年寄

右御口達の趣被㆓仰渡㆒慥に奉㆓承知㆒候。借家の者へは私共ゟ入念爲㆓申聞㆒、急度爲㆓相守㆒可ㇾ申候爲、其家持の銘々判形仍如ㇾ件。

鍵屋傳兵衞　加島屋源七　大和屋林藏　加島屋庄助　丹波屋源太郎
淀屋金兵衞　帶屋まつ　加島屋傳兵衞　平野屋八兵衞　米屋嘉兵衞
吉田屋林助　吹田屋宗助　大和屋武助　加島屋卯兵衞　濱田屋十助
加島屋新十郎家守
加島屋卯兵衞　篠屋長左衞門　舛屋與兵衞
年寄
米屋佐兵衞宛

京都の火災

十一日未明より大風猛烈なりしが辰上刻止み、夫より晴天と成る。十二日未明より雨、巳の刻止み、未の下刻少雨、虹東方に顯る。十九日曇、辰の刻微雪、終日風。山田屋大助家財闕所と成り、妻子の衣類は之を下し置かれしと云ふ。廿日晴、今日有栖川宮一件の掛り鎌田修理・加島屋藤八、其外七人の講掛り世話方の者、幷料理屋福屋又平・池田屋太兵衞、其外講へ加入の者百三十人被召出、何れも夫々御仕置・御咎等の書付に印形致し、加島屋藤八は今日より入牢し、家財付立て再吟味となる。廿七日夜八つ半頃より京都四條河原南側水茶屋より出火、夫より兩側共燒失、西石垣過半燒失、中島橋本町兩側共燒失、明六つ時頃に至り北へ燒廣がり、先斗町一町餘り

木屋町に積み有レ之候炭薪の類に火移り、木屋町一町半程も燒失、尤高瀨川より西は別條之なく、晝四つ時頃に火鎭まりしとぞ。

火の番の御觸

一、町中火の元念を入れ油斷不レ仕樣急度可ニ申付一候。風吹候時分彌〻以て一夜共（能カ）態人を廻し家主へ申斷り、裏借家に至る迄其度に見廻り□

一、風吹候夜は通の人々に心付、例の通り亥の刻以後は門を立て人を町送可レ仕事。

一、夜中不審なる者通り候はゞ召連可レ來候。且又川端の納屋下の外ふせ申間敷事。

附如レ例自身番相勤候節は、當番の者彌〻以て念を入れ油斷仕間敷事。

右之通每年申付候得共、油斷不レ仕候樣三鄕町中可ニ觸知一者也

十一月二日

古金銀眞字二步判・古二朱銀・一朱金等引替所の儀、當戌十月迄被ニ差置一候段、去る酉年相觸候處、今以引替殘有レ之候間、引替所の儀尙又、來亥十月迄是迄の通に差置候條、右金銀共外所持の者共、來る亥年十月限急度引替可レ申候。草字二步判幷文政度吹直二朱銀の儀も追つて通用停止被ニ仰出一旨、去る酉年相觸候趣も有レ之候間、所持者

後藤三右衞門銀座役所幷江戶・京・大坂其外在々にて、當時引替御用相勤候者共の內へ早々差出引替可ㇾ申候。右の趣遠國末々迄篤と相心得候樣、御料は御代官、私領者領主・地頭ゟ入念可ㇾ被ㇾ申付ㇾ候。右の通可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候。

十月

山城
伊賀

右の趣從ㇾ江戶ㇾ被ㇾ仰下ㇾ候條、此旨三鄕町中可ㇾ觸知ㇾ者也

川崎神宮造營に就き獻上金

乍ㇾ憚口上

一、今般川崎御宮就ㇾ御造營、御先例を以て三鄕町人共ゟも獻上銀可ㇾ仕樣被ㇾ仰出ㇾ奉ㇾ畏候。仍ㇾ之不ㇾ取敢ㇾ町人共へ申聞候。御先例の儀は不ㇾ相辨ㇾ候へ共、御國恩の程不ㇾ被ㇾ申盡ㇾ候。聊御冥加として、町人幷借屋の者共申合せ、左の通獻銀仕度候。

一、銀八枚　町中　但當戌年ゟ三ヶ年に割合上納仕度候。

一、金百疋　年寄自分

右獻上銀誠に少銀にて御座候得共、何卒造營御手傳の端にも被ㇾ爲二成下一候樣、乍ㇾ憚各樣迄書付を以て奉二願上一候。此段御聞屆被ㇾ爲二成下一候はゞ難ㇾ有奉ㇾ存候。

天保九戌年　　　　　　　　　　齋藤町年寄
　　　　　　　　　　　　　　　　米屋佐兵衛

總御年寄中

一、銀八枚宛　　組合十三町　　一、同六枚　　布屋町

一、同四枚　　　白子町　　　　一、同十四枚　江戸堀五丁目

姦商の米騰貴策

十一月下旬、備前より法華不受不施の者共老若男女の差別なく、五十八計りも召捕り來りて、江戸へ引かれしと云ふ。又五七日も過ぎて、兵庫其外近邊にて米買占の者共五十計り召捕り來る。前にも云へる如く、當年は少々不作なりしか共、近年打續き占圍ひし米澤山の事にて、米價下落せざればなり難き事なるに、姦商共之を途中にて買占めて高利を貪らんとする故、其價下落することなし。堂島にても姦商米を占めんとして、兩人十二月四日に召捕らる。又世間一統に金銀大に差支へ、是迄堂島より諸屋敷の米入札をなし、落札せし者共米切手を兩替は申すに及ばず、富家の

者共へ引當に差入れ金を借り出し、屋敷へ納むる事なるに、富家の者共は公儀より の仰渡され嚴しく、斯かる時節に米切手多く取扱へば、忽ちに御咎を蒙る事なる故、切手引當に金を出す者なく、兩替とても同樣の事なり。堂島は素より米を取扱ふ問屋共なれども、諸人を噓しあやかして人の金銀を取込み、夫にて渡世する者なれば、金銀を蓄積せし者更になし。此故に如何ともなり難く、己れが入札にて落札をなせし米を、屋敷へ返米する樣に成行きぬ。此の如くなる有樣なれば、來陽にもならば米價も定めて下落すべし。左樣にいつ迄も金なしには貯へ難からん。貧乏大名・姦商大名等も米を安賣してなり共、金銀に代へざれば何れも江戶への仕送りに差支ふべし。見よ〳〵米の下落眼前ならんとて、諸人一統に腹を居ゑて、飯米の用意も餘り圍ひ持たざる樣になりぬ。百四十匁の外へ出でたる肥後米も、十二月六日頃には百二十匁位となる。餘の米は之に准ず。

前に京都より西の丸の御普請御差止の由、專ら風說せし故、其事を記しぬ。これは實說に相違なき由なり。天明の始め京都大火にて禁裏炎上し、今日に至れ共假の皇

西の丸普請〆留の理由

居にて在しますなり。此事に付、先年中山大納言殿と松平越中殿と殿中に於て論せられし事有り。然るに今以て禁裏をば其儘になし置きて、西の丸をば焼けて間もなく金銀・珠玉を以て、善美を盡し奇麗なる御普請出來の由なるにぞ、西の丸の普請より先に禁裏の造營をなすべしと、京都より御沙汰之有りしにぞ、西の丸の御普請も止めになりしと云ふ事なり。又金銀の諸道具も嚴重の御沙汰故、町家より悉く奉行所へ持出しゝが、町家と雖も官家より先年拜領し、先祖より持傳への諸道具多き事故、是等をも悉く買上げと成りしか共、官家より所司代へ御沙汰有りて、之を差込められし故、悉く差戻しと成りしと云ふ。

諸大名留守居の不行跡

江戶に於て諸大名の留守居共不行狀甚しき故、公儀より御咎を蒙り、國元へ夫々に差戻しと成りし者五十八人、遠島と成りたる者三人、其外御叱りを蒙りし者數人、又中には御褒詞を蒙りし者も數人有りて、騷々しき事なりと云ふ。又水戶侯賢明なる故大に邪魔に成るとて、御老中の中にて之を毒殺せんとす。此事を茶道より密に侯に知らしめし故、侯は其難を逃れられしか共、直に隱居せられしにぞ、其茶

老中水戶侯を毒殺せんとす

曾根崎新裏町を大坂に組入る

道をば殿中に於て、御老中密に手討にせられし抔と云ふ風說有り。こは諸人の銀物を買上げ、之を通用銀にせんといへるにぞ、水戸殿にも間入れ有りしに、買上げし上にて其事はなくして、右買上と成りし銀具を以て、西の丸御普請の銀物とする事故、水戸殿之を咎められしより事起りしと云ふ噂なり。其虛實は分き難き事なれ共、何にもせよ宜しからざる風說なり。

十月の事なりしが、上中下の福島を蜆川の北手より二十五間の間を、三鄕の市中へ取込まんとて、兩町奉行立會にて見分ある。素より在領の事なる故、御代官支配の場所なれば、御代官にも立會はれしと云ふ。福島の者共は若し三鄕の町中へ取込まれぬる時は、諸役諸雜費大に掛りぬる事故、何れも大に困窮し、何れも此事ならざる樣にと祈りぬる事なりと云ふ。北野・曾根崎村等も同樣の沙汰故、何れも心勞すと云ふ事なり。

元文三午年にも同樣の事にて、已に曾根崎地の內を、蜆川より北新地裏町を南側迄を三鄕市中に取込まれて、北側より北を在領として之を下京と云ふ。此時福島も同

様に取込まるゝこととなりしに、御代官布施彌三郎と云へる人、村役人葭屋九左衞門といふ者と心を合せ、諸人の難澁を救はんとて之を拒みて、御代官には切腹をなし葭屋九左衞門は江戸へ召下しとなりぬ。斯かる事を目論みて、下方より其利用を申立てし者三人有りしと云ふ。葭屋九左衞門も一命を捨てゝ福島村の諸人の難澁を救はんとて、右三人の者共と公事に及びしが、何分三人の者共より公儀の御益を申立てゝ、斯かる目論みをなし、御町奉行見分の上、竿を入れ繩張等も有りし程の事なる故、始の程は負公事の様子にて散々の事なりしが、一命を抛ち諸人を救はんと、一心を定めて少しもひるまざりしと、御代官の切腹して無用の由を申立てられしとにて、終に右三人の者共獄門の刑に行はれて其事止みしと云ふ。右に付布施氏の墓所へ（福島の内五百羅漢の寺内に有り）諸人今に至る迄參詣す。昨酉年は右百年忌に當りて、同寺に於て法事勤まりしと云ふ。今年百一年目に當りて又此催し有りとて、福島の者の之を語りぬ。葭屋九左衞門が家當時に至りても大に繁榮す。其時の始末同人方に委しき記錄有りと云ふ事なり。

盗品賣買の處刑

伏見へ大坂より往來する所の二十石船、是迄船へ積込みし品物米・紙其外何に寄らず之を盗み取りて、密に八幡邊にて之を賣捌く、其盗み物を買ひぬる者兩人有りて、夫々に是を商賣とせしが、其事此度露顯に及び、何れも悉く召捕らる。其盗物なる事とは辨へずして、其品物を右の者共より買調へし者共、至つて仰山の事にして、有栖川宮講の掛りの如く、買人殘らず代銀仕出になる者共、多人數の事なりと云ふ事なり。

十二月初の事なりしが、堂島邊の者、東奉行跡部城州には役にも立たぬ川せゝりをなし、新に川を掘りぬれ共何の益もなき事計りなり。夫よりも市中に盗賊共大に徘徊し、諸人何れも困りぬることとなるに、聊も之を捕ふる事なくて、無用の事計りをなす詰らぬ奉行なりとて、口人へ噂せしに、其言御奉行の耳に入り、忽ち召捕へられて新に掘りし川々の益なきやあるや、其事相分りぬる迄入牢申付くるとて、牢へ入れられしと云ふ。

十二月廿九日、有栖川宮講一件に掛れる者殘らず召出され、鎌田修理は輕追放、九人

有栖川一件の處刑

の世話方加島屋庄兵衞・加島屋萬助・平野屋甚右衞門・百足屋太右衞門・長濱屋佐七・吉田屋源二郎・同悴、右是迄町預なりしが、改めて手錠となる。庄田友助外一人は死去致候故、先づ其儘に差置かる。加島屋藤八は鎌田同樣に追放仰付けらるべきなれ共、當人死去せし故追て御沙汰之有る由。加入せし者六百人は、何れも三貫文宛の過料にて、掛銀殘らず御取上となる。料理屋福屋又兵衞・池田屋太兵衞は公儀御法度の取除無盡の會合を存せずと雖も、之を引受候段不埒に付、當人は申すに及ばず所の役人共迄急度御叱りとなる。

年末の米相場

年内米納相場

肥後米	百十九匁	同古米	百二十五匁	同宇土米	百十七匁	中國米	百十匁
同古米	百十五匁	筑前米	百九匁	同古米	百十五匁	廣島米	百三匁
同古米	百十匁	肥前米	百十二匁	同古米	なし	備前米	百十匁
同撰米	百八匁	淡路米	百十七匁	筑後米	百八匁	豐前米	百十三匁
薩摩米	百廿二匁	同　米	百三匁	柳川米	百十五匁	同並米	百八匁

臼杵米	八十三匁	伊豫米	八十八匁	中津米	百十五匁	讃岐米	百匁
田安三木米	百十二匁	同西成米	百八匁	同泉州米	百十二匁	同有馬米	百九匁
同島下米	百十匁	同川邊米	百八匁	沼田米	百十二匁	小城米	百九匁
新地高瀬米	百十七匁	同八代米	百十六匁	同出口米	なし	大村米	百十匁
延岡米	百六匁	同宮崎米	百五匁	金谷米	百廿二匁	唐津米	百十一匁
島原米	八十五匁	山形河内米	百十一匁	長門米	百十一匁	平戸米	百一匁
宇和米	百七匁	秋月米	百九匁	日出米	九十匁	姫路米	百三匁
清末米	九十二匁	杵築米	百七匁	津山米	百十二匁	同飛赤米	百九匁
龍野米	八十六匁	吉田米	百十匁	一橋米	百十三匁	伊東米	百六匁
佐土原米	百四匁	林田米	百十五匁	德山米	百十五匁	加賀米	百三匁
米子米	九十八匁	雲州米	八十匁	秋田米	九十八匁	津輕米	なし

餅太米類

肥後餅米	百廿八匁	宇土餅米		同太米	百三匁	肥後小麥	百九匁

臼杵小麥　なし　明石餅米　百三十匁　姫路餅米　百三匁　豐前餅米　百八匁
中津餅米　百廿三匁　秋月餅米　百廿三匁　杵築米　百七匁　讚岐小豆　百十五匁
杵築小豆　百三匁　岡大豆　九十八匁　大州大豆　百匁　筑前夏大豆　九十六匁
筑後夏大豆　百三匁　平戸大豆　九十四匁　宇和大豆　九十八匁　新谷大豆　九十八匁
吉田大豆　九十五匁　南部大豆　八十八匁
金錢　五十八匁三分　八匁八分

右之通に御座候以上。

十二月廿四日

一、今日朝辰の上刻より、天滿東與力の內より出火に付、總詰被仰付候。此度の出火は以の外大變の由、依之東御町奉行跡部山城守樣御役屋敷嚴重の御手當被仰付候。四つ時頃より與力坂本源之助・本多爲助幷蒲生熊次郎罷越候處、追々惡黨共亂妨に及候に付、御奉行屋敷三箇所の構有之候。然る處惡黨共午の刻頃早難波橋を打渡り候趣に付、卽時に御奉行樣御出馬有之、玉造方組同心三十二人、御先手に代

加勢の人々

り、淡路町一丁目の辻にて雙方とも打合に相成り、悪黨共同二丁目迄引退き、此所に悪黨共三人討取り、外に手疵の者多く有之、最早悪黨者散亂と相成り、瓦町二丁目にて又一人討取る。是にて恐れ此處より悪黨者皆散々に逃去り、其節鐵炮其外武器の類其儘打捨、或は此邊の井戸へ投込み置き、其後右の品々無殘御取上に相成り、一先づ御引取に相成り、其内後詰の人數被差越候に付、代り合玉造出張番所に相詰罷在候。

御加勢玉造組同心名前左の通

岡崎官兵衞・吉野司馬助・廣瀨平五郎・高橋彌兵衞・小林吉兵衞・松島惣右衞門・西岡久馬太・相澤督之助・宮島早多・小林利兵衞・下村傳右衞門・岡崎金五郎・相澤延藏・福田簡司・廣瀨民藏・白石勝三郎・山崎彌四郎・市村與市・猪狩耕輔・山崎品藏・大谷武之助・鶴田梅太郎・大島新八郎・糟谷助藏・高橋國助・左尾清次郎・千脇正五郎・猪狩鶴太郎・田中守太郎・田部龜毛治・組頭田村藤助・同廣瀨左兵衞。　都合三十二人

右亂妨相濟み引續き玉造方御奉行樣より御鞍に付固め被仰付候に付、與力二人同心五人宛大書院詰、徒黨の悪者名前左の通。（本册九七頁にあれば略す）

一揆の遺留品

淡路町に殘有ㇾ之候品々

一、槍四本　一、長刀一振　一、具足一領　一、刀　五腰　一、熊手・鳶口三十本計

一、旗二本　一、幟　一本　一、灯燈一荷　一、高張五十　一、革蔦龍十三四本計

一、火繩一荷　一、幕　一、太鼓　一、大筒百目玉一挺但龍の象眼入中臺共

一、同百目玉三尺五寸位張筒一挺但臺下名前書有之　一、五七之桐相印數本瀨田濟之助、平山助次郎外に二人消へて不分

一、同百目玉短鑄筒一挺　一、二十目玉筒二挺　一、五匁玉筒一挺

一、三匁長筒一挺　一、二匁長筒一挺　一、三尺計木筒二挺但渡り五寸

一、臺車四挺　一、火矢鐵羽共百本計　一、燒玉五十計　一、玉箱一荷

右の品々東御役所へ御差上に相成候處、四月十八日東御番所より、島町筋市中圍米籾藏へ御取置に相成申候。前文御奉行所の書付を寫取の由。

大鹽の亂

當時西御奉行堀伊賀守樣入坂に付、先規の通り東御奉行跡部山城守樣御案内にて、大坂市中巡見の折柄、當十九日は天滿邊巡見にて、向與力朝岡助之丞屋敷へ御立寄の砌、以ㇾ炮火ㇾ兩御奉行幷諸役人を火殺致し、夫より與力町・同心町不ㇾ殘燒拂、打續

いて大坂市中富家一圓幷諸藏屋敷不ㇾ殘積貯候米・金取出し、近在幷大坂貧民共に配散致遣し可ㇾ申仕組の處、一味の內東組同心平山助次郎變心訴人仕に付、十九日巡見の儀御延引に相成候。依ㇾ之大鹽氏手筈相違致し候處、恒例の輪番にて十八日夜は、瀨田濟之助・小泉淵次郎泊番に相當り候に付、夜中山城守樣寢所へ忍込み、可ㇾ討果ㇾの處仕損じ、刃を交らへれ、小泉卽死致し、瀨田は事不ㇾ成を見て塀を飛越逃去候。大鹽氏露顯の上刺客の謀もならず、最早猶豫難ㇾ成に付、十九日朝自宅に火を掛け、列を正し打立、夫より與力町・同心町以ㇾ炮火ㇾ燒立、東天滿・北船場の富家の向へ炮火を放し燒立候に付、黑烟大火燒亡、混亂大方ならず、町家皆々丸燒身がら計りにて皆々近在へ逃去候。然る處御城內方兩奉行所幷近隣の諸大名、追々助勢相加はり、大鹽一味の者捕方に御向ひなされ候に付、企存分に整はず、一味の者敗亡仕り候に付、卽廿日の晩丑の刻に火鎭まり申候。尤も一味の者不ㇾ殘甲冑を著し、各〻劒戟を持ち旌旗押立て、大筒・鐵炮・筒火・玉火澤山用意致し、所々にて放火致候へども、米金配散の手筈も相はづれ、最初は後難を氣遣ひ候や、追々離散致し人數次第に減じ、仕組り違

には全く不ㇾ整、一味の輩皆々敗北候なり。大鹽が勤役中、大坂寺院淫行惰弱の僧竝に切支丹の類屬流行、竝に團頭長吏等從來の驕奢竝に西與力弓削新右衛門頻に賄賂を貪り、非法の捌のみなりしに、大鹽氏一々之等の輩を刑獄せられし事有ㇾ之し故、其功によりて格別の恩賞も可ㇾ有の處に、少しも其儀なく、徒に隱居致されし故、是等の事遺憾の至りに候處、當時飢饉に依つて市民困窮に付て、蓄憤忽ち啓發致し、生得の短慮慢心發出せし所より事起りしものならんと、或人の說なり。之れ尤も一理ありと云ふべし。

右は本町或人の筆記せる中よりして、之をこゝに拔出す。總て大鹽亂妨の一件は別卷に委しく書記しぬれども、其いへる所少しく理りなきにもあらぬやうに覺ゆ。是等のことも別卷と照らし覽ば、其大抵を知るに足りぬべし。此書は彼徒御仕置幷諸人御恩賞に預りし始末をおもに記しぬる事なれば、其事全からず。之を怪む事なかるべし。又御仕置の事も捨札の寫、江戶にての被ㇾ仰渡ホロ〳〵に追々に書記し、漸々十月半ばに至り、御奉行所公用人の手控手に入りし故、之と見

大鹽一件の落著

土井大炊頭へ恩賞

遠藤但馬守

合せ、其漏たるを書添へぬる事の工重なるも、始め記せしは粗にして後に其審なる事の分りぬるが故なり。されども未だ之にても其全き事を得ざれば、尚追々に其委しきことを聞記し、此事盡きぬるに至らば別巻と照覧し、其内よりして其詳なるを拔萃して、これを一篇となさば其全を得るに至るべし。

大鹽亂妨一件落著

御恩賞

一、美濃兼定の刀（代金二十枚）於御座の間御手自被下之。　土井大炊頭

右は去年於大坂徒黨の者共及亂妨候節、御城内外警固其外萬端指圖行屆候に付被下之。

大坂御定番遠藤但馬守名代　稻垣若狹守

一、御鞍鐙

同斷の節、御城内外警衞嚴重に行屆、町奉行より爲加勢組の者共差遣候砌、家來畑佐秋之助差添働方見屆候儀申合候に付、組の者共身命を不顧相働候段、一時の取計而已に無之、平日の心掛も宜被思召候に付被下之。

畑佐秋之助

坂本源之助

本多爲助

右於芙蓉の間老中列座、越前守申渡す。

遠藤但馬守家來
畑佐秋之助

一、銀二十枚・御時服二

同斷の節、主人但馬守申付を受け、跡部山城守を先乘致し、但馬守組與力坂本源之助等賊徒近く相進み鐵炮打合の砌、山城守馬印に先立ち身命を抛ち諸勢を勵し、掛引致す始末拔群の働に付被下之。　右於檜の間同人申渡す。

大坂玉造御定番遠藤但馬守組與力
坂本源之助

右酉年町奉行跡部山城守組與力、大鹽格之助養父大鹽平八郎頭取、徒黨の者共大坂市中放火及亂妨に付、山城守馬前迄鐵炮打の同勢を抽で、賊徒の內へ附入り大筒取扱候者矢庭に討取候に付、忽及散亂候段拔群の働、依之大坂御鐵炮方被仰付、御目見え以上の末席と可相心得、且御褒美銀百枚被下之、幷町奉行所へ取上置候平八郎所持の大筒一挺被下之。　但御宛行は取米の通被下之。

同斷
本多爲助

右同斷の節、跡部山城守先手に進み坂本源之助と申合せ、賊徒間近く附入り、鐵炮

山崎彌四郎糟屋助藏

打拂身命を不レ惜相働候に付、御譜代に被二仰付一勤向の儀は是迄の通可二相心得一、且又別段爲二御褒美一金五十兩被レ下レ之。　但宛行は取米の通被レ下レ之。

同人組同心　山崎彌四郎
同　糟谷助藏

右同斷の節、坂本源之助・本多爲助一同に相進み鐵炮嚴敷く打掛候段、兼々炮術熟練致し罷在候故の儀と相聞候。依レ之彌四郎は御譜代、助藏は上下格被二仰付一、何れも勤向の儀は是迄の通可二相心得一、且又別段御褒美彌四郎へ金三十兩、助藏へ金二十兩被レ下レ之。　但宛行は何れも取米の通被レ下レ之。

八田又兵衛・柴田勘兵衛・高橋佐左衛門・蒲生熊治郎・脇勝太郎・石川彦兵衛・米倉左近

右同斷一條に付、爲二御褒美一御銀被二下置一候御禮。

加藤善之丞・笹山良太郎・拓植市之助・本多路之助・小林專左衛門（名代小林新之丞）・高橋徹山（名代高橋佐左衛門）・久松權兵衛（名代久松彦三郎）・石川新右衛門（名代石川彦兵衛）・小野主水（名代小野陸之助）・山寺又作（名代山寺七左衛門）・久保主計（名代本多路之助）・森山與右衛門（名代森山養治郎）・坂部寂翁（名代坂部駒治郎）・朝比奈左平（名代朝比奈新作）・久保平四郎（名代本多路之助）・岡溫次郎（名代岡筑太郎）・久松九郎（名代久松彦三郎）・柴田彌太郎（名代柴田勘兵衛）・朝比奈賀之助（名代朝比奈新作）・垣屋

岡翁助以下褒美頂戴の人々

爲治郎名代垣屋金吾

去酉年大鹽平八郞及二亂妨一候一條に付、御褒美御金被二下置一候御禮。

岡翁助・拓植貞右衞門・笹山老之助・本間重右衞門・小林新之丞・久松彦太郞・朝比奈新作・福原傳三郞・小野陸之助・山守七左衞門・窪田豊五郞・岡筑太郞・坂部駒治郞・多湖權之助・田口末藏・森山義治郞・垣屋金吾

右同斷一條に付奉レ蒙二御褒詞一候御禮。

岡　翁助

右同斷一條に付、山崎彌四郞御譜代席、其上御褒美として金三十兩被二下置一候に付、召連右御禮。

本多爲助

右同斷一條に付糟谷助藏上下格、其上爲二御褒美一金二十兩被二下置一候に付、召連右御禮。

岡翁助　本多爲助

大鹽一味者共處刑

右同斷一條に付、同心共へ御褒美銀被ㇾ下置ㇾ候面々召連右御禮。

岡翁助　本多爲助

右同斷一條に付、御同心警衛の者共奉ㇾ蒙ㇾ御褒詞ㇾ候面々召連御禮。

御同心支配役被ㇾ仰付ㇾ候御禮。

本間重左衛門

御藏目附加役被ㇾ仰付ㇾ候御禮。

朝比奈新作

小買物役被ㇾ仰付ㇾ候御禮。

高橋佐左衛門

大鹽平八郎幷一味の者共御仕置

大坂町奉行跡部山城守組同心
吉見九郎右衛門

引廻の上於ㇾ大坂ㇾ磔可ㇾ申付ㇾの處、悴英太郎を以て及ㇾ密訴ㇾ候に付、御仕置宥恕にて取米の儘にて御譜代に被ㇾ仰付ㇾ、小普請入被ㇾ仰付ㇾ。

河合善八郎孫
河合八十次郎

吉見九郎左衛門悴
吉見英太郎

爲ㇾ御褒美ㇾ銀五十枚宛被ㇾ下ㇾ之。

平山助次郎

吉見九郎右衞門同樣可₂申付₁の處自殺。平山助次郎幷小者兩人、去る酉三月朔日大岡紀伊守へ御預けの處、猶又同年十二月廿五日酒井大和守へ御預けに相成、同人儀叛忠之由にて評判至て宜かりしが、其後に至り甚だ不評判に相成り、夫故の自殺なるべしと世評也。

戌六月廿日御用番へ酒井ゟ御屆左の通

大坂町奉行跡部山城守組同心平山助次郎幷小者兩人、拙者家來へ御預被₂仰付₁罷在候處、右助次郎今曉七つ時頃、臥居候部屋の內にて息合荒く相聞候間、番士共直樣立寄り聲懸候得共答も無₂之に付、驚き相改候處、何時差出隱置候哉、脇指を以て咽を突通し罷在候に付、手當可₂致と醫師診察爲₂致候處、即死にて療治致方無₂之相果申候。尤此間平常に相變り候樣子も無₂之、全く取亂候儀にも可₂有₂之哉、右始末候段家來の者共心付方不₂參₁屆、恐入候次第に御座候。依₂之御預被₂仰付₁候家來幷番士の者共、急度手當申付爲₂愼置₁申候已上。

六月廿日　　酒井大和守名代本多主税

右に付差控被₂伺候處、不₂及₂其儀₁旨也。

被₂仰渡₁左の通

其方家來へ預け申付候大坂町奉行跡部山城守組同心平山助次郎致自殺候段、家來心得方不行屆の次第、不埒に付御咎被仰付。右は畢竟申付方疎忽故の儀、不念の事に候。此段可申付旨御沙汰有之候事。

右は於水野越前守宅同人申渡す。大御目附神尾山城守申渡す。

六月廿三日　酒井大和守家來　物頭山口孫三郎年四十一・馬廻友松勘之丞廿三・中小性齋藤力藏廿四・足輕鈴木瀧三郎三十・庄司八十八三十五・中間門藏十九・

右於評定所三奉行御目附加藤靭負立合、一通り尋の上差返す。

一、遠島　町奉行組與力 大西與五郎　一、中追放　與五郎悴 大西善之丞

一、引廻の上於大坂磔　大坂御弓奉行上田五兵衞組 竹上萬太郎　一、存命に候はゞ獄門　大坂油掛町 美吉屋五郎兵衞

一、存命に候はゞ死罪　同人女房つね　一、中追放　陰陽師 安田圖書

一、江戸拂　大鹽平八郎侍 小船吉藏

松平和泉守下知也。

外に鹽詰之死骸

右　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　兩　八

大鹽一味大坂に送還さる

戌八月廿二日、江戸町奉行組與力兩人、同心八人、檢使警固相兼出立。　九月十一日當表へ著の積り、何れも肥後侯預りの者共なれば、侯よりも警固大勢附添來り、於森口大坂藏屋敷より大勢出張し之を受取り、大坂に連れ來り直に御奉行へ御渡と成る。

飛田に於ける處刑　大鹽平八郎同格之助

同十八日於飛田御仕置の次第

大坂町奉行東組與力大鹽格之助養父
大鹽平八郎
大鹽格之助

此者共儀、平八郎は表に謹嚴の行狀を飾り、文武忠孝の道を講じながら、内實養子格之助へ可嫁合約定にて、養置候攝州般若寺村忠兵衞娘みねと及姦通、殊に諸人の信用に隨ひ慢心を生じ、輕き身分を不顧御政道を批判致し、其上淺はかなる儀にしても不容易謀計を企て、師命を稱し愚昧の門弟等を威伏爲致、追て米價高直諸民難澁の折を窺ひ、仁慈を行ふ存立に託し、又は同組與力・同心等の氣合を量り、品々姦舌を以て不平の志を募し、夫々一味連判に引入れ、猶人氣爲靡候ため、所持の書籍其

竹上萬太郎

餘攝州兵庫西出町長太夫等申掠出金爲ㇾ致、買調の書物類をも賣拂ひ、一己の慈善に申成し、右代金難澁人へ施遣し、或は叛賊の名聞を厭ひ諸民を惑亂可ㇾ爲ㇾ致ため、無二思慮一大言を綴り、不ㇾ怪（けしからざる）文言をも認載候檄文を村々へ爲二捨置一、剩へ名家の末孫抔と申觸、救民計議と僞唱へ計策を以て奉行を討取り、大坂御城を初め諸役所幷に市中をも燒拂ひ、豪家の金銀を窮民へ分與へ、一旦同國甲山へ可二楯籠一旨申合せ、右企露顯の期に至り、逆意に不ㇾ隨門弟宇津木矩之允を爲ㇾ及二殺害一、一味荷擔の者共一同兵具を帶し、槍・長刀等携へ、恐多き文字を書記候旗押立て、百姓共を申威し、多人數徒黨を結び、大筒・石火矢等を打拂ひ、所々放火及二亂妨一、捕方役人へ敵對致し、格之助儀も右體の企申合ひ愚民を誑惑致し、平八郎倶々叛賊の所業、及び捕方人數に被二打立一、銘々逃去候後、油掛町五郎兵衛を申威し同人方に忍び罷在候始末、不ㇾ恐二公儀一仕方、重々不屆至極に付、兩人共鹽詰の死骸引廻しの上、磔に行ふ者也。

御弓奉行組同心
竹上萬太郎 五十歲

此者儀、大坂町奉行東組與力大鹽格之助養父大鹽平八郎逆意を企候とは不二心付一候

へ共、違作の年柄諸民及二難澁一候に付、救民計儀と唱へ奉行を討取り、大坂御城を始め諸役所幷に市中をも燒拂ひ、富家の貯金等窮民へ分遣候由を以て、右企一味の儀申勸候節、民を救ひ候ため仕成候儀は不筋の儀にも有レ之間敷存、同意の上盟文へ血判致し、其上御政道を批判し、又は無二此上一恐多文言等を認有レ之檄文をも一覽に及び、中には徹心の儀も有レ之候迚、彌〻右企發起の手續申合せ、當期に至り所持の鐵炮持參、平八郎宅へ相越候處、內變出來狼狽候樣子見受け、事成就無二覺束一存じ、徒黨を可レ遁と僞り其場を逃去候儀共、不レ恐二公儀一仕方、右始末重々不屆至極に付、引廻しの上磔に行ふ者也。

大坂町奉行東組與力　瀨田濟之助・小泉淵治郎・同心　渡邊良左衞門・庄司儀左衞門・近藤梶五郎・攝州吹田村神主　宮脇志摩・般若寺村庄屋　忠兵衞・年寄　源右衞門・百姓代　傳七・猪飼野村百姓　司馬之助・森小路村醫師　文藏・河州守口村百姓　孝右衞門・門眞三番村百姓　郡治・同九右衞門・尊延寺村百姓　才治郎・弓削村七右衞門事百姓　利三郎・無宿　正一郎・

此者共儀、大鹽平八郎慢心に長じ、米價高直諸民難澁の時節を量り、人氣を爲レ靡候計略を廻し、所持の書籍其外攝州兵庫西出町長太夫等より、兼ねて貪取候金子を以て

買調候分を賣拂ひ、代金施行致し、一己の慈善に申成し、又は輕き身分を不レ顧御政道を批判し、救民計義と僞り唱へ奉行を討取り、大坂御城を始め市中をも燒拂ひ、豪家の金錢を貧民へ分遣し、一旦攝州甲山へ可ニ楯籠一抔と無ニ思慮一大言申述、其上叛賊の名目を厭ひ愚民を惑亂可レ爲レ致ため、品々不レ輕文言認載せ候檄文を彫刻致し、右企同志の儀申勸候を不ニ容易一儀と乍ニ心付一、右欺謀を信じ、師命難レ背抔と存迷ひ、銘々一味連判致し、剩へ徒黨發起の節人數に加はり候者共は平八郎指圖に隨ひ、一同兵具を帶び槍・長刀を携へ、百姓共申威し、多人數徒黨に引入れ、大筒等打拂ひ、市中放火及ニ亂妨一、捕方役人に敵對致候始末、不レ恐ニ公儀一仕方重々不屆至極に付、瀨田濟之助外十五人共鹽詰の死骸引廻の上磔申付、利三郎も死骸腐爛不レ致候はゞ、同樣可ニ申付一候處、吟味以前病死致す間、墳墓取毀申付者也。

無宿熊藏事
三平 廿九歲

此者儀先達て不屆有レ之、領主役場に於て村拂に相成候後、河州守口村孝右衞門世話を以て、大鹽平八郎方に罷在り、同人不ニ容易一企に一味致し候儀にては無レ之候へ共、

大西與五郎

平八郎頭取同組與力・同心等徒黨兵具等携へ、多人數押出候期に臨み、平八郎義民を弔候大義を存立、大坂御城を始め市中をも燒拂ひ、豪家の金銀貧民へ分遣候積に付可致加勢、若し不承知に候へば可斬殺旨申聞候迚徒黨に加り、處々放火及亂妨に途中、平八郎指圖に隨ひ百姓・町人等申威し加勢に引入れ、不逃散候樣進退致し、殊に徒黨の者共捕方人數に被打立離散致候節、一旦平八郎等に附添逃去候始末、不恐公儀仕方重々不屆至極に付、引廻の上獄門に行ふ者也。

戌九月

跡部山城守組與力
大西與五郎

一、遠島

此者儀、大鹽平八郎兼而不容易企致し候儀は不存候得共、同人養子大鹽格之助罷越し、兩組の內奸智の者共及增長、御爲筋不宜候間征伐可致積に付、此者存念承度き由平八郎口上の趣格之助申聞候節、不同意の段及挨拶、猶同人へも申諭し、平八郎へ及異見候程の儀に候上は、其後の樣子篤と可相糺處等閑に打過ぎ、殊に同人大砲等打拂放火及亂妨候次第承候はゞ、近親の儀殊に頭跡部山城守ゟ取鎮の儀指

圖受候上は、身命を抛ち制方も可レ有レ之處、病中とは乍レ申大筒の音相響、火勢盛に相成り、平八郎方へ近寄り難く、素同人は異見等可レ取用レ性質に無レ之、無レ詮儀と存候迚、養子善之進のみ差直し、其身は不レ能レ越、其上右騒動は格之助ゟ承レ之候企と心得候へ共、法外の所業に付親族の罪科難レ遁場に罷在、差留方不レ行屆候ては不レ相濟儀と心付き、善之進介抱受け一旦攝州西宮迄立退候上、心得違の段相口、途中不レ被レ見咎レ樣可レ致ため、帶し居候刀海中へ投捨歸坂致し候段、御扶持被レ下候身分に有レ之間敷仕方、右始末不屆の科。

右與五郎養子
大西善之進

中追放

此者儀從弟大鹽平八郎不レ容易レ企致し、右發起の期に到り與五郎頭跡部山城守ゟ取鎭方の儀、同組與力を以指圖有レ之候節、與五郎は病中にて、同人のみにては無レ覺束レ存附添可レ罷越レ旨右與力へ申達候程の儀に候上は、素親族の儀身命を抛ち取鎭可レ申處、與五郎に先立平八郎宅近邊迄馳付候得共、火勢盛に燃上り殊に槍刀を携へ候者、多人數往來も差塞、容易に平八郎へ對面難レ相成レ候迚立戻り、其上與五郎任レ申一應

美吉屋五郎兵衛同女房つれ

も不㆑諫同人に附添ひ、一旦遠方へ立退候始末不埒に付、押込可㆓申付㆒處、伯父の科に
よつて中追放。

油掛町
美吉屋五郎兵衛
存命に候はゞ獄門

同人女房
つね
同　遠島

此者共儀、五郎兵衛は兼て懇意に致し候大鹽平八郎不㆓容易㆒企致し、市中放火及㆓亂
妨㆒逃去候に付、同人父子始め一味の者共人相書を以て、嚴敷尋方觸渡有㆑之、殊右
企に携候哉否の儀町方役人ゟ糺受け、町預け中平八郎父子忍承候はゞ、猶更速に其
筋へ可㆓申出㆒處、平八郎押して止宿の儀賴聞、不承知に於ては可㆓切殺㆒、若し訴出候
へば天文を考へ忽ち承知致し、家内一同可㆓燒殺㆒旨平八郎申聞候を怖敷存候迚、女
房つねに申聞け、其餘の者共不㆑察樣、竊に平八郎父子を離座敷に圍置き、つね儀も
不㆓容易㆒儀と再應五郎兵衛へ諫言に及候ても、同人品々申諭に任せ、終に夫に隨ひ
內分に致し置候始末、不屆至極の科。

大鹽格之助若黨　曾我岩藏・瀨田濟之助若黨　植松周次・中間
岩藏外十二人、存命に候はゞ引廻の上獄門

淺吉・無宿松本鱗太夫・播州西村百姓源兵衞悴仁三郎・天滿北木幡町作兵衞・同處典藥町丑松・同處東寺町前萬兵衞・播州下辻村百姓金助・無宿利八・榮三郎・卯之助・穢多乙吉

此者共儀大鹽平八郎慢心に長じ、名家の末葉抔申觸れ、救民計議と僞り唱へ、大坂市中燒拂ひ、豪家の金銀貧民に分遣候積相企て及二一戰一候間、荷擔可レ致、軍功の品に寄り褒美可レ遣間、平八郎申聞候を不二容易一儀と乍二心付一、同人指圖に隨ひ兵具等を著、槍刀を携へ徒黨に加り、加勢に引入候者共不二逃散一樣申威し、或は鐵炮打拂ひ、處々放火及二亂妨一剩へ捕方人數へ敵對致し候始末、不屆至極の科。

吉見九郎右衞門

其方儀組風の舊弊、奉行の存寄を以て改革等可レ致と素々の儀に候處、勤向未熟又は我意申募り、風儀に拘はる者共にて、組替申付可レ有レ之抔と風說承り、歎敷存じ、且は向組の者共取計向をも疑惑致す折柄、兼ねて學文幷に勤向を教示受け、隨順罷在る同組與力大鹽格之助養父大鹽平八郎、肝舌を以て彌々心得違存迫り、其上平八郎儀近來違作打續き諸民及二難澁一、一體御政事向に付同人存意に不レ應儀間々有レ之、世を

憂共心難₂堪間、大義を唱へ往々直道に歸す樣致度く、就ては計策を以て奉行を討取り、大坂御城を始、諸役所幷市中をも燒拂ひ、豪家の貯金等窮民へ分遣し、一旦攝州甲山へ可₂楯籠₁心底の旨平八郎申聞、近國へ爲₂告知₁候積りの檄文讀聞かせ、右書中には無₂此上₁恐多文言も認有₂之候を不₂容易₁儀と乍₂心付₁、徹心致す廉も有₂之迚、右の企に一味連判致す始末、重々不屆至極に付、引廻の上於₂大坂₁磔可₂申付₁處、對₂公儀₁恐入候儀と賊徒發起以前、右謀計の次第悴英太郎等を以て密訴に及ぶに付、御仕置御宥恕の上取來候高の儘、御普代被₂成下₁小普請入被₂仰付₁。

吉見英太郎　河合八十治郎

其方共儀、同組與力大鹽格之助養父平八郎方寄宿中、同人不₂容易₁企致し、格之助大筒町打に託し、棒火矢等拔立候儀とは不₂存、銘々親共其外平八郎門弟共一同右手傳致す由、同人儀御政道批判致し、其上民を弔ふ大義存立候趣拵、對₂公儀₁恐多き事共認載せ板行摺立、殊に袖印旗相仕立、右門弟共折々打寄密談に及ぶ樣子見聞、怪敷儀と心付、上は素より一味となる者名前凡相分り、右檄文の趣意も覺居候儀に付、速に

吉見英太郎河合八十郎

僧冷月

密訴可致處、右體不容易儀と銘々父の內存等相探り罷在候て、遲々に及ぶ始末不屆なれ共、一味に不加平八郎門弟共外出等嚴重に差留有之を、彼此手段致し、竊に塾中忍出で八十次郎父河合鄉左衞門始、一味の者共名前相認むる書付、吉見九郎右衞門より受取、同人任申含右企發起以前注進致すに付、爲御褒美銀五十枚宛被下之。但八十次郎は跡部山城守家來へ引渡遣す。

橋本町一丁目市五郎店
冷　月

其方儀於大坂表不容易企致す大鹽平八郎に一味致、市中放火及亂妨後姿を替逃去り、河州弓削村七右衞門事利三郎とは不存共、同人別善と名乘り、勢州垣鼻村海會寺所化剛嶽同道、尾州出生旅僧の由申僞罷越候節は、以前平八郎其外徒黨の者共人相書を以て御尋の觸渡も有之上は、別て身元をも可相糺處、右兩人任申數日止宿爲致、其上利三郎病死致すに付取置方の儀、剛嶽相賴迚弟子の趣に申成、菩提寺へ葬遣す始末、不埒に付、押込申付る。

名主源七代
祐　助　市五郎　次兵衞　長兵衞

其方共儀、大鹽平八郎不容易企一味の者共、人相書を以て御尋觸渡も有之上は、別して人別改可入念處、平八郎徒黨に加り、追つて姿を變へ、別善と名乘る河州弓削村七右衛門事利三郎外一人を、町内冷月方に數日差置せ不存罷在候段、畢竟心附方等閑故の儀、右始末一同不埒に付、源七急度叱り、市五郎外四人は叱り置く。

小船吉藏

其方儀、大坂町奉行組與力大鹽格之助方奉公中、同人養父平八郎不容易企致儀は不存共、同人儀門弟共を集め、折々及密談を不審の儀と乍存其儘打過ぎ、其上平八郎等徒黨發起の節病氣にて打臥居候處、傍翟木八罷越し、平八郎出陣に付早々に可立退旨申聞驚、同處鈴木町桝右衛門後家とみ方へ立退忍罷在るなれ共、被召捕吟味可受も難計、氣遣敷存る迚江戸表へ相越し、右次第は押隱侍奉公致罷在る始末不屆に付、江戸拂申付くる。　但し御構場處徘徊致間敷候。

惠隆

其方儀大坂町奉行組與力、大鹽格之助門前通る節、同人養父平八郎施行差出候由に

て、多人數立入候を見受け、困窮の折柄同様施行可ㇾ受と存じ立寄候處、俄に門を閉ち刃携ふる侍十七八人立出、大坂市中の者討亡候間加勢可ㇾ致。不承知ならば可ㇾ切殺ㇾ旨申聞候迚、及ㇾ亂妨ㇾ儀はなく共、仔細も不ㇾ存人數に附添歩行、其上勢州山田妙見町喜兵衛方止宿の砌、泊り合せる同國矢川村有作便用に相越跡にて、同人處持の金子入有ㇾ之紙入取隱、有作に被ㇾ見咎ㇾ盜共右始末不屆に付、入墨放申付る。

忠兵衛　八右衛門

其方共儀、先達て大坂表ゟ罷越す身寄小船吉藏、大鹽格之助方に奉公致居り、同人養父平八郎徒黨及ㇾ亂妨ㇾ節病身に付逃去、其後忍歸る儀は不ㇾ存共、久々にて罷越すならば篤と身分相糺世話可ㇾ致處、身寄の口ある迚、銘々受人人主に相立ち、武家方へ奉公住爲ㇾ致る始末不埒に付、兩度共急度叱り置く。

山口孫三郎　友松勘之丞　齋藤力藏

其方共儀、大坂町奉行組與力平山助次郎吟味中、孫三郎は預ㇾ申渡ㇾ受る身分、勘之丞・力藏は助次郎番渡し罷在上は、別して入ㇾ念べき處、力藏は母りの病氣にある迚、乍

暫も勘之丞へ賴合せ宅へ立戾り、同人は力藏不居にて無頓著便用に相越し、兩人共其場を明候故、助次郞儀番人詰所棚に差置刀箱ゟ脇指取出し、自殺致す仕儀に至り候段、心付方不行屆一同不埒に付、三人共押込申付る。

多助　彌助　堯閣代兼慧寬　鈴木瀧太郞　庄司八十八　門藏

其方共儀、不埒の筋も不相聞候間、一同無構。但多助・彌助は跡部山城守家來へ渡し遣す。

平山助次郞

一、平山助次郞儀、組風の舊弊奉行存寄を以て、改革可致は素ゟの儀に在處、組內勤向未熟又は我意申募る風儀に拘はる者は、組替申付可有之旨の風說承り、身分の掛念は無之なれ共、自然右之通に成行くならば、向組へ對し不外聞の儀と歎か敷と存じ、且は向組の者共取計ふ向をも疑惑致す折柄、兼ねて學文心得方を敎示受け、隨順罷在る同組與力大鹽格之助養父大鹽平八郞、右風聞之趣等彼此及噂を承り、彌心得違存迫り、殊に平八郞儀相聞弟子渡邊良左衞門等を以て異變の節、心掛の儀度々相尋を難心得存じ、容易に組內の者へ應對難相成、役柄をも不顧平八郞方へ忍參

安田圖書

り及㆓面會㆒、剩へ違作打續き諸民難澁に及び、一體御政事向に付平八郎存意に不㆑應儀間々有㆑之、世を憂ふる心難㆑堪間、民を弔ふ大義を唱へ、往々王道に歸る樣致し度、就ては謀計を以て奉行を討取り、大坂御城を始め諸役所幷に市中共燒拂ひ、豪家の金銀を窮民へ分遣し、一旦攝州甲山へ可㆓楯籠㆒心底の旨平八郎申聞、近國へ告知らする由の檄文讀聞せ、右書中には無㆓此上㆒恐多文言も認有㆑之を不㆓容易㆒儀と心付、徹心致す廉も有㆑之迚右企に一味連判致す始末、重々不屆至極に付、存命ならば引廻之上於㆓大坂㆒磔可㆓申付㆒處、對㆓公儀㆒恐入候儀と改心致し、賊徒發起以前右謀計の次第及㆓密訴㆒に付、御仕置御宥恕の上取來る高の儘、御譜代被㆓成下㆒小普請入可㆑被㆓仰付㆒處、自殺致間其旨可㆑存。

一、勢州山田外宮師職安田圖書儀、大鹽平八郎方寄宿中、同人不㆓容易㆒企致し右發起の節、同塾に罷在無宿正一郎儀相弟子宇津木矩之丞は、平八郎存意に不㆑應者、同人指圖を受け打果由を以て、荷擔の儀申聞候を及㆑斷ならば可㆓切殺㆒體にある迚、正一郎矩之丞を及㆓殺害㆒、內外に心附罷在り、殊に平八郎徒黨を催し兵具を帶し、救氏の

計議を存立て、大坂御城を始市中をも燒拂ひ、富家の金銀窮民へ分遣す企に付、加勢可致旨任申強勢に恐れ、間合見合せ可逃去積り、右徒黨人數に付添步行段、及亂妨儀は無之共、右始末不屆に付、存命に候はゞ中追放。

一、勢州植鼻村海會寺所化剛嶽、泉州北糸屋町醫師寬輔か、海會寺柏宗弟子被致度旨、今以て止宿の儀賴越す。先達ては於大坂不容易及企、大鹽平八郎一味致す河州弓削村七右衞門事利三郎、姿を變へ身隱致すとの段、最初は不存同人儀奥州仙臺大念寺へ相越修行致度旨申聞、剛嶽も兼ねて同寺へ道德を慕ひ居候儀に付、幸の儀と存の〔衍カ〕義同伴の儀申合、後利三郎儀右企に携候由咄聞、案外の儀と存ずるなれ共、違約も致兼ね同人同道、大念寺に相越す處、宿寺の儀斷受迚猶又當處所々連立步行、追つて江戶表へ罷出で、同人尙又別善と替名を唱へ、生國等申僞り、橋本町願ひ人冷月方止宿罷在、其上利三郎病死致す節、冷月相賴弟子の姿被致貰、同人善提寺に取置遣し、殊に海會寺に罷在候節、同寺勝手に有之錠前無之、錢箱の金子取逃げ致し不屆に付、存命ならば入墨の上輕追放可申付處、病死致候に付其旨可存。

一、庄司儀左衛門始一味荷擔の者共、於二大坂表一夫々御仕置申付候間、其旨可レ存。

右之通申渡の趣、一同請書證文申付る。

上野執當代
現龍院

觸頭海福寺代
一音

跡部山城守家來
恩田儀兵衛

右證文へ奥印申付くる

右之通申渡、河合八十次郎外二人を引渡し遣す間、得二其意一主人へ可二申聞一。

細川越中守家來
後藤善右衛門

酒井大和守家來
福岡□□

松本忠温侍
與澤爲藏

右之通申渡間、得二其意一銘々主人へ可二申聞一候。

戊八月廿一日

右は於二江戸表一牧野備前守殿ゟ申渡の書付を寫取候なり。尤大鹽以下三平・美吉屋五郎兵衛等の被二申渡一は、前の捨札の寫に委敷記置候故、略して吉見九郎右衛門へ被二仰渡一已下を寫置者也。

一、死罪

攝州澤上江村與一右衛門悴
孝太郎

此者儀大鹽平八郎學文弟子に相成り。同人塾中に罷在追つて退塾致し候後、平八郎不二容易一企致し、右荷擔に可二引入一ため、忠孝の端に可二相成一事は、如何の儀も師命に背間敷趣の誓詞可レ致旨、同人申聞候を不審の儀とは不レ存、右誓詞へ血判致し、又は平八郎施行金の世話相賴候節、天滿邊出火有レ之候はゞ、同人方へ馳付候樣、施行金遣候者へ可二申含一旨、及二指圖一候を如何の儀とも不二心付一、夫々申傳へ、其後平八郎儀、養子格之助屋敷内溜池埋候人足品々可二差越一段申聞、幷村々へ可二捨置一旨を以て、黃絹袋へ入候檄文相渡し、其節に至り怪敷儀と乍レ心付、右施行金取次遣候者共へ申觸、平八郎へ差遣し、其上右檄文中對二公儀一恐多事共書載有レ之候を追て及レ見、不レ輕企之次第相辨候上は、速に其筋へ可二訴出一處、右申付を相背候はゞ何樣の後難可レ受も難レ計存候迚、村内其外近村々へ右檄文配達致し、或は捨置候始末不屆に付、死罪。

一、遠島　　河州守口町百姓　彦右衛門

此者儀大鹽平八郎民を救ひ候手段存立、大坂市中豪家の町人共貯金取上げ、貧民へ分遣候積の企に親孝右衛門も同意致し候趣、同人申聞不二容易一儀に候得共、親の惡

事訴出の儀歎ヶ敷存、折を見合せ諌言可致と忽せに打過ぎ、殊に平八郎徒黨を催し放火及亂妨、捕方人數に被打立逃去候の由承り、始て右企の本意相辨候後、尊延寺村次兵衛弟才治郎儀、平八郎加勢として人足共大勢引連れ、鐵炮・竹槍等爲持馳附候積、彦右衛門宅へ立寄候はゞ差押可訴出處、孝右衛門不屆の露顯を厭ひ、平八郎敗走の次第才治郎へ咄聞及異見、其節同人持越候右鐵炮・竹槍預り吳候樣任申、不筋の儀と乍心付右品爲取隱、内分に致置き、追て罪科難遁存じ姿を變へ、所々忍び立廻り罷在候始末不屆に付、存命に候はゞ重追放可申付處、依父之科遠島

一、遠島　攝州般若寺村百姓勝治郎兄　富三郎

此者儀大鹽平八郎民を救候手段存立、當表市中豪家の金錢取上げ、難澁人へ分遣し候積の申合に、親傳七も同意致し、右に付ては多人數騷立候儀も可有之候間、平八郎宅最寄異變出來候由承之、早々可馳付旨傳七申聞候を不容易儀と乍心付、平八郎兼ての取計を信用致し承知の旨相答へ、殊に天滿邊出火異變の由承り、百姓の身分刀・脇指を帶び同人方へ馳付けつゝ、途中平八郎徒黨の者共拔刀の槍・長刀等携へ、

又は鐵炮打拂候を見受怖敷存じ、其場を逃去候後、右體不容易企に傳七も荷擔致し、同人指圖に隨ひ一旦右場所へ馳付候上は罪科難遁存じ、帶居候刀取捨て、河州野崎村寺院に隱れ罷在候始末不屆に付、存命に候はゞ脇指取上げ重追放可申付處、依父の科遠島。

一、所拂　攝州世木村百姓　治三郎

此者儀大鹽平八郎企に荷擔致し候儀は無之候へ共、右徒黨に爲引入兼ねて同人門弟共ゟ貪取候金子を以て、買調へ候書籍等賣拂ひ、右代金施行と唱へ呉候儀は不存、慈善の取計と心得貰受候節、自然大坂天滿邊出火有之候はゞ、平八郎へ馳付候樣攝州般若寺村忠兵衞申含候を、如何の儀共不心付、殊に平八郎徒黨を結び、當表市中及放火候を出火と見受け、右施の恩義を存候迚途中迄罷出で、其上近村の者共一同吟味受け、平八郎欺謀の次第等諭請け、何れも發明致し深恐入候處、此者共平八郎欺謀厚く信用致し、究竟同人叛逆を企候故、眞實施行の恩惠迄手段の樣に成行候抔心得候ゟ、右勘辨に取紛れ白洲へ手を突候儀も打忘察度受候節、一旦右心底の趣

申立候段、追つて平八郎巧の次第相辨、先非を悔い恐入候へ共、右始末不屆に付、存命に候はゞ所拂。

河州杉村百姓
小右衛門
同州穗谷村百姓
利右衛門

一、重追放　小右衛門

一、同　斷　利右衛門

此者儀尊延寺村治兵衛弟才治郎儀、西國筋ゟ當表へ攻來候者有レ之、右に付同人師匠大鹽平八郎儀も存立の儀有レ之、及二一戰一候積に付、加勢に可二相越一彌〻右存立通致二成就一候はゞ、品々身爲に可二相成一趣申聞、不承知に候はゞ可二切殺一旨申罵り、平八郎存立の次第認候由の書付讀聞候節、右文段は不二聞馴一儀故解兼ね、對二公儀一恐多事共とは不レ存候共、御時節柄不審の儀と乍二心付一、平八郎相手も碇と不二相糺一强勢に怖れ、且は利欲に迷ひ、右村方の者共一同鐵炮・竹槍等携へ、才治郎に附添參り、同人儀平八郎敗走の趣承り、同人企に一味の次第申明すならば、早速差押へ可二訴出一候處、才治郎身隱致し度由を以て、引連る者共食事等の世話相賴むを不筋の儀と乍レ存引受、取賄遣す始末不屆に付、存命に候はゞ兩人共重追放。

大鹽平八郎妾
ゆう

一、中追放可申付處、依主人の科遠島

此者儀主人平八郎不容易企致候儀は不存候共、病氣養生の爲平八郎任指圖、同人悴弓太郎幷召仕等一同攝州般若寺村忠兵衞方へ罷越し逗留中、平八郎へ及相談候由を以て、猶又忠兵衞家內の姿にて、同國伊丹伊勢町幸五郎方へ相越止宿致し居候樣、忠兵衞申聞候はゞ怪敷儀と可心付處、實に病人を厭ひ取計候儀と存じ、强ひて仔細も不承糺一同幸五郎方へ止宿致居り、殊に平八郎企の次第乍承弓太郎等の身分落付の儀心掛、處々忍び立廻り候始末不屆に付、存命に候へば中追放可申付處、主人の依科遠島。

平八郎妾
ゆう

天滿小島町醫師李白悴
貞　助

一、中追放

此者儀大鹽平八郎企に一味致候儀は無之口しとも、同人心腹の程計綴り候由申聞、對公儀恐多事共認載候檄文爲見候節、不容易儀と心付候はゞ、早速其筋へ可申立處、平八郎平常御政務を批判致し候者每度の儀に付、門弟共及大言の儀と存じ其儘に打過ぎ、殊に平八郎儀多分の書籍賣拂ひ、右代金難澁人へ施遣候趣を以て世

李白悴貞
助

話可ㇾ致旨申聞候期に至り、彌〻怪敷儀と乍ㇾ辨推察又は及ㇾ見候迄の儀、卒忽に訴出、若平八郎申紛候はゞ却て何樣の仇可ㇾ受も難ㇾ計存候迚、內分に致置候始末不屆に付、存命に候はゞ中追放。

一、中追放

泉州堺北糸屋町醫師
寬輔
同人女房
こと

醫師寬輔
幷女房こと

一、攝河兩國を構、江戶十里四方追放

此もの共儀、寬輔はこと弟河州弓削村七右衞門事利三郞相越し、大鹽平八郎方へ止宿致し候折柄、同人救民計議存立て、富家の金銀取上げ、貧民へ分遣候積の由にて徒黨を催し、味方不ㇾ致候はゞ可ㇾ切殺ㇾ抔申聞候に付、强勢に怖れ右徒黨に加り附添參候途中、捕方役人に被ㇾ追散ㇾ逃去候旨申聞候を實事と心得候共、素不ㇾ容易ㇾ筋に候上は召連可ㇾ訴出ㇾ處、利三郞只管相歎不便に相成候迚、同人の任ㇾ申剃髮爲ㇾ致、勢州垣鼻村海會寺柏宗方へ手紙相添爲ㇾ立退ㇾ、ことは夫寬輔右體不筋の取計致候も、畢竟利三郞は弟故の儀と存じ再三差留候儀に候共、續合に不ㇾ拘利三郞身分難ㇾ見捨ㇾ由を以て寬輔承引不ㇾ致候迚、同人申付に隨ひ罷在候始末、兩人共不屆に付存命に候はゞ

寛輔は中追放、ことは攝河兩國を構、江戸十里四方追放。

正方

河州大蓮村大蓮寺隱居に罷在候
正　方

一、中追放

此もの儀、甥河州守口町孝右衛門外一人相越し、大鹽平八郎民を救候計議と唱へ、多人數徒黨を催し、味方不㆑致候はゞ可㆓切殺㆒旨申聞候に付、强勢に怖れ同意致し、鐵炮等打拂ひ當表市中放火及㆓亂妨㆒候處、捕方人數に被㆓打立㆒逃參り候由申聞候はゞ、早速差押可㆓訴出㆒處、親族の儀不便に存候迚、孝右衛門任㆑申鋏貸遣し剃髪同様の姿に致し、袈裟衣・經文等呉遣爲㆓立退㆒候始末不屆に付、存命に候へば中追放。

忠右衛門
新兵衛

尊延寺村
忠右衛門
無宿
新兵衛

一、兩人共存命に候はゞ引廻の上獄門

此者共儀、同村次兵衛・才治郎、兼ねて大鹽平八郎不㆓容易㆒企に致㆓一味㆒の處、右企發起を察し致㆓加勢㆒候積を以て、右村百姓等多人數呼集候節才治郎に荷擔致し、同人指圖に隨ひ、右加勢に相越候はゞ品々身爲に可㆓相成㆒抔申聞、同村龜右衛門其外の者共相勸め又々申威し徒黨に引入れ、才治郎用意致置候鐵炮・竹槍等取出し、右の

儀次郎

盤若村卯兵衛

者共に爲レ持攝州長柄村迄罷越、殊に新兵衛は平八郎敗走の趣承り、才治郎に附添ひ逃去り、同人身隱の世話をも乍レ致、忠右衛門倶々最初糺の節、品能く申紛し罷在候始末不屆至極に付、存命に候へば兩人共引廻の上獄門。

同人從弟
儀次郎

一、存命に候はゞ死罪 守口町彥右衛門方に罷在候

此者儀大鹽平八郎頭取徒黨を結び、當表富家の町人共燒拂ひ、貯ニ金銀一窮民共へ分け可レ遣由の企、彥右衛門親孝右衛門も一味致し、右異變發起の節奉行處最寄へ徒黨人數の內伏置き、及ニ放火一捕方の氣先を可レ折手筈にて、松江町邊貸座敷借置候趣を以て、加勢可レ致旨孝右衛門申聞候に同意致し、彥右衛門下男と僞り右貸座敷へ引移り、追て平八郎等市中放火及ニ亂妨一候段承り、兼て同人より讓り受け候刀・脇指を帶び、放火の指圖相待罷在候始末不屆に付、存命に候へば死罪。

攝州般若寺村
卯兵衛

一、存命に候はゞ死罪

此者儀、大鹽平八郎養子格之助屋敷內溜池埋候人足に被レ雇居候內、米價高直にて諸民及ニ難澁一候趣に付、大坂市中豪家等打毀ち、所持の金銀分け遣候積に候間、其節は

可₂召連₁、若不承知に候はゞ可₂切殺₁旨平八郎申聞、怖しく存候迚不₂容易₁儀と乍₂辨
承知の趣相答へ、殊に同人儀一揆蜂起可₂致も難₁計、早々人夫召連参候様申聞候を、
右企發起と察し態と同人方人足入用の由、村内忠兵衛傳言の趣申欺き、小前の者共
大勢引連れ途中迄罷出候始末不屆に付、存命に候へば死罪。

瀬田濟之助養父　瀬田藤四郎・尊延寺村治兵衛・同人母のぶ・衣摺村市太郎・同村八左衛門・伊丹植松善右衛門・河州小川村醫師力之助事　志村周次。

此者共儀一件申口の趣にては、大鹽平八郎荷擔の者に無₂相違₁處、吟味以前縊死又
は缺落、或は吟味中病死致候に付、此旨可₂存候。

井伊掃部頭家來
宇津木下總病氣に付
名代
宇津木十郎次

下總弟宇津木矩之允儀、大鹽平八郎不₂容易₁企に不₂致₂同意₁、發起の當期に相果候儀
に付、矩之允死骸勝手次第可₂取置₁候。依₂之同人碑文・詩集共渡遣し候。

油掛町
美吉屋五郎兵衛娘

家財は町内へ御預けなりしが以二御憐愍一其儘被レ差置一十二月に至り闕處と成り、娘家へ引取となる。

五貫文過料、同町年寄、同斷　同五人組。過料可二申付一處、以二御憐愍一其儘に差置、兵庫柴屋長太夫。商賣柄とは申しながら過分の焰硝御屆不二申上一商候段、不埒に付三貫文過料。大坂堺筋高三喜兵衞。急度叱り置。大坂唐物町馬具屋安兵衞外に馬具屋兩人

九月十八日大鹽掛被二召出一候分、凡千人計り、尤附添共也。百六十人無レ構、九十五人　　五十百の所拂、四十人改て牢舍・手錠等被二申付一。十月中旬、七十人計被二召出一、九月十八日手錠被二仰付一候。落文の板摺致し候者兩人、其外左樣の類七十人計り御免。兵庫西出町柴屋長太夫は無レ據平八郎へ金銀を貸し、右御吟味御咎牢へも入り、不レ怪處の者迄迷惑に及び、此度御叱の上十貫文過料。平八郎身上を不レ辨大嵩なる金銀貸與候段、其節不審の趣を屆不レ申段、不屆至極の御咎なり。

浮世の有樣 卷之八 終

浮世の有様　巻之九上（前）

騒々しき年も漸々と過行ぎて、天保十己亥の春を迎へぬ。然るに元朝も曇天なりしが、辰の刻より雨降り出でて、午の刻に至り漸々と止みぬ。されども曇りがちにして、晴るゝ事なし。二日辰の刻雨、巳の刻より午の刻迄大雨にて暫く止み、未の刻より時々小雨降る。三日晴曇不定、四日晴曇不定、巳の刻雪程なく止みしが、夜に入り再び降る。此日淀屋橋濱にて、米初相場を聞くに、

米穀の初相場

肥後米百十九匁五分　同古米百二十四匁　同餅米百二十八匁　中國米百十一匁　同古米百十四匁　筑前米百九匁五分
同古米百十四匁　廣島米百三匁三匁　同古米百十匁　肥前米百十四匁　同古米百十四匁　さゝ米百日
備前米百十匁　淡州米百十七匁八分　豐前米百十四匁　薩摩米百二十三匁　岡　米百三匁　筑後米百十四匁
柳川米百十六匁　伊豫米八十九匁　中津米百十四匁　加州米百二匁　米子米九十八匁　出雲米九十匁
秋田米九十八匁　岡大豆九十九匁五分　大州大豆百十一匁　南部大豆九十匁

昨年初相場との比價

帳合寄附百十三匁　高直　下直　大引

肥後米百十九匁より廿匁　大引九匁五分　筑前米百九匁三匁八分方　口十匁

越年前凡　七十三萬三千五百俵

米價も高き頂上に比すれば、大に下直なる樣に思はるれども、昨年の初相場よりも肥後米一石に付、十二匁計り高價なり。九州・中國筋等に澤山に占圍へる米を積登せなば、如此直段にて諸人困窮する事少なかるべきに、惜むべき人氣なり。總べて米價につれて物毎に貴うして、何一つも安き物なし。諸人の困苦憐むべき事なり。

當月十五日、昨年來有栖川宮御內鎌田一件にて、御咎蒙り病死せし加島屋藤八が跡、悉く闕所となる。

盜賊橫行す

近年盜賊至つて多く、傍若無人の有樣なりしが、當春に至り所々方々へ、押入或は土藏を燒切、往來の人を剝取る抔、言語に絕えし事共なり。大抵每町に盜賊の入らざる町とてはなけれ共、尤も甚しき町は、一町內にて十軒より十二三軒餘も門口・格子等を拗放し、同類五六人より八九人連にて押入をなし、奪取りし品物を仰山に荷ひ

諸堀川修築

唐津侯領所の一揆

行過ぐる盗賊幾組共なく往來すれ共、町々の番人は申すに及ばず、盗賊方の役人と雖も之を見ながら、自身より之を避けて捕ふる事能はず、公儀もなきが如くにて、諸人夜も安眠する事なく恐怖する事限りなし。騷々敷事なり。斯かる中にて、早春より彼猫間川を玉造へ掘込み、東堀迄掘拔かんとて、玉造上町高津邊の人家の座敷・臺所・土藏等の差別なく、川筋の杙を打廻り、家藏不殘川筋に取られ、或は半ばを川筋に取られ抔して、如何とも仕難し。尤も夫々に代地を下し置かるゝ事なれ共、其處にて年來仕にせぬる商賣の者外へ到りては其詮なく、差當り家建普請等に當惑致し、癪氣暴に差込み、之よりして病人となりし者も少なからずといふ。斯樣の事にて「跡部早く引取れかし」とて、諸人恨み思へる事甚し。之に限らず松島川筋等昨年來拵へし所の島を、次第々々に長くなし、大江橋の邊下迄打續く樣になりぬ。早春よりして大勢の人夫此事に打掛り、盗賊の噂と川鑿(せゝり)の評判區々の事なり。

昨年來唐津侯公儀より御預所二萬石計りの所、一揆をなす。元來此二萬石は、當時濱松の城主水野越前守(御老中の筆頭大坂町奉行跡部城州の兄なり)未だ左近將監と云ひて、唐津の城主たりし

所替に付ての私見

時、知行の外に密に私せし處なり。此人外樣にて、御當家へ續き由緒ある家柄なれ共、御役を持ちて自己の權威を振はんと思へるにや、頻に御役家へ取入り、種々手入をなし、御譜代となられしが、其折節下地濱松の城主井上河內守鷹野に出でて、理不盡に百姓の妻を犯して、其咎に依りて奧州棚倉へ所替となるにぞ、是迄棚倉の城主たりし小笠原は唐津へ、水野は濱松へ所替仰付けられしにぞ、其節に至り年來密に私せし地面を公儀へ差出す。

之を其儘にて小笠原へ引渡さば、小笠原の益となるべき事なるに、是を公儀へ差出せしは、知行の外に濱松にて別に二萬石の代地を下置かるゝ樣にとの、欲心にて差出だせしといふ事也。此地所水野が力を盡し開發せし地面ならば、さもあるべし。之を是迄公邊を掠めて私せし田地なり。急度公儀よりして、其御咎有るべき事なるに、其御沙汰なく相濟みしは、如何なる事にや不審千萬の事なり。此一條に就て水野しくじりとなるべしと、世間にて専ら取沙汰せしが、更に其事なく却て引越せし後、間もなく大坂御城代となり、京都所司代を經て御老中となる。

當時の勢飛鳥も落つるが如くにして、其盛なる事限りなしといふ事なり。又唐津を立退く節、寺澤志摩守已來城付武器其外諸道具等を多く持行きぬ。元來唐津は長崎の役を勤むる事故、城付の海船多く有る事なるに、新しき船をば悉く高直に賣拂ひ、何の益にもならざる破損せし古船を下直に買集め、船の員數を揃へて小笠原へ引渡せしといふ。士道に於て有るまじき事なり。又唐津燒の陶器を造れる者共は、其所の名物故一人も他へ出す事は勿論其處限りにて、他鄉と緣組する事も、御公儀より御制禁にて唐津侯より左樣の事之なき樣、此者共を公儀より預り奉りて、嚴しく之等の事なき樣に制せらる事なり。然るに陶器造れる者共三人、地頭の權にて之を取込み、濱松に連行きて陶器を燒かしむ。之等の事、公儀へ對しても申譯なき事といふべし。又或寺に狹手彥が其妻佐用姬が菩提の爲にとて、高麗より持歸り寄附せし半鐘ありしを、之を取寄せ城下の鑄物師久兵衞と云へる者に其通りなる似せ鐘を造らせ、之を其寺に返し、古半鐘をば之を取上げて、之をも濱松へ持行きて、其家寶とす。之等其寺に傳へ、天下に聞えし名器

なるを、取去る事不法の業といふべし。主人如此所作なる故、一家中不殘疊・建具は云ふに及ばず、家の敷居・鴨居其外何に寄らず悉く取放し、之を責拂ひ大破に及び、其跡へ引移れる者如何共成し難き樣になして引渡せしといふ。言語に絕えたる振舞といふべし。已に水野の前には土井大炊頭當城守たりしが、所替にて水野と交代の節、疊の表替襖障子の張替迄なし、破損せし處は夫々造作をなし、遠方より交代の事なれば、何れも差當り當惑なるべしとて、勝手廻りの諸道具抔其儘に附讓りになして、一家中不殘引渡せしといふ。如此にあるべき事なり。水野侯の所行姦商よりも甚しく、武士道に於てあるまじき事なり。

年貢不納の村民騷動す

此故に、右二萬石の所公料となりて、其已後は小笠原の預りとなりて、之を支配し來りしに、昨年の年柄にて三箇村年貢聊も上納せず、之に連れて外に四箇村も不納なるにぞ、上納の儀頻に唐津より迫立つれども、公料にて御預地の事なれば、之を自由に取締まる事も成難く、百姓共も其心なる故、之を侮り少しも頓著せざる故、其趣を公儀へ訴へぬる內、はや年貢を積登せる船日の丸の印を立てゝ、貢米受取に

水野の浪人百姓に組す

出來れるにぞ、之を渡さゞる時は、小笠原の支配行屆かずして公儀へ對し申譯無レ之故、小笠原手元にて上納米の員數を揃へ、其船に積登せしが、されども其儘にては捨置き難き故、頻に庄屋・年寄を招寄せ、百姓共へ嚴しく申渡せしにぞ、何れも大に怒り、七箇村徒黨をなし一揆を催す。人數千餘人に及び大に騷動す。唐津より之を取鎭めんとて、郡奉行兩人騎馬にて、其外代官・手代に至る迄、大勢の供廻りに、馳行きしに、忽ち百姓共兩人の奉行を馬より引落し、散々に之を打擲し、半死半生にて如何共仕難きに至る。其餘の者共も大きに辛きめに遇はされ、命からぐ〵逭々の體にて逃歸りしかば、案外の事故唐津にても此度は其手配りをなして、之を取鎭めんと思へ共、百姓の方には內家の浪人又先代の城主水野の浪人共數十人(水野濱松へ所替の節、家來多く暇を出す。此者共詮方なく唐津近在に住居して、哀れなる暮しをなす者大勢あり。又小笠原の家中不埒にて浪人せし者共、何れも申合せ、一揆の中に打交りて、何事も指圖するといふ事なり。)一揆共に加擔にして、其指圖をなす事故、容易ならざる大變と思ひ、其備を設けて之を鎭めんと思へ共、山上に籠り、樹木・岩石を投落しぬる故、其邊へは寄付き難く、思の外なる大變なる故、甲冑を帶せざれば成難けれ共、是迄太平の澤を蒙り、浮々(うかく)

小笠原家肥後の小城へ援を乞ふ

一度一揆を鎭定す

奢暮せるのみにて治亂の事に疎く、小笠原家に於て甲冑の用意乏しき事故、肥後の小城へ暴に使者を遣し、具足百五十計り貸し給はれと賴みしに、小城とても同樣の事にて、具足至て乏し。されども無之と云へるも恥かしく思へるにぞ、「當家は萬事本家よりの指圖を受けざれば、我儘になし難し。其旨承知は致せしかども、一應熊本へ申遣し、指圖を受けし上にて兎も角も致すべし。併し越中守在府の事故、江戸表へ申遣しぬる上にて、其返答承り候上ならでは相成難し」と、尤もらしく返答を取繕ひしにぞ、唐津には今眼前に一揆起り、一日も猶豫なし難きに甲冑には乏し、小城の返答右の如くなれば、大に當惑せしかども、詮方なくて種々手段を盡し、一たんは一揆を取納めぬ。

一揆等の答に、「唐津より種々手段を盡し、納得をなしぬる樣申しぬる故、「然らば相鎭まり申すべし。さりながら僞りを以て吾々共を騙し、事納まりし上にて發頭人を吟味して、之を召捕らんとならば、譯て鎭まり難し。急度其事なく年貢不納も其儘に相濟ましぬる樣に」と申せしに、「願の筋は勿論、發頭人の吟味等は決して致す事なく、只何事も穩便に致すべし」と申すにぞ、「さ有らば兎も角もせん」とて一揆の者共相鎭まりしにぞ、かく賺し鎭めし上にて、發頭人數人を召捕へ、入牢せしむるにぞ、其約に背きし事を憤り、當正月より一揆再發し、又千餘人黨を結び、此度はあめ嶽山とて唐津より五六里計り隔りし深山に楯籠り、其山の麓一方は鍋島家の領地なり。同家の領内の百姓も味方すべしとて、一揆共へけしかけし故、之が尻押を賴みにして、破竹の勢を振ふにぞ、小笠原より此事詳に公儀へ訴へしかば、直に鍋島家へ其旨御察當有りしかば、同家にも大に驚き、早使にて國元へ申遣し、あめ嶽山の麓なる領分境に、大勢の人數出張し、之を嚴しく相固め、山上の一揆一人も吾領内に入るゝ事なく、

一揆再發す

一揆等小笠原家の不法を訴ふ

晉領中の者をも一人も境を出す事なく、嚴重に其固をなしぬる故、一人も山を下る事成難しといふ。早春に至り、再び一揆起りし故、大勢の人數を以て、小笠原と鍋島と兩家よりして前後の麓を固めて、一人も山を出る事ならざる樣に之を取切りて、嚴重に固めぬる故、後には一揆大に困窮しぬれども、兩家とも江戸伺にて、公儀の御指圖を待ちぬる事故、互に陣を張りて動く事なしといふ事なり。小笠原家至て困窮故、領分は申すに及ばず、御預地迄に疊一疊敷に付、八文宛の錢を取立てし故、之よりして一揆起りし故、郡奉行兩人騎馬にて之を鎭めんとて馳付きしを、鳶口にて馬より引落し、散々に打擲せし故、家來共は主人を見捨て、這這の體にて逃歸りしといふ。之に大に狼狽出し、小笠原の手にて取鎭め難き故、鍋島家を賴みしかば、鍋島家より役人を遣せしに、一揆一人も之に手指しする者なく、無禮なき樣に道路を警固し掃除をなし、頭立ちし者共之を出迎へ、大庄家の宅にて種々馳走をなす。役人よりして其趣意を尋ねられしに、小笠原家の無道なる事を申立て、奉行・代官等三四人の名前を指して、「其者共を退役せしめ政道正しき樣になし下さるべし。さあらば速に相鎭まり申すべし。斯かる仕義に及びぬる無據故

の事也」と、申すにぞ。其旨一々聞糺し、「何事も唐津へ掛合ひ程能く取計らふべし」と之を諾ひしにぞ 早速に治りしかば、其上にて發頭人を詮議して、之を召捕へぬるにぞ之を憤り、

名指されし處の唐津の役人共は、皆押込と成る。又百姓共不法の願ひ有れ共、一揆を取鎮めんと思ふにぞ、「一々之を聞届くべし」といへるにぞ、「然らば其旨承知して、打鎮まるべし。併ながら相鎮まりし上にて、發頭人を詮議し召捕らんとならば、之に從ひ難し」といへるにぞ、「決て其事なし相鎮まるべし」と之を賺し、鎮まりし上にて數人召捕り入牢せしめし故、一揆等之を憤り、當正月の始めより七箇村申合せ、あめ嶽山の半腹に小家掛をなし、米穀多く貯へ、先代唐津の城主水野の浪人當時の浪人共大勢寄集り、百姓共を引廻すといふ事なり。水野所替の節家來大勢暇を出し、此者共是非なく在・町等に住居すと雖も、近年の年柄にて大に困窮せし故、一揆へ悉く加りしといふ。又小笠原唐津へ入城以後、不恙の事にて町人・百姓・馬士の類に辱めを蒙り、手疵を受け大小を奪はれし者、又は不義密〔通脱カ〕の事抔に

浪人となりし者共、所替りてより未だ格別の年數にも非れども澤山の事にて、此者共對州領・公料等其近邊に住居して有りし者共、大體一揆の加擔すといふ。斯る騷動故唐津にても人數足らざる故、一揆に組せざる浪人共を悉く召返しと成りて、手配の人數へ差加へられしといふ。小笠原家の狼狽甚しき事なりといふ。又一說に、小笠原困窮に付、公儀御預所迄も疊一枚に付、八文宛の日錢を軒別に取立てし故に、一統大に困窮に迫り、依之一揆起りしといふ噂あり。されども之は信用し難き事なり。自己の領地に於て、斯かる苛政なせる事諸侯の中にも之有りて、已に先年一揆を起せし事あり。丹後の宮津之なり。小笠原いかに不道なればとて、御預地へかゝる事なしぬる樣なし。こは全く浮說なるべし。自己の領中には其事を申出し、嚴しく之を申付けしかども、其折節公料に一揆起りし故、領中へ申付けし日錢の沙汰も其儘に止まりぬ。已に領中の者共も公領と共に一揆せんとするの勢せし故、早々其事を止めにせしといふ說あり。こはさもあらん樣に思はる。同家所替以來の不始末は、委しく聞込みし事有りて、前卷に書記し置

きぬ。夫等の事とよく符合をなす、詰らぬ事といふべし。之を見て思ひ計るべし。又小笠原の政道不法なる事故、之を他國へ所替なさしめんとて、昨年公儀御巡見の節、無法の事共數箇條駕籠訴せし事有りしかども、之取上げぬれば、騷動を引出しぬる故、御巡見にもこれをば取上げなかりしともいふ。

當春早々より再發し、山中へ引籠りしにぞ、小笠原・鍋島等の人數にて、雙方より山下を固め、公儀よりの御指圖待ちて只其出口を取切りしのみにて、雙方共一向に手出しをなさゞれば、一揆共山籠りせしのみにて、一人も出る事能はず、貯置きし處の食物も次第に乏しく相成り、鍋島領の加勢を賴みしに、之も一人も出來らざれば、何れも大に困窮し後悔するに至るといふ。

闕播磨守仕官に失敗す

近江國日野川筋に、闕播磨守とて五千石を領する旗本、此人御役に就かんと思へども、當時節には過分の賄を以て權門家に取入らざれば、立身も役就きも成し難き事なり。されど共勝手向不如意なる故、領知の百姓共へ賄金を過分に申付けしか共、百姓共も至て迷惑の事なる故、之を軒別に差出しぬれ共、申付けられたる員數の半ば

大島某の奸計

にも至らざる故、彼此と呵責をなして餘程隙取りしにぞ、其間に外の旗本何某とやらんいへる人、權門家へ過分賄をなして、播磨守目指せる處の役となりぬ。播磨守には賄を遣捨てながら、少かりし事故、賄の金子遣ひし丈は同人の損となりて、空しく埋木となりしかば、大に力を落せしが、之全く領分の百姓共が、申付けし如く用金を出さゞりし故なりと之を憤り、用人大島何某之は先年石山の邊、銖子の口を切開き、湖水の水を落し、近江にて新田をこしらへんともくろみをなせし、今平といへる中村玉助といふ河原者の召遣し者が、手代に使ひし者なりしが、山子にて今平と共に少々金儲せし故、其金を以て關が家の用人に住込みし者なりとぞ。とやらんいへる者出來り、「主人播磨守が望を失ひしは、全く己等が用金を出さゞりし故なり。其分に捨置き難ければ、新規の田畑殘らず取上げ、公儀へ差出しぬる故、其旨急度心得べし」と嚴重に申渡せしにぞ、日野川筋年々の洪水にて、播磨守が領地へ土砂流込み、之迄數十年來の事故、水高の外に新規の田畑多く有りて、其中には無年貢にて百姓の作りなるも、年貢を出せる處とても、新田の事なれば聊の事なる故、之等悉く取上げらるるに於ては、百姓何れも大に迷惑なり。大島は素より山子にて金子を貯へ、用人に住込む程の曲者にて、今平と共に先年此邊の有樣をも篤と心を留置きし事故、何事も委しく知れり。主人役付きなば己も多く利を得んと思ひしに、其事ならざりし故、其仇にかゝる事申出し、領内の痛をも構はず、右の新田悉く公儀へ差上げなば、其功によりて御恩借を蒙りて、役付の道を開くべしとかゝる事申出でて、只己を利せんと謀りぬる事と覺ゆ。領内の百姓共之を聞いて大に驚き、愁訴せんとて一統に申合せ、凡そ六百人計りの人數、日野河原に寄集りて其評定をな

し、大に騷動する樣子なる故、大島が計らひにて、之を驚かして取鎭めんと思ひ、陣屋よりして空鐵炮を百姓の集まりし方を目當に、三つ四つ計り放し掛けしかば、百姓共大に憤り、之よりして人氣立逆り、銘々河原にて手頃の石を携へ、陣屋を目當打付くるにぞ、大島も今はたまりかね、何卒して之を鎭めんと門外へ馳せ出でて、百姓共を言ひ宥めんとせしかば、わざとに之を手近き所迄誘寄せ、百姓共何れも銘銘に持てる處の石を打掛け、此期に臨んで何事をか聞くべきや、「奴（やつ）故にこそ斯かる大變をも引出されぬ。敲殺せ、打殺せ」とて、六百人餘りの者共が銘々打付くる石なれば、總身共に何處彼處用捨なく、滅多無上に打付けられ、一身大に疵を蒙り、命から〳〵這々の體にて漸々に陣屋の中へ這入り、之より固く門戸を閉して、大に狼狽す。斯樣なる有樣故、其防ぎはいふに及ばず、外方へ其防を賴に遣す人をも出す事能はず、大に慄ひ居るのみなりしにぞ、近邊に有りぬる旗本の陣屋よりして、彥根へ加勢を賴み遣せしにぞ、物頭四人大勢の人數を引連れ早速に馳來り、直に之を取鎭め、大島をば京都へ差出しになりしといふ。之も正月下旬の事なりし、

西國に米成金を生ず

近年凶作にて高價の米穀なりしにぞ、九州より中國筋は年々宜しく、米穀も澤山なりしにぞ、之を占賣りになして高價に賣拂ひ、格外の金儲せし事と見えて、正月の末よりして、九國・中國筋よりして伊勢へ參詣する者仰山なる群集にて、一頃は寅年の御蔭參の如し。澤山なる米を占圍ひて、多くの人の咽締をなし、之に依つて餓死せし者數十萬人に及べり。人倫の道に背きたる所行にて、神明納受あるべきものに非ず。惡むべき事なり。（澤山なる米を占圍ひ、利を貪りし事は昨年は申すに及ばず、巳年已來の筆記に委し。）

梶木町の火事に就いて所罰

舊冬變を引出せし梶木町天川屋の火事によりて、其々罪科を蒙りしが、鎌田追放となりし跡、家財不殘當八日悉く闕所と成り、其外舊冬手錠と成りて、町々へ御預けとなりし、講世話方屋敷・家守等手錠を免さる。大變の事なりし。

備中松山城下の大火

當月中旬の頃より、米直段少々宛下落す。廿五日晴、廿六日晴、廿七日晴、中の刻微雨直に止む。廿八日晴、廿九日曇晴不定、今日備中松山城下七部通りの大火已に八箇年大火にて八部通り燒失せしに、今亦大火にて燒失す。彼地より申越せし書狀の寫、左の通り。

去月廿九日午の上刻、間の町足輕長屋ゟ出火致し候處、殊の外大火に相成り、松山七分程燒失仕り候。怪我人等は御座なく候。漸〻暮方下火に相成り申候。每度の大火恐入り恥入り候次第に御座候。小生同町は幸にて今度も免かれ、有難き御事に御座候間、御同慶可ㇾ被ㇾ下候。未だ火殘居候處も有ㇾ之、尙又燒出され宿かり客も有ㇾ之、混亂中甚だ亂筆一寸右の段申上候。尙重便可二申上一如ㇾ斯に御座候。恐惶謹言

三月三日　　　　　　　　　　佐木辨内

三月十日曇、辰の刻雨、直に止む。午後より快晴。今夕上町に火事ありしが聊の事なりし。米價次第に下落し、肥後米一石九十三匁五分、長門米一石九十匁位となる。十七日晴、當月始めより平野大念佛寺、其外難波等に開帳ありて參詣人引きも切らず。昨年道明寺の開帳に等し。盜賊の噂相變らず甚し。當月二日江戸大火、左の通り。

當月二日申の刻、本所中の鄕表續き、荒井町より出火、折節西南風强く、同所一町程燒

板行屋の板行

け、向ひ松浦肥前守殿中屋敷へ火移り、表門御殿向殘らず、尤長屋は少し殘り、夫ゟ中の郷元町へ飛火、西側半町、同所北條釆女殿屋敷殘らず、猶又小梅代地町業平橋通り此邊四五町程燒け、三廻別當延命寺表門計り、隣南藏院殘らず、此時風烈しく小梅瓦町中程へ飛火、夫より引船通り百姓家・町家南側殘らず、小梅・四谷百姓家・受地・幸島邊迄所々燒け、漸々子の刻頃に火鎭まり申候。　同日申の中刻小日向延谷(流が谷カ)五軒町より出火、折節西南風激しく大塚臺町へ燒拔け、小石川御簞笥町凡そ二町四方程燒け、近邊殘らず、同極樂水松平播磨守殿上屋敷・松平大學殿上屋敷・白山御殿跡へ飛火、夫より巣鴨御駕籠町町家・姬路下屋敷・土井大炊頭殿下屋敷殘らず、千駄木へ飛火、御鷹匠組屋敷燒け、其外近邊所々燒け、同夜子の中刻に火鎭まり申候。

右之通り從江戸中越候に付、此段爲御知申上候。　已上(同日同刻に燒出し、同夜同刻に雙方共火鎭りし事、怪むべき事也。)

當年は豐作なりと一統に見込みし事と見えて、九國・中國よりして追々米を積登せぬる故、人氣も少し立直りしと見えて、板行屋出せる番付等の板行を見るに、

天保十亥年大新板　有難い御治世　末代ばなし

文政十二年丑十一月白米一升に付	代百二十四文
天保四年巳七月迄格別の高下なし同年八月下旬米一升に付	代百四十文
同九月中旬	代百四十八文
十二月迄格別の高下なし天保五年午正月より	代百五十四文
二月中旬	代百五十八文
三月中旬	代百六十四文
四月下旬	代百七十文
五月中旬	代百八十文
六月中格別の高下なし七月上旬	代百三十二文
八月中格別高下なし九月中旬	代百十文
十月・十一月格別の高下なし十二月上旬	代百文
天保六年未の正月	代八十四文
八月迄高下なし九月上旬	代百四十文
同十二月迄格別の高下なし天保七年申四月白米一升に付	代百二十文
同年七月迄格別高下なし八月上旬	代百六十四文
九月上旬	代百七十八文
十月中格別の高下なし十一月中旬	代百五十文
十一月より	代百八十文
十二月迄格別の高下なし天保八年酉正月白米一升に付	代百七十文
二月上旬	代百八十八文
同十八日	代百七十六文
同日夕方には	代二百廿四文
二月十九日大火にて、相場相分らず四五日も相休む。尤市中米賣買相休中にも、商ひ致候店は、直段左之通二月廿一日朝	代二百十八文
同廿二日	代二百三十二文
同廿三日・廿四日	代二百四十文

同廿五日より堂島相場改始まる　代二百五十文　三月節句迄相場變らず同九日より十二日迄　代二百五十六文

同十二日より十八日迄　代二百五十八文　同下旬　代二百六十文

四月上旬　代二百六十四文　四月中旬より五月上旬迄　代二百七十文

五月下旬より六月上旬まで　代二百八十四文　七月上旬麥一升に付　代二百五十文

六月中旬より七月上旬迄　代三百八十文・三百九十六文御上様より米錢御施行、端々裏々迄も殘らず頂戴す。又町々の大家よりも、米錢の施行餘多之あり恐多くも御仁政の程末々迄も子孫に傳へ御厚恩の有難きを忘るゝなかれ。

小豆一升　代二百三十文

大豆一升　代百九十二文　空豆一升　代二百四十文

薩摩芋百目に付　代三十八文　きらず玉一つ　大代六十八文　小三十八文

握飯一つ　代十五文　南瓜煑賣一切れ　代五文

わらび餅　代二文右等の店出し市中辻々に之あり何れも大はやり　同七月下旬白米一升に付　代二百六十文

八月上旬　代二百五十文　九月上旬　代二百四十文　十月上旬　代百六十文

十一月中旬　代百三十文　十二月下旬　代百二十文　天保九年戌正月上旬白米一升　代百三十文

二月上旬　代百二十四文　三月上旬　代百三十二文　四月上旬　代百二十四文

閏四月中旬　代百十六文　　五月上旬　代百二十四文　　六月上旬　代百五十文
七月中旬　代百五十八文　　八月上旬　代百五十四文　　九月中旬　代百五十八文
十月上旬　代百六十文　　十一月上旬　代百七十四文　　十二月中旬　代百六十二文
天保十亥正月上旬　代百六十文　　同中旬　代百五十六文　　二月上旬　代百四十二文
同中旬　代百三十六文　　同下旬　代百十八文　　三月上旬　代百十六文
同中旬　代九十六文　　同下旬　代八十六文追々米其外諸色共下直に相成候故、市中自ら賑ふも、實に治まれる御代の功也。猶今年より豊作打續く前表なるべし。

天保十亥年正月大新板 酉の年中の珍らしい事覺えて置きたい 忘れまい沼津見立

私故に騷動起り　白米一升四百文　何のこなたに引取らすやうな事　麥一升三百八十文・小豆二百七十文・大豆二百廿文、
三界に踏迷ふこそ道理なれ　朝晝夕三度粥の淺ぎ　重荷は寢たまも休まぬ　毎日米屋の札見て泣顔
吾も續いてあとから來い　朝七つ起き切手貰ひ籾ずり買　それかこれかとよく〲ながめ　四五月段々高直
浮世渡りはさま〲に　米・麥・醬油・夜店　顔が見たい〱〱わいやい　七月の末新穀入り
はて合點の行かぬ　糠・きらずのまぜた喰物　此上の悦びはござりませぬ　豊作聞いた九月頃

むうと心の目算思案を極め	百姓高持米屋	肴はほしか一疋なし	諸方一膳飯二十四文旅籠代金一朱
さうあらう心底至極尤ぢやが	鹽一升六十四文・糠六十四文・きらず百文	え丶かたじけない〳〵	諸方大家施行
しゆみ大海にまさつたる	御救國恩	こけつまろびつ走り行く	二月大火
何かの樣子は道にて聞かん	何がなしに堺・八尾・平野邊へ逃げた人	さま〴〵浮浪致す人	天保山で握飯喰たの
宵月夜であんどはいらぬ	番場で野宿	賴みかけられ是非なくも	燒殘り親類
ゆるりと縮かまつて御寐なりませ	歷々の出家達出入へ當時居申候	どうやら爰に根が生えた	船場燒跡なすび・南京畠
さう聞きまして申し樣もござりませぬ	質屋からへんがへ	どなたもさやうにおつしやります	香物一樽金二歩二朱
一日ぐらしに日を送り	町内空豆一式店げんこ取併南瓜小皿賣	それ聞いてとんと思切りました	酒三百六十四文
かげに巣を張り待掛ける	諸方總嫁夥し	あの病氣では思ひもよらず	惡病はやり
何故に此有樣	知音近づきの落つた人	何の因果で此樣ななさけない	毎日々々端々にて乞食の死骸荷造り
南無阿彌陀佛〳〵	惡病疫癘餓死數知れず		

有難やかゝる可責のなかりせばつくりし罪のいつか消えなん

天保九年戌の年中珍らしき事を覺えよいやはり九段目見立

句

へッ有難し〱　白米一升百文

ほしがる所は山々　天滿天神砂持大はずみ

聞きもあへず膝立直し　座間御旅砂持

替らぬは親心兎や角ときゝ合せ　砂持囃しれり子の親

冥加の程が恐ろしい　川堀天滿の賑ひ

まづ御通りなされませ　天滿川堀近邊茶店

御本望もとげられず　開帳・砂持に紛れ諸方みせ物

さぞ本望でござらうの　加賀の敵討

おまへなりわたしなり　河內譽田八幡宮藤井寺等開帳

そりや眞實か誠か　同上り高

手前の主人は小身故　內平野町神明宮砂持

ばかつくすな　女が男すがたで踊る

あの如く一致して丸まつた　天滿龍田町新相場屋賑ひ

御計略の念願とゞき　河內道明寺開帳大群集

およそにしたかと思はれては　同構中

こゝへきた樣子は追てまづだまれ　南堀江へ宿替諭伽宮砂持

ほんにそなたのきりやうなら　れこ間櫻林

風雅でもなくしやれでもなく　十丁目筋女夫橋

外へはどつちへもいきたうはござりませぬ　大坂町々砂持はやし大はずみ

かういふことがいやさにな　又白米二百になりさうな

人の心のおくふかく　猫間川出來

抜いたる刀鞘に納め　御靈宮砂持大はずみ

一と刀に打留めると思詰めたる御かんしよく　森宮開帳

早速に知らせて吳れとおつしやつたを　れり物はやしの來るを近所へふれろ人

うつりかはるは世のならひ　追々諸方普請立揃

ともに萎れて居たりしが　れこま邊茶店

一別已來珍らしい　薩摩芋百目六文
砂持はやし町々親父分世話方　唐と日本に只二人　中村玉助葬禮
又酒三百五十文
ほんに世話でござらうなう
しやう模樣もないわいなう

佛光寺の爲拜

三月廿八日より、京都佛光寺にて爲拜と唱へ、寶物を飾り付けて人寄をなす。然る所京都一圓、市中も遊里も悉く浮かれ立ち、衣裳に美麗を盡し、羅紗・猩々緋・天鵞絨の類を揃ひにて著飾り、男女混雜し貴賤の別なく晝夜踊り步行き、百人も二百人も一群に成りて、大道は申すに及ばず、見ず知らずの人の家へ、遠慮會釋もなく土足にて走入り、無法に踊れる有樣、何れも亂心の如し。斯かる馬鹿々々しき事、大坂に於ては船著にて人氣騷々しく、至てはしたなき所なる故、常の事なれども、京地に於て斯樣なる馬鹿々々しき事は、昔よりして無之事なりといふ。跡にては嘸悔ゆる者多かるべし。其踊の名目をば豐年踊と唱へぬる事なりとぞ。一群々々所司代・町奉行等の玄關前に到りて、大騷ぎをなして踊りぬるにぞ、所司代よりして之を咎むる事なく、却て靑銅・酒等を與へらるゝ由、怪しき事といふべし。

水野越前守等加祿

三月水野越前守一萬石・林肥後守五千石・水野美濃守三千石の御加增の由、こは西の

丸御普請其外何か出精致しぬる御恩賞といふ事なり。

四月朔日晴、今曉天王寺邊失火あり。八日晴、今日暮より屋根屋町失火、籠屋町・茶染屋町三町共殘らず燒失。麴町南側殘らず、福井町西手にて半ば燒失し、伏見堀一丁目二丁目・北側の裏家少々殘りて大方燒失し、羽子板橋筋より西へ十四五間、東へは東の辻迄殘らず、表通り迄燒失す。家數三百五十軒計り、餘程の大火なり。

京都の踊　儒生中島文吉が狂詩

京都踊出㆓始今宮㆒　人氣俄立西又東　浮氣息子忘ㇾ我踊　律儀手代忽㆓奉公㆒
主人異見蛙面水　兩親折檻馬耳風　堀川小川鴨川畔　一條二條三條通
町々辻々隅々迄　一時流行滿㆓京中㆒　口合道戲幷面白　板〆股引足亦紅
此時主人兩親達　自免却踊八十翁　阿蘭阿淸飯焚女　長吉岩松小使童
心躍地上只暗々　魂飛㆓天邊㆒更朦々　新寄風俗思附吉　茶番狂言趣向工
治世鳥威不ㇾ持矢　太平挑燈又無ㇾ弓　拍子能取叩㆓金盥㆒　合ㇾ之亦能吹㆓竹筒㆒
息子振ㇾ袖化㆓孃郎㆒　手代前帶擬㆓女房㆒　娼妓裝變生㆓男子㆒　幇間扮閻魔大王

儒者踊淵知魚戯　神主振鈴比狒狂　士農工商皆悉踊　俱喚丁々長々

又曰節々拙々　踊阿房見亦阿房　一様不踊損（脱カ）　老若男女足縦横

獨莫踊借金利足　益可下八木相場　輕薄老人印

浪華蝶々熱未覺　翩々飛來旗洛中　衣裳張込案種色

宮古手振肩切風　（この上踊の圖あり。上の一詩はその贊なり。）

右の如く人氣大に浮立ち、官家の男女迄同樣の事なりしに、尾張大納言殿御逝去に依りて御停止仰出さる。されども人氣夢中の如き有樣故、御觸をも構はずして、猶も踊れる馬鹿者共澤山ありて、大勢召捕へられしと云ふ。

尾張大納言逝去

尾張大納言殿、去月廿六日御逝去にて候間、諸事隱便に仕り、鳴物は今五日より來る十一日迄停止の旨、普請は七日迄相止め、道頓堀其外諸芝居來る十一日迄相止め町中火の元念入れ候樣、三郷町中へ可觸知者也。

四月五日　伊賀　山城

北組總年寄

田安中納言尾張家を繼承す

尾州老侯田安家より養子するを好まず

去月廿六日、田安中納言殿御事、尾張家相續被仰出、尾張大納言殿遺領無相違被遣候。拾萬石は田安一位殿七男松平群之助殿へ其儘被遣、德川と被稱候樣被仰出候。

右之通從江戶被仰下候條、此旨三鄉町中へ可觸知者也。

四月九日 伊賀 山城

北組總年寄

右公方樣思召にて仰出され、御老中水野越前守より尾州御附家老成瀨隼人正へ申渡され、同人是を御受申せしといふ。之に依つて公儀より御奏者加納遠江守殿を使として、尾州へ其由御遣され候處、尾州御隱居其事不承知の旨仰せられ、御使者へ御逢もなく、甚だぶあしらひにて早々追返されしといふ。其後御旗本何某とやらん、再び御使者に來られしに、領分境を固め領內にも入れずして、其使追返されしといふ。元來尾州家に相續の人なき時は、御分家濃州高須の城主松平中務大輔殿の家より、本家相續する事古來よりの定めにして、已に當時相續すべき男子あり。之を捨置き、公儀へ諂ひ、田安殿養子の事を御受申せしとて、大に不快に思はるといふ。

尾州の家臣不服をとなふ

又尾州家に於ては、二百石以上五千石以下の士四百八十餘人、各〻其最寄々々の武藝の稽古場へ會合し、「田安殿相續の儀一統連書して相斷るべし。公儀の思召を以て一旦仰出されし事故、斷り立ち難き事ならば、參られ候上にて直に隱居さすべし。夫も相叶はじとならば、何れも退去すべし。退去する時に至らば銘々存意盡すべし」とて、大仰に騷動す。附家老竹越山城守當年十九歲なれども、才器ある人物にて、「先づ暫らく何れも差控へられよ、拙生とても各と同意の事なり。されども連書して願ひ候は不宜候間、銘々一人々々の願書認めらるべし」とて、八十餘人之を認めさせ、其願書を以て早々出府せしといふ。斯かる有樣なれば、尾州領町在共に近近軍始まるとて、養子の筋違騷動の有樣など、大なる聲にて諸人取々に噂をなし、何によらず他國との取引を止め、騷々しき有樣なり。斯かる事に及びぬる故、他國より是迄商ひせし者共、聊の價をも取る事成難くして、京・攝は申すに及ばず、諸國の商人大に難澁に及ぶといふ。尾州町人の內にて聊の代金無據義理合にて拂遣り候者五六人計り之ありしに、國の金子を外へ出し不埒なりとて、何れも嚴しき町預け

田安中納言蛇を愛す

となりしといふ。又尾州にて下方にての取沙汰には、「一家中申合せ、田安殿離縁の願を出し、御取上なくば直に隱居さすべし。それをも御取上げなき時は、此度の一件水野越前守が諸事計らひなり。憎き奴なれば遠州に到り濱松城を攻潰すべし」抔、噂すといふ。元來田安中納言殿と申すは、菽麥の辨もなき人にて、少しも取り所なき愚人なり。其上に、衆人忌嫌ふ所の蛇を寵愛し、長さは一間半計りより短きは尺計りなるを澤山養置き、側を這廻らせ、膝に載せ、懷に入れ、腹を卷かせ抔して、之を樂しみ、少しも餘念なしといふ。近習・小性・女中の類御側近く召遣るゝ者は、何れも之を取扱はせ、其人迷惑なる樣子なれば、蛇に命じて其者の咽喉を卷かしむ。蛇もよく馴れて其通りをなすといふ。其人其場を立つか、卷かれぬるを患ひ其蛇に手にても掛けて、之を拂除かんとすれば、忽ちに其人の身上一命にもかゝりぬる故、無據面を顰め身慄し乍ら、之を堪へ忍びぬる困苦の有樣を見て、悅び樂しむといふ阿房の蛇遣ひを以て、大切なる御家相續なさせ難く、又銘々左樣なる人を主人と賴む事成難しとて、家中の騷動するも尤もなる事といふべし。蛇の異名飛龍・卷絹・木

賊・砧などとて、種々の名目ありといふ。其上御見方ありて公達三人ありといふ。其家を捨て當人外家相續の事古今其例を聞かず、其上、田安家は御三卿にて十萬石、尾州は六十一萬九千五百石の知行なり。尾州の之を拒めるも尤もなり。世間の批判免れ難し。夫よりも當人は其儘にして、此度田安家相續の群之助殿を以て養子とせよとあらば、まだしもの事なるに、此一條悉く不法の事にて、如此騷動を求め拵へし事といふべし。成瀬隼人正切腹せしといふ噂なり。

尾張大納言の棺に落雷す

大納言殿死骸、尾州へ江戸より持歸る道、吹笛峠に於て大雷鳴棺に落懸かり、大に之を損じ、棺の側に附添へる者六十〔人脱カ〕餘り卽死せしといふ噂なり。定めて之等は虚説なるべけれ共、何にもせよ騷々しき事どもなり。

松平筑後守急死

日向國佐土原城主松平筑後守殿參勤、三月下旬草津の驛に於て急死。世間にては公家衆と行合に相成り、何か無禮の筋有りて、申譯なく切腹せられしといふ事なりしが、さに非ず、暴(にはか)に吐血して死なれしといふ。大病故國許へ引返し、養生致したしとやらんいふ願ひを出せしが、越度となりしとやらんにて、參勤交代共一旦立出でて跡戻りする先例なし。是迄參

勤の節旅中にて斯樣なる事なれば、病氣の體にて江戶へ入込み、其上にて家督相續の願ひ相濟し候上にて、披露ある事なりといふ。出府して願ひ出でし家老切腹せしといふ。之のみの事にて切腹をなすには及ぶまじき事なり。何ぞ外に仔細ある事ならんと思はる。四月上旬より六月に至れ共、其儘にて草津に滯留なり。旅中の事にて殊に斯る有樣なれば、見掛取に剝取られ、大さうなる物入り、佐土原も身上仕舞ならんといふ噂なり。金子一兩錢に替ふれば漸く鳥目四貫文替ふるといふ。萬事是にて知るべし。

長崎通事の騷動

長崎にても唐物一件の事にて、通詞仲間騷動有りて、重立ちし通詞出奔せしといふ。之も四月中旬の事なりし。

十七日晴曇不ㇾ定、新平野町高橋邊出火、十八日・十九日晴。廿日曇、巳の刻雨、午後大雨、申の刻止む。廿一日曇申の刻前より雨。廿二日未明より終日時々雨。廿三日・廿四日曇。廿五日晴、午後より雨。日暮より夜に入り烈風。廿六日未明より雨時々止む、夜に入り大雨、終夜不ㇾ止二更雷鳴。

堺の御籾藏普請

四月下旬より堺に於て御籾藏の普請ありて砂持をなす。衣服其外黃金を費し、其白癡を盡せる事昨年の大坂・當年の京都にも劣る事なしといふ。呆れ果てたる世の中なり。川崎權現樣御宮も、大坂三鄕町人共へ金子奉納致すべき由御沙汰有ㇾ之。每

島之内八幡宮遷宮

町に町人は申すに及ばず、借家裏住居の者迄も夫々に鳥目を取集め、一統に之を奉納す。奉納金の高多きは加島屋久右衞門・鴻池善右衞門・加島屋作兵衞此三人、何れも金子四百五十兩宛奉納す。其餘の豪家も之に准じ、大さうなる金高なり。此金を以て御宮造營成り、北手に於て大鹽平八郎・西田幸右衞門、其外町家迄を取拂ひとなり、其北手には土手を築き、火除地となして立派なる事共なり。之も砂持の節、何れも出よ〳〵と申渡さるゝにぞ、所々方々の町々は申すに及ばず、遊女町よりも賣女共迄異樣の姿にて砂持に出る。町により浮れ立たざる町々は、雇人足にて差出す、怪しからぬ事なり。四月十六七日は御神事故、未だ御普請全からずして、御遷宮は無之と雖も、諸人參詣を差許さる。公方家御先祖の神廟、外の宮寺同樣に賤しき町人共に建てさせ、御悅喜にて坐す事凡慮を以て悟り難き事共なり。島之內八幡宮も本社の普請ありて、四月下旬より遷宮を始め、芝居役者共神樂所へ集詰して守札等を出す。心齋橋筋には江戸新吉原の景色を移し、新町には諸所に作物(つくりもの)をなし、役者・賣婦の類、異樣の姿にて練物(ねりもの)をなす。これ八幡は賽物を貪り、遊女町は客を誘引せん

仁德靈社の俄騷

とて深く心を用ひし山子なれど、芝居役者を拜まんとて八幡の社内へ入り、新町其外の造物等を見物に行ける者は、其限りなしといへども、八幡宮の參物はいふに及ばず、新町に遊んで黃金を拋つ者聊もなし。八幡は申すに及ばず、新町・島之内等も存外の事にて大損をなせしといふ。心地よき事なり。博勞町仁徳天皇も、昨年御靈の大に金儲せし事を羨みぬれども、別に詮方もなければ、御旅所の普請砂持と稱し、三七日計りも氏子中へ賴込み、作物等をなさしめ、祭に等しく每戶に灯燈を出させ、人をして狂ならしめんと謀りしかども、昨年の阿呆を盡し、盆前の困窮骨髓に應へしと見えて、飛上れる馬鹿者少にして、是も大に心當違ひし樣子なり。御靈は昨年大金儲せしに味付き、當年も亦金儲せんとて其もくろみをなし、神樂所の普請、末社の遷宮抔とて取込む工夫をなし、氏子をせたげ、裏住居の者迄の鳥目迄奪取り、三七日の間氏子中每戶に灯燈を出させ、美しき神子を選み十六七人を召抱へ、無上に紅粉綺羅を飾り、役者の身振にて神樂など舞はせぬれども、餘りに金儲せんとて欲深く構へぬると、昨年飛上り過し盆前何れも苦しかりしに懲りはてしと見えて、山

總嫁の流行を妨止す

樋口三位殺害せらる

子當る事なし。八幡・天皇・御靈何れも大に當の違ひし事なりし、可笑々々。
五月八日晴、今夕大江橋・大川町横堀等にて素人の妻子、總嫁に等しき者共千人餘り召捕られ、道頓堀芝居へ引込まれ、御吟味あり。中には親夫の病氣にて困窮に迫り、據なくして出る者も少々はあれども、大方は婦女の所作嫌ひ、身を放埒に遊んで口を過さんと思ふ處の横著なる者にて、中には人を引張り身賣りしながら、其紙入等を奪取り、或は盜賊の手引等をなせる者共少からずといふ。親夫病氣等にて困窮に迫れる者には、少々の鳥目を下され、さもなくして出る者共は、大に叱りを蒙り、盜人の手引等をなせし者共は入牢となる。近年横堀・大江橋等の邊は、日暮よりして往來の邪魔になる程仰山なる事なりしが、之よりしては株ある總嫁の外は、右樣の事なく至て靜になりぬ。
五月十日頃京都に於て、樋口三位殿といへる公家、夜中妾と共に殺害さる。夫に付種々の取沙汰ありしが、何分にも不怪の事なり。四五十年以來堂上方の變死今度共に三人なり。松木大納言不良の人物にて、大勢の博奕打共を引込み、權威を以て

常に我儘を働かれしにぞ、後には其者共にもくろまれ、北山邊に宜しき博奕の催しありとて山中に連行き、擲殺されし事あり。又高倉殿參內せんとて出られしに、青侍の沓の直し方宜しからずとて、沓を穿きながら其侍の眉間を蹴破らる。斯る人なれば平日とても、不道理の事を云ひて、召使へる者共を困苦せしめられしといふ。此青侍之を大に憤り、平日よりして無理計り申さるれ共、主從の事故何事も堪へ忍びぬ。沓の直し方惡しかりしとて、面體を蹴破られぬる事口惜しき次第なりとて、其場より直に暇を取りて立去りしが、能々怒り堪へ難かりしにや、或夜忍込みて之を殺害せしが、直に此者召捕られて、死刑に行はれし事ありといふ。樋口殿にも博奕を好み、髮結床抔へ入込み、常に惡徒の附合をなす、至つて不人物なり。此一事にても萬事思ひ量るべし。近來新に妾を召抱へられしが、この女も至つて惡しき者にて、其惡を助け、燃ゆる火に薪を添ふる勢なりしといふ。斯る惡しき行狀の人なれば、其一家一人として正しき人なし。京都より外方へ申來りし書狀左の通り。

當所に先日珍事、樋口殿と申す堂上、高貳百石、夜分深更に兩三人忍入、主人三位殿

と申す方幷妾兩人を殺害し逐電の樣子。其翌日殿中一人も心付不﹅申、餘り朝寢に付、女中主人の寢處を見候處存外なる仕合、夫より大騷動に相成、洛中・洛外嚴敷御吟味有﹅之候處、右當人は主人三位殿子息近江權守殿と申す方幷雜掌岡田左衞門尉と申す者加勢、侍壹人都合三人にて相殺候由、明朝に相成候て侍兩人は役方へ御渡しに相成、近江守殿には樋口家にて番人附居候處、一昨日夕當人に下宮諸役人守護にて西役所へ御渡に相成候。誠前代未聞大珍事に御座候。定て御地にても噂御座候由承候得共、乍﹅序御咄申入候。先は時候御見舞旁﹅如﹅此に御座候已上。

五月廿三日　　　　　　近藤主殿

船越藤左衞門樣

渡邊登の騷動

品川に於ても五月中旬公家、侍の爲﹅體、盜賊・騙（かたり）等なせる者三十八計りも召捕らる。三州田原の城主三宅土佐守家來渡邊登と云へる者、外に醫一人・坊主一人都合三人同意にて、是迄年來八丈島へ渡り、私に交易をなせしが、此度密に無人島を開發し、己等が物にせんとて大勢の黨を結び、右坊主江戸表に滯留して、多くの武器を買取

りぬるにぞ、近來騷々しき時節、殊更大鹽已來、別して斯樣なる事は嚴しく吟味ある事なるに、坊主の身分にて仰山に買納るゝ事故大に怪しみ、其宿屋より直に訴出で、當人は申すに及ばず、其黨大勢召捕られ騷動せしといへり。
十日晴、夜に入り少雨、直に止む。當年は是迄時候も至極宜しきに就ては、諸人今年こそ豐年にして何れも價安き米を喰ふ事を得べしとて、之を悦び思ひぬるに、堂島の惡商共其裏をかき、時々相場あへかへし、安くならんとすれば之を引上げ〳〵する事なる故、頓と下落せず。十一日晴、天滿東照宮御遷宮に付御觸あり。
此度御宮御造營相濟、明後十三日正遷宮、同十五日より廿一日迄御神事有レ之候。依レ之火元之儀天滿鄕之内堀川より東へは爲二觸知一、其餘は右に付火の元別して入念候樣申達可レ置候。御宮御造營相濟、御遷宮・御神事に付、當十五日より來る廿一日迄諸人御宮拜見勝手次第之事、右之通被二仰渡一候間、町々入念可レ被レ觸候。以上。

五月十一日

右の通りの御觸にて、參詣大に群集せしといふ事なりし。

彥坂小源太の自殺

安藝廣島藏屋敷の平士彥坂小源太といへる者、當月十八日北新屋敷料理屋の二階に於て、咽喉を脇指にて突貫きて死失せしといふ。平野町海部屋善次といへる者に辱しめられし故なりといふ噂なり。さもあるに於ては、急度計らひ方も之あるべき事なるに、其事もなくして犬死せしは馬鹿者といふべし。

去月廿七日、大御所樣・大御臺樣西の丸へ被レ遊二御移徙一旨、從二江戶一被二仰下一候條、恐悅可レ奉レ存候。此旨三鄕町中可二觸知一者也。

五月十一日　伊賀　山城

北組總年寄へ

年柄宜しく豐年の徵あり

今年は時候至て宜しく、當月十日より土用なれども少しも申分なく、暑氣至つて烈しく作物等も十分なる樣子なり。西國より澤山に古米積入れ、別て肥後抔は屋敷の藏に充滿し、川口にある處の多くの元船にも積登りし儘になして有りといへり。され共米買占の姦人、堂島の惡商等の仕業にて、米價格別に下る事なし。憎むべき事なり。かく仰山なる米をやはり占置く樣子なり。此上にも矢張聊づつ占賣にして、多くの利を貪らんと思ひ工みぬるものなり。當年こそ豐作の兆明瞭なる事な

京極長門守等屋敷替を命ぜらる

賣主僧有夫の女を姦す

れば、悪人共寄集ひ如何程米價を高うせんと思ひ、凶作を祈れるとも得べからず。

京極長門守・溝口伯耆守・津輕越中守三人屋敷替にて入替り被仰付、御趣意何共分り難し。昨年二月西の丸御燒失にて、萬人諸事相愼み居候中に、三月九日・十日の金比羅の祭を、例年に相變らず賑かに見せ物・咄・物眞似等種々の鳴物にて囃立て、公儀をも憚らざりし故ならんと、世間にての取沙汰なりといふ。

六月廿五・六日の頃、傳法大念寺といへる賊僧、他處にて人の妻を犯し、其夫に見顯され一大事に及ばんとせしに、種々誤りて終には世間定法の銀談にて事なく相濟みしが、其節手に銀子なかりし故、歸りし上にて銀子を渡すべきに約しぬ。斯くて賊僧には己が寺に歸りぬれ共、其事は其儘に打捨て、傳法に於て一番の大家成田屋といへる家の後家・岸部屋といへる家の娘を犯し、口先にて多くの人を騙し、十貫目餘の金子を集め、梵妻を圍ひ、寺の普請等をなす。下地妻を犯されし男、其後約定の銀子を送らざる故、之を受取りに出來りしを、此者盗賊なりといひかすめ、寺内を普請せる處の大工手傳の類を賴んで此者打殺させ、死骸をば川に流せしといふ。類

ひ稀なる惡僧なり。之に依つて忽ち召捕られ舊惡悉く露顯せしといふ。之に懸合せし男女悉く召出され、以の外なる大變となりぬ。惡むべき事なり。

大洲小性の一件

伊豫國大洲城主加藤遠江守中小性に、佐野木工右衞衞門とて廿八扶持の士あり。此者當年五十二歲、妻ゆきといへる者廿七歲なりしが、此女百姓左五郞といへる者、當廿三歲になれると密通し、四月五日夜出奔し、大坂に參り福島に住居せしが、其由相知れしにぞ、木工右衞門幷同人弟香川幽齋とて他家を繼げる者、當年三十一歲なるを助太刀にて當所に出で來り、兩人を召捕り大洲屋敷に於て之を討ち、檢使東西御奉行より與力一人づつ見屆に來りしといふ。何か不都合の事共にて、本人は云ふに及ばず留守居迄世間の物笑となりぬ。六月廿九日の事なりし。馬鹿々々しき事にて、主人迄恥を曝しぬ。

原田又六郞家を絕たる

加賀金澤に於ても、六百五十石を領せる原田又六郞といへる士、藝子たの吉といへる女に打込みしに、此女素より藝妓の事なれば、外にも亦馴染の夫を拵へしとて之を憤り、六月十五日より同廿日迄同所の神事にて、城下一統に賑ひぬるにぞ、彼女をも外へ呼ばれて、酒席に取持をなして居たりしに、其席へ踏

込み、右たの吉幷母・姉、其家の女都合四人迄斬殺し、其場よりして直に逐電す。之に依つて大騷となり、之が爲に神事も暫く延引せしといふ。又六には一人の母あり。之を捨て斯る戯を仕出して、先祖相傳の家を斷絶せし事言語に絶えたる馬鹿者なり。併し當時の士には世間に於ても此類至つて多し。あさましき事に非らずや。金澤にて其節の落首、

だまされしたのき憎しと四人切はら田ち紛れ又ろくをすて

浪華にても下賤の者抔に斯樣の類折々有る事なり。世間に狼狽者共の限なき事也。當年は旱續きにて炎暑堪難きにぞ、依之病付きし物にや、伊勢路に於て狼多く往來に出でて、白晝に旅人・馬等の差別なく喰付きて狂廻り、龜山城追手先抔へも常に出で來れるにぞ、日々三百人餘りの人數にて狼狩をなし、至つて騷がしき事也といふ。廿九日晴曇不定、當年は是迄の運び時候立て宜しき故、諸國共豐作なり。堂島の奸人諸人の思はくの裏をかきて、時々米價を引上ぐる故、下らんとしても下る事なし。憎くき事といふべし。

七月八日晴、二更より大雨、三更に至り尤甚しく大雨・大雷電、伏見堀・京町橋少し西、瀨戸物屋の裏庇に落ち、怪我人なし。當時堀江伊呂波裏にも落ちしといふ。十四日晴、何者の申觸らせし事やらん。今日より五・六・七・八の間に堂島より北新地一圓に焦土となる由大に評判となりて、其噂至つて高く、堂島・北新地・福島等にて一人も寢る者なく、甚しきは諸道具迄取片付け、大に騷動するにぞ、公儀よりも御手當有りて、其最初言觸らせし者を御詮議ありと雖も、一向に相分らず。疑を受けて召捕らへられし者五六人もありしとなり。中にも十四・十五兩日の騷ぎ尤も甚しく、總年寄伊勢村など別て大狼狽(うろたへ)にて、火方の者を己が宅に引集め置きしといふ。何分にも當月中は油斷少しも成り難けれども、是より先にては廿二日・廿七日尤も然るべき日なりとて、何れも薄氷を踏む心地にて船の用意などをなし、すはといはゞ老人・子供・諸道具等を積みて逃去らんと、其用意を專ら諸人なすといふ。慌てたることゝいふべし。當廿五日は二百十日に當れども、少しも風の憂ひなく、時候に於ては何一つも申分なき年柄にして、諸國よりも是迄圍置きたる米追々に積登せぬれども、米價八十

三匁位迄下落せし事は暫時の間にして、九十目前後の相場常に離るゝ事なし。

此度專ら諸侯八人所替ある由を專ら風說す。先づ松平周防守棚倉より肥前の唐津へ、小笠原佐渡守唐津より棚倉へ、酒井雅樂頭播州姫路より出羽山形へ、榊原式部大輔越後高田より播州姫路へ、秋元但馬守出羽山形より武州川越へ、松平大和守武州川越より豐前小倉へ、松平三河守作州津山より越後高田へ、小笠原大膳大夫豐前小倉より作州津山へ。右の通りの風說なり。津山は年來本國の事故、高田へ所替の種々公儀へ手入有りし樣子なり。小倉は昔よりして政道正しからず、其上本城は申すに及ばず、往古よりの記錄・城付等の品迄燒失ひ、一揆內亂常に絕間なし。唐津は昨年來の一揆年來の政事よからぬ故なるべし。姫路も彼奸商大夫權柄を執りて下を痛め、上を利する事のみをなせる故の事ならんか、其餘も定めて仔細有るべし。防州が唐津へ所替に至ては、大利欲にて仙石の家を騷動せしめ、彼家滅知せらるゝ程の事にて、其上にも竹島の一件抔ありて、漸々一昨年棚倉へ所替仰付けられし事なるに、餘りに速なる所替といふべし。疑はしき事なり。

江戸御普請役を申付けられたる諸士

八月五日晴、今日二百二十日に當れども天氣申分なし。されば米價は矢張九十目前後なり。

此度御手傳に付、江戸より申來り候事、大體一萬石に千五六百兩との事に御座候。

二十一萬石有馬玄蕃頭・十萬石松平出羽守・九萬五千石土屋釆女正・六萬石松平丹後守・同小笠原佐渡守・四萬八千石青山大和守・四萬石餘毛利山城守。

國元へ御奉書の分左に

三十五萬石松平肥前守・四十二萬六千石松平安藝守・五十二萬石餘松平美濃守・十五萬石上杉彈正大弼・六萬石石川日向守・五萬三千石藤堂佐渡守・十萬石（等ニ御上納金高一萬六千兩）若州小濱酒井修理大夫。

右は西の丸御普請御手傳に付、此度仰付けられ候事に御座候。昨年諸侯へ多くの御用金を仰付けられしに、當年も亦如此仰山の事なり。諸侯多くは困窮せざるなし。下々定めて課役・用金を申付けて無理無體に絞上ぐる事ならん。農商の難澁思遣るべし。小笠原佐渡守は此前に記せる如く、奥州棚倉へ所替とのことなるに、其

上に又此度の御用金仰付けらるゝべき道理なし。定めて一方はどちらなりとも虚說なるべし。

十六・十七・十八・十九同じく快晴にして至て穩に、二百十日・廿日・放生會等の節々に少しも風雨の患なく、時候に於ては聊も申分なく、米・綿等も十分の豐作なるに、奸商米價を下ぐる事なく、今に至りても肥後米一石九十匁位、小賣の米一升百八文は至て下米にして、水にてほとばせし米にて、宜しき米の價は矢張百二十文以上なり。大坂へ出で來られてより大騷動を引出せし御町奉行跡部城州へ御奉書來り、町觸有り。水野越州の引掛にて定めて上首尾ならん。

跡部山城守被ㇾ爲ㇾ召、四五日の仕度にて參府之事。

右之通大坂三鄕不ㇾ洩樣可ㇾ相觸ㇾ者也 廿三日出立す

九月十九日

七月廿五日聖護院宮大峯入り、京都正卯の刻御發輿、當日午の時、禁裏御所にて御能三番あり、行列左の通り。

聖護院宮大峯入の行列

御近習同御先番・御小性衆云同達・加役同御賄方・加役同御膳方・加役同御勘定衆・上下侍一人同下座見・人足同御藥櫃・長刀・若黨同御醫師・上田法眼元孝・駕籠・人足挾箱・草履取合羽籠人足供廻り・上下同同同徒士・長刀・山伏若王寺殿役僧威法院殿・駕籠・若黨人足草履取同供廻り挾箱・上下同同徒士一人・附添山伏同御補任櫃・長刀・若王寺殿内三上式部法眼・上下徒士二人同長刀・挾箱同傘・草履取講中・上下同同徒士一人・上下二人同長刀・若黨同三井寺駕籠・草履取杖持傘・甫内金棒上下下雜式一人・上下上雜式一人・若黨同挾箱・人足槍・西御奉行一人同組與力・二人同同心・若黨槍一筋同同箱一對・草履取二人下役兩掛下座見一人・五七桐金紋同挾箱・槍同中道具・上下同同徒士・臺傘立傘長刀・山伏螺一人同笈一人・斧一人山伏袋入棚斧一人・天地稻妻模樣同山伏十五人・仙臺良學院・若黨同乘物・山伏二人同水桶一・徒士四人荷同槍傘・跡箱山伏同馬乘・若黨同挾箱同槍・山伏三人同役僧・槍同家老一人・供廻り八人傘・杳籠人足合羽籠供廻り茶辨當・人足八人計雜物・人足會津下座見・上下同同徒士・山伏一人同槍五筋・挾箱槍一筋・黑熊槍同中道具・山伏役僧・山伏螺同山伏七人・役僧一人一人・挾箱・槍同同客僧五十人・徒士五人同斧一人同笈一人・臺傘立傘具足弓・筒持同草履取・會津若黨同同南岳院騎馬・侍二人同槍傘・役僧・若黨同駕籠槍一筋・挾箱同乘馬・笠駕籠押杳籠人足・同螺一人山伏十人家老・供廻り人足下座見・挾箱黑熊槍同同同中道具・弩弓同臺傘立傘同同同同徒士・螺一人同斧一人笈一人・袋入杖・客僧十同五人具足槍・人足供廻・手幸不動院騎馬・若黨同朱傘鑊箱槍・弓杖・挾箱同役僧五人・山伏三人同茶辨當・笠籠合羽籠家老山

伏・草履取供廻り乘物・螺一人同長刀・槍人足廿人計下座見・挾箱同槍長刀螺一人同・客僧十八・富士山駕籠・若黨同徒
士二人・挾箱傘持上下侍同・挾箱同同徒士三人・槍・斧一人同笈一人客僧二十人・長刀・若黨同乘物・螺一人同・若黨同・筑州竈
門山駕籠・客僧十人・槍朱傘合羽籠人足供廻り二十人計・下座見挾箱同・臺傘立傘徒士二人・螺一人・同同
山伏斧一人・山伏笈一人長刀・客僧五人同・播州南光院駕籠・若黨三人・徒士二人同同傘草履取・挾箱・笠籠槍・合羽籠役
僧六人人足供廻り下座見・挾箱・槍・山伏役僧五人同同同徒士五人・螺一人同斧一人・笈一人・長刀・客僧五人同水桶
一荷・布衣六人・箕面山岩本坊輿輿持五人同・客僧太刀朱傘跡箱同・駕籠侍一人同・下山伏五十人計・役僧
智福院駕籠・挾箱槍傘・草履合羽籠人足供廻り・下座見徒士二人・挾箱同同臺傘立傘・徒士五人同槍・螺一人同斧一
人・笈一人・御文庫・五人同客僧素陀著四人同・長刀挾箱同・布衣四人同・武州三峯山觀音院輿八人掛り・大小筒兒同
一人・長刀朱傘挾箱同・乘物駕籠役僧同・槍挾箱同・槍箱槍箱・役僧槍箱同・同聖護院宮樣・人足役人同同御馬貳
疋紫飾り御法具・人足同簞笥御裝束櫃・人足同・伏見藥師院預り・山伏十人同・法華堂客僧卅人・祇園社本學院
客僧五十人同・螺二人同役僧五十人・寅皮鞍覆若黨乘馬・羅紗鞍覆同同同・長刀・役僧傘・諸國山伏先達三十四人供廻り七
人づつ・客僧二人・長刀・大坂萬寶院・山伏數不レ知・諸國山伏廿人計り一組にして廿組計り・信州和合院・山伏侍十二人組にし
て十組計・佐々木能登守騎馬侍一人同・傘草履客僧二人・長刀・並木日向守騎馬侍一人傘・草履・杉本

中將騎馬・小野澤按察使騎馬・近藤治部卿騎馬・小野澤宮內騎馬・杉本刑部騎馬。布衣二人

同客僧六人・長刀・坊官雜務法印馬・傘草履役僧・坊官岩坊法印・相州菅山客僧・廿人・大坂理性院・長刀・山伏同

五人此位人數に供廻りて廿人計・聖護院內・長刀山伏一人同・馬乘傘挾箱・對添皮數持人足・供廻り人足馬乘・此位人數にて十組計同螺一人・

斧一人同山伏六人・傘沓持馬・馬・侍・狩衣十人同同山伏廿人・侍十二人同聖護院宮御輿但し御所車の上の様なる形にて結構なり

仕丁六人・草柳色羅紗縫御紋同菊螺同長刀笈一人・山伏役僧三人・白木七五同笈一人・三繩張水桶一荷紅綱入同斧一人・紅綱入螺五

人・山伏五人同禁裏御撫物・侍四人同・役人同・袋入斧一人同役僧御太刀・客僧十五人同御唐櫃・布衣十人同御立傘・

御紋付覆御挾箱覆同茶辨當・御水桶供廻り役人・侍三人附添人數多く有り・槍・家老駕籠五挺若黨同・人足供廻り多く・信州高

麗院外に山伏十人計宛十二組・若王寺螺一人・斧一人同笈一人・水桶一荷・山伏笈・山伏水桶水入・若王寺殿輿文庫持舍人

包持舍人十人・太刀傘草履。沓持挾箱同・役僧・騎馬二人若黨同・若王寺下江戶大藏院・諸國先達五人下座見・客僧五十人唐櫃

斧一人・笈・客僧廿人長刀・唐櫃同螺一人・下座見・斧・笈客僧三人同・挾箱・長刀同・槍附添山伏數不知笠籠合羽籠供廻り人足・

同六角組と供廻り七人・諸國先達十七人・跡箱持三人具足弩弓同・挾箱臺傘・立傘同螺一人中道具・客僧五人同・客僧四人・斧・長

刀供廻り同・螺一人、斧同・山伏十八同笈・若黨馬乘・長刀・附添駕籠・葵紋附唐櫃・挾箱槍・槍挾箱山伏供廻り人足此位にて廿組計り・

備前五流尊瀧院侍二人同・挾箱弓同・槍朱傘・侍一人同臺傘・立傘・斧・笈刀・客僧十人長刀・若黨同馬乘・五人同山伏・槍

押人足・五供廻り・流報恩院同螺一人侍三人・山伏五人・役僧二人・同挾箱・同槍同斧二人・笈・騎馬同若黨・山伏・侍一人・同挾箱同槍茶辨當(皮敷物)押人足・山伏五人供廻り同侍三人・長刀・臺傘合羽籠人足・五立傘馬・沓持馬乘供廻り・流堅徳院同挾箱・槍三筋同螺一人・斧同山伏・笈・同若黨騎馬・長刀傘挾箱・人足合羽籠・五供廻り・流傳通院下座見・騎馬同若黨・侍四人同挾箱・同槍役僧同螺一人・斧同跡箱・長刀立傘草履・笠籠人足合羽籠供廻り・大法院同挾箱・同槍・同斧同螺一人・馬乘同侍六人・同若黨山伏・挾箱傘草履・供廻り合羽籠連德院・騎馬同挾箱・同槍臺傘・立傘役僧二人侍十人・斧・長刀同跡箱・傘同槍・草履供廻り合羽籠人足・水戸二階堂下座見・同螺一人山伏十人・同斧一人侍二人・同葵金紋挾箱・同槍臺傘・立傘侍五人・槍刀持長刀・同若黨馬乘・押人足大勢供廻り。乘物・沓籠・合羽籠笠籠・王林院馬乘人足十人計・東光院同山伏一人・同斧山伏五人・山伏二人同挾箱・同馬乘若黨・附添人足。壽仙院・淨蓮院・覺叫坊・又一人名前不レ知(一組に十人計りの人足なり)・玉瀧坊同挾箱・同槍・同螺山伏二十人・同若黨乘物・供廻り山伏外に人足數不レ知・命鶴院同挾箱・同槍馬乘同若黨・同螺同斧・同若黨乘物・山伏二十人同山伏三人・馬乘若黨人足・山伏廿人計りに外に人足供廻り・龜山寶成院同山伏一人・同斧同螺一人・笈・同刀山伏三人長刀・同若黨馬乘・小山伏馬乘侍三人同若黨・供廻り人足圓成寺同槍十本・行列同徒士五人・同先箱臺傘同槍・立傘同侍十人・斧同螺一人・笈若黨四人人足馬乘・刀、長刀同烏帽子五人・茶辨當外に人足供廻り・笠籠・螺一人合羽籠同山伏十人計り(人足共)此位の人數にて廿組計り・同挾箱臺傘・同侍十人立傘・同若黨乘物・挾箱長刀茶辨當同山伏五人・山伏百計り・長州養藏院・同若黨馬乘・同螺一人山伏十人計り・斧同若黨・人足・供廻り馬乘・烏帽子大紋水色に白三

筋三井寺三人・白木にて六尺八角棒持長刀・若黨同馬乘侍傘・挾箱沓持・同右の通りにて十三頭何れも馬乘り・方內鐵棒二人・雜色・所司代名代馬乘頭三人・供廻り足與力供廻り三頭・同心二人人足供廻り　以上

前に記せる諸侯八人所替の噂之あるに付、何れも一家も銀札のあらざる家なし。夫夫の、銀札反古となりては如何ともなし難しとて、其領知々々は申すに及ばず、他領よりも頻に銀札を持付け、之を正金銀に引換へんとす。何れも大困り大狼狽をなして混雜する事なりといふ。

白峯の神祟る

讃州高松侯白峯の神領に於て、火術の催し有り。此處町打等を爲すには至つて宜しき場所なれ共、靈神の神領といひ、又其邊に池ありて之も何か主ありて、大に其祟ある由申傳ふるにぞ、諸人其ことを言立てゝ、之を留めぬれ共、侯更に其諫を用ふる事なくして、其處に於て備を設け、之をなさしめて侯にも見分せられしに、炮碌火矢を一放するや否や、直に一天搔曇り大風・大雨・震動・雷電して家を吹飛し、樹木を吹倒し、人死・怪我人多く、大に狼狽をなし命から〲逃歸られしといふ事なり。噺見苦しかりし有樣なるべし。

近年男力取共不法の事多く、力士男伊達抔とて大に誇りぬれ共、頭取共は何れも穢多彈左衞門が手下に屬せる風呂屋・生洲女郎屋等を渡世とし、頻に花相撲を興行し、市中殘らず裏家の隈々迄も七八人・四五人宛一群にて相撲通り札を押賣致し、如何樣に之を斷れ共更に聞入るゝ事なく、多勢奴原口々に惡口雜言吐散らし、其家々に無理無體に通り札を投込み置きて、日を經て札錢を取集めに來る。不埒なる事是より甚しき者は非ず。正道を以て之を拒み、受けざれば忽ち狼藉にも及ぶの勢なる故、止む事を得ずして諸人札を受置きぬ。憎むべき事なり。今年八月の事なりしが、中の島辰巳屋何某が家にて通り札數枚無理無體に押付け置きぬるにぞ、店方の者之を斷りしに、其斷の言方宜からずとて、七人の角力取共其者を捕へ、散々に打擲し、大に狼藉に及びしにぞ、其趣を町御奉行所へ訴出で、頭取花相撲を致せる者共大に御咎を蒙りしにぞ、右七人の者共は頭取より何れも天窓を剃毀ち、坊主となして追拂ひしといふ。又堂島濱方の者共も餘り角力取共不法を働きぬる故、已來一切世話不ㇾ致旨頭取を呼付け大に叱付けしにぞ、頭取共も已來堂島に見放たれては

身上立行き難く、角力興行の大差支になりぬる故、平詫に課入りしといふ、心地よき事なり。右に付

口達觸

近在にて相撲興行致し候節、三郷町々にて通り札押賣致し候者有レ之趣に相聞、不埒の事に候條、以來右體の者有レ之ば其所に留置早々可レ訴出レ候。

右之通先年より度々口達を以相觸置候處、其後年月相立忘却の者之有るや、近來又々相弛み、在領又は市中寺社境内等に於て、寄進或は花相撲と唱へ興行致し候度每、相撲取共多人數町家へ立越通り札押賣同然の儀致し、町人共及二迷惑一候由相聞、不埒の至に付取締の儀、此度相撲頭取共幷花相撲願人最上屋卷右衞門等へ嚴重申渡置候間、此旨相心得、以來右札賣付候共、望に無レ之候はゞ買受申間敷候。其上にも押賣致し候はゞ、兼て觸渡置候通留置、早々可レ訴出レ儀は勿論、力者の儀に付留置候儀難レ致候はゞ、罷歸候跡にても不レ苦候間可レ訴出レ候。

右之通三郷町中へ不レ洩樣申聞可レ置事、右之通被二仰出一候間、町々入念可レ被二相

觸候。已上。

八月廿五日

北組總年寄

十八日聖護院宮御著。西御堂御止宿にて、十九日御發輿、見物人群をなし大坂市中一統に大に騷々敷く、源八の渡船を乘沈め怪我人多く、白晝の事故死人はなかりしといふ。廿四日辰より巳の刻迄雨、巳後止む。申の刻再び雨、此四五日は至て暖にして八月中旬の時候に同じ。廿五日巳の刻少雨北風吹く。此間内に引替寒氣甚し。

米價下落す

當年豐作に付、是迄年來諸國共占圍ひ置きし米を積登せる事限なし。別けて兵庫の港には是迄凶作にて米穀なしといひし處の北國よりして、古米を積みし船計り百艘餘、兵庫にての米相場淡路米極上酒造に潰せる所の米一石六十八匁、餘は六十匁位なり。さらば夫にて賣らんといへば之買ふ者一人もなし。多くの米船米を賣る事もならざれば、其儘に積歸る事もなし難く、港一面に米船にて詰まりぬといふ。されども大坂に於て搗米屋の札上米は百二十文、極下米八十四五文位、長州米一石八十二三匁の相場也。惡むべき人氣なり。又盜賊の徘徊せる事甚しく、町毎に三軒も

跡部山城守大目附に轉ず

五軒も入らざる所なく、甚しきは大にかけ聲をなし、石にて門戸を打砕いて押入りをなす。公儀なきが如し。

先月召歸されし跡部山城守、信濃守と改名し、大目附に轉役す。此人元來身に德分多き役なる事故、長崎の町奉行になりたがり、種々樣々に手入せしか共、兄の先生の手にも及ばざりし事にや、案外の事に轉役す。此人在坂中、灘邊の豪家・大坂市中等にて仰山に金子を借入れしが、町奉行の役柄を思ひしにや、市中の借財には聊の仕法立をなし引取りしが、灘邊の豪家の向は悉く踏散して引取りし故、何れも大に迷惑すといふ事なり。自己も亦長崎奉行の心組違ひて、聊も賂ひ手に入らざる大目附に轉役せしかば、主從共に望を失ひ大に困窮すといふ。可笑しき事といふべし。昨年騷動內亂せし丹波柏原城主織田近江守一件、漸く御裁許あり。近江守遠慮被仰付、家老共追放・暇等に相成り、其外夫々に手輕く相濟むといふ。此一件に付松平伯耆守殿公用人も公儀よりして御暇出されしとなり。

晦日晴、申の刻より微雨、夜に入り晴。當月下旬より米仰山に諸國より入津し、米價

唐津預所の一揆未だ落著せず

下落。肥後米一石六十五匁五七分位、餘は是に准ず。され共其割には搗米屋の直段下る事なし。

十一月晦日晴、米は諸國よりして追々澤山に入津するにぞ、六十三匁餘りに下落す。之を引上げんとて堂島の大騒動し、時々相場を打潰しぬ。肥前唐津の御預所、昨年來の一揆の落著未だなし難く、筑後柳川の御預所同國の内に一萬石計りあり。其内にて三池と云へる所（唐津より十里計り隔るといふ）へ、公儀より新に御陣屋建て、御代官・御吟味役等御出張にて、一揆せし頭人を選び召捕へ入牢せしめ、吟味至つて強く、火水の責に遇ひぬれ共、只平和なる返答にて、唐津の苛政を申立つるのみなるにぞ、追々に入牢の一揆多くなりて、此度新に建てし獄屋にも入れ餘りて、又別に獄屋を建てられしといふ。何れも一人として發頭人を白狀する者なき事故、入牢の者凡千人計りに相成り一向に事落著せず、大に役人にも困り果てぬるといふ事なり。唐津よりして日々役人衆へ面會せんとて使者を立てぬれ共、之に逢ふ事なしといふ。小笠原の評判散々の事也。最初一揆の中にて發頭人と覺しき者二十人を選出し吟味すれ共、唐

津の惡政を言立て、人氣一統に立上りし事故、誰有りて發頭人といへる者なしといふにぞ、種々の呵責をなす。於之「餘りに堪へ難し。今は詮方なし有體に發頭人を白狀すべし」とて、「何村にて誰、何村にては誰々」、とて二十餘りを名指しぬるにぞ、其名指せる者共を一々召捕らへ、是を吟味すれ共、更に其事なしと言募るにぞ、下地者共を名指する者共を呼出し、「其方共が白狀故彼等を吟味すれ共、其事なしといふ。如何なる故ぞ」と尋ねらるれば、始め之等を名指して白狀せし者共、口を揃へ「如何にも彼等が申す通り更に發頭人共にては無之候得共、私共を嚴しく御責なされ候故、苦痛に堪へ難ければ是非なくして口に出し次第、罪なき彼等を名指したるにて候」と、更嘯いて平氣なる故、詮方なくて後に捕へし者共を嚴しき責にかけぬるにぞ、之も亦始の如く何村の誰・何村の誰と苦痛に堪へ難き故に、之を名指して其責めを緩めらる。又名指せし者共を召捕へ、嚴しく是を責むれば、同樣の事なり。此故に仰山に入牢せる者計りにて、誰一人頭人といふ者なし。其事少しも分らざる故、未だ落著せずといふ。一揆共腹を居ゑてよく一致せし事といふべし。

大坂城本丸へ賊入る

十二月三日の夜、大坂御城御本丸御金藏へ盜賊入りしといふ。金取りしとも、亦石垣を壞れ共嚴重の固にして入り難く、屋根を穿ちしか共、同樣の事にて入る事ならざりし共、取取の噂なり。御門止になりて嚴しく吟味あれども、少しも手掛りなしといふ。堅城の内數々の塀・堀等を越えて、外より賊の入れる道なし。定めて盜賊は城中に在るべき事と思はる。

十一月下旬、江戸四谷邊出火。方四町計り燒失、其日又引續き二十町計り燒失。

米穀納相場

歳内納相場

筑前 米六十一匁五分	同古 米六十七匁五分	同餅 米八十八匁	肥後 米六十六匁五分
同古 米六十五匁	同餅 米九十五匁	同太 米四十八匁	同小麥八十五匁
同宇土米六十四匁	中國 米六十二匁	同古 米六十八匁	廣島 米五十七匁五分
同古 米五十七匁	肥前 米六十二匁	同古 米六十三匁	田安三木六十四匁
同島下米六十三匁	同西成米六十五匁	弘前 米四十三匁	沼田 米六十三匁
忍 米六十四匁	釆女 米六十三匁	同八ッ代米六十五匁	同出口米六十一匁

小田原米六十一匁
同城附米五十八匁
同餅　米九十目
金谷　米六十九匁
加賀　米五十三匁
同粟野米六十五匁
同撰　米五十八匁
宇和　米五十八匁
米子　米五十三匁
明石　米六十六匁
柳川　米六十四匁
丹後　米五十八匁
龍野　米五十匁

大村　米六十目
同餅　米八十目
同筑前米五十九匁
唐津　米五十六匁
伊豫　米四十八匁
岡　　米五十六匁
平戸　米五十六匁
同小豆七十八匁
筑後　米五十八匁五分
姫路　米五十三匁
同並　米五十八匁
同餅　米六十六匁
豊前　米六十一匁

秋田　米四十五匁
同宮崎米五十五匁
相良　米四十七匁
島原　米四十七匁
山形　米六十五匁
同大豆六十五匁
同大豆六十七匁
秋月　米五十九匁
同大豆七十八匁
清末　米四十七匁
讃岐　米五十五匁
津山　米六十三匁
同生餅米七十五匁

延岡　米五十七匁
中津　米六十三匁
一ッ橋　米六十三匁
同豊後米四十九匁
長門　米五十九匁
備前　米六十一匁
大洲大豆七十二匁
同餅　米九十目
日出　米五十三匁
若狭野米四十七匁
淡路　米六十六匁
同飛　米五十九匁
佐土原米五十五匁

林田 米六十四匁　薩摩 米六十九匁　伊東 米五十七匁　同小麥七十六匁

同精麥四十九匁　新谷大豆七十一匁　新田 米六十一匁　出雲 米四十七匁

吉田 米六十目　高鍋 米五十六匁　森岡大豆五十八匁

越年米　百四十萬千六百八十俵

天保十一庚子年

年始より祥瑞あり

舊冬廿九日、夜に入る迄も雨天なりし故、元朝の天氣如何あらんやと思ひしに、思の外に快き天氣となりぬ。二日も同じく晴渡りて、當年も豐かなる瑞相を年の初に顯れぬる事のいとめでたくぞ思ひ侍べる。斯る瑞祥の現れぬる年柄なれば、人間の私を以て奸惡なる業をなせる者なくして、天理人事に背く事なくば、天下も太平にして四つの海も浪立たぬ樣にはなりぬべし。昨冬の事なりしが、太上天皇よりして、關の東へ贈らせ給ひしといへる御詠歌を承りしに、

民草に露のなさけをかけよかし治まれる世を掌る身は

と御詠ませられしとなん。三日曇晴定まらず、暮前よりして雨少しく降出でしが、初更過に至りて雨止みぬ。四日晴、當春の淀屋橋南詰にて米の初相場を定めぬる直段書を見しに、

米穀初相場

筑前	米六十一匁八分	同古	米六十七匁五分
肥後	米六十二匁五分	同古	米六十五匁

同餅　米九十五匁　　中國　米六十二匁五分　　廣島　米五十七匁五分　　肥前　米六十一匁七分
讃岐　米五十三匁五分　　備前　米六十一匁五分　　淡路　米六十五匁七分　　筑後　米五十八匁四分
豐前　米六十匁八分　　薩摩　米六十九匁　　岡　米五十五匁　　柳川　米六十三匁五分
中津　米六十二匁五分　　伊豫　米四十八匁　　米子　米五十二匁五分　　出雲　米四十六匁
岡大　豆七十五匁　　大洲大豆七十二匁　　帳合寄付六十一匁八分より二匁　　金錢相場六十匁七分九匁

越後小千谷春相場

越後小千谷春相場

一、米四斗四升俵金十両に付三十俵　一、大豆六斗入二貫五百文　一、小豆六斗入一歩三朱
一、金相場六貫五百文

九州中國の豐饒

近年諸國凶作なれ共、九州・中國は豐作にて多くの米穀を占圍ひ、過分の金儲をなせし上、昨年は取分豐作なるに矢張占賣になして大に利を得し事故、農商共に鼓腹して樂しむと見えて、正月の末より伊勢參宮に出來れる者其數限りなく、先年の御蔭參りに異ならず。

各所の開帳

當月初より京都を始め所々に開帳ありしが、京都・近江・石山・三井寺等は參詣人大に

群をなして仰山なる金儲せしといふ。中山・甲山・摩耶山・西宮・人丸等の開帳は、散々の事に參詣する人甚だ稀にして大損をなせしといふ。中にも明石の人丸の開帳には狂女有りて髮を取亂し、參詣の小兒に喰付きし事ありしにぞ、「鬼出て人を食ふ」とて其惡說を頻に言觸らせしかば、愈〻參詣もなかりしといふ。

各所の砂持

五月上旬より北神明・堀川の蛭子・靈府の稻荷・平野町の神明・博勞町天皇の御旅所・茨・住吉等に砂持あり。中にも北神明には堂島の者共大に踏込みて、血汗を流し黃金を費し、大働にて所々に造物(つくりもの)をなす。二見・宮川・相の山・錢掛松・天浮橋・淺間山、其外種々の造物外々にも澤山の事なり。相の山には伊勢より非人お杉・お玉を抱へ來りて、相の山をば伊勢の通りになしぬるにぞ、素より飛上りの狼狽者多き所なる故、お杉・お玉を見んとて、砂持の終る迄大坂中震動し、日々見物に出行く者數十萬、誠に呆れ果てたる事にして、用事有りて往來をなす者も、見物に行ける大勢に道を障へられ、困り果てぬる程の事なりし。此非人共を連來りしは十七・八日の頃なりしが、雨天勝にてありしか共、大勢の見物雨に平うてになりぬるをも構はず押合へる有樣、可

笑しき事にてありぬ。斯様の事によりて、北の神明・堀川の蛭子は、格外の參詣にて上り物も思の外に多く、神々よりも社人共大悅限りなし。其餘の神社は參詣も稀にして、上り物も至つて少く雜用倒れなりしといふ。

九州中國の大風雨

同四日・五日、九州より中國筋至つて大風雨にて洪水出で、筑前・筑後等は、水家の棟に及び多くの家を流す。されど共人は格別損ぜざりしといふ。筑前は田地二萬石計り流失せしといふ。長門も同樣の洪水なりしか共、至つて水捌けよき所故、家も田地も損ぜざりしといふ。安藝・備中・備前等何れも少々宛の水損あり。備後にては山崩れ、其邊の人家は殘らず押潰し押流し、人死八十三人・田地四萬石計り流失し、悉く河原と成りしといふ。

諸々の天變地異

信州上田も其頃なりしが、先年の淺間燒の如く山より火燃出で、石を飛ばし砂を降らす。其邊の家悉く燒失す。されども人死はなかりしといふ。同じ頃江戶大に地震せしとぞ。其後の事なりしが、下總の百姓親の敵を討つ。至つて柔弱なる敵にて、名乘掛かると逃出しゝを、後より斬倒せしといふ。

米價下落し盜賊横行す

米價大に下落し、四月の末五月中旬頃迄も六十一二匁位になる。近來諸國より登りし米も大層の事なるに、當年も氣候宜しく豐年の樣子なる故也。されども油・炭・薪・紙・臘其餘何によらず、悉く高價の事なり。何れの品も之れを占囲へる者ある故なりといふ、憎むべき事なり。又盜賊頻に徘徊し、市中大に恐れをなす。御仕置も多き事なれども、惡徒絶ゆる事なし、歎くべき事なり。

物價騰貴

七月三日晴、今日に至り時候の模樣土用相應にして、始めて天氣快晴なり。土用前より雨天續にて、土用に入りては同樣にして時候不順なるにぞ、忽ち奸商等時を得て米價を無上に引上げて、一と頃は九十四五匁となりぬ。近年凶作に依つて越年米纔か七八十萬位なりしに、當年は八月半ばに至れ共追々に諸國より登り來りて、有米百四十萬計りも有るに、土用半ば過よりして氣候も直り、天氣も至て宜しく、二百十日も風なく至て穩かなるに、米價は格別減ずる事なく八十五六匁位にて、小賣の米屋等には下直には九十二文、高直なるは百十二文位なり。其上二た枡を遣ひ、又枡の底に煉糠を塗付け抔して、不埒なる者共大勢召捕られ、其外紙の價は平常に倍し、是

も買占むる者有りて大勢召捕らる。其外油屋・酒屋・臘屋等不正の買占、酒の過造等をなせる者共大勢召捕らる。奸商・惡徒の輩、御政道も嚴しき事なれども絕ゆる事なし。炭薪の類も平常に價倍せり。何一つも下直なる物なければ、貧窮せる者共の口過成り難き事なり。

米價下落

奸商等肝膽を碎いて、米價を無上に引上げんとすれ共、氣候聊か申分なくして、米も綿も至て豐作なる故、詮方なくして當月二日には次第下りにて、六十八匁位となる。

主人殺しの女を所罰す

十九日時々雨。今日主殺の女、御仕置有り。此者玉造與力多期權之助と云へる者の方へ奉公し、主人の母親并妹弟三人とも夜中に殺害し金を盜取り、盜賊入りし樣に言爲し、自若として有りしが、天命逃難くして直に白狀に及び、高麗橋東詰にて三日曝され、鋸引の上磔となる。此女牢番と姦通し、此節懷姙月重りし故、金を盜取り借宅せんと思込み、斯る大惡逆をなせしといふ。餘りに稀有なる惡者故、之を見んとて男女・老少の別なく、大騷なる見物にて、其邊往來もなり難き程の事なりし。

米價下落

九月に御調になりし處の紙屋仲間・油屋仲間等は、無事に御叱・御利害等にて相濟み

しか共、酒屋の過造りせし者共、天滿邊にて二三軒闕所となる。又木炭等大に高直なるにぞ、是も買占の者之あるべしとて、木炭の問屋は云ふに及ばず、仲買迄も御吟味あり。大勢押込・他産(參カ)止め等之あり、米は至て澤山の事にて、此節に至りても當年の米の登れるは至て稀にして、昨年の國々にて占圍ひし古米數限りもなく、追々積登せるにぞ、奸商共如何に氣をあせれ共詮方なく、米價も次第々々に下落し、當月半ば頃には筑前米一石に付五十五六匁の相場となる。諸侯達も米價下落にて大に算用違ひ、金子を借らんと、町人を對手に種々無量なる仕法立ありといふ事也。

廿四日曇。午の刻より少雨、申の刻より大雨、來春正月に閏月有りて十三日に當月の節に入る事なる故、時候も例年より暖かにして至て暮しよき事なり。中旬よりして天滿天神本社の地築始まり、上り物・花角力等にて賑かなる事なり。江戶にては所々方々に櫻花を開き見物大に群集せしといふ。

諸侯所替之儀被仰出。武州川越より出羽庄内へ、松平大和守。越後長岡より川越へ、牧野備前守。庄内より長岡へ、酒井左衞門尉。松平兵部大輔明石　貳萬石御加增

米價と諸物價との調節を失ふ

米穀納相場

にて十萬石の格となる。

十二月二十日晴曇不定。近來米價のみ下直にて、諸品高直なる故世間至て淋しく、又盗賊至て多し。町家に於ても鴻池善右衛門手代不埒の事をなし、其掛り多勢入牢し、善右衛門も御召出に相成り、散々の有樣なりといふ。是等は町人の事なる故論ずるに足らず。其外種々様々の宜しからぬ事多き事なりし。

當年仕舞相場

筑前 米五十九匁五分	同大豆八十五匁	肥後 米六十三匁五分	同古 米六十二匁五分
同餅 米九十八匁	同太 米四十七匁	同小麥 六十七匁五分	同宇土米六十二匁
中國 米五十九匁五分	古 米五十八匁	廣島 米五十五匁五分	同古 米五十四匁五分
沼田 米六十三匁	田安三木六十八匁	同島下六十四匁	同西成米六十三匁
同有島米六十匁	同河邊米五十九匁	同泉州米五十九匁	弘前 米六十匁
肥前 米六十匁	同古 米六十匁	忍 米五十五匁	若狹野米六十八匁
采女 米六十二匁	八代 米六十二匁	同出口米六十匁	小田原米六十一匁

大村　米五十八匁
城附　米五十六匁
同餅　米九十五匁
一橋　米六十八匁
加州　米五十三匁五分
同粟　米六十三匁
同撰　米五十六匁
同小豆八十二匁
日出　米五十一匁
淸末　米四十七匁五分
淡路　米六十九匁
同飛　米五十六匁五分
林田　米七十四匁

秋田　米四十二匁
同餅　米八十三匁
同筑前米五十八匁
唐津　米五十五匁
伊豫　米四十七匁五分
岡　　米五十四匁
平戸　米五十三匁五分
秋月　米五十八匁五分
筑後　米五十一匁五分
德山　米六十二匁
丹後　米五十八匁
豐前　米六十二匁
佐土原米五十四匁

同地廻米四十八匁五分
同宮崎米五十四匁
相良　米四十五匁
島原　米四十五匁
山形　米六十三匁
同大豆八十四匁五分
大洲大豆八十五匁五分
同餅　米九十五匁
同大豆九十匁
柳川　米六十三匁五分
龍野　米五十匁
同生餅米七十六匁
伊東　米五十四匁五分

延岡　米五十七匁
中津　米六十三匁
金谷　米七十五匁
同豐後米四十七匁
長門　米六十一匁
備前　米六十一匁
宇和　米五十七匁五分
米子　米五十一匁
姫路　米五十七匁
讃岐　米六十匁
津山　米六十匁
薩摩　米六十六匁
同精　米四十五匁

高鍋 米六十五匁　新田豐前米　六十匁　出雲 米四十五匁　吉田 米五十九匁

森岡大豆六十七匁

越年米　百六十一萬六千俵

同十二辛丑年

米穀初相場

米初相場

筑前 米五十七匁八分	同古 米五十四匁五分	肥後 米六十一匁八分	同古 米六十匁五分
同餅 米百目	中國 米五十七匁八分	廣島 米五十三匁八分	肥前 米五十八匁
讃岐 米五十八匁	備前 米六十目	淡路 米六十七匁五分	筑後 米五十六匁
豐前 米六十一匁五分	薩摩 米六十五匁	岡 米五十三匁	柳川 米六十一匁五分
伊豫 米四十六匁五分	中津 米六十三匁	米子 米五十匁	出雲 米四十四匁五分
岡 大豆八十四匁	大洲大豆八十四匁五分	帳合寄付五十六匁五分より七分	

諸所の大風難船

正月八日晴、今日川口に於て炭薪を積みし船難風にて覆らんとす。上荷船之を助けんとて乘出せしに、却て其船覆り、船頭九人一人も助かる者なし。春來の寒氣近年覺えざる程甚しき寒氣なる故、凍死せし樣子なりし。

廿六日の風にて、下關に於て二百艘餘りの船を覆し、乘合の人船頭に至る迄一人も

助かりし者なく、悉く死失せしといふ、大變の事なり。此日播州室・紀州浦等にても難船あり。其餘猶多かるべし。遠州灘の邊は定めて多く有りし事ならん。痛み思ふべき事なり。

近來木炭・紙・油其外諸色至て高價なりしが、春來愈〻高くなりて、雜木一掛七百文餘、炭一俵九匁、油一升七百文、上よりして種々に御取調べ之れあり、嚴しく夫々へ仰渡され、聊かにても買占致しぬる者は、乍ち御咎を蒙りぬる事なれ共、夫にても下落せず、諸人困じぬる事共なり。又昨冬已來魚類至て稀にして、之迄鰤一尾にて十二三匁位なりしが、二貫五百文位なりしに、春になりて愈〻上り、三貫八百文後に四貫文位に至る。至て下魚にて、下賤の者ならでは食せざる處の鮪魚さへ三貫五六百文の價なり。餘は之にて知るべし。諸侯の藏屋敷に於て、館入の者共の振舞の節、作り身に鮪を使ひしといふ、之全く舊冬よりして寒氣至て烈しく、日々氷張りて手水鉢抔もいてわれぬる程の事なる故、寒氣にて魚水上へ浮む事なき故、漁し難き故なりといふ。

暴風

閏月廿六日暴風雨にて下關計りにて船二百餘艘覆り、船中に乘合せし人々十にして九分九厘迄水死し、波にて海濱へ打上げし人々の死骸又助船にて引上げし死骸等山の如く、岡に積並べ、何が何共分ち難く誠に大變の事にて、無事の船とては下關湊へ繫げる船辛じて三艘計り助かりしといふ。此日紀州沖其餘所々浦々にて仰山に船を覆し、人死數多有りしといふ。晦日晴曇不定。江戸西の丸大御所樣薨御。二月五日御停止の急御觸ある。二月五日曇、午の刻より雨、夜に入り益〻甚し。今日肥後國相良に百姓の一揆起り、城下へ押詰め家老屋敷を打潰す。家老田代善右衞門這々の體にて裏より逃出で走りしが、詮方なく寺院へ逃込み、腹を切りしといふ。〔頭書〕後に至りて、灰屋九兵衞別家茨木屋源左衞門に委しく此事を聞きしに、屋敷へ押掛け散々に打崩しぬる故、大に恐怖し、裏道より逃出で或寺へ走込みしが、百姓共次で追付、當人を大勢にて取圍ひ、詰腹を切らせしにぞ、詮方なくして死失せしと云ふ。見苦しき事なりしとぞ。一揆の者共は十分に狼藉をなし、速に引取りしといふ。斯る事に至れる事定めて姦曲甚しき家老なるべし。されども大任を蒙れる家老善惡は格別、百姓共の爲に斯る事に及べる事相良侯の恥辱此上もなき事にして、公儀はいふに及ばず、他國へ對し面目なき事といふべし。同國八代の城代長岡監物よ

肥後の百姓一揆

り、近邊の事なる故加勢の手配をなし、二番手の備を用意せしか共、百姓共十分思へる儘に仕おほせし事故、速に引取つて其間にはあはざりしといふ事なり。

諸士所替を命ぜらる

松平大和守殿・酒井左衛門尉殿・牧野備前守殿何れも所替之儀、舊冬被㆑蒙㆓仰候處、出羽の庄內舊主を慕ひ、所替の儀御止被㆑下候樣にと公邊願ひ書を以て、水野越前守・太田備後守・脇坂中務大輔・御大老井伊掃部頭殿・水戶侯等へ駕籠訴訟致し、此儀御取上無㆑之に於ては、領內の百姓一人も不㆑殘長岡へ御供可㆑被㆓仰付㆒、此儀も相叶申さず候はゞ、酒井侯の發駕を見送り、領分境に於て一人も不㆑殘餓死をなすべしといふ。領內一統大に騷動を〔脫カ〕神君世を治め給ひてより、以來國替の諸侯其數限りなしと雖も、斯る殊勝の騷動せし事なく、感淚に堪へざる事也。餘り長文故委しくは別記す。是全く侯の憐愍深き故にして、其德此度顯れし者なり。外の兩家に於ては何等の事なし、如何なる事にや。百姓共公儀を重じ奉りて相愼めるにや、又地頭を慕へる心なき事なるや、何とも分り難き事なり。

廿三日午の刻より雨、終夜降續く。御停止被㆓仰出㆒候より、町々木戶〆切にて晝夜自

身番廻り通し、與力・同心・總年寄の類、何時となく見廻り嚴重の事なり。今日初て神明六齋の夜店其外も御免なる。

春來怪聞あり

春來奇怪の浮説種々の事を申觸らす。紀州侯無禮せし小兒、其親等を掛川の宿にて斬殺し、箱根に於て鐵炮にて打殺され給ひしなど、先年明石侯の打殺されしを、少し捩（もぢ）りし談を實らしく仰山に言觸らす。其餘限りなき事なりしが、一つとして跡形もなき事なりし。

諸物價騰貴

昨年來炭・薪・紙・油其外諸色高價なりしが、炭は日向にて五萬俵計りも海邊へ積出し、船へ積込む計りなりしに、何者の所爲にや之に火を掛け、一夜の內に燒失す。追々人馳集りしかども、鹽水計りにて川水なき所なる故、鹽水にて之を消せしとて、其炭用に立たざる故、眺めながら詮方なかりしといふ。斯る評判聞くと其儘當國灘邊の者共兩三人申合はせ、紀州熊野へ人を遣し炭仰山に買求め、之を船に積込みしに、其船難風に遭ひ、悉く破船せしといふ。薪も亦一向に積上す事なく、木一掛七百文より八百文に至り、炭は熊野の小俵一俵二朱、油一升七百五十文、其餘之に准じ諸色同樣の割合なり。藥種・吳服物等も常に倍し、中には十層・二十層も高價に至る藥品

諸士所罰せらる

天保山改築

津山侯高松侯國替せんとす

等少なからず、斯樣の事は前代未聞なり。

十七日晴、未の刻大雨御停止御免の御沙汰は之なく候得共、今日より世間緩やかになる。今日江戸に於て、若年寄林肥後守殿一萬八千石の內、八千石被㆑召上、差控、居屋敷・家作共被㆑召上、御側御用人水野美濃守殿高八千石の內五千石被㆑召上、居屋敷・家作共同斷。新番頭格御小納戶美濃部筑前守、高七百十四石九斗の內三百石被㆑召上、小普請入甲府勝手被㆑仰付、其餘奧向女中等の失策も多く有りしといふ。

五月朔日辰の刻より雨、申の刻大雨夜に入り風。先月中旬に至り御停止緩むや否や、直に川口浪除山天保山の事也兵庫よりの見當の山不㆑宜候間、三鄕より之を築直す樣にと御沙汰之有るにぞ、町々屋人足を出せしに、「先年の如く、町々より直くに出候樣致すべし」と總年寄より申渡せしといふ。又入梅の時節とは申しながら、梅雨甚だ繁く今日に至る迄冷氣にて、未だ時服を用ふるに至らざる故、暴かに米價十匁餘り高くなる。此節富士山七合の雪なりといふ。

早春の事なりしが、作州津山侯當將軍の御弟なり讃州高松へ所替の御望有りて、尾州侯を御賴

ありて、公儀へ御願込みありしにぞ、高松侯へ國替の御内意有りて其御噂有り。「若し望の儀有らば申出らるべし」と仰有りしにぞ、高松には存寄らざる事なる故、大に途方にくれられしが、「望の所申上げよ」との事なる故、「攝州兵庫を拜領仕度き由」申出られしにぞ、「望の如く兵庫は下置かるべし。さりながら城なき處なり、新に城を築きぬる事は神君の御遺命にて御法度なる事故、尼ヶ崎の城を下さるべし」といふ事なるにぞ、高松侯大に仰天に及び、折節水戸侯には御在國故、水戸侯には副將軍の大任なる御一代に一度御家督の節に、御入部ある計りなるに、御大老井伊侯・御老中水野侯天下政道を我儘に取計らひ、肝要なる水戸侯へは何事も御伺不二申上一候故、侯には之を憤り「吾は江戸に有りても無用の者なり」とて本領へ引籠り給ひしとの事なり。なる故、家老を以て右の趣を申上げ、「何卒御免被二下置一候樣御取執下さるべし」と申入れられしにぞ、水戸侯の仰に、「其儀は尾州侯を賴みて斷を執成し貰ふべし、夫にて御免蒙らば仔細なし。強いて仰付けらるとも、決して御受け申すべからず。其内には吾出府してよきに計らふべし」と仰せられしといふ。其の如くに尾州侯御斷の執成を賴まれしにぞ、尾州侯にも水戸侯へ對し申譯なしと思はれしにや、「此方大に心得違にて深く御心配を掛け申したり、程能く取計らひ申すべく候間安心致さ

れ候樣に」と赤面にて、之を諾はられしといふ。高松には之にて漸々と安心する樣になりぬ。之迄高松の心配容易ならざる事にて、國許への早打ち櫛の齒を引くが如く、何事の起りしにやと上下薄氷を踏む心地せしといへり。〔頭書〕高松の所替止めになりしにぞ、津山には何分にも四國の内へ所替致し度き旨内願あるにぞ、夫れよりして伊豫松山侯をおだて返さるゝと云ふ事なり。津山には元來越後の高田本領なれども、至て寒國にて土地も不足故、右樣の事を内願せらるゝと云ふ事なり。高松も近來至て不締りにて、御家中心々になりて少しも和する事なし。昨年の事なりしが、ほた織五十反高松侯より公儀へ獻上の絹にして、決して他へ出さるゝ事なし。金子貳萬兩國許よりして江戶屋敷へ慥に屆けぬるに、屋敷に於てほた織も金子も悉く紛失せしにぞ、種々樣々に吟味すれ共、一向に分ることとなし、怪しき事といふべし。

井伊掃部頭大老を辭す

御大老井伊掃部頭殿至て不評判なるに、大勢仕くじれる人之有るにぞ、其身に及ばん事を恐れ、退役願差出されしといふ。

井伊掃部頭殿御事御懇之以二上意一御役御免被レ成候。是迄出精相勤候に付、御手自御指料の御刀被レ下、向後も折々は御用部屋へ罷出候樣去十三日被二仰出一候段、從二江戶一被二仰下一候條、此旨三鄕町中可二觸知一者也。

庄內の百姓國替を停止せん事を愁訴す

丑五月

舊冬より當春に至り、庄內の百姓出府致し、御大老始め御老中等へ國替相止め候樣頻に愁訴せしにより、領中の百姓外へ出る事成難き樣、總て往來筋をば悉く關を居ゑ、番人を以て嚴重に固められしに、それにても道なき嶮難の山々を拔出で出府せしにぞ、後には拔道はいふに及ばず、道なき所迄も嚴重の備にて、今は出府の道斷えしにぞ、百姓共三百六十六人密に相談し、奧州路の固め少し緩やかなるにぞ、密に湯殿山を忍び越え、奧州岩手山へ出しに、餘り多人數の事故此處にて之を押留む。此處の領主は伊達彈正といふ仙臺の內取なり。自ら出馬にて利害を說聞かせ、百姓五人を留めて其旨早打にて江戶へ注進し、餘の百姓共を受取り歸りしといふ。

酒井左衞門尉殿には三月十八日出府被レ致候得共、道中より病氣の由にて出府の御禮も代人にて申上げられ、直に引籠らるゝといふ事也。

太田備後守殿、五月廿七日於二殿中一水野越前守殿と何か爭論有りしといふ噂にて、廿八日急病差起りし由にて、退役の願ひ差出され候處、直に御免にて「御役屋敷三日の內に早々引拂ふべし」と仰出されしといふ。之迄病氣にて退役の御願差出さるゝ時は、直に御取上げなく、暫く養生せよとの御沙汰にて、二十日餘り

も猶豫有りて、日數立ちし上にて再び願出で御聞屆あり。役屋敷も勝手に引拂ふべしと被二仰渡一るといふ。庄内を引懸け國替を押へし故なりなど、種種の風説あり。此人引かるゝと直に早々國替をなすべき旨、三諸侯へ御沙汰有りしなどいへる噂ありしが、如何なる事にや。

川越侯の猶子を上野に葬る

五月十五日川越へ御養子に、公儀より入らせられし大藏大輔殿、御逝去有り。六月四日上野へ御葬送ありしとぞ。斯樣に上野へ諸侯を葬りし事一向先例なき事なりといふ。併し葬式の入用一萬兩餘り入りし由にて、困窮の上の物入にて大に難澁に及ばれ、大坂の銀主共へ無心を云はれ、何れも困果てしといふ噂なり。國替に付五萬兩の金子借入れんと大にもがき、家老始め元〆・元方・用人等出來り、大汗を流して大坂にて館入の町人六十軒の者共に頼込みぬれ共、何れも不承知にて漸く二萬五千兩出來せし位の事なるに、此度又思掛けなき事にて、一萬兩餘りの入用なりし故、大に途方にくれられしといふ噂なり。六月晦日快晴。入梅の頃に雨至て繁く降りしにぞ、時節の雨にて少しも稻作に構ふ事なき事なるに、奸商米價を引上げて相場をあやくりしにぞ、欲深き愚人等、何れも之に迷はされて大に損をせしといふ。可笑き事なり。

水野越前侯種々樣々の惡評限りなき事なるに、如何なる事にや、公儀の思召に叶ひ、御馬を拜領し、當十一月右大將樣へ有姫樣御婚姻の掛り被二仰付一しといふ事なり。

米價騰貴

七月廿九日雨、辰の刻止む。同下〔上カ〕刻止み同下刻降る。巳の下刻止み、午の刻雨、同下刻止む。諸藏屋敷有米拂底になりし故、新米入津迄の處米至て乏しく、其上諸國思の外に米の實入少き抔と風說をなし、米價七八匁も引上ぐる。こは堂島の問屋共客をあやかし、利得るの手段なり。之迄も常に斯樣なる事にておだてられ、產を失ふ狼狽者少なからず、此頃も同樣の事なるべし。

出羽庄內國替の一件も、百姓一統歎訴深切なる事、酒井侯の仁政故と天下の人々其德を賞美し、川越の不評なる事言語にも演じ難き事共なりしが、終に公儀よりして所替御捨免になり、川越侯には兵部大輔存生中願の筋も之ありし故とて、新に二萬石下し置かるゝ樣になりぬ。

水野美濃守等知行を減ぜらる

水野美濃守大に仕くじり、御咎中なるに、不愼にて隱居仰付けらる。感應寺不如法奧女中を犯し、美濃守・肥後守・筑後守など心を合せ、及ばざる工み事有りしを、御老中脇坂侯に見顯はされし故、此の者共申合せ、醫者兩人に申付け、殿中に於て之を毒殺せしなど種々の取沙汰なり、如何なる事かは知らね共、皆々御咎にて知行を減

せられ、奥女中大勢仕くじり、感應寺は申すに及ばず、醫者兩人も入牢せしといふ事なり。美濃部筑前守も知行を減ぜられ、甲府へ赴くに極りしに、外に惡事せし事顯れし故、揚屋へ入れしといふ。

諸士所罰せらる

長崎奉行田口加賀守長崎詰中頻に賄賂を貪りしが、水野の引立にて五百石の增加有り。三十日程して此事顯れ、五百石御取上となり、小普請入仰付けらる。中野閑翁も御咎を蒙り、御門留仰付けらる。

五月三日内藤中務少輔・織田圖書頭・石谷市正・村越若狹守・京極右兵衛佐・辻定右衛門・戸田六郎右衛門、右思召有之、御役御免、寄合被仰付。

六月二日南町奉行所に於て同心佐久間源助と申す者、傍輩堀口定治郎を切害し、高木平治兵衛へ手疵を負はせ、其身は柱に寄掛り、咽を突貫いて死す。此騷動にて當日の公事悉く流になりぬ。

本田左京改易

小從人本田左京組大野權之丞といへる者、御政事其外大切なる事にて、他に洩らす間敷き事共相認め、繪本屋伊助といへる者に彫刻せしめたる科に依りて、九鬼式部

少輔へ御預けとなり、悴鐮之助改易となる。

儉約令發布

八月、質素儉約の仰出されありて、公方樣には夏は葛袴、餘は京奥島の袴を召させらるゝ由、餘は之にて知るべし。當年も關東筋川々の水損容易ならざる事なるに、諸侯へ御手傳の御沙汰之なく、御手金のみにて御普請あり。又御三家始め御老中其外諸役人方の供廻り等大に之を減じ、質素儉約を仰付けられ、下々は尙更嚴重に儉約致し候樣御觸有り。

將軍馬術上覽

八月、將軍家御譜代の諸侯の馬術御上覽有りしに、柳澤伊勢守・本庄伊勢守落馬にて甚だ見苦しき事なりしといふ。其内一人は甚だ見苦しき有樣なりし故、差控仰付けられしといふ。

僧侶の不法

或寺の住職女犯・不如法甚しかりしにぞ、將軍家其吟味を障子の內にて聞召され、之が相手の內にて、吉原の太夫金山屋の金山といへる女をも召出されて、其吟味白狀の由をも聞召されしといふ。御先代よりして斯樣なる事は、御當家に於て先例もなき事なり。

靈泉の風評

九月中旬の頃より、ふと產湯稻荷の邊なる井戸にて染物出來ぬる

由、こは弘法大師の奇特なりなど言觸らし、浪華一圓に浮かれ出し、木綿切を何れも持行きて染めぬるに、こは鐵氣と泥とにて染まりぬるなれば、藤色・生壁色などになりぬ。藍にて下染せし物は眞黑く濃き色になりぬ。奇妙不思議なりとて大に群集せしが、後には鐵氣と泥とにて染まりぬる事を何れも會得せしにぞ、堺・大坂等の井幷に川々の流れの滯れる所、材木の間水道近き處、又は池中などにて泥を塗付け、水にて洗ひぬる事を數々すれば、よく色付きぬるにぞ、大師の靈驗ならざる事を諸人辨知りぬ。こは近年打續きて藍の不作なるに、其藍を買占めて高利を貪れる事なる故、自然と斯の如き事に至り、泥水にて染まれる色は紺屋へ持行く事なき樣になりぬ。斯樣の事に付ても忽ちに山子共時を得て、播州の內にて何とやらんいへる處の天神の山よりして、酒の出る流を生じ、又其邊りにて油の生ずる所ありなど言觸らし、油・酒等を流して人寄せをなす、甚しき事なり。斯樣なる淺はかなる事に迷ひ、狼狽へて之を信用せる事可笑き事なり。

備中國成羽山崎主税といへるは、小身の旗本なり。太閤秀吉公よりして給はりし領

地にして、領內も高よりは至つて廣き事なる故、之に檢地を入れて萬石以上の諸侯の列に加はらんと思立ちぬ。　され共左樣に檢地を入れらるゝ時は、大に百姓共の難澁となりぬる事なる故、百姓一統江戶へ訴訟せんと申合せ、大勢立出でぬる樣になりしを、近邊の諸侯よりして之を取押へて、漸々と其事止みしといふ、大騷動なりしとなり。

江戶出火

十月九日江戶木挽町より出火にて大火となる。　同十日出火あり。　近來箱根より東甚だ物騷にて、盜賊・追剝頻に徘徊し、三度飛脚などを槍にて究殺せるにぞ、之迄六日切の便有りしに、六日切にては夜深に步行かされば なり難き事故、飛脚屋よりして諸屋敷へ之を斷り、早き便り八日切となりしといふ事なり。　十六日晴、巳の下刻より酉の下刻止み、未の刻より雨降り申の刻に至りて止む、〔頭書〕十月十六日より泉涌寺に於て光格天皇樣御一周忌御法事之有る處、十五日夜庫裡より失火にや、殘らず燒失す。　廿二日京都に於て、勸修寺宮二十五伏見宮の姬君二十と密通ありしが、山口周防守といへる諸大夫、丹羽典膳乳人と共に三人附添ひ、京都を出奔し、有馬へ來り給ひしが、この所には隱れ難く思ひ給ひしにや、廿六日播州姬路へ到り、

勸修寺の宮不義を行ふ

濱田屋義兵衞とやらんいへる宿屋へ居給ひしを、追々追手掛り、大坂の與力之を迎歸りしといふ。

物價騰貴

十一月晦日晴。米も澤山に有りながら、其價八十匁に近く、大豆八十匁餘、小豆一升百四十より五十文、黑豆百八十文、數子(かずのこ)一升百五十文餘、田作(ごまめ)一升百六十文、木一掛生にて五匁八分、枯木にては七八百文位、日向炭一俵六匁八分、鹽一俵(二斗六升入)十匁、香物一樽にて九百五十文、油一升五百四十文、近來嚴しき儉約の御觸あり。絹・縮緬の類御法度に相成候に付、紬・木綿等の高き事甚しく、其餘何によらず一として下直なる物なし。諸人暮し方大に困窮に至る。

入江殿穢多た妾とせらる

京都に於ては、入江殿といへる殿上人へ穢多の娘紛込み、奉公して居たりしに、斯る者とも知らずして其女に手を掛けられし處、其女はいふに及ばず、親も大に悅べる事限りなく、素より勝手能く暮しぬる穢多なる故、嬉しさの餘りに種々の物を仕送りぬ。入江殿には御藏米にて至つて貧窮に暮さるゝ事故、金銀の無心など其女に賴まるゝにぞ、何時にても之を宿元より取寄せて奉りぬるにぞ、入江殿には能き妾

を得たりとて之を寵愛せられしに、其穢多なる事の知れぬるにぞ大に後悔せられぬれ共詮方なし、其噂世間にて專ら評判する樣になりしにぞ、詮方なく思はれしにや、其女を連れて出奔せられしといふ。淺ましき事といふべし。

政道の緊張

十二月。江戸に於て、近來御嚴重の御政道これ有り、不良の者共御旗本以下町人に至る迄悉く御仕置、法華坊主の不如法二百人に餘り、流罪・追放・晒等種々の事なりしといふ。又江戸中不賴の食客主人に不忠にて暇出しゝ者、親へ不孝にて勘當せられし者、其外不埒にて出奔致せし者共、悉く御呼出しにて御利害の上、親・主人等へ夫々に御返しに相成る。尤も主人有りし者共は、何れも無給にて三箇年大切に奉公致し候はゞ、其上給銀も遣し、召仕へし若し夫迄に不埒の筋之有るに於ては、早々申出づべく、公儀より御計らひ方之ある旨仰渡され、如此に御調之有りし上にて、無宿に相成り歸する方無之者六百餘人有りしといふ。此者共をば殘らず御召出にて、近來諸色高直に及べる事、何れも橫著に相成り、身を安樂に暮さんとて働をなさゞる故、其方共の如き身の上とはなれり。何れも身の冥加を思ひ、今日

よりして急度相働き候て口過をなすべし。何に寄らず物毎に高價なるも諸品は澤山なれ共、働かざる故物毎に拂底なり、今日よりして油〆をなすべし」とて御利害仰渡されしかば、何れも是を御受申上げしにぞ、其日より油直段二十目下落せしといふ。有難き事なり。

矢部駿州密夫一件、又喧嘩等の御捌面白き事あり。之等は別に相記せる故之を略す。

盛場の取締

十組の株を御潰しにて諸商賣勝手次第に商ひ致し候樣仰出さる。此者共公儀へ金一萬二千兩の御益を差上げ、諸品を占圍ひ高利を貪りし故なり。此者の仲間七百人計りありといふ、心地よき事なり。深川の遊所其外火除地の人家端々に建出し候人家、悉く取拂ひ仰付けられ、當十月上旬大火にて、芝居小屋燒失致し候故、此度市中を離れ在領に引移りとなる。市中には漸く一箇所殘れる計りなり。之も無難なる故先は其儘なり。追つて引移しになるといふ事なり。遊所も吉原の外は殘らず取拂ひ、料理屋の類も差留められしもの多く、其外荷賣・出し店の類大方停止せられしといふ。堂島米仕舞相場も相潰れ、米の相場立たざる故、上より御さつと入り、濱方大

阿波侯の酷政

に騷動す、
阿波に於て年貢米納を上にも圍ひ、「米澤山なる故銀納にすべし」と百姓へ申渡す。されど共米價六十匁なるを代銀にて七十目宛の相場にて相納むべしといへるにぞ、百姓大に困りて米納を銀納にする時は、米を賣拂ひて上納する時は、何れに損耗有る事なるに、六十匁の米を七十目にて上納する時は、一統に一石に付十匁餘りの損となる事故に、「何分にも米納是迄の通りになし下さるべし」と願ひぬれ共、之を聞屆けなきにぞ、然らば當りまへの相場にて納め給はれ」と願ひぬれ共、聞入なし。「然らば代銀の引遣ひ工面出來難たければ、他國へ行きて日傭挊をなし、其賃錢を以て跡より追々に上納すべければ、先づ當時の所にては當りまへの相場にて御納め下さるべし」と歎きぬれ共、「他所挊の共は決して相成らず、是非共只今上納すべし。此儀等閑に致すに於ては、急度曲事申付くべし」とて、如何程に歎きしとて之を聞屆けざる故、百姓共大に怒り恨み憤り、山しろ谷とて七里計りの間の百姓三千人計り申合せ、伊豫の今治に到りて此事を歎訴ふにぞ、今治侯には之を取上げて阿波へ掛

合はれしにぞ、一阿州侯には、「右様の事は少しも知らざる事なり」とて大に驚き、此一條に掛りし者共悉く押込となし、今治に掛合ひ百姓共を渡し給はれとて、之を受取りに遣はせしか共、今治にては「一たん境を越えて出來り、此方へ便り來れる者共なれば、此趣を公儀へ申上げ、其上にて公儀よりの御指圖に任すべし」とて、百姓を止め置きて之を渡す事なし。こは先年今治の百姓三人申合せ、地頭を恨み阿州へ立越え歎訴せし者止置き、今治へ返さゞりし事有りし故、其返報にて之を止置くといふ事なり。領内の民惡政に因つて他邦へ赴きぬる樣の事有りては、地頭の罪逃れ難き事也。如何なる事にや。

米納相場

當年米納相場、筑前米七十三匁五分なり。餘は之に准ず。正米の相場は如レ此なれ共帳合は高潰にて相場相立たず、米相場始りてより納相場相立たずして、譯なき樣になりぬる事、此度始めなりといふ。此事に付き公儀より御察度にて、堂島濱方大に騷動す。越年米百二十。

水越の布令

丑十一月十八日水野越前守殿より大目附神尾山城守へ被二申渡一、諸向へ御用

回狀にて御觸出左の通り

醫師を取締る

近來醫師之供方風儀一體に惡敷相成、病家へ罷越候度每、酒料或は辨當料と唱へ、金銀を乞受候由に相聞え、病體により候ては時刻幷風雨等の無₂差別₁相招療治受候事有ㇾ之候に付、病家の心得を以供方の者共へ手當致し候を受納口格別に候得共、供方の者よりねだり箇間敷儀申出候者有ㇾ之間敷筋にて、小身者は身上不如意差支の者は療治受候儀難ㇾ成、右は畢竟家來へ申付方不₂行屆₁段、以來右體之儀無ㇾ之樣、嚴敷可ㇾ被₂申付置₁候。右之通諸向醫師共へ可ㇾ達候。

芝居を取締る

此度市中風俗改候樣にとの御趣意も有ㇾ之候處、近來役者共、芝居近邊住居致候町屋の者同樣に立交り、殊に三芝居狂言仕組風俗推移り、近來別て野卑に相成、又又時々流行の事抔、多くは芝居より起り候樣に候ては、御城下市中に差置候ては、御趣意迄も相戾り候事に候。一體役者共の儀は、身分の差別も有ㇾ之處、何となく其隔も無ㇾ之樣相成候へば、不取締の事に付、此節堺町・葺屋町兩狂言座幷操り芝居、其外右に携り候町屋の分不ㇾ殘引拂被₂仰出₁候。乍ㇾ併貳百年來も土著の地相離候に付

ては、品々難澁の筋も可ㇾ有ㇾ之哉に付、相戰の御手當被ㇾ下候。替地之儀は取調追て可ㇾ及ㇾ沙汰ㇾ候。木挽町芝居之儀は追て類燒致候か、普請及ㇾ大破ㇾ候節は、是又引拂可ㇾ申付ㇾ間、兼て其旨可ㇾ存尤權之助狂言座の儀は、來春興行相始め候ても、狂言仕組幷役者共猥に素人へ不ㇾ交樣、取締方の儀厚く其旨可ㇾ致、右之通被ㇾ仰渡ㇾ奉ㇾ畏候。

以上

天保十二丑十二月十八日

堺町・葺屋町・木挽町
狂言座
總茶屋 連印
出方の者

遠山左衛門尉の訓旨

十二月廿六日江戸御町奉行遠山左衛門尉殿於ㇾ北御番所ㇾ諸商人共被ㇾ召出ㇾ御演舌被ㇾ仰渡ㇾ之寫

商人共呼出したるは叱るでなし、吟味するのでもなし。兼て存知居るであらふが、

士農工商とて士は身命を捨てるを奉公とする。農は粗服を用ひ粗食を喰ひ汗を流し、耕作を拵ぐ。工は其職に骨を折る。商人は御靜謐の御代故、御城下に泰々家業を樂しみ、相應の利分を取り、正路の働にて辱も御國恩不忘樣可致の處、寢て居ながら多分の利を貪る事を相考へ候者有之樣相聞え、以の外の事、士農工は夫々勤めあり。亂世にてもあらば士は一番に身命を的にして働き、農は汗水を流し耕作を拵ぎ步役を働き、工は加役にも用ふ。商人は其時には武具より外に調ふる物なし。其時に至て渡世なし如何樣に致す哉、商ひ物は調ふる物あり共排方致すまじ。御政道もなし、押領を被致候ても制する事なりかね、難澁致し候計り、夫故商人は譯て泰平の御國恩を難有相心得、追々觸出候趣相守り、正路質素儉約を可存の處、段段御國恩を忘却し奢侈に移り、衣食の分限を辨へず、三百目・五百目の品を用ひ、或は結構の新織物新形抔不益に手間掛り候物を拵へ、無幅紋・八つ藤其外高家裝束の紋柄を手拭迄に染出し、湯に入り尻・前を拭ひ、七八十文の事足る物迄心を込め、又小道具抔を色々の細工物に金銀を費し、高價の品を作り、皮抔には武具の威にも可

致物を履み鼻緒に致し、以の外の事、沓は新しく共冠にもならず、紙入・烟草入抔に細工を込め、其外の品にも右に准じ金襴・毛類に至る迄異風を好み、其分限を辨へず贅澤屋抔と家號を唱ふる者有之様相聞え。次に食物賣買の者に申聞け置いたが、四文・八文の鮨も何時頃か二十・三十に相成り、中には殊の外の高價の食物身の分限を辨へず高家の食物を食ひ、鼈（すつぽん）一枚金一歩のを食ひても飽かずして、又は二歩のを喰ふ。物事段々増長し、鼈も蛸か鰯の様に澤山にあらば賞美はせまい、其様成る事致し居りながら、扨々時節が惡い抔と申し、腰掛けへ多分參り、上へ御苦勞を相掛ける者あり。是時節の惡いにてはない、分限を忘るゝ様に相成るは不埒故、諸色高直に相成る。之々上の御制を相守り、正路に家業を致すのを御國恩と思ひ、神佛に念じても國恩を知らざれば役には立たぬ。町人は粗服にてよいものだ。士は絹布を用ひるが順道なり。隨分と粗服を用ひ、併し綴れを著よとはいはず、富家の主人は主人丈の內端を用ひ、召仕は召仕丈の內端を心得、寛政の度觸出し置くの通り相心得、風俗を昔に返せと申すのだ。娘・子供抔髪飾・衣類抔華美異風の拵へ無之様相

心得よ、若者へも其親支配より屹度申聞かせ、奢侈の風俗を質素に直せと申すのだ。次に祝ひ祝儀抔華美の事ども致し、互に音物に氣を張り、一歩の物を遣れば又二歩の物を遣る抔、追々奢侈に募ると申す者だから、互に儉約を致せ。高價の物賣買も當年限り停止觸出し置きたれば、殘りたる者あらば年內最早三日に相成れ共、形を變るか、崩れる共仕舞切に致す共、來る寅年元朝より屹度停止申渡し、若し是より大名方婚禮有之、高金の品諸道具の調達致するとも、伺の上にて調達致し、大名も百萬石も有り、一萬石も有之。差別を相心得、是より萬事正路・質素に相心得、譬へ木綿たり共華美高價の物を取拵へるな、若し相背く者於有之は、乍不便政事には難替、屹度申付けんぞ、此旨篤と相心得へ。

儉約令の效果

此度江戶表御趣意に付、諸仲間行司・組合等唱へ候株札幷問屋と唱へ候事、總ての事御停止被仰付、市中株札不殘御取拂ひ右問屋仲間・組合行司と唱へ候儀、一圓不相成、商賣向勝手次第可致樣被仰出、尤銘々新に諸商賣等店出し、手廣に致し候儀、勝手次第不苦候樣被仰出候に付、諸色直段下著の分左に記す。

酒一升三百文の處百六十四文　風呂代十文の處八文　蕎麥代十六文の處十五文　豆腐代五十六文の處四十八文　男髪結三十二文の處廿四文　女髪結御取拂　地面料一割半直下げ　山本山茶屋直段不レ定　青物類同斷　炭割木同斷　料理向一統直下げ　金物類一匁五分より三匁五分迄直下げ　すし類百文に付廿四切の處廿八切と成る　上肴屋は三十二人召捕と成り、以來停止す　根津遊女茶屋御取拂　淺草御門跡前女郎不レ殘召捕、茶屋向は取拂　深川新地同斷　地獄女類町・藝妓類百六十八召捕に相成り、餘は不レ殘逃去り候て一人もなし。　一、江戸中茶屋商賣寅三月十三日に店締め相休み遊女は逃行く。一、市中寄合御停止・興行事停止事。一、御役所向代人不二相成一事。一、新吉原明地兩町奉行樣十五日・十六日以前直に御見廻り被レ爲レ遊候事。

天保十三年壬寅年

米價初相場

正月四日快晴なり。昨年來御政正しく質素儉約の御觸等嚴重の事共なり。され共諸品至て高價なるに、澤山なる米迄も追々に直上げす。舊冬仕舞相場の筋にも帳合は潰れて立たざりしといふ。今日淀屋橋に於て正米の初相場を聞くに、筑前七十六匁、肥後八十二匁、長門七十八匁餘は之に准ず。

天滿組總年寄の下人狂暴

十日暮過、醉狂人脇指を引拔き、松屋町筋にて往來の男女數十人に手疵を負はせ、二三人即死せし者あり。夫より檀租木橋を中の島へ渡り、東へ暴れ行きしに、花岡といへる醫師の門人等打寄りて之を押伏し搦めしとなり。此者後にて聞けば、天滿組總年寄江川といへる者の下人なりしとぞ。

小火

廿四日御靈芝居瓦町丼池筋東へ入る處、聊かの失火あり。子の刻に至り、伏見堀紀國橋北詰二町餘燒失す。

京都出火

二月五日晴、未の刻小雨、初午なり。今日午の刻京都河原町押小路失火。二町餘り燒

唐橋屋敷妖火

失、未の刻火鎮まる。先年の大火も初午に當れる午の刻より燒出し、京都七分通り燒失せし事故、此度も亦左樣の大火に至りなんかと、京中一統大騷動せしといふ。白晝の事なるに、人死三人ありしといふ。之に引續きて堂上唐橋殿に妖火起り、三日計りの間御殿中何れとも處々へ火燃上り、大に騷動し晝夜寢る事もなり難く、近邊の公家方も大に狼狽へ、近衞殿には薩州屋敷より大勢にて火消に詰め、一條殿には紀州屋敷より同樣の事なり。其餘も夫々に火消の者相詰めて大騷ぎなりしといふ。こは唐橋殿庭前なる大木を伐られし故、其祟りなりとも、亦狐の所爲なりしともいふ。其邊禁裏近き所といふ。何れも高官の人々なるに狐の爲にあやかされば、威光も德もなき事に思はる。同日江戸にても牛込邊竪一里半、横十八町計り燒失せしといふ。

十三日曇、午の下刻より雨、未下刻止む。近來奉公人風儀不レ宜候故、今日御觸あり。

寛政卯年二月

季居の者出替り於二江戸一三月五日に被二仰付一候間、大坂にても三月五日自今已後、出

替可﹅申者被﹅仰出﹅則寬政十一年正月觸知らせ、三月五日に限り候事に有﹅之處、猶又元祿八年の觸書に、下々半季居出替の儀、只今迄は三月五日・九月九日に候得共、向後三月五日・九月十日出替に相定候旨觸書も有﹅之、其以來九月十日も出替する事に相成、年來當地は兩度の出替に候處、其頃は都て人情實體にて、縱令半季の極に候共、主從の禮儀正敷、奉公大切に心掛け、年を重ね勤候事に可﹅有﹅之。然る處何時の程よりか、風儀惡敷相成、別て女奉公人等も半季宛に出替り候を恥ぢざる樣に成行、既以三月往込候奉公人、二三月は其家の勝手も不﹅覺、漸く事馴候と存候內、早九月近寄、出替の心底有﹅之に付ては、自ら奉公等閑に相成る基にて、當世の人氣には半季の極甚以不﹅宜候に付、以來相止め、寬文の被﹅仰出﹅に立戾り、江戶表通一箇年極に致し、三月五日計りの出替と相定可﹅申候。乍﹅然右の通り相極候共、主人は勿論奉公人も相對に依つて、半季極に致候事は、何ぞ格別の仔細有﹅之時は決して不﹅成にては無﹅之候得共、三月・九月、一箇年に兩度の出替を定法と心得候ては、前文の通り當時の人情には至て雙方の害多候に付相止め、三月五日計りを出替時節と相心得可﹅申

候。其外教諭の次第は猶筋の者共より爲ㇾ致ㇾ口達ㇾ候條、急度相守可ㇾ申候。

寛政七卯年四月

口　達

奉行人に就いての口達

近年別て男女奉公人風儀不ㇾ宜候に付ては、第一半季極め、當世の人氣主從薄情の基有ㇾ之候に付、以來相止め、都て三月五日計りの出替に相極候旨觸書差出候。右の趣意猶委細其筋の者共より口達可ㇾ致の趣左之通り。

奢を禁ず

一、三月五日に浪人致し候はゞ、早速有付を聞繕ひ、何分にも長く致ㇾ浪人ㇾ居候をば、女奉公人など別て恥辱と相心得可ㇾ申處、奉公人口入方へ日々集り、芝居又は人立の場所を遊歩き、自ら身持惰弱に相成り、差急ぎ主取も不ㇾ致、日を送り候時は、諸雜用を費し、自然と不埒なる事も出來候事にて、其上男女の給銀近來格別に相增し候由に候得共、されぱとて相應に衣類など貯へ候には無ㇾ之、畢竟無益の費多きよりの事にて、前々は縱令少給の奉公人にても夜具類も持參候事に有ㇾ之處、當時は左樣の者も稀なる由相聞え候。是等は如何にも外聞に存じ、銘々可ㇾ恥事に有ㇾ之處

近來一統の風儀惡しくなり候てゟ、誰も其通りの樣に相成り、只髮の飾・履物等にのみ分不相應の目立ち候品相用ひ候は、扨々不埒の至には有間敷哉。如レ斯申聞候上は、奉公人共篤と合點致し、何分にも致二重年一勤候樣に心掛け候事第一に候。此度往古へ戻り三月計りの出替一度なれば、自ら費少く猶又年を重ね勤候へば、彌〻以費なく、其上主人も目を掛け使ひ、終には男は仕分け致し貰ひ、女は緣付貰ひ候樣の事にも至候は、皆々自分の心掛に有レ之事にて、都べて致二奉公一候者は、親族の爲歟又は童女などは行儀躾の爲を主人へ願候筋も有レ之處、左樣の事を忘れはて、只身を我儘に致し、一己放埒より事相破り、都て親族へ難儀掛け候樣なる事を仕出し候者も間々有レ之、以の外の次第に候。何れにも未だ奉公馴れざる者迄半季宛に出替遊步き候惡者に勸められ、追々風儀移候事と相聞え候間、前文の通り教示申聞候ても不二相用一、不埒の者有レ之候はゞ土地の風儀に拘はり候儀に付、難二捨置一候間召捕急度咎可二申付一候。猶亦主人共も不埒の奉公人有レ之に於ては、其儘に不二捨置一早々可二申出一候。只今勤居候奉公人共へも兼ねて心得、主人ゟ可二申聞置一候。

間暇を取らざらしむること

一、奉公人口入渡世の者は勿論、其外親類身寄の者を口入致候共、前條の趣篤と相心得、奉公人へも精々申諭、猶有付の儀は無油斷早々片付候樣肝煎可申候。且は口入渡世の者是迄は出所不相知奉公人も其糺も親元の名前帳面に記置き、或は一箇年に三四度暇取候奉公人有之ば、可訴出候。可相糺にて候。尙又口入人宅へ此度の觸書なる丈假名にて認め、又は假名付致し張置き可申候。尤町内年寄致世話可申候。

風儀を亂らならざらしむる事

寬政十二申年九月

一、近來男女奉公人風儀不宜候に付、寬政七卯年二月、向後一季の極の觸書差出候節、敎諭の次第は、其筋の者共委細口達をも爲致候得共、今以男女奉公人其外諸職方弟子共勤方惡しく、季時に不拘我儘に暇を取り、外方にて同職致し、主人の方手支させ候者多分有之趣にて、右卯年敎諭の次第不相用哉に相聞、別て女奉公人風儀不宜仕宜は、全く奉公人口入方數日罷在、奉公先數軒へ目見に罷越し、其内選嫌ひ致し、自分の勝手に致主取、尤稀には必底宜しき者或は未だ奉公不馴者共も口入方

數日罷在候內には、惡敷友に勸込まれ、追々如何の風儀押移、芝居其外へも遊び步行き差急ぎ主取も不致樣身持惰弱に相成り、諸雜用を費し、自ら不埒の身持も出來可致候間、已來口入人共儀、能々右の趣相辨へ、右體惰弱を好候事に候はゞ、口入渡世の者共可成丈申合、奉公人共不心得の儀不出來樣申敎可致世話、日數分際限を極置き、數日不入込樣可致候。勿論自然致不奉公、度々主人を替候度每に、口入人へ世話料可貰儀を專一に致し、奉公人共の不行儀も不差構樣取計らひ候ては、如何の事に候。人の世話致し候程の者、聊か貪り筒間敷儀は有之間敷筋に候得共、實意を以奉公人共へ敎諭致し遣候方、本意に可有之事に候。
右の通り申渡候ても、口入人共此上取締方難出來、不束の趣も相聞え候に於ては、取締之法相定め願出候者も有之候はゞ、其時宜に寄り受計らひも品々有之事に候得共、年來口入渡世致し候事に付一應此旨爲觸知候間、前文の趣相辨、奉公人惡敷風儀不押移樣精々勸辨を加へ取計可遣事。
右之通り寬政七卯年・同十二申年口達を以敎諭致し置候處、年月を經相弛候樣相聞

え、別て女奉公人は數日口入の者方に罷在候者多分有之、右の內には主取を不差急惰弱の身持抔致し候族も有之哉に相聞、口入共儀も日數を重ね、宿料又は口錢等を貪候を致專一に、再應の教示も不致打過罷在候段不埒の至にて、此上にも前前より爲觸知候趣等閑に相心得、不相用者も有之候はゞ、口入は勿論兼ねて受人に相立可遣と存候者、幷親元迄も承糺し、一同急度可及沙汰候間、前條の次第無違失可相心得事。

辰三月

前書の趣文政三辰年口達を以申渡置候處、年月相立忘脚の者も有之哉、兎角に男女奉公人風儀不宜趣相聞候に付、猶又此度相觸候間、先前も申渡の通り無違失可相守候者、此上にも等閑に心得方於有之者、急度可及沙汰候事、右之趣町々幷裏借屋別て身輕き者へ不洩樣申聞候樣可致事。

寅二月十三日

右御觸書の趣、慥に承知仕候間、銘々印形仕仍如件。

日光御社參

岡山城主自殺す

來年四月日光山御社參可レ被レ遊旨、被二仰出一候段、從二江戶一被二仰下一候條、恐悅可レ奉レ存候、右之通可二相心得一候。

寅二月廿八日

二月三日於二御座間一、井伊掃部頭　來年四月日光山御宮御參詣の節可二相越一候、水野越前守、堀田備中守、同斷の節御供。土井大炊頭、同斷の節前々在處へ被レ爲レ入候間、其節御先へ可二相越一候。眞田信濃守、同斷の節御留守但養子豐後守御供被二仰付一、於二旅中一日光山御奏者役被二仰付一候。堀大和守、同斷の節御供、右於二御前一被二仰付一但掃部頭へは於レ奧申渡濟、畢て御目見。大岡主膳正、同斷の節如二前々一、在所へ被レ爲レ入候間、其節御先へ可二相越一候。堀田攝津守、遠藤但馬守、同斷の節御供。本庄伊勢守、右於レ奧被二仰付一、畢て御目見。

備前岡山城主鷹野に出でられしに、其日夜に入れども、何一つも獲物なかりしかば、之を憤りて其夜自殺せられしといふ。古今に稀なる癡人と云ふべし。斯るたわけ者にして三十二萬五千石を領せる事、誠に國土の穀潰しといふべし、可笑事なり。

中の島金毘羅町にて、加賀屋善八といへるは、備前岡山城下の者にて、加賀屋へ養子に來りし者なりしが、此者岡山へ行きて慥かに聞來りし由にて、此事を咄せしといふ事を委しく聞きたる故、記し置きぬ。

舊冬相觸候問屋組合仲間等唱へ候儀は、停止の旨申渡候處、問屋商賣計者勝手次第に候得共、矢張問屋の名目相唱候故、組合迄も不レ解樣心得、同商賣の內下直に致、賣買又は素人にて荷物仕入致し候類へ、差障候儀も有レ之哉に相聞え候。大金冥加も御免相成候上は、難レ有相守可二申渡一無二其儀一段不埒至極の儀に候。依レ之已後組合仲間等は勿論問屋と相唱へ候儀堅令二停一止、米商者米屋、炭商者炭屋、油商は油屋など可二相唱一候商賣方も、仲間へ卸候計りに無レ之、小賣專ら致し、品物拂底の節、卸方は見合候共、小賣は不二差支一樣可レ致候。且又仲買の者迄申合、卸方より小賣の方直段高直に賣買致間敷候。此上申付候趣不二相用一組合無レ之候ては差支候抔と申觸、又は內々申合願立等致す者有レ之候はゞ、時刻不レ移、嚴重に吟味の上御仕置可二申付一候。

都て株札幷問屋仲間組合抔と唱候儀不二相成一段相觸候處、右は十組外は不二差構一樣に心得違候者も有レ之哉に相聞、不埒の事に候。彌〻先達て相觸候通り相心得、十組

外にても株札問屋仲間組合等決て難二相成一候間可レ致二其趣一候。是迄爲二冥加一無代納物・無賃人足川渡馳付等の儀、都て差免候間、銘々正路に可レ致二賣買一候。追々同商賣の者出來候共、決して差障申間敷候。御用に付前々より仕來候納物・人足の分は、其筋にて調の上追て可二相達一候。

買占を禁す

品物手前に買込置、追々賣出候儀は勝手次第に候得共、他國へ前金等遣し、買留積送爲二見合一、其處へ圍置候者則占賣相當不正の筋にて候間、以後右等の儀は致間敷候。萬一不二相改一趣、外にて於二相聞一は、可レ處二嚴科一候。

湯屋髪結業の規定

湯屋・髪結の類は、諸式直段に不二相拘一者故、組合仲間停止の儀不レ及二沙汰一候處、同商賣の內、賃錢下直に致し候者有レ之候へば、組合の者より差障候趣相聞、不埒の事に候。依レ之以後右商賣の者も株札は勿論組合仲間等相唱候儀令二停止一候間、町內共外同商買の者何軒出來候共、決して差障り申間敷候。

右の趣町々へ不レ洩樣早々相觸可レ申事。右の通り從二江戸表一被二仰下一候條、右御觸達の趣は、江戸中計りの事には無レ之、諸國共同樣にて米・炭・油等に限候儀は無レ之、

問屋仲間組合に對する布令

總體の儀に候間、一統心得違無レ之様致し、以來都て株札幷問屋仲間組合抔と相唱候儀は不二相成一候。右に付取締方の儀、追て可二申渡一候間、重ねて及二沙汰一候迄、賣買筋等の儀は、先づ唯今迄の通り相心得、彌ミ正路の取計可レ致候。右之通三鄕市中不レ洩様可二觸知一者也。

寅三月不見遠見　　南組總年寄

同十三日七つ時町々年寄南組總會所へ被二召呼一被二仰渡一候事

大坂菱垣廻船積仲間廿四組問屋の儀は、江戸十組問屋より注文引受買次致し、又は銘々見込有レ之者、注文の有無に不レ拘、諸荷物積廻し來候處、去丑十二月相觸候通、江戸問屋共不正の趣も相聞付、右仲間株札上納金等の差止、猶又此度一品限問屋仲間組合の儀も、都て不二相成一、勿論右は江戸中計の事には無レ之、諸國共同様の旨、從二江戸表一御下知有レ之候付、前書廿四組の儀も以來問屋仲間組合抔と唱候儀は停止、冥加金も不レ及二上納一旨申渡、江戸積の儀は唯今迄の通相心得取引可レ致段々申渡候に付ては、是迄右組外の者にても、江戸積望の者は、向後勝手次第諸荷物可二積廻一候、

右之通三郷町中不ㇾ洩樣可ㇾ觸知ㇾ者也。

寅三月　石見
　　　　遠見　　　　南組
　　　　　　　　　　　總年寄

右之通被ㇾ仰出ㇾ候間、町內末々迄不ㇾ洩樣入念可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候

寅三月十四日酉中刻　　　　南組
　　　　　　　　　　　　　總年寄

京都の出水

廿三日晴、洪水出で、「今日の寒氣嚴冬の如し。不順の事なり。昨日の大雨にて洪水出で、京都市中所に寄りては、平地より尺餘も水溜りしといふ。先日より御室・本國寺・兩本願寺等に法事有る由にて、京上りする人仰山の事なるに、九國・中國・山陰・山陽等より、伊勢參りする者も至て多く、御蔭年の參宮に等し。昨日の雨にて洪水出で、三十石船行當り、二艘共覆る。大勢の人を詰込み乘せし事故二艘の人數百六十なりといふ何れも水に溺れ死せる者九十人に餘り、死骸引上げしは、漸く五十人にして、其餘は知れざりしといふ、可ㇾ憐事なり。

江戸京都市中の取締

昨年女髮結御制禁になりしに、江戸に於て之を犯せる者數十人ありしが、髮結も結はせし者も悉く剃髮仰付けられしといふ。京都に於ても衣服・髮結等の御法に背き

し者、此節追々に御吟味、甚しく大勢咎められ、町預けになれる者限りなしといふ。之に依りて上下一統に市中の者共悉く木綿服となる。其外祇園町・同新地其外の遊所殘らず召抱の女諸共四條の芝居に呼出され、召抱の女共の出處、賣られし始末等悉く御糺に相成り、「沙汰致し候迄は、客を取る事なり難し」と申渡されしにぞ、一統に掛行燈を引き至て淋しき事なりといふ。其外市中にての隱賣女御吟味之有り。こは素より御法度の事なるに、至て仰山に有りしといふ。何れも夫々所預けと成り、其外神社・寺等の地内に有る處の芝居皆取拂ひに成るといふ事なり。京都如斯なれば、大坂も內樣の事なるべきに、未だ專ら其噂有る計りにて何の御沙汰も、美服著し者、髮結の類、其外何に寄らず、一人も咎められし者なく、下地の姿にて相替らず華麗の事なり。何れ追々御調べ之有るべき事なるべし。

四月五日午の刻雨、申の刻止む。酉の刻より再び降る。今日紀州侯當所御止宿、御節儉を守らせられ、人數減少にて何事も嚴重の事なりしといふ。

江戶御觸書の寫

江戸の觸書

御改革に付、深川永代寺門前町を始め、遊女致候渡世の者、當八月迄の内追々商賣替致し、正路の渡世可ㇾ致候。尤數多の事故相對を以、右女子共新吉原町にて遊女屋致し候儀は勝手次第の事に候。此上商賣替不ㇾ致、在來候場所にて隱賣女渡世致候者於ㇾ有ㇾ之者、武士地・寺社地・町地無ㇾ差別、其地面永代被ㇾ召上、家主・名主迄も可ㇾ被ㇾ處ㇾ嚴科ㇾ候事。

寅三月十八日

江戸表此節の樣子荒增内々申上候

風俗矯正節儉の風をつとむ

公儀より追々御制度被ㇾ仰出、世上一統難ㇾ有萬歲を謳ひ申候。先づ芝居場所相替候事は先日申上候て、御承知の事に存じ候。扨女形の役者平日宅に居り候節は、女の風情にて罷在候由の處、其儀不ㇾ相成、女形は皆奴に被ㇾ仰付、又役者共は丸屋敷と申し、別段被ㇾ仰付、其圍の内に一所に居申候樣に相成候由、髮結所橋々辻々に有ㇾ之、一人前に付三十二文も髮結賃取候處、二十文に直下相成申候、女髮結は嚴敷御法度被ㇾ仰出候て、其後内々にて爲ㇾ結候者も有ㇾ之、見付次第爲ㇾ結候者結ひ候者兩人共

坊主に被ニ仰付ー候。此節所々にて女の坊主出來申候。

江戸表にて衣類は百目限り、却て高直の品を商ひ不ㇾ申樣に被ニ仰出ー、先日有ㇾ之候處、其後矢張高直の品賣物追々八十人餘り江戸中にて被ニ召捕ー、其內及ㇾ承候高直の品左の通り、

金一兩一步　藝子のはき候下駄、是は臺の內に引出有り。其內に白縮緬の切を入れ、足の汚れ候節、ふき候樣の爲に鼻緒には大白き絲を澤山にして、其間に珊瑚珠の玉を入れ、白き所へ赤くちら〳〵見え奇麗の由。

同一兩貳步　雪駄表籐組にて廻りは赤銅にて緣を取り、裏音かれに眞鍮にて象眼を入れ、船にて遊行の節、船の上へ雪駄をあふのけにしたる時、右の象眼出候樣に致し、誰の雪駄は牡丹、誰の雪駄は龍と申す樣に、印に致し候を用と致し候。扨々おごりの沙汰に御座候。

同七兩貳步　唐眞鍮のきせる。中に金にて唐人の行列を三十六人象眼にて入置き候て、烟草たべ、烟を吹候時は、其烟にて唐人あらはれ候。

同三兩三步　藝子駒下駄。上を鼈甲に致し、廻り物金蒔繪にて、臺の中に湯を入れ、寒中にてもつめたく無ㇾ之工風有ㇾ之由。

同一兩　天鵞絨の半襟に金のぬひつぶし。

右の品隱密にて皆御買上有ㇾ之候て、夫々召捕に相成候。其外珍らしき品・高金の品及ㇾ承候得共荒增まで。

落しばなし

一、去る人大丸吳服店へ參り、越前仕立股引を誂へ候處、店の者越前股引と申すは未

だ不承候由申候得共、番頭罷出奉畏候と及挨拶、同役の者「どうした仕立方だ」と申候へば、なあにまちをつめろといふ事だ。

一、此度小出信濃守樣古屋敷、聖天町被召上、芝居地へ被下置候處、古屋敷の事故藪も多く有之、狐・狸も多く住居候由の處、此度右藪取拂に相成候。夫に付狐狸町奉行鳥居甲斐守樣へ願出候は、主人小出公には古屋敷被召上、替地被下候得共、私共は藪取拂に相成替地なし。甚だ當惑仕候。何卒替藪被下候樣願上候處、甲斐守樣被仰候は、「夫は御老中より被仰出候事にて、此方不存候間、御老中へ御願可申」と被仰候へ共、鳥居樣には狐と緣ある故に願立申上候と申上候故、終に御取上に相成候故、狐共には難有奉存候處、狸には緣無之候に付、何方へなりとも勝手次第願立候樣被申聞候にぞ、狸大に當惑致し、左樣ならば狸の事故遠山樣へ願ひ出ませう。

一、水戸侯には、此節武藝流行武者多く召抱に相成り、夫に付十五貫目の槍を拵へ、誰ぞ遣ひ候者有之候哉と御尋有之候處、一人として重き故遣ひ候者無之、無據公邊へ獻上に可致と評定取極候處、一人罷出で、「夫よりも御役人の內へ進上がよろ

しからう」と申す者有ㇾ之、夫はなぜだ、越前には餘りおもひやりがないと申候由。

右の外にも澤山有りと雖も、寸暇あらず荒増申上候。極々內々にて御座候。

西丸御留守居筒井紀伊守名代
深澤彌七郞

米價の調節をはかる

其方儀町奉行勤役中、去る申年市中御救米町人共より差出候立替金、下に戻り方の儀、米價引下り候時節に至り、米問屋仲買共、賣米・口錢・浮米の內へ積銀致置き下遣り候積の主法伺濟の趣は、元來米屋共冥加の心得を以て差出候由に有ㇾ之候とて、平和の年柄には取立方致し、猶豫罷在り、又は窮民共へ被ㇾ下に相成候。兩替屋共買持殘下々戾方の儀も、是又米屋共へ及ㇾ利害、右積金の內或は備金等を以て、追々可ㇾ下遣」との心得にて、其儘打過ぎ、一應にて申立も不ㇾ致差置候段、不行屆の取計、其上右御救米取扱掛り申付候、與力仁科五郞左衞門儀買付米勘定仕上の節、町方御用達共手代路用失却は、勘定爲ㇾ相省、在國米穀問屋路用失費共米代の內へ籠候樣及ㇾ差圖、又は越後米買付にて差遣候、深川佐賀町又兵衞遊興に遣捨て候金子は、相場違ひ、不金の廉と爲ㇾ組込、右體勘定取扱殊に其已前在國問屋共より、買付米五百俵有

餘米に相成、積付破損に及候を賣拂の積、帳面に相仕立相場違の浮金を立て、五郎左衞門私欲致し、其外四人幷相掛り、同心共品々不恙の取計に及候共不ㇾ致罷在候段、畢竟御救筋にて米買付方等五郎左衞門一人へ委任致置候故之儀、不束の至に候。依ㇾ之御後御免差控被ㇾ仰付候。

右於二本庄伊勢守宅一若年寄中西丸共出座御同人申渡。

三月廿一日　　　　矢部駿河守

町奉行を罪す

其方儀町奉行相勤候處、組與力仁杉五郎左衞門・同心堀江六左衞門外五人、去る申年市中御救米取扱を相勤、品々不正の取扱に及候始末、巨細の儀は不二相辨一候得共、最前御勘定奉行勤役中、町方御用達仙波太郎兵衞より、右御救米勘定書控内々爲二持出一、或は西丸御留守居勤役中堀江六左衞門へ申談、内々爲二取調一候由に付、追て町奉行被二仰付一候て、早速嚴重の取計可ㇾ有ㇾ之處、其儀無ㇾ之、右六左衞門忰堀江貞五郎を同心佐久間傳藏殺害に及び、高木牛次郎へも爲二疵負一、傳藏自殺致し候節、同人妻が手へ心當の有無、其方相尋候處、御救米勘定合の儀に付、六右衞門等其身の不正を

可ㇾ覆爲、傳藏重金立取計候樣申成し、必外の由衆々咄聞候間、右を遺恨に含及ㇾ及傷ㇾ候儀にも可ㇾ有ㇾ之段、書面を以相答、傳藏變死も五郎左衞門等の不正より事起に相聞候上は、同人重科難ㇾ逃儀にて可ㇾ罷在ㇾ儀の處、右の趣は有體に不ㇾ申立ㇾ五郎左衞門其外の者共五年の危急を救ひ候場合、格別骨折候迚宥看の沙汰を以て、役儀等閑の趣意にて御暇押込等申付候方に、內意申聞候に付、遂ㇾ吟味ㇾ候處、品々不屆の始末及ㇾ白狀ㇾ五郎左衞門は死罪、其外又々御仕置被ㇾ仰付ㇾ候。右一件其方町奉行不ㇾ被ㇾ仰付ㇾ以前、支配違の者共へ申談じ、穿鑿に及び候段は筋違の取計にて有ㇾ之候處、町奉行被ㇾ仰付ㇾ候へば、都て取膳取計振有ㇾ之、殊に最初相尋候節は覺無ㇾ之旨相答候箇條、再尋に至り、相違無ㇾ之段申聞候儀共、彼是御後闇く公の致方に在ㇾ之、且又右吟味中は別て万端相愼可ㇾ罷在ㇾ處、猥に懇意の者共へ、此度の儀は寃罪の體に自書を以申遣、又候御政事向幷諸役人等の儀、品々誹謗せしめ、是又同意の者を以所々へ爲ㇾ申觸ㇾ候段、人心狂惑爲ㇾ致候手段に相聞、更に身分に不ㇾ似合ㇾ心底不屆の至に候。依ㇾ之松平和之進へ御預け被ㇾ仰付ㇾ者也。

右於㆓評定所㆒松平伊賀守始め、鹿野美濃守・跡部能登守・遠山左衛門尉・榊原主計頭立會、美濃守申渡。

三月廿一日　居屋敷被㆓召上㆒妻は里方へ爲㆓差戻㆒嫡子十二歳、江戸追放の由

寅三月十八日江戸御觸書の寫

盛場取締布令

端々料理茶屋・水茶屋渡世致し候者の內、酌取女等年古く抱置候者共、近年猥に相成候趣相聞候。一體新吉原町外は深川永代寺門前町を始め、都て隱賣女たる事勿論の儀に付、此度諸事御改革の折柄風俗に關り候間、右場所此節追々取拂可㆑被㆓仰付㆒候處、格別の御宥恕を以一統御咎御仕置等の不㆑被㆑及㆓御沙汰㆒、先商賣替の儀御免被㆑成候間、難㆑有奉㆑存、當八月迄の內追々商賣替致、正路の渡世可㆑致候。併抱女致候料理茶屋・水茶屋の分、端々數多可㆑有㆑之候間、相對を以右女子共新吉原町奉公人住替差遣し候儀、幷に右渡世の者共吉原町人別に加り、遊女屋渡世致候儀は勝手次第の事に候。尤吉原町の者も奉公人住替の儀申來候はゞ、給銀等に付不當の取計致間敷、幷に引越來候者及㆓對談㆒遊女屋相始候を無㆑謂差障候儀無㆑之樣可㆑致候。此上商

京都觸書

衣服の華美を誡む

質素儉約の奬勵

賣替不ㇾ致有來の場所にて、隱賣女渡世致候者、且於₂他場所₁右同樣の儀於ㇾ有ㇾ之者、夫々嚴格御仕置申付、地主は武士地・寺社門前の無₂差別₁、其地面永代被₂召上₁、地主・名主も可ㇾ被ㇾ處₂嚴科₁候間、兼て其旨を存、右被₂仰出₁候趣嚴重に可₂相守₁候。

右之通奉行所より被₂仰渡₁候間、町中家持・借屋・店借裏々迄も不ㇾ洩樣可₂觸知₁者也。

同三月京都御觸書の寫

一、女衣類兎角質素に不₂相成₁、殊に往來の女抔裾をからげ、目立候樣の裾除け抔相見え候。矢張華美の風儀不₂相改₁事に相聞え、右體にては御趣意も不₂行屆₁事に候間、彌〻以て心得違無ㇾ之樣持場限り可₂申通₁事。

但他國より罷登り見物罷出候者も、右之趣心得違無ㇾ之樣、宿主より可₂申聞₁事。

一、近來世上奢侈に押移候間、質素・儉約の儀に付、去る丑六月相觸置、其後制禁有ㇾ之儀に付、江戸表より被₂仰付₁候之趣、同年十一月相觸置候に付、追々質素・儉約に復し候趣に候得共、中には奢侈の遺風不₂相改₁、矢張衣類を始め、分限不相應の不埒の事に

候。且近頃茶事流行に付、町家の身分不相應の高價の道具買求め翫び候者も有ㇾ之由、畢竟身上柄有ㇾ餘故の儀にも可ㇾ有ㇾ之候得共、町家の身分不相應高價の道具翫候儀は致間敷候。觸置候趣此上堅相守、都て質素に復し、衣類・器物等に至る迄、分限不相應の品決して相用ひ申間敷候。勿論商人共も、不相應の品決して賣買致間敷候。此上不埒の者有ㇾ之候はゞ、急度可ㇾ申付ㇾ事。

風俗の矯正に勸む

一、都て料理屋共近來風儀不ㇾ宜、藝抔者を呼寄せ泊らせ、料理屋共外に中宿と唱へ、若輩者遊所通ひの便利、又は男女出會宿を致し候者も有ㇾ之哉に相聞候。隱賣女體の儀は勿論、出會宿の儀に付ても前々觸書も差出し置候處、不埒の至に候。右市中の風儀に關り、追々若輩の者共不行狀に長じ、殊に手代・下人・引負等仕出候基も有ㇾ之候間、以來料理屋共は料理向一通の儀を正路に商致し候儀は格別、右體不埒の儀決して致間敷候。若此上不ㇾ相守ㇾ者有ㇾ之候へば、嚴敷可ㇾ申付ㇾ候。

女髮結を停止す

一、近來女髮結渡世の者多出來候由に付、一體女は自身に髮結候も女の嗜に有ㇾ之候を、髮結はせ候樣にては、嗜の者を失ひ、殊に年若なる女は髮結姿等華美を競合

公事宿にて飲食するを禁ず

株問屋仲買等の標札取除を命ず

ひ、何れも風儀に關り不㆑宜事に候。追々女髮結共の內不身持の取持致候類も有㆑之哉に相聞、不埒の至に候。向後遊女の外女髮結停止申付候間、市中者共女の髮結は、銘々家內にて結ひ候樣致可㆑申、是迄女髮結渡世の者の外渡世可㆑致候。

一、市中家屋敷讓り幷に賣買其外の儀にても、奉行所へ罷出候者共、近來公事宿に於て酒喰共超過致、右に付ては公事宿風儀不㆑宜次第相聞え、心得違の事に付、以來右體の儀無㆑之樣、飯料・旅籠代等直段取極、其外取締方公事宿渡世の者嚴敷申付置候間其旨相心得、都て奉行所へ罷出候者、無益の費無㆑之樣可㆑致候。

右の趣洛中。洛外不㆑洩樣可㆓相觸㆒者也。

一、諸株問屋・仲間等御停止の處、商賣筋より、是迄仲間申合書又は目印の印判等店幷表口等へ張置有㆑之候分、今以不㆓取拂㆒向も有㆑之哉候。右申合有㆓目印㆒等は、早々取拂候樣持場限可㆓申聞㆒候。

但茶屋株の者、表行燈等の目印も早々取拂、株札等受取居候はゝ株主へ早々可㆓差戾㆒事。

會所問屋に注意す

一、會所・問屋仲間共都て此度の御趣意に抱候向は、御役所ゟ定札或は印札等相渡有ㇾ之分は、早々通上致候樣可ㇾ申聞ㇾ事。

風儀に關係なき料理屋に營業を命ず

一、市中其外端々於ㇾ町々ㇾ、隱賣女の働致し候者共等召捕に付、川東其外端々罷在候掛り合ひ無ㇾ之諸商人、料理屋向等の類迄も店を〆、相愼居候者も有ㇾ之哉に相聞え、心得違の事に候。愼に不ㇾ及筋に候間、平常の通相心得渡世可ㇾ致候。

一、右吟味に事寄せ、町々へ罷越し役人體に仕成、不筋の儀申聞候者も有ㇾ之哉難ㇾ計候間、自然右體の儀も有ㇾ之候はゞ、其處に留置、早速可ㇾ訴出ㇾ候。右之趣端々町々へ可ㇾ申通ㇾ事。

京都町中禁制の條々

三月廿八日京都町中へ御沙汰御座候御停止の次第

一、衣類男女共總綿服の事。　　一、縮緬類襟・袖口にても無用の事。

一、祝儀の節其外禮服紬類は、相用候ても不ㇾ苦被ㇾ仰付ㇾ候得共、是迄も流行の染方伊達なる縞物は相用申間敷候。木綿たり共右同樣相心得、何分質素に可ㇾ相成ㇾ樣可ㇾ致事。

一、唐物類一切致二著用一間敷事。　一、女裾除け華美なる品無用の事。

一、女共髮の飾、縮緬勿論木綿たり共無用、縫ひ紙にても目立候物相止可レ申候。とんぼ丈長に可レ致事。　一、銀物は都て不二相成一候儀は勿論、鼈甲類無用の事、縱ひ金粉たりとも、伊達なる相用申間敷事。

一、茶湯・謠講・琴三味線さらへ講無用之事。　一、淨瑠璃・端唄稽古致二間敷一事。

一、女髮結可レ爲二無用一、自分に結可レ申樣相嗜可レ申事。

一、中分以下の娘、琴・三味線稽古相止、髮も結習はせ、縫物・洗濯等專ら親共より精

精敎可レ申事。

右之通相守可レ申事、昨丑年十二已來御改正の御沙汰一統難レ有可レ奉レ存候事に候。心得違にて迷惑・難儀抔噂仕候者有レ之候ては、實に恐入候に付、御趣意難レ有事と深く可レ奉レ存候事。　家內若年・幼少者共能々相喩可レ申事。

右之通仰渡の趣堅く相守可レ申、依レ之一統連印如レ件。

一、遊女町は祇園一カ計り其外不二相成一候。

京都布令の影響

一、伏見海道猿餅屋娘御差止被仰付候。

京都に於て右の如き御觸度々の事にて、吟味・見廻等嚴重の事なるに、衣服・髮結等法度をし、御咎を蒙れる者不少故、衣服は大方木綿になりしか共、是迄髮をば髮結に結はせ、自身に結ふ事えせざる者共計りなる故、何れも女は見苦しき梳（すき）髮計りになりしにぞ、又御觸有りて梳髮は穢多・非人同樣なれば、決して不相成、髮結に結はせずして銘々互に結ひあふ事は苦しからざれば、しかすべし」との御觸あり。御奉行にも御苦勞の事なり。川東の青樓々々悉く召抱の遊女共召連れ四條芝居に召出され、女共身元幷賣られたる始末一々糺しとなり、追て沙汰致す迄客を取る事不相成と申渡されしかば、其夜より一統に掛行燈を引き門口を閉ぢぬ。其後一カ計り御免なりしとも、祇園町計りは許されしともいふ。されども何れも粗服にして、他へ出る事を禁ぜられ、客も手代召遣の類を相手とする事を差留められ、其身代も藝妓二朱・遊女一朱と之を定められ、之を現銀ならでは客とすべからずと、申渡されしといふ。自ら止みぬる樣の計らひなるべし。又吳服仲買の者共四箇月・六箇月等の

相對にて絹布多く仕入れし者共、御法度嚴しくなりし故、今は無用の物なりとて、買置きし代物を悉く元方へ差戻す。又株潰れぬる故兩替はいふに及ばず、金銀の預け、貸付等を悉く取戻さんとす。何れ一統に人氣立騷ぎし事なれば、大に騷動せしといふ。其中にて隱賣女・妾等の御吟味有るに、之も又仰山の事なりといふ。又入江十左衞門といへる與力是迄二萬兩・三萬兩・千兩・二千兩抔いへる町人共へ、無法の難題を云掛け、無罪の者を罪に落し、之を生かし置く時は、己が惡事露顯する故、其者共をば四斗樽に水を汲入れ、其中へ其人々を逆に漬置きて、悉く之を殺せしといふ。如此なして殺されし者七十餘人に及びしが、昨年大そうなる普請をなし、平日の敖り甚しき處より、公儀隱目附に見顯され、昨年來御預なりしが、其罪紛なきより當四月入牢す。大惡憎む可き奴なり。吉家何某とやらんいへる同心も之が同類なりといふ。入江己が罪の逃るゝ事能はざるにぞ、東西の與力・同心等之迄惡事せし事共、一一に言竝べ、惡事せし者仰山の事なりといふ。斯る混雜なるに、盜賊共頻に徘徊し、夜はいふに及ばず、白晝と雖も人を剝取る抔傍若無人なりといふ、騷々

しき事なりといふ。

問屋仲買に就いての布令

此度問屋唱方等の儀に付、從₌江戶表₋御觸達有ㇾ之趣は、江戶中計りの事には無ㇾ之、諸國共同樣の儀に候間、一統心得違無ㇾ之樣致し、以來都て株札幷問屋仲間・組合等唱候儀不₌相成₋候。右に付取締方の儀追て可₌申渡₋間、賣買筋の儀は先只今迄の通相心得、彌₌正路の取計可ㇾ致旨、最前相觸置候。然る處。金錢兩替屋・（堂島江戶堀）米仲買・酒造屋・唐紅毛物に携はる商賣人・和製砂糖屋・薩州荷受人・竹材木屋・木屋・質屋・古銅古道具屋・古手屋・金錢延商賣仲買・御用劍魚商人・朱座仲買・金銀座支配商賣人・銅座支配商賣人・旅籠屋・茶屋・風呂屋（但湯屋には無ㇾ之候）床髮結諸川船・通し日雇人請負。右之廉は猶又追て可ㇾ及ㇾ沙汰ㇾ候。其餘の分は諸事右御觸面の通相心得、諸商賣手廣に致し、勿論素人直賣買等勝手次第の事に候條、右に付猶又一統心得違無ㇾ之樣、御趣意の趣堅相守可ㇾ申候。

右之通三鄕町中可₌觸知₋者也。

寅四月　石見　遠見

再三儉約をさとす

口達

近來世上奢侈に押移り候に付、質素儉約の儀享保・寛政の度に復候樣、去る丑七月相觸置、其後御制禁の品々當寅年ゟ停止の儀、江戶表ゟ被二仰下一候趣、同年十一月相觸置候に付、追々質素・儉約に復候趣に候得共、未だ奢侈不二相改一、衣類を始め分限不相應の品致二取扱一候者も有レ之由不埒の事に候。右體相觸候上は、當寅年より急度可二相改一候は勿論の儀に付、右停止の品々已來賣買致間敷候。町人共儀家持・借屋人共外渡世向の身分高下を量り、分限を辨へ、他見を不レ厭、專ら質素・儉約を相守可レ申候。著用衣類等は譬へ金入に無レ之共。縫物幷錦織物・高直の唐物の衣類は勿論、其他華美目立つ絹布の類、輕き者共は娘・子供迄も絹縮緬類は襟掛け・裾除・前垂等の小切れにても用ひ申間敷候。尤古著用物其外共銘々分限よりなる丈内輪に致し、儉約專可二相心得一候。

一、髮の飾等も隨分不二目立一樣、粗末を用ひ、木櫛・笄等にても金粉・蒔繪の類。

一、女子用ひ候履物・草履緣り鼻緒等に天鵞絨は勿論、絹・縮緬の類。

一、菓子幷料理向等不益の手間掛り候品は勿論、都て高直の食類。

一、雛幷手遊び人形類、はま弓・菖蒲・甲刀・五月幟等に大造の品幷手籠り候品の類。

一、鼻紙入・袋物類・きせる其外小間物類、並び同然の品は勿論、日用幷器物諸道具類に至迄結構高直の類。

一、舞さらへ・淨瑠璃等師家の者宅にて、稽古同樣弟子共興行候儀は格別、料理屋・茶屋等借受け、座料等取り相催候儀。

一、町家に於て小見せ物同樣淨瑠璃又は軍書講釋・噺等の類、奉行所へ無斷座料を取り人集致し候儀。

一、寺社境内其外にて小見せ物等男女入交り催候儀、或曲馬と唱へ女馬乘等致し、歌舞妓狂言同樣の催致し候儀。

一、寺社開帳迎ひと唱へ揃衣裝を拵へ、華美の風體にて、大造の幟・提灯等取扱候儀。

一、公事人共下宿に於て手輕く致支度候儀は格別、酒肴取扱候儀。

一、近來女髮結渡世の者多く、自然と女の嗜を失ひ所業惰弱に押移り、風儀不レ宜候間、傾城町遊女等は格別、市中の者共女髮結に結はせ候事。

一、歌舞妓芝居道具衣裝等華美・高直の品相用候儀幷平生役者共猶更身分を辨へ目立候著用の儀。

一、葬式・佛事都て吉凶共有德の者にても、隨分不二目立一樣可レ致候。且葬送之節忌掛りの外、大勢見送途中橫行の儀。

一、高直の鉢植物類。

右の條々停二止一候。尤右の內には先年より追々爲二觸知一候趣も有レ之候處、近來猥に相成り、自然と土地の風儀にかゝはり候條、向後屹度愼可レ申候。且相撲取共の內には不相應の衣類・提物等著用の者も有レ之候由、右は他所ゟ貰受け自身調候儀には無レ之候共、以來は素人同樣不二目立一樣可レ致候。尤右に相洩候廉は追々取締可二申渡一候條、其段可二相心得一、右に付先達て相觸候通り、組の者爲二見廻遣一穿鑿候に付、萬一相背候者於レ有レ之者、無二用捨一嚴敷咎可二申付一間、後悔不

レ致様、一町限り所役人共ゟ篤と可ニ申聞一候。若し不心得の者有レ之者、所役人迄も可レ為ニ越度一條、心得違無レ之様三郷市中末々迄不レ洩様、可ニ申聞一置候事。

寅四月十六日

浮世之有様　巻之九上（天）終

大正六年十月十八日印刷
大正六年十月二十日發行

國史叢書
浮世の有様 四
定價金一圓二十錢

不許複製

編輯兼發行者　國史研究會
右代表者　今村勝一
東京市牛込區市ヶ谷柳町二九番地

印刷者　楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所　友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所　國史研究會
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番